令和2年第2回大津町議会定例会 会期日程

月日	曜	開議時刻	区 分	日 程	備	考
6月10日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由説明 ・ 先議承認第1号から 承認第13号まで、質 疑、討論、表決 ・ 議案第51号から議 案第54号まで質疑、 委員会付託		
6月11日	木	午前10時	委員会	各常任委員会		
6月12日	金		休会	議案等整理		
6月13日	土		休会	議案等整理		
6月14日	П		休会	議案等整理		
6月15日	月	午前10時	本会議	一般質問		
6月16日	火	午前10時	本会議	一般質問		
6月17日	水	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会		
会期				8 日	間	

本 会 議

提案理由説明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 専決事項の報告(5件)
- 大津町財政事情公表
- 令和元年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 令和元年度大津町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 令和元年度大津町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 令和元年度大津町工業用水道会計予算繰越計算書の報告について
- 令和元年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 株式会社熊本文化の森経営状況報告書
- 令和2年3月例月出納検査の結果について
- 令和2年4月例月出納検査の結果について
- 令和2年5月例月出納検査の結果について
- 要望書(3件)

令和2年第2回大津町議会定例会会議録

令和2年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日) 令和2年6月10日(水曜日) 三 宮 美 香 2 番 Щ 部 山本富二夫 1 番 良 3 番 豊 金 英 樹 5 番 瀨 和 久 佐 藤 真 田 本 省 生 番 府 内 博 番 源 貞 夫 田 8 隆 Ш 議員 大塚龍一郎 10 番 11 番 坂 本 典 光 12 番 手 嶋 隆 13 番 永 和 14 番 津 桂 15 番 荒 木 俊 彦 田 田 桐 原 則 16 番 欠 席 議 員 職務のため 長 矢 野 好 局 出席した 書 府 内 淳 貴 事務局職員 町 長 入 勳 家 総務部総務課課長補佐 伊 東 道 正 兼行政係 副 町 長 杉 辰 則 地方自治法第 水 総務部財政課主幹兼 政 係 長 司 本 大 121条第1 政 務 部 長 藤 本 聖 項の規定によ 育 長 吉良智恵美 り説明のため 住民福祉部長 豊 住 浩 行 出席した者の 部 長 羽 熊 教 育 幸 治 職氏名 済 克 経 部 長 田 上 也 平 鏧 部 次 長 出

土 木 部 長 併任工業用水道課長

総務部総務課長選挙管理委員会書記長

総務部財政課長

総務部税務課長

村

白 石

清

村

坂 本

Щ

水

上

龍

浩

和

博

光

範

己

文

成

農業委員会事務局長

孝

浩

藤

齊

会議に付した事件

承認第	1号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
		例)
承認第	2号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(大津町税条例等の一部を改正する条例)
承認第	3 号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第	4 号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(大津町介護保険条例の一部を改正する条例)
承認第	5 号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
承認第	6 号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(大津町税条例の一部を改正する条例)
承認第	7号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に
		関する条例)
承認第	8号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関す
		る条例)
承認第	9 号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
承認第1	0 号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(令和元年度大津町一般会計補正予算(第8号))
承認第1	1号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(令和2年度大津町一般会計補正予算(第1号))
承認第1	2号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(令和2年度大津町一般会計補正予算(第2号))
承認第1	3号	専決処分を報告し承認を求めることについて
		(令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))
議案第5	1号	大津町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第5	2号	公有財産の処分について

議案第53号	令和2年度大津町一般会計補正予算(第3号)について
議案第54号	令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第 7号 専決処分を報告し承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保 険税の減免の特例に関する条例)
- 日程第11 承認第 8号 専決処分を報告し承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料 の減免の特例に関する条例)
- 日程第12 承認第 9号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) 一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 日程第13 承認第10号 専決処分を報告し承認を求めることについて (令和元年度大津町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第14 承認第11号 専決処分を報告し承認を求めることについて (令和2年度大津町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第15 承認第12号 専決処分を報告し承認を求めることについて (令和2年度大津町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第16 承認第13号 専決処分を報告し承認を求めることについて

(令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)) 一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第17 議案第51号 大津町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第52号 公有財産の処分について

日程第19 議案第53号 令和2年度大津町一般会計補正予算(第3号)について

日程第20 議案第54号 令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)につ

いて

一括上程、提案理由の説明

日程第21 議案質疑

議案第51号	質	疑
議案第52号	質	疑
議案第53号	質	疑
議案第54号	質	疑

日程第22 委員会付託

議案第51号から議案第54号まで

午前10時00分 開会

開議

○議 長(桐原則雄君) ただいまから、令和2年第2回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

はじめに、去る3月定例会において、選任同意となりました副町長から挨拶の申し出があっておりますので、この際これを許します。副町長杉水辰則君。

○副町長(杉水辰則君) 皆さん、おはようございます。桐原議長からお許しがございましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

この度、先の3月議会において、家入町長から出されました副町長選任の同意案件につきまして、 議会の皆様方のご高配により、ご同意をいただきまして誠にありがとうございました。

私自身、あまりにも突然のことで驚きと戸惑いを感じているところでございます。もとより、その器でないことは重々承知しており、果たして、私のようなものが副町長の職務を遂行できるのか不安と心配が入り乱れているところでもございます。今、この場に立っていることに改めてその職責の重さを痛感しているところです。

平成28年の熊本地震から4年が経ちましたが、その間、家入町長をはじめ、議会の皆様方や町民の方々のご尽力により、復興の姿も見え始めてきたところではありますけれども、中国から発生したと言われる新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界に広がり、日本でも多くの患者が発生し、国内で900人以上の方がお亡くなりになっておられます。緊急事態宣言は解除されたとはいうものの、長引く自粛に子どもたちや高齢者をはじめ、多くの住民の方たちが苦しみ、とりわけ飲食業や観光産

業、さらに自動車関連産業などを中心とした経済的ダメージは大きく、住民の方の生活にも大きな影響が出ているところです。大津町でも対策を講じているところではありますけれども、今後、どのような影響が出てくるのか、大変心配をしているところでございます。

また、職員の事務的ミスが続発し、議会をはじめ、住民の方々に多大なるご迷惑及びご心配をおかけしていることにつきまして、大変申し訳なく思っております。ここに改めてお詫び申し上げます。

今後は、私自身、さらに気を引き締め、職員の指導にあたっていきたいと思っているところでございます。

このように、大変重要な時期にこのような大役を仰せつかるということで、私自身、本当に身の引き締まる思いではありますが、家入町長の補佐役として一所懸命頑張っていきたいと思いますので、 議員の皆様方におかれましては、これまで以上のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、切にこころからお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長(桐原則雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則 第127条の規定によって、7番本田省生君、8番府内隆博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議 長(桐原則雄君) 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長(津田桂伸君) おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、5月27日午前10時から役場分庁舎3階ミーティングルームにおいて、委員全員出席のもと、桐原議長に出席を願い、令和2年第2回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の17件について、執行部より大筋の説明があり、協議いたしました。また、 議事日程、会期日程、その他議事運営全般について協議いたしました。

町長提出議案のうち、承認第1号から承認第13号までの13件については、先に決議すべき案件でありますので、本日の会議において質疑、討論のあと、表決することといたしました。

一般質問については、9名ですので、一般質問の1日目は、通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。一般質問は、コロナウイルス感染予防のため、各60分の持ち時間の中で、30分経過を目途に10分程度の換気のため休憩を入れることといたしました。

次に、会期日程について協議し、議席に配付のとおり、本日から17日までの8日間といたしまし

た。また、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

なお、今回も前回同様に、マスクの着用や室内の換気など、新型コロナウイルス感染予防のための 措置を行うことを申し合わせています。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員長報告を終わります。議員各位の協力をよろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程(案)のとおり、本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長(桐原則雄君) 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第1号から日程第12 承認第9号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・ 計論・表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第4 承認第1号から日程第12 承認第9号までの9件を一括して議題とします。

お諮りします。

承認第1号から承認第9号までの9件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を 省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認9号までの9件は、 委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 皆さん、おはようございます。大変コロナ関連等につきましては、町民の皆様をはじめ、議会の皆さんにご協力いただきまして、ご理解のもと、第1波についてはしっかりと抑え込んでおるというような思いをしております。今後につきましても、皆さんのご理解とご協力をお願いしながら町民の皆さんの安心・安全な、そして生活関連等の支援を今後とも続けてやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第1号から第9号の事案の案件でございますけども、専決処分を報告し承認を求めることについてでございます。

承認第1号、「大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」 につきましては、専門性の高い職種の給料表等の改正を行うことに伴い、条例の一部を改正したもの でございます。

承認第2号、「大津町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正 する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第3号につきましては、「大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、 地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したもの でございます。

次に、承認第4号、「大津町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施 行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布、施行されたこと に伴い、条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第5号、「大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金を支給することに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第6号、「大津町税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第7号、「新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例」につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免を行うことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第8号につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例」につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免を行うことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第9号、「大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、後期高齢者医療制度の被保険者に対し、傷病手当等を支給することに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

以上、承認第1号から承認第9号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定による議 決事件ですが、急施を要したもので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項 の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。承認を賜りますよう、よろしく お願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細の説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 皆さん、おはようございます。私のほうから承認第1号、それから第2号、

第3号、第6号、そして第7号の5本についてですね、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、承認第1号の大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めることについてご説明をいたします。

議案集は1ページから3ページ、説明資料は1ページになります。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い制定されました大津町会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例について、令和2年4月1日に施行させることに伴いまして、急施を要する必 要事項等について一部改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日 に専決処分をしたものでございます。

大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、令和 2年の4月1日施行することとしておりましたけども、施行に向けた準備段階で、近隣市町との調整、 それから実際の任用形態に即した形での運用を想定するにあたり、専門性の高い職種の給料表や通勤 に係る費用弁償等の必要事項等について、条例の一部を改正したものでございます。

条例の改正文についてご説明いたします。

説明資料集の2ページから新旧対照表で内容をご説明をいたします。

第4条の第1項、第5条の第1項、第6条につきましては、文言の整理をいたしております。

また、第4条に新たに第2項を加えまして、専門性の高い職種の中でも、職務内容の特殊性から行政職給料表の1級、2級の給料表を適用することが適当でないと任命権者が認めます外国語指導助手、それから国際交流員、要支援児童対策員の給料につきまして、従前の非常勤職員時の給料水準、あるいは近隣市町の給料水準を考慮し、新たに規定するものでございます。また、給料表につきましては、別表第1「教育職及び専門職のうち任命権者が認める給料表」を規定しております。

第28条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償についての規定ですけれども、 多様な勤務形態のパートタイム会計年度任用職員の勤務実態に即し、特に週当たりの勤務日数が短い 職員に対応するために、費用弁償の額等について規則で委任するよう条例を改正し、パートタイム会 計年度任用職員の実際の勤務日数に応じて、通勤に係る費用弁償を日額で支給できるように定めるも のでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第2号、大津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求める ことについてご説明いたします。

議案集は4ページから19ページ、説明資料集は4ページから7ページ、それから、そのあと8から59ページが新旧対照表を掲載をしております。

まずは議案集の4ページをお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことによりまして、急施を要した大津町税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

まず、今回の主な改正内容についてご説明いたします。

個人住民税につきましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しになります。すべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、1点目、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する単身者について、同一のひとり親控除を適用することとしたものです。

2つ目として、上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養家族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限を設けることといたしております。

資産課税につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応といたしまして、現 に所有している者の申告の制度化です。土地または家屋の登記簿上の所有者が亡くなられて、相続登 記がされるまでの間におきまして、現に所有をしている者に対して、市町村の条例で定めるところに より、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとするものです。

また、使用者を所有者とみなす制度の拡大です。調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が1人 も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知をした上で、使用者を所有者としてみなして、 固定資産税の課税台帳へ登録し、固定資産税を課すことができるとすることになります。

消費課税につきましては、たばこ税の見直しになります。軽量な葉巻たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税方式の見直し、紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう最低税率を設定するものでございます。

次に、利子税・還付加算金の割合の引き下げになります。市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合を引き下げるものでございます。還付加算金の割合は、各年の還付加算金の特例基準割合が年7.3%未満の場合は、その年中においては、その還付加算金特別基準割合といたします。

以上が条例改正の主な改正内容ですけれども、今回の改正条例は、4条で構成されまして、第1条から第3条で大津町税条例の一部改正を行い、第4条で年号及び年度を改め、附則で、施行日が異なるものについて規定し、従前の経過措置があるものについて整備し、年号及び年度の改めを行っております。

続きまして、説明資料の5ページのほうをお願いいたします。

まず、税条例の一部改正についてですけども、特に施行日の記載がないものにつきましては、令和 2年の4月1日施行ということになります。

最初に、24条の第1項の第2号、それから、第34条の2につきましては、個人の町民税の非課税の範囲を見直し、寡夫を除いて生計を同じとする、子を有する単身者であるひとり親を対象に追加したものです。

所得控除についても、寡夫を除きひとり親控除を追加したものになります。

それから、31条の第2項及び第3項につきましては、法人税法における連結納税制度の見直しによりまして、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行うグループ通算制度に移行したことに伴

う規定の整備になります。

第36条の3の2、それから第36条の3の3は、個人の町民税に係ります給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に単身児童扶養者に該当する場合には、申告書にその記載を不要としたものになります。

48条の第9項及び第16項は、法人の町民税の申告納付についてでございます。通算法人について、課税標準を課税とすることに伴う規定の削除と、法人税において、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う、規定の整備になります。

50条が法人の町民税に係ります不足税額の納付の手続きについては、法人税において通算法人ご とに申告等を行うこととすることに伴う、規定の整備になります。

52条が、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金は、法人税において、通算法人ごとに 申告等を行うこととすることに伴う規定の削除になります。

第54条が固定資産の納税義務者等は、調査を尽くしてもなお所有者が1人も明らかとならない場合は、事前に使用者に対して通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産を課すことができることとしたものです。

7 4条の3で、現所有者の申告は、土地または家屋の登記簿上の所有者が亡くなって、相続登記が されるまでの間において、現に所有している者に対して、氏名、住所など賦課徴収に係る必要な事項 を申告させることができるとしたものです。

94条で、たばこ税の課税標準は軽量な葉たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方式について令和2年10月から2段階で見直しをするものです。

96条がたばこ税の課税免除の適用にあたっての必要な手続きを簡素化したものになります。

それから、附則の第3条の2、附則の第4条が延滞金の割合等の特例は、租税特別措置法の延滞金 等の特例措置の改正に伴う規定の整理になります。

附則8条で、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、肉用牛の売却による事業 所得に係る課税の特例の適用期限を令和6年度まで3年延長するものです。

附則の17条で、長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例は、低未利用土地等を譲渡した場合は、低未利用土地の譲渡益から、100万円を控除することができることとする特例を設けたものになります。

附則の第17条の2で、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を令和5年まで3年延長したものです。

最後に、大津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてですが、平成31年度改正条例第3条中の第24条の改正規定で、附則第1条第4号、附則第4条の非課税の範囲にひとり親を加えたことによる単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るものになります。

その他の改正としましては、法令等の改正に伴う条や項、号のずれ、並びに改元対応、それから用

語及び法令名、番号等所要の規定の整備を行ったものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、承認第3号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、 承認を求めることについてご説明をいたします。

議案集は20ページから21ページ、説明資料集は60ページから61ページになります。

まずは議案集の20ページをお願いいたします。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布施行によりまして、急施を要した大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料の60ページをお願いいたします。

まず、今回の主な改正内容についてですけれども、1つ目は、国民健康保険税の課税限度額の改正になります。医療給付費分の課税限度額を現行の61万円から2万円引き上げて63万円とし、介護納付金課税額を1万円引き上げて17万円、それから、後期高齢者支援金分19万円とあわせて保険税全体の課税限度額を96万円から99万円に引き上げるものになります。

それから、2つ目は、均等割・平等割の軽減判定基準の改正になります。7割軽減については変更がございません。5割軽減の対象となります世帯の軽減判定の所得額は、現行では、政令で定める金額28万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計を乗じた金額に基礎控除の33万円を加えた金額以下としていましたが、この政令で定める金額を28万円から28万5千円に引き上げるものになります。また、2割軽減の計算基礎となります政令で定める金額51万円につきましても52万円に引き上げるものになります。

説明資料集の61ページをお願いいたします。

ここでは、条ごとに改正内容を解説しておりまして、内容につきましては、先ほど説明した主な改 正内容のとおりですので、施行日は、記載がない条文はすべて令和2年4月1日ということになりま す。

以上で説明を終わります。

続きまして、承認第6号、大津町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求める ことについてご説明をいたします。

議案集は27ページから29ページ、説明資料集は71ページから72ページになります。

まずは議案集の27ページをお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、急施を要した大津町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料の71ページをお願いいたします。今回の主な改正内容についてです。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、収入に相当の減少、前年期

比概ね20%以上ですけども、これがある場合においては、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を設けるものになります。

次に、固定資産税の軽減措置等については、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置として、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロということにするものです。

また、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長として、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象の拡充と生産性向上特別措置法の改正を前提に適用期限を2年延長するものでございます。

さらに、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長として、税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年の3月31日までとするものです。

その他、イベントを中止などした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に 係る個人住民税における対応や、住宅ローン控除の適用要件の弾力化で、今回の影響により入居が遅 れた場合に控除対象を1年間延長するものです。

以上が条例改正の主なものになります。

今回の改正条例は2条で構成され、第1条は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するとしております。

最後に、承認第7号、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例 に関する条例について専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明をいたします。

議案集は30ページから34ページ、説明資料集は76ページをお願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により実施する施策で、急施を要するものとして国民健康保険税の減免の特例に関する条例について、令和2年5月13日に専決処分を行ったもので、国民健康保険税の減免を速やかに行うことができるよう早急に条例を制定する必要があったことから、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者について、既存の大津町税災害減免条例、それから大津町の国民健康保険税災害減免条例では、減免の運用が難しいことや、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した場合の減免規定がないことから、国民健康保険税につきましては、円滑な減免の実施をすることにより、住民の生活支援に資することを目的として制定をいたしたものでございます。

議案集の31ページをお願いいたします。

第1条で、新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した納税義務者に対して、大津町国 民健康保険税災害減免条例によらず、今回の特例条例を適用することとしています。

第2条で、減免対象となる保険税について規定し、令和元年度及び令和2年度の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものとしています。新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡された方の場合などについて、影響の程度により国民健康保険税の減額または免除の割合を明示するとともに、影響を受けた納税義務者

に対し、前年の合計所得に応じて減免を適用することとしています。

第1号で、今回の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った場合については、全部。そして、第2号で、影響により主たる生計維持者の事業収入が10分の3以上減少した場合は、前年の合計所得などにより10分の2から全部までの減免割合を掛けて軽減することとしております。

第3条で、減免の申請について規定をしております。

第4条で、減免の取り消しについて規定をしており、虚偽及び不正な行為により減免を受けた場合 や平成30年分及び令和元年分の所得の修正申告を行って収入要件に該当しなくなった場合に減免を 取り消すこととしております。

第5条で、この条例の施行に関し必要な事項について規則で定めると規定しております。

附則で、この条例は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとしています。

〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長豊住浩行君。

以上、よろしくお願いいたします。

○住民福祉部長(豊住浩行君) 皆さん、おはようございます。それでは、承認第4号から説明いたします。

承認第4号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることに ついてご説明いたします。

議案集は22ページから23ページ、説明資料集は65から66ページになります。

それでは、議案集の22ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布、4月1日から施行されることに伴い、低所得者の保険料軽減強化を完全実施するために急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月30日に専決処分をしたものです。今回、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料の65ページをお願いいたします。

今回の介護保険料の軽減につきましては、保険税増税分を財源とし、昨年度に引き続き、低所得者である住民税非課税世帯に対して行われるものでございますが、昨年度は10月から消費税が引き上げられたため、完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定して実施したものを、今年度は4月より完全実施するものです。

1の対象者数は、保険料段階が第1段階から第3段階のおよそ2千500人となります。 説明資料の66ページをお願いいたします。

- (2)の保険料率の改定に記載しておりますとおり、保険料の軽減が完全実施されることで、第1段階の方は基準額の0.3、第2段階の方は0.5、第3段階の方は0.7まで減額されることになります。
- (3) 保険料額の変化については、表の一番右側の欄にありますように、第一段階の方で年額約1 万2千円、第2段階の方で約1万6千円、第3段階の方で約4千円、平成30年度に比べて保険料が

軽減されることになります。

3の財政面への影響につきましては、軽減し減収となった保険料分は、公費で全額補てんされることになっております。

以上で、承認第4号についての説明を終わります。

続きまして、承認第5号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明いたします。

議案集は24ページから26ページ、説明資料は68ページ、新旧対照表が69から70ページとなります。

それでは、まず議案集の24ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当の支給をするため、急施を要した大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、4月27日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料の68ページをお願いいたします。改正理由についてご説明いたします。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者に傷病手当を支給する市町村等に対し、支給額の全額について国から特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受けまして、厚生労働省から市町村に対しまして、傷病手当金の支給を行うことについて検討をするよう要請がなされたところでございます。

これを受け、被保険者の生活の支援及び療養を促すことで感染拡大を防ぐことを目的として傷病手 当金の支給ができるよう、大津町国民健康保険条例について、所要の改正を行ったものです。条例改 正につきましては、感染拡大防止と被保険者の生活を保障する観点から、早急に傷病手当金を支給す る体制を整える必要がございましたので、4月27日に専決処分により施行をいたしました。

改正の概要につきまして説明をいたします。

まず、支給対象者といたしまして国民健康保険の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者となります。

- (2) の支給対象日数につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を 経過した日から労務に服することができない期間となります。
- (3) の支給額につきましては、直近の継続した3カ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額となる平均給与収入日額に、支給割合の3分の2と、労務に服することができなかった日数を乗じた額となります。
- (4)の適用期間につきましては、令和2年1月1日から9月の30日までの間、療養のため労務に服することができない期間となり、1月1日まで遡及して支給できる扱いとなっております、また、入院が継続する場合などは、最長1年6カ月の適用となります。

最後に、県内の状況についてですが、すべての市町村において、傷病手当金の支給を行う予定とな

っております。

以上で、承認第5号について説明を終わります。

続きまして、承認第8号、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例 に関する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明をいたします。

議案集は35ページから38ページに、説明資料集は78ページになります。

それでは、議案集の35ページをお願いいたします。

今回の条例は、令和2年4月9日に、厚生労働省から出された通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について」に基づき、特別調整交付金の交付対象となる減免措置を行い、その通知に沿った減免制度を設けるもので、現行の大津町介護保険条例では規定されていない事項を特例として実施する必要があり、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月13日に専決処分をしたものでございます。

議案書の36ページをお願いいたします。

第1条において、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免については、大津町介護保険条例第9条の規定によらず、この条例に定める内容で行うこととしております。

第2条の保険料の減免において、次のいずれかに該当することになった第1号保険者を対象に、保 険料の減免を行うこととしております。

まずは、第1号被保険者の属する主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った場合で、減免割合は全額としております。もう1つが、第1号被保険者の属する主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合です。

議案集の37ページをお願いいたします。

主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合、その減少額が前年と比べ10分の3以上であり、かつ、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること、この2点を満たしている場合、保険料の減免対象となります。この場合、前年の合計所得金額によって減免割合が全額の場合と、10分の8の場合の2つのパターンでございます。

なお、対象となる保険料は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、普通徴収の納期限や特別徴収の対象年金給付の支払日が設定されているもので、減免を受けようとする場合は、町長に申請していただくこととしております。

第3条において、減免の取り消しについて規定をしております。虚偽の申請や不正行為等によって 保険料の減免を受けた場合は、その減免を取り消すといった内容でございます。

議案集の38ページをお願いいたします。

第4条において、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとし、附則として、令和2年2月1日から適用することといたしております。

以上、承認第8号について説明を終わります。

続きまして、承認第9号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を

報告し、承認を求めることについてご説明いたします。

議案集は39ページから40ページ、説明資料集は79ページ、新旧対照表が80ページとなります。

それでは、まず議案集の39ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、後期高齢者医療制度の被保険者に対し、傷病手当金を支給するため、急施を要した大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり5月13日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定にこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料の79ページをお願いいたします。改正理由についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした後期高齢者医療制度の被保険者に対し、労務に服することができない期間、その生活の支援及び療養を促すことで感染拡大を防ぐことを目的として、熊本県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するための条例改正を行ったところです。

広域連合が傷病手当金を支給するためには、構成市町村が申請書の受付を行うことができるように、各市町村の後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があることから、大津町後期高齢者医療に関する条例について、所要の改正を行ったものでございます。予算措置につきましては、事業主体であります広域連合が行うこととなっております。

条例改正につきましては、広域連合が傷病手当金の支給に係る所要の条例改正を5月13日付けで 専決処分したことを受けまして、町は速やかに傷病手当金を支給する体制を整える必要がありました ので、広域連合の専決処分日と同日付けで専決処分を施行をいたしたところでございます。

改正内容につきましては、条例第2条に規定する「町が処理する事務」に傷病手当金の支給に係る 申請書の提出の受付を追加したものでございます。

広域連合が条例改正を行いました傷病手当金の支給対象者や支給対象日数、支給額等の内容につきましては、先ほど、承認第5号で説明しました国民健康保険の傷病手当金と同じ内容となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、承認第9号についての説明を終わります。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 承認第1号について質疑いたします。

会計年度任用職員ということで説明がありました。急を要するということで専決処分ということでありますが、よくよくこの給与を見てみますれば、例えば、37万6千500円とか出てきますけれども、よく思うんですけど、我々議員職は私がもう20数年やっていますけれども、基本は24万9千円です。一切上がっておりません。ですから、かなりの乖離がありまして、その議員も専門職だろうと私も思っておりますんで、教育職、専門職で12万7千500円ぐらいその差があるわけですよ。ここで議員の給与、報酬ですね、報酬を上げろというつもりはさらさらありません。ただ、議員はも

のになるかならんかというものは選挙でこう選別されますんで、その点については、ここで言うことではないと思いますが、ただ、この給与月額を見たときにですね、これだけの仕事をしてもらわなければならないということで、結局、会計年度1年間ですね、ということを考えれば相当な額にのぼってくるわけですよ。ですから、こういった専門職の人なんですよっていうことを明言して雇い入れをするのならば、そういった方々の人事管理というものを徹底してもらわなければならないと、こういうふうに考えます。ですから、途中で2カ月、3カ月、よく民間企業はこうお試し期間と申しますか、ありますんで、そういった形で、どうもこれものにならんぞというのにですね、こういった町税をですよ、垂れ流すことには許されないと思うわけです。ですから、この人事管理について、きちんとした規定なり、方法なりを定められているのか。非常に重要なことだと思いますので、そしてまた、途中でその契約を破棄させて、あなたはきちんとしたこの専門職に見合った仕事を履行されてないということで解雇と申しますか、契約を解除することができるのか。

以上、お聞きしたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。

○総務部長(藤本聖二君) 今回、条例改正ということで、3点のですね、職種について金額を上げさせてもらっております。この基準については、当然、町のほうではですね、必要な職種について、専門性があるものについて、3職種について専門性をもった者で募集をして、年間契約でこういった業務を担ってもらいたいということで、お互いの契約の中で金額も決めてやっていただいております。そして、年度更新をやっていくというような流れになっています。この金額の設置につきましてはですね、一応県のほうの基準単価がございますので、それに沿うような形で金額の単価設定をしております。これはあくまでもいわゆるフルで働いた場合の金額の限度額というのを設けておりますので、それぞれ職種に応じて、フルでじゃなくって、週のうち数日間とかですね、そういういろんなパターンがありますので、それを日額単価に割戻してやっているということですので、ただ、まずはこの3職種についてどういったことをやってもらうというのが一義あって。で、どういったスケジュールというか、どういった時間も含めてですね、そういった中で我々が必要とするものに対して応募していただいて、そして、お互いのやりとりの中で業務内容、そして金額を設定して1年ごとに更新をやっていくというような状況になっております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

ただいまの答弁は、あくまでもこういった専門職を雇い入れるためのこういったその決まり事というものをちゃんと手はずを踏んで契約をやっておりますというまでであって、私がこの人事管理をきちんとやってくださいというものは、この教育職なら教育職としての評価ですよ。本当に外国語指導助手の仕事として、例えば、その生徒たちがこれだけの効果が上がりましたとか、そういった評価が必要なんです。そういったですね、県のいろんなそういった指標を基につくるのは全然かまいません。それは、全体を我が大津町よりも全体を見越してそういった給与表なり、そういったものでできていると思われますので、その部分についてではありません。あくまでもその方が結果を出されているか

どうかということに対しての評価ですよ。この点に対しての人事管理が非常に重要になってくるから 専門職でしょうという質疑なんです。ですから、このことについて、再度お答え願いたいと思います。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) それでは、すみません、永田議員のご質問にお答えさせていただきます。 業績をですね、評価しなければならないということでは、確かに思っております。学校に外国語指 導員の方はですね、配置をしておりますので、毎年、学校の校長先生のほうに評価をいただいており ます。で、面談をして、各項目についての評価をいただいております。それをまた教育委員会のほう と校長先生と共有をさせていただいて、今対応をしているところでございます。一応任期付きという ことで雇用しますので、また方針なり、その評価をみながら雇用のほうの管理をさせていただいてお るところです。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- **〇13番(永田和彦君)** 再度質疑いたします。

今の答弁もですね、1段目、2段目、あと3段目があるんですよ。欲しいのは、その生徒たちが身になったかどうかなんです。ですから、例えば、その会計年度任用職員という人が、校長先生が面談いたしますといったときに、やたらごますりがうまい人、いろいろおりますよね、人間性ってありますんで。はっきりやっていますとか、やってないけどやっていますとか、口からでまかせ言う人もいるかもしれません。ですから、そういった評価というものは、もちろん校長先生というならば、全体をつかさどっている方なんで、いろんな形から、いろんな角度から見ておられるでしょう。その人の行動なり何なりをですね。じゃなくて、結果として、その生徒たちがいい教育を受けて、質のいい教育ですね。受けて、それが必ずやこれからの人生に身になるものであって、自分を守ってくれるものであって、そういったものにつながるのかという評価が一番教育は重要なんですよ。よく教育論侃々諤々言って、自己満足浸っている方々っておられますよね。それはその人たちが自分たちで自分たちを評価しているんです。違うんです。子どもたちがどういった人生の糧になるかという教育を、そのしていただきたいから専門職なんですよ。ですから、この点についてのアンテナというのをきちんとはってもらって、評価の仕方というものをやっぱり確立しないといけないと思うんですよね。ですから、これ非常に難しいと思いますよ。しかしながら、これって長年の懸案じゃないですか。おそらくそう思いますんで、この点について、再度質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) 再度質問のほうにお答えいたします。

今言われましたように、実際どうなのかというところの部分だと思います。実はですね、外国語指導員さん方には、とてもこう一生懸命に子どもたち、生徒たちとですね、関わりを持っていただいております。生徒たちの評判もいいんですけども、結果としてですね、英語スピーチの県の昨年度はですね、コンクール大会で大津北中と大津中学校の生徒がですね、それぞれ県大会で、スピーチ大会で優勝するというような結果も残されているような状況でございます。そういった状況で、今、雇って

お願いしている方々には、実績も一緒にこうあげていただいているというようなところで今考えているところです。子どもたちにとっても将来的にもですね、こういった経験を、いろんな経験を子どもたちのためにやられてますので、子どもたちのためには、将来的にはなっていくと思っているところでございます。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 承認第4号について質疑をいたします。

昨日の全協のほうでもですね、お尋ねいたしましたけれども、これにつきましては、説明資料集の65ページを見ていただいて、この一番下の行にですね、条例は3月31日に専決処分により改正し、予算は6月補正を行うということになっているわけですね。わざわざこれ線を引いてございますので、当然これが普通のことではないという認識はあられたんだと思います。その上でこのようにですね、処理をされた、その理由については確認をしなければいけないと思いますので、説明をお願いしたいと思います。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長豊住浩行君。
- **〇住民福祉部長(豊住浩行君)** 佐藤議員の質疑にお答えをいたします。

条例と予算を同時に上程するべきではなかったかというようなご質疑だと思います。今回、条例改正と補正予算の取り組みに関しましては、町としてどのような対応をするべきか役場内部で検討を重ねたところでございます。最初に当初予算に計上しまして、3月議会に条例改正を提案する方法と、予算をですね、同時に提案する方法について検討いたしましたけれども、政府内で政令の一部改正される時期が長らく未確定でございましたので、この方法を採ることができませんでした。実際、政府の政令はですね、令和2年の3月31日に確定をいたしております。

もう1点が6月の議会で条例と予算を同時に計上する方法についても検討をしたところでございます。まず、条例を6月議会に諮った場合、令和2年6月議会の議決を経てから第1号被保険者の方々に納入通知書を送付いたしますが、送付した日から納期限の6月30日まで20日という期間をですね、確保することができないということで、厳しいということで判断をしたところでございます。

また、予算につきましては、款項目がすべてないものではございませんで、新規計上するだけでは ございませんでした。昨年度から実施しております款項目がありまして、その既存にある予算をです ね、使う形を取ることから、条例につきましては、専決処分で対応し、予算につきましては、6月補 正で調整する方向で今回結論を付けたところでございます。

議員おっしゃるとおり、本来はですね、原則論に立ちまして、条例改正と予算計上を同時に計上する。例えば、4月に専決処分を行う前段として3月の全協で事前説明を行いまして、4月1日付で条例改正、並びに補正予算の専決処分をして6月の全協で報告するなど、それが理想であったかなというふうに思っているところでございます。

以上な理由がございまして、今回、計上時期がずれてまいりました。今回はですね、原則論と異な

る方法をとりましたが、何卒ご理解をいただきたいというふうにお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 検討されたですね、経緯等につきましてはですね、今の説明でよかったかと思います。言われます、その内部で検討しましてというのがですね、このいろんな質疑に対してよく答えとして出てくるんですよ。でも、その内部の検討というものは、当然、いろんな部署がこうもちよってですね、寄り合ってお話をされるんでしょうけれども、内部で了解を得られることが目的じゃなくて、外部の評価に耐え得るところまでもっていかなきゃいけないと思うんですよね。そうした議論を今後は中のほうではやっていただきたいと思います。この事情については、一応理解しましたので、ただ、本会議でですね、きちんと整理しておく必要があるかと思いまして、あえて指摘をさせていただきました。

以上、終わります。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 承認第5号の国民健康保険条例の一部を改正する条例について、まずお尋ねをいたします。

説明資料の68ページですかね、いわゆる国民健康保険制度では今まで傷病手当金制度はなかったわけですが、今回、新型コロナウイルス感染症に関して、傷病制度を導入するということですが、これは非常に結構なことですが、支給対象者ですね、これが被保険者の中で、被用者、いわゆる給与所得者しか対象にしないと。ここは一番の問題ポイントではなかろうかと思うんですね。国民健康保険にはいわゆる自営業者や、あと農業従事者等がまだ比較的多いわけですけど、こういう方々がもし新型コロナで収入を絶たれた場合、もっと悲惨な目に遭うわけですね。給与所得者よりもっと悲惨な目に遭います。そういう方々に対しては、全く配慮が欠けている。あるいは、平等性に欠けていると言わざるを得ませんので、せっかくよい制度を、今回のコロナ対策でですね、該当者はいないほうがいいわけですけど、万が一そういうことになった場合は、被用者以外の方は救われないということになると思いますけど、そういうことに対する配慮はなされなかったのか。する必要があるのではないかということについてお尋ねをしたいと思います。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長豊住浩行君。
- **○住民福祉部長(豊住浩行君)** 荒木議員の質疑にお答えをいたします。

自営業者を対象とせずに給与収入のみを何で対象にしたのかと、支給対象としたのかという理由でございますけども、また、町独自にですね、自営業者を支給対象とする考えはないかというような2点だったというふうに思います。議員ご承知のとおり、自営業者についてはですね、国の持続化給付金や県の事業継続支援金等のですね、別の支援施策があると思います。自営業者は比較的収入が不安定であるため、収入が大きく増えた時期の収入により、傷病手当金がですね、算定された場合は、収入が安定している被用者との公平をですね、保つことが難しいというふうに考えております。こうした理由によりまして、事業者につきましては、国の財政支援の対象外とされておりますものですから、

町も対象としてないところでございます。

また、自営業者を町独自で支給対象とすることにつきましては、支給対象とした場合、厳しい財政 運営を続けておりますので、町の国保が支給者の全額を負担することによりまして、今後、感染が拡 大し、支給対象者が増えた場合ですね、保険財政を圧迫するという可能性もございますので、慎重に 検討する必要があるかなというふうに考えているところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) この新型コロナがですね、猛威をふるって、そういう事態が想定されないとは言えませんけど、自営業者、ほかの制度もあると言いますけど、そもそも大体不安定な仕事ですよね。また、そういう人たちはですね、なくてはならない仕事でもあるわけですよね。農業者しかり、個人でやってらっしゃる自営業者しかり、中小業者しかりです。そういう配慮は忘れてはならないと思う。だからお聞きをしたわけです。

もう1点いいですか。先ほど同僚議員からの質疑がありました、介護保険ですね、条例は3月31日に専決処分をし、予算は6月補正ということで、いわゆる私もうっかりしてたんですけど、地方自治法の222条ですかね、予算を伴う条例と同時に、条例改正の場合、予算を伴う場合は、予算措置もしなさいという原則だと思うんですけど、ただ、それを調べてみましたら、条例と予算のセットが原則ではあるけれども、先に条例を改正して、予算措置は何ですかね、いわゆる町長が判断をして、予算を確実に入るという、確保できるという見込みがあれば、同時に提案する必要はないという解釈はあるようですけど、私は、多分それでいいと思うんですけどね、何が何でも条例と予算を必ずセットで出さないかんということではないというふうに解釈をしていいと思うわけですけど、これは総務のほうになるんですかね。そういう解釈が、多分、私はそれでいいと思うんで、それはちゃんと説明するときに条例は専決をしたけど、自治法の222条には抵触をしないということをちゃんと説明した上で提案をすれば問題はないかと思うんですけど、その解釈についてお尋ねをしたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。

○総務部長(藤本聖二君) 専決についての条例と予算関係についてのお尋ねだと思います。

基本的にはですね、当然条例を制定するにあたって、やはり予算化が伴いますので、予算とセットでですね、協議をしていただくというのが一般的な考え方だと思います。今回の介護保険の件につきましては、県のほうからはですね、そのいわゆるそのセットという考え方の中で、6月議会で条例と予算を審議していただくのか、あるいは、前段で専決処分として条例と予算を専決処分するという方法の話もあっております。そんな中で、我々いろいろ考えた中で、まず住民の方にですね、制度をしっかりと知っていただく意味では、先に条例を専決処分をさせていただいて、そして、そのあと予算化ということで考えたところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) いわゆる地方自治法のこの222条に抵触をするかどうかて、こういうとこがやっぱ原則とちょっと違うようなやり方をする場合は、きちんと説明をしてもらわないと誤解を招くということを指摘しておきたいと思います。

終わります。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。 本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。 次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町税条例等の一部を改正する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。 次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。 次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町介護保険条例の一部を改 正する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご 起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。 次に、承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町国民健康保険条例の一部 を改正する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方 はご起立願います。

[起立全員]

〇議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

次に、承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町税条例の一部を改正する 条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願 います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。 次に、承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。 次に、承認第8号、専決処分を報告し承認を求めることについて(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。 次に、承認第9号、専決処分を報告し承認を求めることについて(大津町後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認すること に賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長 (桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。 しばらく休憩します。11時25分より再開します。

午前11時11分 休憩

Δ

午前11時25分 再開

O議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 執行部席の変更を行っていますので、予め申し上げます。

日程第13 承認第10号から日程第16 承認第13号まで一括上程・提案理由の説明・ 質疑・討論・表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第13 承認第10号から日程第16 承認第13号までの4件を一括して議題とします。

お諮りします。

承認第10号から承認第13号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付 託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、承認第10号から承認13号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 提案いたしました第1号から9号の承認案件につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、続きまして、承認第10号から承認第13号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第10号、「専決処分を報告し承認を求めることについて(令和元年度大津町一般会計補正予算(第8号))」につきましては、今回の補正は、地方交付税、地方譲与税等の確定及び熊本震災に係る復興基金創意工夫分の確定等に伴う基金繰り入れ等の補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千839万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億9千471万6千円としたものでございます。

次に、認定第11号、「専決処分を報告し承認を求めることについて(令和2年度大津町一般会計補正予算(第1号))」についてですが、この補正は、町営住宅使用料の裁量階層における誤徴収に伴う歳出還付金の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を175億3千853万4千円としたものでございます。

次に、認定第12号、「専決処分を報告し承認を求めることについて(令和2年度大津町一般会計補正予算(第2号))」につきまして、今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36億6千996万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を212億949万8千円とするものでございます。

次に、認定第13号、「専決処分を報告し承認を求めることについて(令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))」につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当等の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億8千957万8千円としたものでございます。

以上、承認第10号から承認第13号までの事案は、地方自治法第218条第1項の規定による議 決事件ですが、急施を要したもので、同法第179条第1項の規定により、専決処分をし、同条第3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。承認を賜りますよう、よろし くお願い申し上げ、なお、所管部長より、詳細説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 私のほうから承認第10号、11号、12号の3本についてご説明をさせていただきます。

まず、承認第10号、令和元年度大津町一般会計補正予算(第8号)についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて、別紙補正予算の概要をご参照をお願いいたし

ます。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千839万2千円を追加し、予算の総額を173億9千471万6千円とするものでございます。

今回の補正は、歳入では、地方交付税及び地方譲与税等の確定や熊本地震に係ります復興基金創意 工夫事業の確定に伴います、熊本地震大津町復興基金からの繰り入れ等、また、歳出では、農業用の 機械導入事業の事業不採択に伴います補助金の減額などが主な補正でございます。急施を要したため、 3月31日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

款2の地方譲与税から14ページ、款の11地方交付税までは、いずれも交付額の確定に伴うものであります。地方交付税1億1千547万2千円の増額は、特別交付税分の増額です。熊本地震関連で、宅地復旧に係る拡充事業の財政措置分などが含まれております。

15ページをお願いいたします。

款15国庫支出金は、参議院議員通常選挙に係ります委託金の確定に伴う増額です。

次に、款16、項の2県補助金は、農業用機械の導入事業における事業不採択に係る減額になります。

その下、項の3委託金は、県知事選挙に係る委託金の確定に伴う減額です。

16ページをお願いいたします。

款19繰入金です。熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の事業費確定に伴い、熊本地震大津町復興基金より繰り入れを行い、充当するものでございます。

なお、充当事業につきましては、一部損壊世帯住宅補修見舞金や地盤改良補助事業などがあり、別 添補正の概要の4ページに一覧表を記載をいたしております。補正後の総額で3千441万円の繰り 入れとなっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

17ページをお願いいたします。

款2、項4、目3参議院議員通常選挙費及び目の7県知事選挙費の財源組替につきましては、歳入 でご説明いたしました、国・県委託金の確定に伴う財源組替でございます。

次に、款の3、項1、目11熊本地震関係費の財源組替は、災害公営住宅にお住まいの高齢者世帯 に配備した緊急通報装置に係るもので、復興基金繰入金を充当したものでございます。

18ページお願いいたします。

款の3、項の3、目の2熊本地震関係費の財源組替につきましては、一部損壊世帯へ修理費の一部 を補助する一部損壊世帯住宅補修見舞金及び金融機関から融資を受けて住宅を修理する住宅修理利子 助成事業へ、復興基金創意工夫分を充当したことによるものです。

次に、款の4、項の1、目の7合併処理費の財源組替につきましても、復興基金創意工夫分の充当 によるものです。下水道区域内の地震被害による合併処理浄化槽設置に対する補助金でございます。 次の款の6、項の1、目の3農業振興費、節の19補助金、担い手確保・経営強化支援事業補助金 は、先の3月補正におきまして予算を計上いたしましたトラクターや農業用のドローン等の農業用機 械導入事業でございまして、事業が不採択となったため減額するものでございます。

19ページをお願いいたします。

款の8、項の3、目の2公園緑地費及び目の6熊本地震関係費は、こちらにつきましても復興基金 繰入金充当に伴う財源組替でございます。公園緑地は町立公園の復旧事業、その下の熊本地震関係費 は地盤改良補助事業に係るものでございます。

その下、項の4、目の2住宅維持費、さらに款の9、項の1、目の5災害対策費につきましても、 復興基金充当分になります。住宅維持費は災害公営住宅集会所の備品購入に係るもので、款9の災害 対策費は、災害用備蓄食料等の購入に係るものでございます。

20ページをお願いいたします。

款の10、項の5、目の9熊本地震関係費につきまして復興基金分でございます。被災した地区公 民館の建て替えに伴います備品の購入補助に充当をしております。

款の13予備費で財源を調整しております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第11号、令和2年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて、別紙補正予算の概要をご参照をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額を175億3千853万4千円とするものでございます。

この補正は、町営住宅使用料の裁量階層における誤徴収に係る還付金の補正でございまして、急施を要したため、4月15日付けで専決処分をしたものです。

11ページをお願いいたします。

款の8、項の4、目の1住宅総務費で過誤納還付金を計上し、その下の款13予備費で財源調整を しております。

以上、よろしくお願いいたします。

最後に、承認第12号、令和2年度大津町一般会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて、別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ36億6千996万4千円を追加し、予算の総額を212億849万8千円とするものでございます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正でございまして、国民1人当たり10万円 が支給されます特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対策に協力していただいている飲食業及 び宿泊業への協力金などの増額補正でございます。急施を要したため、4月27日付けで専決処分を したものです。

それでは、歳出からご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款の2、項1、目の21新型コロナウイルス感染症対策費の35億7千711万円の増額は、国民 一人当たり10万円が支給されます特別定額給付金に係るものです。主なものをご説明いたしますと、 節の1では、会計年度職員6人分の報酬です。

次に、節の10需用費の印刷製本費は、申請用の封筒やチラシ等の印刷に係るものです。また、節の11役務費は、申請書郵送の通信運搬費などでございまして、その下、節の12委託料は、特別定額給付金に係るシステムの改修になります。

13ページに移りまして、節の18補助金で、給付金35億4千万円を計上をいたしております。 続いて、款の3、項の2、目の7新型コロナウイルス感染症対策費は、子育て世帯への臨時特別給 付金に係ります補正でございます。こちらも主なものをご説明いたしますと、節の11役務費は、案 内の通知や振込通知等、各種郵便代と口座振込の手数料になります。

節の12委託料は、給付状況を管理するため、既存システムを改修するものでございます。

14ページをお願いいたします。

節の19扶助費で、臨時特別給付金6千42万円を計上いたしております。

次に、款の7、項の1、目の6新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、町の独自支援と しまして、感染症対策に協力していただいている飲食業、宿泊業に対し、1事業所10万円を交付す る緊急経済協力金でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款の15、項の2、目の1民生費国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金です。 次の目の5総務費国庫補助金は、特別定額給付金事業に係る国庫補助金でございます。

次に、款19繰入金です。町独自事業としまして計上しました、緊急経済協力金に係る財源としま して、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長豊住浩行君。
- **○住民福祉部長(豊住浩行君)** 承認第第13号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和 2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))につきましてご説明いたします。

議案集は44ページ、補正予算の概要は12ページになります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、被保険者に対し、傷病手当金を支給するための所要の補正であり、急施を要したため、4月27日に専決処分をした予算を報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62万9千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ28億8千957万8千円としたものでございます。

歳出から説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金、節18負担金、補助及び交付金は、被保険者の生活を保障するとともに、療養を促すことで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることを目的として、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給するための費用でございます。

国の基準にしたがい、1月から9月までを支給対象の適用期間とし、対象者を10人分見込んでおります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金は、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対し、国が定める基準で傷病手当金を支給した場合、支給額の全額が特別調整交付金として交付されるものでございます。

以上で、承認第13号について説明を終わります。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 令和元年度大津町一般会計の補正予算について質疑いたします。

今、概要のほうの8ページを見ております。事故繰越の概要として載っております。新型コロナウ イルスの感染対策費ですね、載っておりますが、これ1つ危惧することがですね、例えば、我々は、 熊本地震というものに遭いました。そして、例えば、全国からいろんな物資がこう運ばれてきて、大 津町もでしたけれども、熊本県全体ではもうかなりの物資が余剰に余ってしまったということもあっ たわけです。ということは、そういった緊急状態、状況の中ではですね、非常に時間差が生まれやす い。ですから、これを見ていて、事故繰越として繰り越しをしました。しかしながら、今の状況を見 てみますれば、ものすごく変化をしておりますので、マスクにしてももう山積み状態ですよね。その 消毒液に関してが私もちょっとわかりませんけれども、こういったことを予算主義で、もちろん繰り 越して令和2年度でやりますよということを宣言すればですね、係とすれば、その予算にきちんと 我々は履行するんだという執行すると思うんです。ところが、実際はもう変わってきているんじゃな いかなっていう状況の変化に対する対応はこれできるのかなということですね。そういった何ていい ますか、誤差が生まれやすいところではないかなという感じがとてもするんです。ですから、本当に 実情に見合った足りないものの供給にきちんとならなければ意味がないと、だぶってしまったとかい うふうでは意味がないんで、予備物資も含めてですね、そういった予算執行のための、そういったこ う計画といいますか、その変化に対応するようなそういったことっていうものはきちんとできている のかなというふうなことを考えますんで、この点について質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 今の事故繰越についてお尋ねですけども、我々の備蓄については、備蓄計画をもっておりまして、それに基づいて整備をしております。その中で繰り越す時点ではですね、当然、4月の時点ではまだまだ拡大しておりまして、今後、先行きが見えないという中でどうするかということで、まずはやっぱりその当然住民の方々はマスクを必要としていらっしゃる部分もあるというのはわかった上での、ただ行政としてですね、最低限のものを確保しなければならないことで、備蓄計画の中で繰り越しさせていただいてですね、その必要最低限のものを確保しようということになっています。ただ現在はですね、どんどん状況が変わってきておりますので、ただこれから第2波、第3波があってはなりませんが、それに備えて町として備蓄をどうするかということも考えて行く必要があると思います。その中で、今回の事故繰越とあわせて、新たに新年度で新たに要望するものです。そういった形の整理をさせていただきたいと思います。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 承認第10号について、1点だけ質疑させていただきます。

補助資料のほうでお話したいんですけども、3ページ目のこの担い手確保関係の不採択なんですけども、わかる範囲、言える範囲でよろしいので、ここの不採択の理由というところが1点。もう1点が今後の町としての関わり方というか、取り扱いというか、そのあたりのところを伺いたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長田上克也君。
- **〇経済部長(田上克也君)** 金田議員さんの質問についてお答えいたします。

まず、事業の形状としましては、3月補正で担い手確保経営強化支援事業補助金ということで1千739万5千円を歳出で計上しております。町の上乗せはございませんでした。総事業費として3千826万9千円、うち補助金が今の金額、補助率は2分の1以内の事業でございました。

3月補正の理由は、国の緊急の経済対策ということで、1月に予算が成立いたしまして、要望調査を緊急で行いまして、2月から3月上旬に国からポイントが配分されると、その時点では採択、不採択がわかりませんでした。ですが、予算に計上していないと事業に乗っていけないということで、国・県の指導としてこういう予算措置をしたところでございます。

不採択の理由としましては、今、こういう事業はすべてポイント制になっておりまして、令和元年度の採用の一番ポイントの低い点が17点、本町の合計が13.33点ということで、ポイントに達っしなかったということで、本町は不採択となっております。ちなみに、菊池管内も全部不採択となっております。前年度のポイントが13点でしたので、いけるのではないかということで期待をしていたところでしたけども、残念ながら不採択ということで、専決で取り下げさせていただきました。

それから、今後の関わり方ということですけども、この事業は2分の1の補助でしたが、今度の6月補正で3分の1の事業の新たな計上をしております。その中で、これ不採択になった事業者の方ももう1回手を挙げておられます。そういう形で支援をしておられます。

それから、2件不採択になった部分についてはですね、補助率が落ちたので補助残の融資がちょっと自分のほうでなかなか対応できないということで、その辺についても融資相談をしております。

それから、もう1件のところについては、経営を再生させたところ、今回の事業は計上を見送るということで、不採択になったところについてもしっかり営農相談、融資相談等を行って支援をしているところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 再度質疑いたします。

ポイント制ということなんですけども、申請者としましてはできるだけ有利な補助でやりたいというのは当然だと思うんですけども、ここ町の努力なり、工夫なりでポイントを上げる余地ってあるんですかね。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長田上克也君。
- ○経済部長(田上克也君) ポイントを上げる町の工夫、支援という形ですけども、今、法人化とか、いわゆる企業化されるとか、担い手に位置づけるとかいう形でポイントが取れるようなシステムになっておりますので、その辺の支援体制といいますか、担い手にしっかり位置づけたりとか、経営の学習の支援をしたりとか、町でできる範囲の支援はポイントが上昇するような手段を取っているところでございます。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第10号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和元年度大津町一般会計補 正予算(第8号))を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の 方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第10号は承認することに決定しました。 次に、承認第11号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和2年度大津町一般会計補 正予算(第1号))を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の 方はご起立願います。

[起立全員]

〇議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第11号は承認することに決定しました。

次に、承認第12号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和2年度大津町一般会計補 正予算(第2号))を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の 方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第12号は承認することに決定しました。 次に、承認第13号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和2年度大津町国民健康保 険特別会計補正予算(第1号))を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認する ことに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第13号は承認することに決定しました。 しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時51分 休憩

 \triangle

午後1時00分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案第51号から日程第20 議案第54号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長(桐原則雄君) 日程第17 議案第51号から日程第20 議案第54号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) これまでの承認案件につきまして、承認いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、議案第51号から54号までの提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第51号、「大津町手数料条例の一部を改正する条例について」でございます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号、「公有財産の処分について」でございますが、社会福祉サービス事業施設用 地として、町有地を民間会社に売却するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び 処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第53号、「令和2年度大津町一般会計補正予算(第3号)について」でございますが、 今回の補正は、新型コロナウイルス対策関連として、感染症対策に係る備品、消耗品等の購入や、中 小事業者向けの事業継続支援事業、GIGAスクール構想の加速化に係るタブレット導入事業など、 また、それ以外では、新規採択による農業用施設等の整備事業、消費増税による介護保険料の低所得 者軽減等に伴う補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億5千466万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億6千316万4千円としたものでございます。

次に、議案第54号、「令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」でございますが、この補正は、消費税引き上げに伴う住民税非課税世帯の介護保険料軽減に係る減収措置が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4千35万7千円としたものでございます。

議案第53号及び議案第54号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218 条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、なお、 所管部長より、詳細説明させますので、よろしくお願いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長豊住浩行君。
- **○住民福祉部長(豊住浩行君)** それでは、議案第51号から説明を申し上げます。

議案第51号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は45ページから46ページ、説明資料集は81ページから82ページをお願いいたします。 説明資料集の81ページにて説明をいたします。

今回の改正は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月31日に公布され、同法附則に係る規定の施行の日が政令について公布されましたので、条例の一部改正を行ったものでございます。

今回の改正内容は、「情報通信秘術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行 政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等 の一部を改正する法律」の改正内容の一つであります「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律」の改正の中で、マイナンバー法施行時に国民に配布してあります、番 号通知カード(紙製)の新規交付、再交付、記載内容の変更の廃止に伴い、大津町手数料条例の通知 カードの再交付手数料を廃止するものでございます。

次に、議案第54号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明をいた します。

まずは、歳入からご説明いたします。補正予算書の8ページ、予算の概要25ページをお願いをいたします。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料として、特別徴収保険料と普通徴収保険料あわせて1千3 98万円の減額を計上しております。これは、消費税引き上げに伴い、非課税世帯の介護保険料から 軽減されるもので、対象である第1段階から第3段階の被保険者の保険料軽減分に対し、徴収率を加 味して算出した額となります。

次に、款6、項1、目3低所得者保険料軽減負担金繰入金として、1千411万円を計上しており

ますが、これは、先ほど減額計上しました第1号被保険者保険料に生じる減収額を補てんするもので、 徴収率は加味しないため、先ほどご説明しました1千398万円より13万円多くなっております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

歳出予算書の9ページをお願いいたします。予算書の概要はそのまま25ページとなります。

款6、項1、目1予備費13万円を計上しておりますが、これは、一般会計から繰り入れる負担金 等1千411万円から、第1号被保険者保険料の減収額1千398万円を差し引いた額を財源調整の ため予備費に繰り入れるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 皆さん、こんにちは。それでは、議案第52号、公有財産の処分につきましてご説明を申し上げます。

議案集は47ページと48ページ、説明資料集は83ページから85ページをお願いいたします。 公有財産の処分についての経緯を説明させていただきます。

今回の土地は、昭和55年度に農業近代化施設利用組合が、町の土地、施設を借り受け、花き共同施設を利用されておりました。その後、会員の高齢化、後継者不足により、平成25年には、農業近代化施設利用組合が撤退をされたところです。

その後、平成27年度に大津町地域密着型サービス事業者の公募を行い、募集しましたところ、選定の結果、社会福祉法人光進会が選定をされ、その事業用地として、今回の土地を希望されていたため、平成27年のですね、10月から5年間、令和2年の9月30日まで土地の賃貸借契約を交わしております。

土地の賃貸借契約につきましては、5年間賃料の1 千7 0 3 万 4 千円から倉庫等の撤去費用を光進会のほうで行われておりますので、その費用1 千5 5 0 万円を控除し、1 5 3 万 4 千円を5 年間で賃借料としていただいてきた経緯がございます。

平成28年に地域密着型老人ホームの喜寿園、それから、グループホームの光喜園を開所されており、今回の5年間の賃貸借終了に伴い、売買の申し出があっておりまして、売買をしようとするものでございます。

契約の相手方は、熊本市東区御領2丁目28番1号、光進商事株式会社代表取締役、井上雄一朗様と契約をしようとするものです。

続きまして、土地の売買価格について説明をさせていただきます。

土地の明細につきましては、大津町大字室1712番他3筆の合計6千432.99平方メートルになります。土地の単価は、不動産鑑定評価を行い1平方メートル当たり1万300円、全体面積の価格は8千685万9千797円になります。

町の不動産鑑定をした時点におきましては、光進会が土地の造成等を行われた後の評価となっておりますので、この時の造成費用にかかった部分を町の公共工事の単価として置き直して積算をし直しております。その結果、3千736万3千700円ということで、その部分についての造成費用を控

除をさせていただくということで考えています。

また、これまでの公有地の売却の以前の例におきましても、社会福祉事業の用に供する。それから、町の計画に基づいて公募をされたと。さらには、一定面積以上の公有地売却という条件においては、これまでの売却でも1割を控除して売却をしたという実績がありますので、今回もそれに沿う控除をし、売り払い価格4千454万6千487円で売買をしたいと思うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第53号、令和2年度大津町一般会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス対策関連では、感染症対策に係る備品、消耗品等の購入や、中小事業者向けの事業継続支援事業、GIGAスクール構想の加速化に係るタブレット導入事業などが主なものでございます。また、それ以外では、新規採択による農業用施設等の整備事業、消費税増税に伴う介護保険料の低所得者軽減等の増額が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて別紙補正予算の概要をご参照お願いいたします。 第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億5千466万6千円を追加し、予算の総額 を220億6千316万4千円とするものです。

第2条で、債務負担行為の廃止及び変更を「第2表債務負担行為補正」のとおりとしております。 第3条で、地方債の追加及び変更を「第3表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正でございます。廃止の小中学校教育用パソコン借上料につきましては、それぞれ当初、GIGAスクール構想によるパソコン導入事業をリースにて予定しておりましたけども、今回、国の施策により、前倒しで事業を推進することに伴いまして、より効果的な財源が活用できるよう、リースから購入に切り替えるものでございます。その下、変更の新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給につきましては、収益減少となった農林業者向けの融資に係る利子補給でございまして、県の利子補給が3年から5年に延長されたことに伴いまして、変更を行うものでございます。限度額につきましては、記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正ですけれども、道路ストック事業に係る町道杉水中谷線の道路改良事業につきまして、当初、公共事業等債での借り入れを予定しておりますが、今回、国が推進しております、国土強靭化関連事業の補助対象となりましたので、より有利な起債に変更するものでございます。これによりまして、変更で公共事業債を540万円減額して、追加で防災減災国土強靭化緊急対策事業債を新たに計上するものでございます。

それでは、歳出から主なものをご説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の11地域づくり推進費、節の18コミュニティ助成事業補助金は、鍛冶地区のコミュニティ無線導入に伴う補助金でございます。

その下、目の21新型コロナウイルス感染症対策費、節の1報酬は、新型コロナウイルス感染症の 相談業務などのため緊急雇用として会計年度職員を2名雇用するものでございます。

19ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の1社会福祉総務費、節の12委託料は、現在設置しております、くらしの相談窓口におきまして、今後の相談件数の増加を見込みまして、相談員を1名増にするための費用でございます。

次に、節の27繰出金は、消費税増税に伴います非課税世帯の介護保険料軽減に係る国・県・町負担分でございまして、介護保険特会へ繰り出すものでございます。

20ページをお願いいたします。

目の12新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金の1障害者福祉施設等新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金は、障害者福祉施設に対する感染症予防対策に係る経費として補助するものでございまして、その下の2、高齢者福祉施設に対する補助金につきましても、同様の経費に係る補助金となります。

21ページをお願いいたします。

項の2、目の7新型コロナウイルス感染症対策費、節18の1新型コロナウイルス感染症対策補助金は、町内保育所等が導入します、感染症対策に係る備品等の購入補助や臨時休校期間における学童保育施設の開所費用等に係る補助金でございます。次の2新型コロナウイルス感染症対策利用料減免補助金は、臨時休校期間中に学童保育施設利用者が登園自粛を行った場合の、利用料の減免に係る費用等を補助するものでございます。

22ページをお願いいたします。

款の3、項の3、目の2熊本地震関係費、節の11通信運搬費は、一部損壊世帯住宅補修助成の未申請者に対し、直接郵送による周知を行うものでございます。

続いて、款4、項1、目の9新型コロナウイルス感染症対策費は、感染症予防対策に必要な物品の 備蓄としまして、マスク、消毒、消耗品の購入や、空気清浄機などの備品を購入するものでございま す。

23ページをお願いいたします。

款6、項1、目の3農業振興費、節の18補助金の11担い手づくり支援交付金事業補助金は、 人・農地プランに位置づけられている農業者が行います、農業用機械の導入に対する補助金でござい ます。

続いて、目の4畜産業費の節の18補助金は、くまもと未来志向型農業協議会が事業を実施します、 肥育豚舎整備等に係る補助金でございます。

続いて、目の5農業構造改善事業費、節の14工事請負費は、内牧地区のふれあい公園、岩戸の里 跡地ですけども、に、フェンスを設置するものでございます。後ほど、歳入でもご説明いたしますが、 電源立地地域対策交付金を財源としております。

次に、目の6農地費の財源組替は、4月に発生しました、大津北部1工区のパイプライン破損に係

る復旧事業におきまして、県補助金の交付決定及び受益者負担金の計上に伴う財源組替でございます。 次に、目の11新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金は、新型コロナウイルス感染症 の影響により、収入が減少した農業者に対し支援を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

款の7、項の1、目の6新型コロナウイルス感染症対策費の節の18補助金につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した中小事業者に対し、支援を行うものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

款の8、項の4、目の3住宅建設費、節の18補助金は、民間建築物のアスベスト対策に伴う調査 及び工事費に対する補助金でございます。

26ページをお願いいたします。

款10、項1、目の2事務局費は、児童・生徒への1人1台のパソコン端末整備を推進していました、国のGIGAスクール構想におきまして、新型コロナウイルスの今後の影響も見越しまして、令和5年度までの整備を前倒しして整備することになったことに伴い、今回、未整備部分の端末及びモバイルルーター等の購入費用を計上するものでございます。国庫補助金の他、地方創生臨時交付金を財源としております。

次に、目の4新型コロナウイルス感染症対策費は、感染症予防に係る費用としまして、節10消耗品で、児童生徒へのマスクと、節13使用料及び賃借料では、手洗い場の増設に係るリース料、27ページに移りまして、節の17備品購入費で、非接触型の体温計等の購入費用を計上をしております。次に、項の2、目の1学校管理費、節の10から28ページの目の2教育振興費の節の17備品購入費までは、先月発生しました、大津東小学校倉庫の火災による建て替えに係る費用が主なものとなっております。節の12委託料で設計委託、節の14で倉庫の復旧工事、節17で備品購入を計上をしております。

なお、節の13使用料及び賃借料につきましては、8ページでもご説明いたしました、GIGAスクール構想の前倒しに伴い、リースから備品購入に切り替えたことによる使用料の減額でございます。次に、項の3、目の1学校管理費、節の12委託料は、大津中学校受水槽の改修に係る設計委託費でございます。

次の節の13使用料及び賃借料は、小学校費でもありました、GIGAスクール構想の前倒しに伴う減額になります。

29ページをお願いいたします。

項の4、目の2新型コロナウイルス感染症対策費は、節の10需用費及び節の17備品購入費で、 公立幼稚園の感染症対策費用としまして、消毒液や空気清浄機等を購入するものでございます。

節の18補助金は、町内私立幼稚園の感染症対策に係る補助金でございます。

続いて、項の5、目の10新型コロナウイルス感染症対策費、30ページに移りまして、節13の 電子図書システム利用料は、感染症対策の一つとしまして、電子図書を導入するための費用でござい ます。

また、節の14リモートロック設置工事は、こちらも感染症対策としまして、各公民館等の施設を リモート化するための工事費でございます。

節の17備品購入費は、既存図書を消毒するための消毒機1台を購入するものでございます。

次に、項の6、目の4新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金は、地元産牛肉を使った 給食を提供する、食材購入に係る補助金でございます。

31ページをお願いいたします。

節の21補償、補填及び賠償金は、学校の臨時休校に伴います、牛乳、パン等に係る補償金でございます。

款の13予備費で財源調整をしております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

13ページの款の13、項の1、目の4農林水産業負担金は、4月に発生しました、大津北部1工 区のパイプライン破損に伴う復旧事業に係る受益者負担金でございます。

次に、款の15、項の1、目の1民生費国庫負担金は、消費税増税に伴う低所得者世帯の介護保険料軽減に係る国負担金分になります。

続いて、項の2、目の1民生費国庫補助金、節の児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金が主なものでございまして、学童保育施設等の感染症対策に係る助成や、臨時休校時の学童保育施設 開所等に係る補助金でございます。

次に、節の3社会福祉費補助金は、くらしの相談窓口の相談員増員による補助金でございます。

14ページをお願いいたします。

款15、項の2、目の4教育費国庫補助金、節1の小学校費補助金と、節2中学校費補助金につきましては、いずれもGIGAスクール構想の前倒しに伴う補助金、公立学校情報機器整備費補助金が主なものでございます。

次に、目の5総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に対し交付されます、地方創生 臨時交付金でございます。予備費等で対応したものや、あるいは今回の補正に計上をいたしておりま す、新型コロナウイルス対策に係る費用に充当をするものでございます。

次に、款の16、項の1、目の2、節の1社会福祉費負担金は、款15でもありましたように、消費税増税に伴う低所得者世帯の介護保険料軽減に係る県負担金分になります。

15ページをお願いします。

項の2、目の1、節の1総務費補助金の電源立地地域対策交付金は、対象事業の確定により、新た に計上するものです。歳出の款の6農林水産業費でご説明いたしました、内牧地区のふれあい公園、 岩戸の里跡地のフェンス工事に充当をするものでございます。

その下、目の2民生費県補助金は、休校期間における学童保育施設の開所や、利用料減免に係る県 補助金でございます。 次に、目の4農林水産業費県補助金の節の3農地費補助金は、大津北部1工区のパイプライン破損 に伴う、復旧事業に係る県の補助金でございます。

次の節8畜産業費補助金は、くまもと未来志向型農業協議会が事業を実施します、肥育豚舎整備等 に係る県の補助金でございます。

16ページをお願いします。

款の17、項の2、目の1不動産売払収入につきましては、議案第52号でもご提案しております、 町所有の普通財産の売払い収入でございます。

続きまして、款19繰入金は、財政調整基金繰入金でございます。新型コロナウイルス対策における、地方創生臨時交付金対象事業について、その交付金を充当した不足分に対して、財政調整基金より繰り入れを行い、財源とするものでございます。

款の21、項の4、目の2雑入の一般コミュニティ助成事業は、宝くじ助成事業として、交付が決定したことに伴い計上するものでございます。鍛冶地区のコミュニティ無線導入事業分でございます。その下の学校臨時休業対策費補助金は、款の10教育費でご説明しました、学校の臨時休校に伴う、牛乳、パン等に係る補償金に対する補助金で、学校給食会より交付されるものでございます。

款の22町債につきましては、予算書9ページ、地方債の補正でご説明をしたとおりでございます。 以上、よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

日程第21 議案質疑

- ○議 長(桐原則雄君) 日程第21 議案質疑を行います。 まず、議案第51号を議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。 次に、議案第52号を議題とします。質疑ありませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 議案第52号について質疑いたします。

公有財産の処分についてでありますが、この光進会グループに買っていただくというのは、今までの実績とか、いろいろ考えた上では妥当なところだろうなと思います。しかしながら、今回、議案に上がるからには、やはり場をちゃんと踏んでもらわなくてはならない部分が何点かあるのかなと思います。実際、その光進会のグループさんというのは、建設関係やこういった医療関係、社会福祉様々な事業をされておりますんで、何でも屋さん、何でもできるというふうに感じております。

しかし、例えば、この造成物の撤去とかですね、構造物のですね、それとか、立木の処分あたりを 考えたところ、こういったやつというのは、町内の業者で十分できるんじゃないかというふうに考え ます。一括で発注してしまいますと、国でも大騒ぎになっております森友学園あたりの不明朗な支出 にも何か似たような感じもしてしまうわけであります。ですから、だからこそこういったものはきちんとした場を踏んで、疑われないように進めていただきたいと、そういうふうに思います。

で、この中で疑義が残る点につきましては、例えば、ここの場所というのが農業近代化施設利用組合というものが利用されていたということで、町の土地にですね。ということは、こういった建物というのは、町の所有ではなくて、この組合が所有したものだと考えられます。ということは、この撤去費用というものはこの組合が出さなければならない。もし、今解散してないのならば、これは大きな損害であると考えられます。ですから、ここの責任の所在がはっきりしていないと思われます。この撤退されるときにきちんと撤去されて撤退されたのならばこういった費用は要らなかったと。町民の税金を使わなくて済んだという部分にこれはあたる部分と思いますので、この点の説明を伺いたい。そして、また、造成あたりは地場企業育成の観点からも十分できるということ。そして、また、その地場事業育成と申しましても、そういったことの入札という形をきちんと踏んでいけば、競争の原理が働くという。言うならば、この競争の原則というのはありまして、こういった公有財産あたりの処分に関するものに対しましては、特に重視しなければならない。公平性をもって売り払いましたというようなことを明確に示さなければならないということであります。その点が示されていないという疑義が生まれます。

以上、質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 公有財産のですね、売却についてのご質問ですけど、大きく2点あったかと思います。

まず1点目ですけども、利用組合が借りてて、それを使ってて、撤退するときにですね、当然それを自分で撤去するべきじゃないかということですけども、これは昭和55年にですね、同対事業でやっておりまして、当時、国・県の補助を受けながら物をつくっておりますので、建物、ハウス等についてはですね、町所有ということになっております。町所有のものを貸し付け時期を設けて貸し付けをしてきたということですので、そういった形ですので、今回、撤退をされて町に返されて、町がそのハウス関係についてはですね、撤去したというような経緯でございます。

それから、2点目ですね、2点目の造成関係、いろんな事務手続きについてはきちんと整理をしてやっていくべきじゃないかというようなことだと思います。これについては、確かに我々反省しなければいけないところが多々あるかと思うんですけども、平成27年に介護保険事業計画の中で、地域密着の公募をして、27年に建てられるというようなことで話があっています。選定をして、その後、その県の補助金あたりがあるもんですから、県の補助金が3月いっぱいまでに建てなさいというようなことがありまして、そうなりますとどうしても着工自体も逆算すると緊急に取り掛からなければならないというような事情もありまして、当然、そのときにいろいろと調整すべき点は多々あったと思うんですが、当時、財産の取り扱いについては総務部のほうでやるかと思います。介護保険事業等については福祉サイドでやるかと思います。土木関係では当然開発がありますので、そんなところが本来であればそういったところが一体的にですね、調整をしながら事業の推進にあたるべきだったと反

省をしておりますけども、それがなかなかそれぞれが進んでいったというような現状の中で、結果として、先に事業者のほうで造成をされたというような形になったというようなことになります。そういった経緯もございまして、当然、そういった経費をどうするかということで、町の顧問弁護士ともいろいろ相談する中で、その経費についてはですね、当時かかった経費として、この分をみるべきじゃないか、みていいんじゃないかというようなご意見もいただきましたので、今回、こういう形でご提案をさせていただいたところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

大きくわけて2点ですけれども、その施設あたりが町の所有であったと、同対法のことでやっていたと。しかしながら、やっぱりそういったときにはですね、町の施設であるならば、きちんと整理整頓して返してもらうのが筋ではないでしょうか。そういったことをきちんとやらなかったという経緯が浮かび上がってくるのではないかと考えられます。きちんとした整備されて、した状況で返していただければ、別の借り手もまた生まれたかもしれません。町の施設でしたならば、税金を使って建てておりますので、そういったものを有効に使わなくてはならない。それを結局塩漬け状態にしてしまったという事実が浮かび上がってきます。この点を大きく反省しなければならないので、今後の対応というものをきちんと今後示していただきたいという点で、この点については、委員会に投げられますんで、委員会で深く審議されると思います。

そして、また、今時系列的な流れの中でこういうふうになったという経緯というものを言われました。しかしですね、そのときに一町民という立場から考えたときに、その事情はそちら側の事情なんですよ。事情というのは、町民側からみればですね、それっていうのは取り付けなんです、ただの。ですから、ちゃんとした順序を踏まなければならないというものはそういった決まり事の中でもう造成が済みましたよ、今審議しているんですよ。ですから、これもう順番がすでにあべこべになってしまっていると。これはですね、私も長年議員をやってますと、実績ですね、今までの。これを評価せざるを得ないんで、ならざるを得んだったところあるのかなと、許せる部分かなというところも私情的にはあるんですよ。しかしながら、公の立場に立った場合は、それは許されないと思うんですよね。そこが整合性がなければ、これはもうアウトなんです。ですから、そういったところをきちんと町民に広く示していただいて、客観的な視点から見た時に問題ないよねって言われるのがベストなんですね。ですから、そういったものについてのずれが生じてないかということについてですね、ここはやっぱりはっきり答えていただいて、また、今後どういうふうに進めていくのかというものはですね、十分やっぱり検討していただいて、委員会審議、その中でもですね、深く審議していただいて、答えを出していただきたいと思います。

この点についてはもうよろしいです。ですから、お願いということで、委員会審議をしっかりとお願いしたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第53号を議題とします。質疑ありませんか。 荒木俊彦君。

〇15番(荒木俊彦君) 令和2年度の一般会計補正予算について質疑を行います。

3点ほどございます。第1点は、予算書の22ページですかね、22ページの熊本地震関係費、目2の地震関係費で、21万2千円が通信運搬費ということで、熊本地震で被災をされました方々の一部損壊世帯3千908世帯ですかね、罹災証明を取っている。その中で町からの見舞金と県からの義援金、全部で計算しましたら罹災証明を取られた方の35.5%しか申請がなされていないので、残った方、2千518件の方に郵便で案内をされている。だから、この内容、目的をですね、お尋ねしたいと思います。

それから、次に、ページ、15ページの農業費ですね。16の2の4です。農林水産業の補助金で畜産業費補助金が3億1千927万円、大変高額な補助が出されるわけですが、予定されているわけですが。調べましたら、いわゆる畜産クラスター事業、いわゆる畜産の本当はそういう業者がたくさん集まってクラスター状態、集団でやるところに補助を出すのかなと思ったら、どうもいわゆるセブンフーズの豚舎ですかね、の修理がどうも使い道みたいですね。クラスターというのは大体集団扱いなので、幾つかのそういう畜産業者が集まってやるべき問題なんではなかろうかと思うんですけど、熊本未来志向型農業協議会、これはいわゆるセブンフーズの会社そのものらしいですよね。協議会というのは、幾つか集まって集団をつくる。それがクラスターというんだろうと思うんですけど、実際は、セブンフーズ1社で協議会という名前をつくっていると。どうも何か、できればね、補助をしてあげたいですけど、そのかなり大きな大規模農業者にこうした何億円もの多額の補助が出る。一方で、家族経営でやっているようなところはですね、数千万円のところの半分の補助なんかなかなか出ないと。これは協議会で補助を受けるというのは、何かなぜそこに補助が出るのか。それから、国の補助金ですよね。それが町を通してセブンフーズに支給されると。どこが申請をして、いわゆるそのセブンフーズが県なり、国に対して補助金を申請して、大津町はただ何ですかね、いわゆる中抜きじゃないけども、経由するだけなのか、その補助金のですね、性質について説明を求めたいと思います。

それから、あともう1点は、25ページの土木費の目3の住宅建設費で、アスベスト対策補助事業 ということで、アスベストの撤去については、補助されて、妥当だと思うんですけど、これどこの建 物か特定して説明していただければ、どんなところにアスベストが使われているのかというのも参考 になるかと思いますのでお尋ねをしたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) 時間がちょっと40分以上過ぎてますので、ちょっと休憩をしたいと思いますので、しばらく休憩します。55分ぐらいに再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午後1時43分 休憩

Δ

午後1時55分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長(豊住浩行君) 荒木議員の質疑にお答えをいたします。

款3、項3、目2熊本地震関係の役務費の21万2千円につきましては、一部損壊の世帯への支援ということで、熊本県が支援の期限を令和3年の5月13日まで延長をしたところでございます。県の理由がですね、未だ修理完了してないケースがあるということで延長をされましたので、大津町においてもですね、そのような対象者がおられるのではないだろうかということがございまして、また、昨年度ですね、ホームページ等で年4回、広報やホームページ等で周知をしましたけれども、議員の皆様からですね、周知が不足しているというようなご指摘をいただきましたもんですから、今回、予算を計上させていただいて、まだ未申請の方、今後、申請される方がですね、おられると思いますので、個別に郵送しまして、周知を図りたいということで、予算をお願いしたところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長田上克也君。
- ○経済部長(田上克也君) 16、2、4の畜産業費についての事業の整理についてということでお尋ねだったかと思います。

まず、事業者につきましては、先ほどお話がありました、熊本未来志向型農業協議会、この協議会につきましては、2017年度に県内の先進的な養豚農家5戸で設立をされておりまして、事務局がセブンフーズさんが担っておられるという協議会でございます。事業実績としましては、昨年度に菊池市の名義はちょっと出せないんですけども、M養豚場さん、それから、植木のT養豚場さんで約12億円の事業実績がございます。本年度が本町のセブンフーズさんが事業が採択、内示があったということで、補正を計上してるものでございます。豚舎約10棟を整備する、その他附属する機械施設を整備する2分の1以内の補助金ということになっております。

以上です。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(村山龍一君)** こんにちは。荒木議員の質疑に対してお答えしたいと思います。

アスベスト対策事業補助金ということですが、こちらは国の補助事業を使っておりまして、対象建物の所有者が行う調査、除去等に要する経費を補助するものということでございます。今回は、補助事業が令和2年度までということで、熊本県のほうがアスベスト含有の可能性がある建物の台帳というのがございまして、県のほうから通知があっており、今回、現在のところ、相談があっている状況になります。アスベストについては、現在の建物を調査する段階で調査が出たなら補助の事業を行うということですので、今のところまだ調査をしてみないと、実際、その建物についてはアスベストが入っているかどうかわからないという状況になっておりますので、そういった状況で事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 畜産クラスター事業について、もう一度お尋ねしますけど、数億円の、町か

らすれば相当大きな補助金ですけど、そのいわゆる協議会で、5者が集まって協議会をつくっているということですけど、この補助金をもらうのは、今回はそのセブンフーズさんがもらうんですよね。受ける、補助を受けるわけですけど、町が補助を申請したわけじゃない、多分、この協議会が直接国に申請をして、そこで採択をされて国から町に降りてくると。町が介在しているわけではないと思うんですけど、その仕組みがですね、どうも我々は理解しがたいということで、もう一度お尋ねしたい。

〇議 長(桐原則雄君) 経済部長田上克也君。

〇経済部長(田上克也君) 説明が不足しておりまして、大変申し訳ございません。

畜産クラスター協議会、ここで言うと、先ほどご説明しました、5者でつくっておられます協議会が、自分たちの将来の養豚経営をどうしていこうという経営計画を立てられまして、町を経由して、県を経由して国のほうに申請されるという事業の流れになります。町は間接補助事業者という形になりまして、書類もお金ですね、予算も一旦町を経由して協議会のほうに補助を出すと。その中の対象経営体が今回はセブンフーズさんであったということになっております。補助金は、協議会のほうに支出して、実質的には対象経営体がセブンフーズさん、今年度の経営体はセブンフーズさんですので、セブンフーズさんのほうの豚舎の整備のほうに使われるという形になります。

書類の確認等も、もちろん検査等も町のほうでしっかりやっていくという形になっております。 過去に、昨年、一昨年と酪農のほうで同じような畜産クラスター事業ということで、JA菊池さん が協議会の事務局ということで、同じような事業をさせていただいておるという経過はございます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 議案第53号について、1点だけ質疑させていただきます。

補正予算書の26ページ、補助資料で21ページになります。全員協議会5月のときにも少し伺いましたけども、GIGAスクール構想に関連して3点になります。

まず1点目が少し時間あきましたけど、この調達方法とスケジュールに関して1つ伺いたいと思います。

ポイントとしては、特に秋だとか冬だとかに第2波とかも危惧されていますけども、そういったスケジュール等もにらんでどうなのかと。前回は、県が一括してという話もありましたけども、もしかしたら町独自で、早ければそのほうがいいかもしれないですし、その辺りの見解だとか、状況等も含めて伺いたいと思います。

2点目がソフト面ですね、こちらもう前倒しでやっていくということなので、そのほか、教職員さんの方々の研修だとか、あるいは扱うソフトの話だとか、そういったところもあわせて進んでいかないとどうしようもないので、そこをどのようにしていくか。

3点目がその1番、2番、諸々を含めたスケジュールだとか、遂行をどうしていくかですね。今このICTを活用した教育だとか、うまくいっているところ、あるいはうまくいっていると言われているようなところを見ると、やはり1人キーマンみたいな方がいて、全体の絵を描いて回していくというふうに、私はそのように認識しておりますので、大津町どのように進めていくかというところを伺

いたいと思います。

以上です。

- **○議 長(桐原則雄君)** 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) それでは、金田議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

まず最初に、1点目は、調達方法、スケジュールということでのご質問ですけども、前回、5月のときの全協の中でも言ったGIGAスクールの説明はさせていただいておりますけども、現在ですね、調達方法としましては、県のほうからの共同調達のほうの動きがございます。昨年度はですね、昨年度の状況では県のほうはもう共同調達はしないと、一旦宣言されておりましたけども、今年度に入りまして、県のほうから共同調達のほうをやるということで、今、スケジュール感的には、今後各市町村の意向を踏まえて、7月、8月に導入の端末の仕様書を決めていくというところでございます。その後、9月、10月で入札をして、早ければ今年年末から翌年の3月までの納品のスケジュール感で、一応、今のところ県のほうで示されております。

あと、菊池管内もですね、大津町のほうから申し上げて、担当者会議とかをですね、開かせていただいて、情報共有はさせていただいております。県のほうの共同調達のほうでいったがいいのか、最終的にその町のほうでいったがいいのかという部分は、仕様書あたりが最終的にできあがってから最終的な判断になっていくかと思います。

それと、その中で、スケジュールの中では、第2波、第3波というような感染の状況が来るかもしれませんので、そういったところを少し見越しまして、全部をその共同調達で調達したほうが早く来るのか。町単独である程度その第2波を予測してですね、何百台か先に導入できるような形があれば、町単独でいく部分も少し今視野にですね、今練っているところでございます。そういった状況で今考えているところでございます。

それから、第2点目です。ソフト面ということで、教職員の研修あたりをということでしたけども、今現在、町のほうで各小中学校にサポート支援員、サポート支援センターから各学校のほうに支援に行っていただいております。その中で、教育委員会のほうでこのICTに関しましては、昨年度から段階的にICTにこうそれぞれ詳しい方とか、そうでない方とかいろいろおられますので、段階的な研修の機会をつくって、計画的にですね、小中学校に呼び掛けて、それであんまり長時間になりますといけませんので、短時間で研修を積んでいくという研修を行っております。そういったものを今年度も計画的にですね、進めていきたいと思っております。ただ、第2波とかを想定した場合にですね、また、長期の休業が発生した場合に、また学校と自宅の遠隔での相互通信をやりながらの授業あたりもですね、計画していかなければならないと考えておりますので、そういったものを考えましたときに、できるだけ早く教職員のほうにもそういった場合の研修をですね、計画を取り入れていきたいと考えているところです。

3番目にスケジュール、ICTの活用計画ということで、ちょっと今の部分ともちょっと重複する 部分もございますけども、今後の導入については、第2波、第3波を見越しながら導入計画を、そし て、いかにスピーディに早く導入ができるかあたりを見極めながら1人1台の端末整備のほうに進め ていきたいと思っているところでございます。 以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 再度質疑いたします。

まず、3点ありましたけども、1つずついきますと、まず、その調達に関しては、町独自も今検討中ということで、県にお願いはするんですけども、一方で、町のほうでも仕様等は十分考えながらやっていくということでよろしいでしょうかというところが1つ目。

2つ目がですね、ソフト面の話ありましたが、私がちょっと危惧しているのがですね、このコロナの関係で本当はこのICT教育というのは、既存の教育をこのICTに活用することによって、いかにより良くしていくかというとこだったと思うんですけども、なぜかそのICT教育イコール遠隔教育みたいなふうに進んでいっている風潮もあるので、まあそれももちろん大事なんですけども、そこだけならないようにしていただきたいなと思っているところです。

3点目のところの計画づくりと遂行のところなんですけども、ちょっと言い方変えますと、どういう体制で計画、検討を遂行していくかというところでお答えいただければと思います。現時点の考えで構わないです。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) それでは、お答えさせていただきます。

まず、第1点目の調達方法の共同調達、町独自の調達というふうなところですけども、今の段階ではですね、両方もいろいろ検討しながら、大津町としてはどちらが最善の策になっていくのか、そういったところも踏まえてですね、考えていきたいと思っています。

それから、第2点目ですけども、ICT教育はより良くするということで、確かに遠隔授業とか、そういった部分だけをこう触れられがちですけども、当初、大津町としましても学校の情報化計画というものを昨年度に一応定めております。その中でも学習支援の1つに学習ソフトを導入しての教育、学校教育にも使っていくというものを計画にもともと盛り込んでおりました。今回、たまたま年度当初には学習支援ソフトを段階的にですね、導入していくということで一部当初予算に組み込ませていただいておったところでございます。今回、こういったコロナの状況で休業期間が長くなりましたので、予備費を使わせていただいて、全体的な学校の導入に使わせていただいたところでございます。もう既に5月に一応導入は終わりまして、今各学校で授業でももちろん使っていくようなものでございます。なおかつ、家庭学習でも使っていけるというようなソフトがありますので、そういったところを使って、今後も学校と、もちろん家庭でもですね、できるというような形で学習支援を進めていきたいと思っています。

それから、3番目はどういう体制で取り組んでいくかということですけども、教育委員会のほうでは、職員はもちろんですけども、学校関係者、それから、今各学校でもICTの主になって動いていただく先生あたりがおられますので、そういった先生方、それから、今現在、町にはサポート支援に入ってもらっていますサポートセンターとかがございますので、そういったところのお話も一緒にし

ながらですね、また、専門的な部分では、業者さん、メーカーさんのほうからも来ていただいて、話 を聞くとか、そういったところで今進めております。

あと、県内の状況もですね、十分把握しながら、情報を共有しながら今進めているところでございます。今後も進めていきたいと思っています。

以上です。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 今、金田議員からの3点質問がございましたけれども、あとのほうの2点、教職員の研修のあり方と、ICT活用に関する推進体制ということについて、今部長の方から答弁させていただきましたけれども、少し付け加えをさせていただきます。

当然ですね、今回、GIGAスクール構想の前倒しということで、大津町もそれに則って計画の見 直しをしておりますけれども、それ以前からですね、去年、一昨年から大津町の情報教育というのを 推進するために、町内の校長、それから情報教育担当者を中心にしました、情報教育推進委員会をつ くって、計画を立てております。さらに、どのような学校教育にしていくのかということがとても大 事ですので、校長先生方、それから校務主任、様々な先進地の視察がありますので、それを情報化教 育ということにテーマを絞ってですね、先進地の研修も昨年度にしていただいてます。さらに、加え まして、先生方の調査をしまして、どの程度ICTの活用能力がお持ちなのかということで、基本的 なところをもう少し研修しなきゃいけないところと、ある程度使えるんだけれども、もう少し上のほ うに行くということで、それぞれの能力別にですね、アンケート形式ですけれども、能力別の研修も つくりまして、昨年度から研修をしております。そのようなことをですね、入れながら、加えまして、 ICTの支援員の皆さんが各学校に行かれましてですね、最初のほうはICT機器の整備とか、不具 合とかいうことでの依頼が多かったんですけれども、そうではなくて、授業の中でどのようにICT 機器を活用すればいいのかということでどんどん活用してくださいということで、実施回数等もこち らのほうでチェックさせていただきながら、随時先生方の活用力の向上を図ってきているところです。 ですので、当然、タブレットの使い方の研修もやっておりますので、用具は揃ったんだけど、先生た ちが使いきれないということはないように精一杯やっているところでございます。

- O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 1点だけちょっと状況の確認というようなところでお尋ねしたいと思いますけれども、この概要のほうの資料でいうと19ページの総務課の新型コロナウイルス感染症対策のための会計年度任用職員2人分ということで出てきております。これ報道されております内定取り消しに伴う救済措置という言葉でいいのかな、内定取り消しにあった人をですね、一定期間町のほうで採用するような取り組みであるかと思うんですけれども、それが今どういう状況にあるのかというところで、まず、前提として、町の住民なのかということですね。住民なのか、あるいは実家が町にありますみたいな、そういう形なのかとか、そういった枠組みの部分と。実際、今のところどうなっているのかというところですね、を教えていただければと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 会計年度職員についてのどういった形の雇用しているかということですけど、今議員おっしゃいましたように、雇止めであったり、あるいは内定取り消しの方を対象に、ハローワーク等を通じながらですね、募集、声掛け等もやっておるんですけど、なかなか3月までの短期間の期間というとこもあるかと思うんですが、ご応募いただけないというような状況もあっております。基本的に町のほうで、うちの役場のほうでいろんな相談あたりを担ってもらうということですので、町民に限らずですね、いろんな関係する方についてですね、できるだけ雇用をしたいということで、今ハローワーク、あるいはホームページ等を通じながらですね、雇用を呼びかけたいというふうに思っているところです。
- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 多分募集があってないんだろうなというちょっと推測で申し上げたんですけれども、やっぱりこれですと、雇止めの方は別にして、少なくとも新卒内定取り消しの方がこれで来られるかというとそうではないなというふうに思うところです。やっぱりその大津町の住民、まあ在住であったり、あるいは大津町で育って、今大学とかはそのよそに行っているとかですね、そういったことでの、今回のコロナウイルスの救済的な意味合いがあるんであればですね、もう少し条件を上げるとかですね。あるいは、本来であれば新卒でなければ採用というのはなかなか厳しいという状況があって、おそらくこのあと、そのコロナによる氷河期、就職氷河期というものが発生することが予想されておりますので、そうした中でもきとんとですね、やっぱりその仕事を将来見つけていけるような育成につながるようなですね、任用の仕方というものをですね、ご検討いただければと思いますので、その辺について何か取り組み、方向性があればちょっと教えていただきたいんですが。
- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 今の現状としてはですね、なかなかご応募いただいてないというところが ございますので、どういった形で、例えば、雇用期間もですね、少し長くする、いろんな考え方あり ますので、そういった形で、まずは町民の方を対象に、そして、できるだけ町の求めるところの仕事 をですね、担っていただけるような方を広く募集していきたいと思っております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) ぜひ、うまくですね、事業を進めていただければと思います。お願いします。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 山部良二君。
- **〇2番(山部良二君)** 議案第53号関連について質疑いたします。

2点、19ページの多機関協働による包括支援体制が1点と、31ページの学校給食用物資等補償金ですね、2点について質問させていただきます。

まず、多機関の協働による包括的支援のくらしの相談窓口、相談員を1名追加ということですけれ ど、今現在、相談体制、社協の緊急小口資金の相談件数が200件以上超えているということで、今 回の1名増でその対応できるのか。 訪問対応相談員の方が現在1名いらっしゃって、今回、1名増員ということですけれど、これは個別に対応されるということなのか。それとも、2人体制でのアウトリーチ型の支援になるのかをお聞かせください。

2点目は、学校給食の食用物資等の補償金ですね。これ牛乳とか、これ廃棄されたんですかね。で、こういうのもそのもしフードバンクとか、一人親家庭とかですね、こども食堂とかに物資を届けるような対応はできなかったのかなと思って。

その2点についてお伺いいたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長豊住浩行君。
- **○住民福祉部長(豊住浩行君)** 山部議員の質疑にお答えをいたします。

今回、420万7千円ということで委託料を計上させていただいております。今回の計上しました 経緯についてお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、3月から4月の新規相談件数が増加しておりまして、その内、9件ほどがですね、コロナウイルス感染症の影響を受けている相談があったところでございます。相談を受けて、支援策の提供を行っておりますけれども、今後もですね、引き続きですね、継続した支援が必要ということで、さらに1名をお願いしたいという状況でございますが、相談窓口全体としましてはですね、過去の相談から終結に至ってない。まだ終結してない件数がですね、まだ45件ほどございまして、今後もですね、引き続き、毎月状況確認はですね、支援の提案をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

現在の相談員体制が常駐相談員が1名と週1回ですね、アウトリーチの相談員がおられます。新型コロナウイルス感染症対策としまして、定額給付金の10万円ほどですね、給付が5月から6月にかけて実施されておりますけども、就労がなくなったり、収入が減少した方、一時的に生活支援がですね、困難な方が今後ですね、相談件数が増えるというふうに考えているところでございます。今後、生活を立て直す支援がですね、必要となりますし、また、相談件数が増加するということでですね、今回、1名増員をいたしまして、より細かな支援をですね、やっていきたいというふうに思いまして、今回、1名の増額をさせていただいたところでございます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。
- **〇教育部長**(羽熊幸治君) 失礼します。それでは、お答えさせていただきます。

学校給食用の物資等の補償金ということで、今回181万1千円を補正をお願いしております。これにつきましては、学校の3月分の学校臨時休業対策費補助金ということで、国のほうが補助事業を打ち出されまして、今回、長期の休業で主に、主に学校給食の食材をですね、納入されている業者の損失額を補償するという事業になります。主には、牛乳、それから米飯、パンの分がこの対象となっております。今回、うちの大津町の場合には、一応、休業に伴いまして、すぐに食材納入業者には連絡を取っております。ですので、給食センターのほうに納品はもう実際なかったんですけども、学校給食会として本来であれば納品があったであろう分の補償費ということで、今回、申請があがっている分でございます。これが全国の国の補助を委託を受けまして、学校給食会、全国の学校給食会のほ

うが各市町村に補助をするというような形でございますので、財源的にはその他の財源としております。 す。

それから、国・県支出金の部分については、4分の3が補助金になりますので、残りの4分の1を 今回臨時交付金のほうで充当させていただいているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) 相談員の方がその今ちょっとお答えにはなってないとは思うんですけれども、この相談員の方がその今支援の遅れとかで相談される方もいらだっているような方ももしかしたらいるのかなと思ってですね、そういう場合に、その訪問対応の相談員の方が1人で行くというのは、ちょっと安全性の面からどうなのかなと思って、これ2人体制なのかというところを聞いてみたかったとこだったんですけれど、もう一度それを聞かせていただきたいと思います。

先ほどの補償金の件ですけれども、今後、コロナウイルス第2波、第3波がくるようなときに、また、給食が止まるような事態になることもあると思うんですよね。そのときには、やっぱり何ですかね、そのフードバンクとか、こども食堂とかの利用とかも考えてみるべきではないかと思いますが、その点を質疑します。

- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長豊住浩行君。
- **〇住民福祉部長(豊住浩行君)** 山部議員の再質疑にお答えをいたします。

1名増員いたしまして2名体制で今後相談にですね、乗っていきたいというふうに思いますけれど も、アウトリーチ型ということで、どのようなですね、体制でコロナの感染予防も踏まえてですね、 ちょっと検討させて、体制づくりをしていって相談を受けたいというふうに考えております。

- **○議 長(桐原則雄君)** 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) 学校給食用の補償金になりますけども、もし休業になれば、発注をかけていた食材あたりはですね、すぐに止めるというところが基本になるかと思います。ただ、その中でももう止められなくてですね、入ってきたような食材につきましては、先ほど言われましたようなところですね、有効活用をさせていただくようなことは考えていきたいと思っております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- **〇2番**(山部良二君) さらなる増員を、もう少しやはり3名体制では少ないのかなと思っております ので、さらなる増員を考えていただけたらなと思います。

また、先ほど無駄にならないような対策をよろしくお願いいたします。 以上で質問を終わります。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第54号を議題とします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 委員会付託

○議 長(桐原則雄君) 日程第22 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第51号から議案第54号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表(案)のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時31分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和2年第2回大津町議会定例会会議録

令和2年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

13 4 1 2 - 1-31 2		1/17/9-1		IX ~>-	- 4000/V 八· / V(C)日来 C 40/C。(3) 2 日 /
					令和2年6月15日(月曜日)
出席議員	1 番 三 宮	美 香	2 番	Щ	部 良 二 3番山本富二夫
	4 番 金 田	英 樹	5 番	豊	飛和久 6番佐藤真二
	7 番 本 田	省 生	8 番	府	· 内隆博 9番源川貞夫
	10 番 大 塚 前	龍 一 郎	11 番	坂	T 本 典 光 12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田	和 彦	14 番	津	: 田 桂 伸 15番 荒 木 俊 彦
	16 番 桐 原	則雄			
欠 席 議 員					
職務のため	局	長 矢	野 好	_	
出席した事務局職員	書	記府	内 淳	貴	
地方自治法第 121条第1 項の規定の り説明の 出席した者の 職氏名	町	長 家	入	勲	総務部総務課課長補佐 伊 東 正 道 兼 行 政 係 長 伊 東 正 道
	副町	長 杉	水 辰	則	総務部財政課主幹 , 一 ,
	総 務 部	長 藤	本 聖	$\vec{=}$	総務部財政課主幹 本 司 貴 大 兼 政 係 長 本 司 貴 大
	住民福祉部	5 長 豊	住 浩	行	教 育 長 吉良智恵美
	経済 部	長 田	上 克	也	教 育 部 長 羽 熊 幸 治
	土木部	長 村	11、 五日		教 育 部 次 長 平 岡 馨
	土 木 部 併任工業用水道記	課長	山龍		農業委員会事務局長 齊 藤 孝 浩
	総務部総務調選挙管理委員会書	果長白記長	石 浩	範	
	総務部財政認	果長 清	水和	己	
	総務部税務訓	果長 村	上博	文	
	会 計 管 理	者坂	本 光	成	

一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p67~p79

- 1. 役場窓口での新型コロナウイルス感染抑止の取り組みとして、行政手続きのオンライン化や税金支払い等のキャッシュレス化を推進するべきではないか
 - (1) 行政手続きのオンライン化や、キャッシュレス決済は新型コロナウイルス感 染抑止の取り組みとともに、町民の利便性向上、職員の業務負荷軽減、コスト 削減などの効果が期待できる。早急に民間サービス同様にオンラインやキャッ シュレスで完結できる体制を構築する必要がある。
- 2. 新型コロナウイルスの感染拡大で、今後も小中学校の休校が想定される。休校中であっても教師から直接教わることができる環境を確保し、学力の維持・向上につなげる取り組みを進めるべきではないか
 - (1) 今後、第2、第3の新型コロナウイルスの感染拡大の波に備えた対策を早急に行う必要がある。国の2020年度補正予算には、子どもたちに一人一台のパソコンを配備するための予算が前倒しで盛り込まれた。これにWi-Fi環境が整っていない家庭にルーターを貸し出すといった支援策も含まれている。このようなICT環境を整備するための予算措置を積極的に活用して、まずは小学生の高学年や中学生から双方向のオンライン授業が実施できる環境整備を大きく進めることが重要である。
- 3. 新型コロナウイルスの感染拡大が続いている時でも、自然災害が起こる可能性がある。いま災害が起きれば、避難所で新型コロナウイルスの集団感染が発生する恐れが強い。早急に、避難所の3密を回避する体制を構築するべきである
 - (1) 地震や水害の際には地域の公民館や小中学校の体育館などを避難所として使用するが、不特定多数の人を収容するので3密となる可能性が極めて高い。集団感染が発生する恐れが強い3密を回避するためにウイルスの特徴を踏まえた新しい生活様式に避難所の環境を改善するとともに、分散避難などの避難体制を住民に周知する必要がある。
- 4. 新型コロナウイルス対策など自治体のすべての事業はSDGs (持続可能な開発目標) につながっている。SDGsの考え方を常に念頭に置きながら事業を進めるべきではないか
 - (1) 職員がSDGsを自覚して事業に取り組めるように各課の看板や受付カウン ター、名刺などに業務に関連するSDGsのアイコンを印刷した者を貼るなど

SDGsの見える化が必要である。

(2) 熊本連携中枢都市圏18市町村で共同策定を予定している地球温暖化対策実 行計画では2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指しているが本町の具 体的な実現プランはどのようなものか。

1 番 三 宮 美 香 さん p79 ~p87

- 1. 長期休校に対する振り返りと今後の体制について
 - (1) 2月27日の国からの一斉休校要請を受けて始まった臨時休校も、3カ月という長期休校を経験することになり、子どもたちも保護者も自粛を守り3カ月を耐えて過ごした。この未曾有の事態に対して町と教育委員会も急な対応を迫られながら子どもたちの安全を第一に試行錯誤されたと思う。今後、来るとされる第2波、また、新たなウイルス出現や休校を余儀なくされる事態などに備えて、
 - ① 今回、PTAとも連携されていたと思うが、子どもたちと保護者・先生の声を、この期間にどう反映させていたのか。
 - ② 今回のことを振り返り、今後どのような体制を構築されるのかを確認したい。

3 番 山 本 富二夫 君 p87~p95

- 1. 定住促進補助金制度の創設を
 - (1) 菊陽町では平成25年度から、定住促進補助金制度を創設されている。大津町も高齢化と過疎化が進む地区を対象として取り組みについての考えを聞きたい。
- 2. 上井手公園まわりの環境整備について
 - (1) 上井手公園が昨年、上井手沿いの旧大津地区公民館分館跡地に完成。JR肥後大津駅から、徒歩で5分以内であり、もう少し活かす環境整備についての取り組みを聞きたい。
 - ① 裏山の竹林を買収して、桜とつつじの公園化を。
 - ② 上井手に蛍が舞う環境整備を。
 - ③ 上井手沿いの古い民家の保存と活用を。

11 番 坂 本 典 光 君 p95~p105

- 1. 地蔵まつりのあり方
 - (1) 時代とともに地蔵まつりは変化してきた。最近はお酒の比率が高い、大人のまつりになってきており、今少し子ども中心にできないかという意見が多くあ

る。

- ① 現況。
- ② どのようなかたちが理想と考えるか。
- ③ 理想に向けて行動する意思はあるか。

2. 行政が事務ミスを犯さないための対策について

- (1) 平成30年不適切な事務処理等に係る再発防止策がとられたが、その後不適 切な事務処理は散発的に起こっている。遺憾の言葉を残して前副町長は任期を 全うされた。
 - ① 防止策に問題があったのか。
 - ② 今後、新副町長を中心にどのように対策を立てられるのか。

3. 窓口業務の重要性

- (1) 職員は町民に対するサービス業務であることを自覚して、合理的に懇切丁寧 に接するべきである。担当部署の業務を深く理解していないと合理的な説明は できない。
 - ① 窓口業務教育は実施しているか。
 - ② 特に新人職員は社会の価値観に疎いから、特別に教育が必要と思われる。言葉だけでの教育ではなく、実地教育である。

15 番 荒 木 俊 彦 君 p105~p115

- 1. 新型コロナ感染症支援策
 - (1) 熊本地震復興基金を町民支援に。
 - (2) 国保世帯への税軽減が必要。

2. 清正公道埋立の経過と今後

(1) ミルクロード沿いの清正公道の谷間が埋め立てられた。熊本地震による国道 代替指定によって、やむを得ないことだったと思うが、埋蔵文化財包蔵地がい とも簡単に埋め立てられた。許可された経過の説明を求める。また今後の活用 についてどう考えるか。

6 番 佐 藤 真 二 君 p121~p133

- 1. コロナとの共存、コロナ後の「新しい生活様式」に町はどう取り組むか
 - (1) コロナウイルスとの共存、あるいは新たな感染症に備え生活様式の見直しが 求められている。事業(業務)の運営も同様であり、それにはDXへの対応も

求められる。

- ① デジタル手続法への取り組み。
- ② 勤務形態の多様化への対応などDXによるBCPの見直し。
- ③ 住民サービスの提供のかたちや町有施設の設備の見直し。
- ④ 学校運営の在り方の見直し。
- ⑤ 職員のリテラシーの変革。
- ※DX=デジタルトランスフォーメーション(デジタル技術による社会変革)

2. 情報公開が全く進んでいない

- (1) 以前から求めている情報公開が未だに進展しない。昨年6月を含め、これまで何度も同じ質問をしている。行政の説明責任を果たすという意味での情報公開はいつできるようになるのか。
- 3. 子どもたちの努力と犠牲にどう報いるか
 - (1) 感染拡大対策のため、子どもたちは大変な努力を強いられ、犠牲を払っている。このことは子どもたちに大きな成長と誇りを与える反面、厳しい喪失感や虚脱感を生んでおり、それはこれからも続く。国は子どもたちに報いる取り組みのメニューを示している。町ではどう取り組むか。

2 番 山 部 良 二 君 p133~p144

- 1. 観光振興や子どもの育みについて
 - (1) 新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンド需要の蒸発が顕著に表れている現在、国内からの観光客を呼び込む地域の魅力を発信していく必要性がある。これらのことを踏まえ世界かんがい施設遺産を活用した観光振興や子ども達の育みを住民と行政との協働により、アイディアを集め中長期的な計画を立案していく必要があると考察するが、町としての考えを伺う。
- 2. 大津町子どもの生活に関する実態調査について
 - (1) 本町における子どもの貧困の現状と支援は。
 - (2) 今後、コロナによる「世界大恐慌」の再来が予想される中、一人親世帯(シングルマザー等)の貧困率が上昇することが想定される。これを踏まえ条件が厳しいと思われる生活保護制度や社会福祉協議会「緊急小口資金」の運用緩和、及び制度の積極活用の推進又、申し込み数や不受理数を伺う。
 - (3) 貧困が進めば、子どもの虐待が増加を示すデータがある。貧困線を下回る層では、歯磨きを1日一回およびほとんどしない子どもが県平均10.3%を大き

く上回る19.3%もいる。この中にネグレクトや虐待の可能性のある子どもたちがいるのではないか、現状と対策は。

13 番 永 田 和 彦 君 p144~p150

- 1. 役場機能の充実と向上について
 - (1) 時代に沿ったRPA (ロボットを使ったオートメーション) に取り組み役場機能の効率化を掲げられるのは良いが、その手前に人事体制を整えなければならない。RPAは単純ではあるが人間が行えば時間がかかることの効率化と理解するが、人員削減には繋がらないし一つの軌道に乗せた仕事しかできず、今の時代においては回り道になりかねない代物と思える。未だAI (人工知能)を使うには至ってないが、次を見据えた取り組みでないと逆に単純システムに振り回される可能性も考えられる。よって優れたSE (システムエンジニアやプログラマー)を擁する体制が今後の未来を形成すると考えられる。

4 番 金 田 英 樹 君 p151~p162

- 1. 情報発信と周知の在り方
 - (1) 必要な情報を迅速に、あるいは適切なタイミングで発信することは、平時には住民サービスの向上、有事には住民の安全・安心にも直結する。また、正確な情報を分かりやすく速やかに伝えることは、未然に住民からの問い合わせや、記入書類などの不備発生を防ぐことに繋がり、住民と職員双方の手間や業務量を減らすことができる。さらに、検診の勧奨やボランティアの呼びかけ等の行動を促す必要がある施策においては訴求力のある表現で発信することで、より多くの住民の行動に繋げることができる。ホームページやLINE、その他各種発送書類、チラシなど、情報発信の在り方の重要性を改めて認識し、一層力を入れる必要がある。情報は発信すること自体が目的ではない。目的の明確化と設定、そして民間企業並みの工夫と戦略が必要である。

以上を踏まえ、以下の項目を中心に町長の考えを問う。

- 新たに導入したLINEの運用。
- ② 不備や照会を減らす書面づくり(各種記入様式、案内・説明文章など)
- ③ 行動に繋がる訴求力のある書面づくり(表現・レイアウトなど)。
- 2. スマート自治体とウィズコロナを見据えた行政事務の在り方
 - (1) ICTの発展や人口減少が進む中、「スマート自治体」という言葉が一つの重要なキーワードになっている。ここで述べるスマート自治体とはAI・RPAなどのICT技術も活用し、人口減少が深刻化しても自治体が持続可能なかた

ちで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持向上させながら、職員を事務作業から解放して職員でなければできない、より価値のある業務に注力することで、効率的かつ住民満足度の高い業務を行える自治体を指す。さらに、各種事務手続きのオンライン化やキャッシュレス決済などは住民が自宅にいながら、あるいは窓口に訪れることなく、手続きを完結することができ、住民の利便性向上にも繋がる。これらを高い次元で実現するためには、個々の職員のICTスキル・リテラシー向上、実務を踏まえて全体の在り方を設計・統括できる人材の任用が不可欠である。

以上を踏まえ、以下の項目を中心に町長の考えを問う。

- ① 職員のICTスキルとリテラシーの底上げ。
- ② CIO (最高情報責任者) の任用。
- ③ デジタルネイティブである若手を中心とした職員提案制度やタスクチームの 創設。

議事日程(第2号) 令和2年6月15日(月) 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長(桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は9名ですので、本日が1番から5番まで、16日が6番から9番までの順で行います。

日程第1 一般質問

○議 長(桐原則雄君) 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀨和久君。

○5番(豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も、そして、1階の談話室の皆様もお忙しい中、朝早くからお越しいただき、大変にありがとうございます。5番議員、公明党の豊瀬和久です、本日は、通告にしたがいまして、新型コロナウイルス感染予防の取り組みについて4点簡潔に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、療養中の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、昼夜を明かさず、地域医療を懸命に支えて下さっている医療従事者の皆様をはじめとする社 会活動の維持にご尽力をいただいているすべての方々に対して、心から感謝を申し上げます。

現在、新規感染者数は減少傾向にあるものの、有効な治療法やワクチンが確立されるまでは決して気を緩めず、感染予防への警戒を続けなくてはいけません。そして、早期に経済活動が本格化できるよう中小企業を始めとした事業者への支援を充実させていくとともに、新型コロナ感染の第2波、第3波への備えに万全を期す必要があります。

それでは、1点目の行政手続きのオンライン化や税金支払い等のキャッシュレス化を推進する取り 組みについてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、自分だけではなく、家族や友人、隣人の命を守るための実践例として、新しい生活様式が求められている中、様々なところでオンライン化やリモート化が加速しています。企業ではテレワークが進み、対面が原則であった診療においても、初診からオンライン診療が解禁されました。

学校では、オンライン授業に積極的に取り組んだ学校で成果を生み出しつつあります。今までは考えられなかった変化が起きています。しかし、民間企業では、当たり前に行われている手続きなどの

オンライン化も行政では対面方式が一般的で、今回のコロナ対策では、オンライン化の遅れがクローズアップされています。オンライン手続きは、昨年施行されたデジタル手続法を根拠に取り組みが進められており、お手元の参考資料にありますように、全国の66.9%の市町村がオンライン化するためのシステムを導入しています。

今回の特別定額給付金でも給付手続きがオンライン上で円滑にできていれば早く確実に必要な人に届いたのではないかと思いますが、単に申請だけをデジタル化しただけで、そのあとはアナログの紙ベースで役場職員が確認作業を行うという二重の手間がかかっており、デジタル化のメリットが生かされませんでした。オンライン申請を住民サービスの向上や行政運営の効率化につなげるためには、AIやICTを活用し、役場の中の様々なシステムの連携や提出された個人情報のデータを自動的に処理させる仕組みを構築しなければいけません。

そこで、まずは実証実験として身近な手続きからオンライン化へ移行させることにより、オンライン化の波に乗ることができれば一気に本格的な実施に進めることができると思います。

今回の臨時交付金事業には、窓口での感染予防の取り組みとして3千200世帯を対象とした児童 手当現況届を郵便申請による受け付けで実施する予算が計上されています。このような届け出は、対 象者が忙しい子育て世代ですので、郵便申請だけではなくてスマートフォンで簡単に申請手続きがで きるようにするべきだと思います。

また、図書館関連でも感染予防の取り組みの予算が計上されています。現在、図書館では、本の予約にはオンラインでできますが、貸し出しの手続きは窓口での対面方式でしかできませんので、多くの方々が利用される貸し出しの手続きも3密を防ぐためには、オンライン化するべきだと思います。

もう一つは、公共施設の使用申請です。オンラインでの使用申請が可能になれば、感染予防とともに、利用者や行政双方の負担軽減につながる取り組みだと思います。それにあわせて、公共施設の利用料金や税金支払いなどのキャッシュレス決済化も身近なものから進めていく必要があるのではないかと思います。

なお、オンライン化にあたっては、情報保護やセキュリティを重視するとともに、パソコンなどに 使い慣れない方々に対しても丁寧な対応を進めなければいけません。

今回、国の第2次補正予算が成立し、臨時交付金が拡充されました。その交付金を活用して迅速で 簡素な行政手続きのオンライン化やキャッシュレスで簡潔できる体制を構築して、アフターコロナと 言われる次なる時代に向けて、効率的で利便性の進んだ社会にしていくことが何より重要だと思いま すが、町長のご見解をお伺いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 皆さん、おはようございます。豊瀬議員のオンライン化についてのご質問でございますけども、今後についてしっかりと取り組んでいかなくちゃならないというふうに自覚しております。

現在、新型コロナウイルス感染症対策につきましても、住民の皆さん方のそれぞれの取り組みに感謝を申し上げ、また、保育園、あるいは学童保育、あるいは介護施設関連等の職員の皆さんの献身的

な対応につきまして、心よりお礼を申し上げたいと思います。

また、町といたしましても様々な対策に取り組んでいるところでございます。その中の一つとして、 行政手続きのオンライン化やキャッシュレス化については、今後ますます重要になってくるものと認 識しております。

昨年度には、行政オンライン化の取り組みとして、コンビニでの証明書発行に加え、今年の4月からは、コンビニでの町税などの納付ができる仕組みづくりを整え、町民の利便性の向上に加え、職員の業務の負荷軽減にもつながっているところです。

コロナウイルス感染予防対策につきましても、今後、長期化が予想される中、新しい生活スタイルの中で、3密防止を図るなど、さらなる行政手続きの簡素化やリモート化を進めていかなくてはならないと十分認識しているところでございます。

状況等につきまして、担当部長よりご説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 皆さん、おはようございます。現在、大津町におきましては、インターネットを利用して申請や手続き等を行うことができる「くまもと電子申請窓口」に参加をしておりまして、今、住民票の写し、あるいは戸籍の付票の写しの交付など9つの申請等ができる状況になっております。

ただ、申請につきましては、マイナンバーカードが必須となるものもございまして、行政手続きの オンライン化につきましては、マイナンバーカードの普及にもですね、力を入れていかなければなら ないと思っているところであります。

また、マイナンバーカードを利用しないオンライン申請としまして、セミナー関係の申し込みだったり、あるいは大津町の職員採用試験等の期限的な申請について活用をしているところであります。

一方、窓口の密を避けるといった観点からコンビニ等におきまして、今年の1月から住民票や所得 証明書などの交付も行っているところです。

また、今後につきましても、窓口関係部署をはじめ、オンライン化できる申請業務の取り扱いについても増やしていく必要があるというふうに思っているところです。まずはできるところからですね、進めてまいりたいというふうに思っております。

また、キャッシュレス化につきましてですけれども、住民税や固定資産税、それから国民健康保険税等の公金の支払いについては、今年の4月からコンビニの納付に加えまして、さらにクレジットカード等を使って公金の支払いを行うシステムの導入について、現在、検討・協議を進めております。整い次第導入に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) ぜひ、コンビニでの申請とか、コンビニでの納付は今できるようになっていますけれども、ステイホームということでですね、家にいていろんなことができるような形でしていったほうが、コンビニまで行くのはやっぱり家を出ることになりますのでですね、コンビニが3密になるといけませんので、ぜひスマートフォンで、自宅できるような体制を整えていただきたいですし、

先ほど言いましたような、児童手当の現況届とか、そういう3千200世帯の方がされます。それは 決まって毎年されますのでですね、そういう手続きから真っ先にオンラインでできるようなことをし ていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。

次に、2点目の双方向のオンライン授業が実施できる環境整備を進める取り組みについてお伺いを いたします。

新型コロナの感染拡大で小中学校の休校が長期化をしました。今後、第2波に備えた対策を早急に 行って、子どもの学ぶ機会を確保する必要があります。休校の間、子どもたちは学校から出されたプ リントなどの課題に取り組んでいるケースが多いですが、十分に理解が進まないこともあるのではな いでしょうか。今月から学校が再開しましたが、これから授業についていけるかと心配する保護者も 多くいらっしゃいます。今後、こうした不安を与えないようにするためには、たとえ休校中であって も教師から直接教わることができる環境を整備しておくことが重要だと思います。休校中にオンライ ン授業に取り組んだ事例として、熊本市では4月からオンライン授業を行ったそうですが、11の学 校からオンライン授業に不登校の生徒が参加できたといった報告が相次いで寄せられたそうです。こ のため、熊本市は、学校再開後もそうした不登校の子どもたちが学校に来なくてもオンライン授業に 参加できるよう子どもたちへの端末の貸し出しや学校側の体制整備を進めているそうです。こうした 報告は熊本市だけではなく、オンライン授業に力を入れたほかの地域からもあがっています。福岡市 の中学校では、今月から一部の授業をオンラインで中継し、不登校の子どもたちが自宅で視聴できる 取り組みを始めたということです。青森市では、一斉休校中だった4月には、市内62の全小中学校 でオンライン授業が実施できるようになっており、市の教育委員会によりますと、不登校だった児童 生徒の7割以上がオンライン授業に参加し、そのうち9割以上が学校再開後に登校したという調査結 果を明らかにされました。オンライン授業では、周囲を意識する必要がないので参加へのハードルが 下がったのではないかと分析されています。そして、オンライン授業が不登校に一定の効果があった として、オンライン授業の特性を活用しながら学校への復帰を促していければと語られています。

このように、オンライン授業に積極的に取り組んだ学校では成果を生み出しつつあります。しかし、お手元の参考資料にありますように、文部科学省の調査結果では、休校中に双方向のオンライン授業に取り組んだ自治体は調査対象の1千213自治体のうち、60自治体に留まり、わずか5%にすぎませんでした。取り組めなかった背景には、タブレットパソコンなどの端末が児童に行き渡っていないなど、オンライン授業に必要な環境が整っていないことが原因でした。そのようなことから、本町でも臨時交付金で全小中学生に1人1台タブレットパソコンを配備するための予算が計上されました。これにはモバイルルーターを貸し出すといった支援策も含まれています。しかし、タブレットパソコンやルーターが配備されるだけでは何も始まりません。第2波に備えて環境整備をどのように進めていくかといった工程表を作成し、休校中であっても教師から直接教わることができ、一人一人の個性を生かしながら、学力の維持向上につなげる取り組みが円滑に運用開始できるよう万全を期す必要があると思いますが、教育長のご見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) おはようございます。豊瀬議員の新型コロナウイルス感染拡大に伴った、 小中学校の休校時における学びの保障等についてお答えいたします。

まず、国が進めるGIGAスクール構想の実現による取り組みに対し、町では、校内通信ネットワークの環境整備とあわせて、令和5年度までに児童生徒1人1台の端末整備を計画し、順次進めていたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、小中学校の臨時休校が長期化する中、国は 令和2年度の補正予算にGIGAスクール構想の加速による学びの保障を盛り込み、1人1台の端末 整備の早期実現や家庭学習のための通信機器整備の支援を打ち出しました。

大津町では、今回の長期休業期間中、週1回から2回の定期的な登校日を設けて、児童生徒の学びの保障とともに、心のケアや生活リズムの構築など、各学校において家庭と連携しながら取り組んできたところでございます。

6月1日から学校が再開したとは言え、議員がおっしゃるとおり、今後、想定されます第2、第3の感染拡大の波に備えることは不可欠となります。登校日の設定に加え、日常的に学校と家庭がオンラインでつながることができれば、学びの保障の質をかなり向上させることができると考えます。

大津町としましても、1人1台の端末整備計画を前倒しして、早期に取り組むべく、今回、6月議会において補正予算をお願いしているところです。

また、本年度は、大規模校に導入を予定しておりました双方向性の「れんらくアプリ」と、こちらも本年度、中学校に導入を予定しておりました「家庭学習支援ソフトウェア」を全小中学校に前倒しで導入をさせていただいております。

長期に及んだ学校休業ですが、日々が変化する中での対応でした。ご指摘のような課題もあったかと思いますが、常に改善策を問い続けてきたところであります。保護者や児童生徒の要望等も受け止めながら、今後も様々な取り組みを模索し、児童生徒の安心・安全の確保及び学びの保障をしていきたいと思っているところでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) おはようございます。それでは、ご説明をさせていただきます。

本町におけるGIGAスクール構想についての取り組みですが、令和5年度までに児童生徒1人に対し1台の端末整備を順次行う計画で、本年度は394台の端末整備を校内通信ネットワーク環境整備と併せて予定をしておりました。しかし、国の令和2年度補正予算により、全児童生徒の端末整備の支援が前倒しとなりました。これは災害時や今回の新型コロナウイルス感染症等の発生により、長期化する小中学校の臨時休業時において、ICTの活用によりすべての子どもたちの学びを保障できる環境の早期実現を求めるものです。

本町におきましても、町内の全児童生徒にタブレットパソコンが行き届くよう、今回の6月議会において補正予算を計上させていただいたところです。

また、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的とし、自治体が整備する可搬型通信機器につきましても、購入費については補助対象となることから、家庭環境におけるWi-Fi環境調査を実施し、今回の補正予算に端末整備と併せて計上をさせていただきました。

なお、1人1台端末整備につきましては、全国規模の事業であることから、県による共同調達が予定をされております。今後、市町村の意向を踏まえ、県が作成する仕様書や端末の納入時期など、共同調達と町単独調達のどちらかが町にとって最適かを総合的に判断し、進めていきたいと考えております。

次に、小学生の高学年や中学生における双方向のオンライン授業が実施できる環境整備を大きく進めることが重要であるということにつきましては、議員のおっしゃるとおり、今後、想定されます第 2、第 3 の感染拡大の波に備えた対応が急務であると認識をしております。 4 月から 5 月にかけて実施しました家庭におけるWi-Fi環境等調査では、町全体としてWi-Fi環境が整っていない家庭が約 1 割、児童生徒が日中に使用できる通信機器が整っていない家庭が約 2 割あるという結果となりました。その内容は、小学校や中学校、また各学校においても異なる状況でした。

これまでの取り組みとしましては、教育長からもありましたとおり、5月から「れんらくアプリ」と「学習支援ソフトウェア」を導入させていただきました。「れんらくアプリ」では、これまでのメールなどによる学校から家庭への一方向の発信に対し、双方向性のメールが可能となります。加えて、アンケート配信や出欠席の連絡などの機能があり、児童生徒の体調等の把握、それから保護者との連絡手段の簡素化・効率化が図られることが期待されています。

また、「学習支援ソフトウェア」では、自宅にあるスマートフォンやパソコンなどから学習ができます。児童生徒に個別 I Dが割り振られているため、教職員は、専用サイトからログインすることで、児童生徒一人一人の学習内容や進捗状況を確認することができるものとなっております。これにより一人一人の課題に応じた家庭学習を支援できるものと考えております。

そのほかにも、教職員の指導に活用できる資料提供や教材作成機能等もあります。

今後は、以上に述べたような取り組みを加速させるとともに、既存のICT環境の活用を工夫しながらすべての児童生徒の学びの保障に努めてまいりたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 豊瀨和久君。

○5番(豊瀬和久君) 再質問させていただきます。

今回の私の質問は、オンライン授業に特化して質問させていただいています。オンライン授業が第 2 波にできるのかどうかということをまず、というか、されると思うんですよね、1人1台のパソコンを今用意をされてて、オンライン授業をどうしたらできるのかということで質問をさせていただいてて、そのためにはやっぱり行程表がいるでしょうし、いつまでにして、で、今いろんな課題を言われましたんで、その課題をどう解決していくのかということをその行程表を基にしてですね、今日、答弁があるのかと思ってましたけれども、いつからオンライン授業が始められて、今どういうことを行程表に基づいて取り組んでいるのかというような、そのこれ 2 週間ほど前の打ち合わせでも話してましたけれども、オンライン授業をやる気があるのかどうか。やられたところはですね、1人1台パ

ソコンが整ってたからできたわけじゃないんですよ、いろんな課題があった中で、それを解決して、もう4月にはオンライン授業を始められているんですよ。そして成果を挙げられているんですよ。いろんな不登校の方々が参加できたとか、将来、これをまた続けていこうとかということでですね、その先を行かれているんですよ。それで、オンライン授業は、やっぱりこれはせっかくほかのところで成果を挙げられてますから、大津町でもできる方向でいっていただきたいという思いでですね、今回、質問させていただいてますので、いつから始めるかとか、今どの行程をやってて、今どういうことが課題でそれを解決していかないといけないのかというような答弁がありませんでしたので、そういうのがあるとするならばちょっと今説明をお願いしたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) それでは、豊瀬議員の再質問にお答えします。

行程表ということで、今後の計画なんですけども、今現在、この全児童生徒に対しての1人1台のパソコンの導入を進めております。これにつきまして、調達のほうがですね、全国的にも他の自治体も同様の調達をされていくということで、現在は熊本県のほうで県内の共同調達を呼びかけられております。こちらのほうで7月、8月に仕様書、各市町村の意見を聞いて仕様書を決定し、9月、10月で入札をかけると。それで、早ければ12月から年明けの3月までに納入を目指すというものでございます。

あと、その共同調達のほうに参加をするのか、また、町単独でいくのかというのは、今後ですね、 総合的に見極めさせていただいて判断をしていきたいと思っております。とにかく教育委員会としま してもできるだけ速やかにですね、導入ができるように進めてまいりたいと思っているところです。 以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) オンライン授業は、1人1台のパソコンがきちっと手元に揃わないとできませんか。4月に熊本市も、ほかの青森とかもされたところは、1人1台パソコン揃ってなくてもですね、自前のパソコンであったり、自前の環境でやっているんですよ。きちっと調査をしてですね。だからやる気があれば今もうほとんどスマートフォンであったり、タブレットであったり、パソコンであったりというのはお持ちの家庭も多いんですよ。ですから工夫次第でできるんですよ。だから、そのやろうという気があるのかどうかというのが問題で、そのタブレットパソコンが一人一人に行き渡ればやるみたいなことじゃなくてですね、いつから始めるかというのを決めて、そのためにはじゃあどうするのかということを考えていかないと、いつまでたってもできませんよ。だからできてないわけですから。今どれだけの、さっきWiーFi環境は調べられましたんで、そのときに端末まで調べてないんですかね。端末まで調べてあれば、あるところは調整していけば設定をいろんな形で整備していけばできる可能性だってあるじゃないですか。その辺りのところはどのようにお考えなられていますか。
- **○議 長(桐原則雄君)** 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) 質問にお答えします。

先ほどちょっと質問が足らずに申し訳ございませんでした。オンライン授業につきましては、一応、 今現在ですね、先ほどちょっと触れました学習支援ソフトを導入。

- ○5番(豊瀬和久君) 双方向のオンライン授業を言ってるんですよ、私は。
- ○教育部長(羽熊幸治君) そちらもですね、一応オンライン授業というような形で、子どもたちが家庭でもですね、家庭の端末でも、お父さん、お母さんのスマホでもですね、できるような形にはなっております。その学習のやり方もですね、それぞれの個に応じた学習の進め方ができますし、また、それを学校の先生のほうもですね、各個人にIDがふられておりますので、この子がどこまで進んでいるのか、どこでつまずいているのか、そういったことを確認することもできます。今、導入を進めてやっておりますので、もしそういったときにも今後使っていくところで一応今考えているところでございます。

以上です。

- **○5番(豊瀬和久君)** 直接の双方向のオンライン授業のことを言っているんですよ。それはできます かということです。
- ○教育部長(羽熊幸治君) 自分のとか、そういった。
- **○5番(豊瀬和久君)** ご自宅と学校で直接双方向でオンライン授業をするということです。それは考えられているんですか。
- ○教育部長(羽熊幸治君) やはりどうしても環境によってはですね、家庭の部分でこう双方向に参加できない家庭もございますので、その辺は考慮させていただきながらというふうに考えております。
- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) ただいま豊瀬議員からご質問がありました、オンライン授業をする気があるのかないのか、大いにあります。大いにありますけれども、今回のコロナウイルスによる突然の体校という中で、なかなか、今議員がおっしゃるような双方向性のオンライン授業というのは、大津町が持っている環境の中ではなかなか厳しいという判断がありました。ただ、子どもたちに個別のIDをですね、早期に配布することができれば、各子どもたちのパソコンによるやり取りはできたかと思いますけれども、それよりもまずはオンラインができないことを前提に、どのような学習の保障ができるのかということで今まではやってきた経緯がございます。おっしゃるとおり、オンラインがあることによってですね、さらに充実させることができたということは痛感しておりますので、今後、精一杯取り組みを加速させながら、そのほかの取り組みとあわせながら学びの保障というものに力を入れていきたいと思っているところでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) 参考事例はいっぱいあります。できたところをしっかり学んでいただいてですね、どうしたらできたのかというのを参考にしていただいてですね、オンライン授業をぜひ双方向の直接目と目があわせてですね、パソコン越しですけども、できるような授業をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- **○議 長(桐原則雄君)** 一般質問の途中ですが、30分ほど経過しましたので、ここで換気のために

休憩をいたします。10時40分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

午前10時31分 休憩

 \triangle

午前10時40分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

豊瀬和久君の一般質問を続けます。

豊瀨和久君。

〇5番(豊瀨和久君) 3点目の避難所の3密を回避する体制構築についてお伺いをいたします。

ちょうど昨日の熊日新聞の社説にも感染防ぐ新しい避難をという見出しで意見が掲載されていまし たので、読まれた方もいらっしゃるのではないかと思いますが、新型コロナ感染症が収束しないうち に大規模な災害が発生した場合に備え、早急に取り組むべきは避難所における3密の解消です。その ために国は、自治体に対し、災害が発生し避難所を開設する場合の留意点として、避難所の過密を抑 制するため、避難先を分散させる必要性から避難所の増設を要請しました。また、発熱やせきなどの 症状がある人の専用スペースの設置や十分な換気対策も求めています。このほか、国が策定した避難 所運営ガイドラインでは、今回、自治体に要請した内容に加え、避難者が感染症などの健康被害を受 けないよう、寝床にパーティションで間仕切りを作ることや床の埃を吸い込まないよう段ボールベッ ドを導入することが望ましいとしています。お手元の参考資料にもありますが、軽量で持ち運びに便 利な段ボールベッドは、床に直接寝るのと比べて高さがあり、高齢者が寝起きしやすく、ウイルスが 埃に付着し、床に滞留すれば感染リスクも高まるため、ベッドに高さがあるのが望ましいとされてい ます。全国段ボール組合によりますと、段ボールベッドは東日本大震災時の避難所で有用性が確認さ れ、一式1万円ほどと安価でもあることから、避難所には必要不可欠なものとなっています。一人暮 らしのお年寄りや体の不自由な人、病身の方が安心して避難できるのかなど、最も厳しい状況におか れた人たちを最優先に支援する重要性を考えたときには、段ボールベッドの導入とともに、避難所の 増設と避難所の運営訓練、そして新しい避難をわかりやすく情報発信をする必要があると思いますが、 町長のご見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 豊瀬議員の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についてのご 質問にお答えします。

現在、新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言は解除されていますが、引き続き、住民の皆さんには感染予防をお願いしている状況であります。そのような中に、これからの梅雨の時期を迎えまして、集中豪雨や台風、あるいは地震といった自然災害がいつ発生するかわかりません。その際、避難所が密集し、3密となることが想定されます。このことは全国的な課題でもあり、県が策定した避難所における新型コロナウイルス感染症への対応支援に基づき、大津町としましても感染症対応の避難行動判断マニュアルを作成し、6月5日に関係者会議を開催しまして、今後、町民の皆さんにも分散型避難の周知とお願いをしていきたいと考えております。まずは自助と自衛をして、避難行動と

して日頃からハザードマップで安全確認をして、自宅が安全であるか、あるいは親戚や友人宅への避難可能か、また一時避難所としての地域の公民館への避難、それから町の指定避難所への避難といった避難選択を日頃から準備していただき、避難所が密集しないようにお願いしながら周知を図っていきたいと考えております。

また、避難所の収容人員数を考慮し、指定避難所への開設を増やしたり、車中避難につきましても地域防災計画に示しています野外の避難場所を指定して、避難者の把握を行うなど、体制をとっていきたいと考えています。

また、区長さんや消防団、消防署と防災士と連携を図り、地域における防災避難体制の整備と避難 所が3密とならないよう通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図っていきたいと 思います。

また、避難所の方に対しても感染予防対策は徹底し、マスクや手の消毒、検温といった基本的な感染予防を徹底し、パーティションや適切な換気を行い、避難所内の環境整備につきましても努めていきたいと考えております。今後も継続的に関係機関と連携をとり、避難所における新型コロナ感染症対策に対応していきたいと思います。

議員のベッド関連等についても十分今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。 関係部長よりご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 災害時の避難所の現状と避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてご説明を申し上げます。

現在、町の地域防災計画におきまして災害時の避難所として指定避難所が23カ所、福祉避難所が 9カ所、それから一時避難所として各地域の公民館、あるいは屋外の避難場所として各指定避難所の 駐車場と別に6カ所の場所を指定をしているような状況でございます。

避難所の状況につきましては、大雨や台風などにより災害レベル3の避難準備の段階では、ここ数年は全体で10人程度の避難者数ではありますけども、レベル4の避難勧告、それから避難指示、またレベル5といった大規模災害の発生段階になれば、熊本地震におきましても、町民の約3分の1であります1万3千人の方が避難をされましたので、その教訓から避難所がかなり密集することが予想をされます。

そういった状況の中で、新型コロナウイルス感染症対策を同時に行っていく必要がありますので、全国の各自治体におきましてもその対応に苦慮しているところであります。このようなことは全国的な課題でもありまして、国からも「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」の通知がありまして、また、県のほうからは「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針」を策定をしております。これに基づきまして、町としましても、「感染症対応の避難行動判断マニュアル」を作成をし、6月5日の日に関係者の会議を開催し、確認をいたしたところです。それから、本日付けで各全世帯にチラシという形で3密について、あるいは行動フロー、それから避難所等についてのですね、チラシを全世帯配布を今日予定をいたしております。

避難行動判断マニュアルの基本的な概要につきましては、日頃から住んでらっしゃる地域の安全確認をハザードマップ等で確認をし、自宅が安全であれば自宅での避難、親戚や友人宅での避難の検討、区長、消防団、防災士と連携をしながら一時避難所である地域公民館への避難、それから町の指定避難所とあわせまして、感染症対策など、町民の皆さんに周知をしていきたいというふうに考えております。また、避難者の方に対しましても健康状態のわかる健康チェックシートの記入をお願いをし、検温、手洗い、マスクの着用等の基本的な感染症予防対策を徹底するとともに、消毒液による定期的な衛生管理、間仕切りや避難所内での十分な換気、感染リスクを下げるための動線制限を行うなど、感染防止に努めてまいりたいと考えております。感染予防の物品等の購入、それから備蓄におきましても、マスク、消毒液、体温計、防護服、それから空気清浄機やパーティション、段ボールベッド等の購入については、既に予定をしておりまして、町民の皆様にも6月号の広報誌やホームページで避難所の3密を避けるために分散型の避難のお願いを周知しているところであります。

また、地震等の大規模災害時には、すべての指定避難所を開設するとともに、従来使用しておりませんでした会議室のスペース、それから学校施設における空き教室、あるいは使用可能な民間施設等の使用可能なスペースの確保についての調整を図り、今後も継続して避難所における新型コロナウイルス感染症対策を関係機関とともに連携しながら行ってまいりたいというふうに考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- **○5番(豊瀬和久君)** 次に、4点目のSDGsを推進するためのアイコン活用についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスがもたらした危機を乗り越え、人類社会がより発展していくための道しるべとして国連のSDGs が掲げる理念が改めて注目をされています。 2030年を目標とするSDGs は、国連で採択されてから今年で5年目になります。目標の達成期限までのあと10年を行動の10年としてあらゆる人々が達成に向けた努力を行っていくことが必要となっています。SDGs は、17の目標と169のターゲットという数の多さが示すように、テーマが非常に広範囲に渡っています。基本理念は、誰も置き去りにしない社会であり、生活全般に及びますので自治体のすべての事業はSDGs の17の目標すべてに関連をしています。まずはそのことを認識し、職員が自ら行っている事業がSDGs に貢献する事業だと自覚することが何より重要だと思います。

そこで職員の皆さんがすぐに取り組めるものとして、例えば、名刺に担当している事業に関する個別のアイコンを印刷したり、課や係が表示するプレートなどに、担当する事業に関連するアイコンを表示させるなど、SDGsの取り組みを見える化するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、参考資料として配付していますが、熊本連携中枢都市圏の18市町村で共同策定を予定している地球温暖化対策実行計画では、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指しているとのことですが、本町の具体的な実現プランはどのようなものでしょうか。

以上の2点について町長のご見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 豊瀬議員のご提案いただきましたSDGs 「持続可能な開発目標」について、

議員も言われますように、2015年には国連で採択されました、国際社会として全世界的に取り組むべき大きな目標であります。持続可能な世界を実現するためには、「貧困をなくすこと」や「すべての人に健康と福祉がいきわたること」で、「ずっと住み続けられるまちづくり」など、17の大きな目標と、それを達成するための具体的な目標を掲げたものであり、新型コロナウイルス対策においてもしっかりと目標を認識しながら取り組んでいく必要がございます。

SDGsの見える化についてですが、まずは職員がSDGsについての理解を深め、SDGsを認識しながら業務を推進していく環境の整備に努めてまいりたいと思います。

次に、地域温暖化対策実行計画での大津町の具体的な実現プランについてですが、2050年温室 効果ガス排出実質ゼロ宣言は、全国の主要都市をはじめ各地で実施されており、県内でも昨年12月 の熊本県に続いて、今年の1月に大西市長より、本町を含む熊本連携中枢都市圏18市町村が一体と なって2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行ったところであります。

本町につきましては、これまでにISO14001の計画などで職員が経験をしておりますが、今年度からこの枠組に参加してまいりますが、本町は、町有林をはじめ広大な森林資源に恵まれており、白川中流地域の農地とともに、有数の地下水の涵養地域ともなっているところで、共同策定の基本理念であります水・森・大地とともに生きる持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現ともマッチした資源とも言えるものであります。そうした地理的な優位性を活かしながら、家庭や民間の事業者を含めて温暖化対策に取り組む大きな流れを形成していけるように進めていきたいと考えております。

今後につきましても、各企業の森林、植林、あるいは水張り関連等のご協力をいただいております ので、今後もさらに進めていきたいというふうに思っております。

詳しくは担当部長のほうより説明をさせていただきます。

〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。

○5番(豊瀬和久君) このSDGsにつきましてはですね、2018年の10月の定例会でも質問させていただいてまして、そのときの町長の答弁が、多くの課題や17項目を広く職場内の職員に広めていかれるような勉強会を今後はやっていきたいと思っているという答弁を2018年12月にもされているんですよ。今も同じような答弁でですね、この間、SDGsについてはあまりされなかったのかなというような思いがありましたので、今回、見える化ということでですね、させていただきました。この見える化というのは、トヨタが業務改善で使い始めた言葉ということで、大事な情報を目立つところにだれにでも見えるように掲示して、その問題をどうしたら改善、解決ができるのかというのを職場の従業員の人が自主的に問題解決や改善改革の意識を持てるように促すために見える化をしたということなんでですね、なかなか研修で進まないですので、しっかり見える化をして、職員の人が自ら自分で何をどう改善したらいいのかというのをわかるためにはですね、やはり見える化が一番いいんじゃないかということで提案をさせていただきましたので、そして、これね、お金もかかりません。自由に、普通にホームページから印刷できますのでですね、お金がかからずにしっかり職員の皆さんに浸透させる取り組みですので、ぜひこれをやっていただきたいと思いますが、再度お伺いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) SDGsの目標につきましては、環境問題のほうから、貧困、それから健康・福祉・教育、いろんなそういった人の暮らしに係るあらゆる分野が盛り込まれております。そういったことを考えますと、町の振興総合計画、あるいはいろんな分野ごとの個別計画にも直結した内容にも結びついております。そういったことを踏まえまして、職員もですね、いろんな振興総合計画、あるいは個別計画、いろんな要素を取り込むときにですね、その要素を取り入れながらやっていくということで様々なそういった機会の中で職員の知識向上、それから意識醸成という形でですね、研修も含めて進めてまいりたいというふうに思います。
- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- **〇5番(豊瀬和久君)** ぜひSDGsの取り組みもしっかり推進をしていっていただきたいと思います のでよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時56分 休憩

 \triangle

午前11時10分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 三宮美香さん。
- **〇1番(三宮美香さん)** 皆さん、こんにちは。議席番号1番、三宮美香です。通告にしたがい、質問させていただきます。

質問は長期休校に対する振り返りと今後の対策についてです。2月27日の国からの新型ウイルス 感染拡大防止のため、3月2日からの一斉休校要請を受けて始まった臨時休校も約3カ月という長期 休校となり、子どもたちも保護者も自粛を守り3カ月を堪えて過ごしました。町と教育委員会も国や 県からの急な対応を迫られながらも子どもたちの安全を第一に試行錯誤されたと思います。

6月から小中学校も再開され、保護者も学校が始まったことによる安堵感と第2波に対する不安を 抱えながら少しずつ新しい生活様式を受け入れています。

今後、その第2波や新たなるウイルスが出現した場合のことを考えて、①今回の長期休校中、PT Aなどとも連携をされていたと思いますが、子どもたちと保護者や先生の声を、この期間にどう反映させていたのか。②今回のことを振り返り、今後どのような体制を築かれるのかの2点を質問します。何度か開かれた全員協議会のときの同僚議員からの意見で、教育委員会から保護者に送られるものが一方的なものになっていないかとありました。それで、PTAへも聞いてみたところ、決まったことの連絡があるばかりで保護者や子どもの意見を聞かれるものはなかったという認識でした。

そこで、5月11日から17日の7日間、大津町内の小中学校に通う家庭にSNSを通じて長期休校の影響と題してアンケートを取り、65件の回答をいただきました。質問は14項目でしたが、参考資料として幾つかを資料として出しています。質問4、資料、表側の上のグラフになります。休校

が続く中、お子さんのことで一番不安に感じていることは何ですかと保護者に聞いた質問では、半数 近く、44.6%の保護者が学力低下と答えています。同じ質問を子どもに聞いたところ、30%は 特になしでしたが、残りの70%のうちの半数が勉強や進学のことが不安だと答えています。親子で 不安なことが学力、勉強だと一致したということです。次の質問6で、学力対策として大津町に希望 することを保護者に記述式で答えていただきました。多かったのはオンライン授業と授業機会の確保 でした。オンライン授業については、休校中に先ほども羽熊部長の説明がありましたように、教育委 員会から保護者に家庭のWi-Fi環境についての確認がされています。確認があったので当然保護 者はオンライン授業があるのではないかと期待をしたわけです。しかし、その結果も知らされず、オ ンライン授業もいつまでも始まらない。熊本市や幾つかの自治体は整備した端末などを使い授業を始 めている。そうすると、大津町の子どもは置いていかれると親は不安が大きくなるわけです。アンケ ート回答の中に、オンライン授業が今のところ全くなく宿題が出されて、子どもに丸投げな感じがし ます。オンラインが無理であればクラス内で密にならないように人数を決め、登校させ、授業をお願 いしたいですとありました。例えば、休校中に小学1年生に出された宿題ですが、通常ですと4月か ら夏休みまではひらがなをとても時間をかけて学ぶ時期です。それが全くなく、宿題が出されても、 ひらがなを読むことはできても宿題の意図を読み取ることは難しいです。 3、4年生の宿題に親子で 外の植物、生物の観察があったようですが、共働きのご家庭だったため、夕方仕事から帰りばたばた と宿題をした。そこは考えてほしかったと言われました。学校で小学1年生から3年生まで4年生以 上に兄弟がいない児童の受け入れをされました。しかし、上に中学3年生の兄弟がいるご家庭では、 小学校低学年を預けられず、中学校3年生の受験生が下の兄弟を面倒をみることになり勉強どころで はなかったそうです。資料裏の12番、子どもへ自己学習できたかできなかったかを聞いてみました。 できたと答えた理由の中には、親が問題集を買い与えたり、塾に通ったというもの。自分で休みを管 理できたというものでした。できなかった理由は、宿題のやり方がわからない、毎日自由だったから 自分で勉強する気になれなかったというものです。家庭の環境により大きく差が出たことになります。 アンケート全体から受ける印象は、先の記述のとおり、家庭に丸投げされたという一言に尽きます。 民間から広島の教育長になられた平川教育長が取材の中で、「子ども1台の端末と全世帯の通信環境 が揃うまでは何もできないと待っていてもよいものでしょうか。クラス40人のうち30人がICT ならば、残りの10人は電話やプリントなど選択と集中でスペシャルにフォローできる。こうすべき という思い込みをなくし、マインドセットしていかなければ、今は緊急事態なのですから」とおっし ゃっていました。小学校低学年は家庭にWi-Fi環境が整っていても親が不在の環境でオンライン 授業がどこまでできるのか不安なところです。学校に多くの子どもが集まることが3密を生み出すと 懸念されていたのであれば、町内に60ほどある公民館や集会所にWi-Fi環境を整え、そこをう まく使うことも一案だと思います。今回に限らず、災害時にも活用されるわけですから。

そして、心配されたのがもう一つ、食事です。親も給食で育ち、給食があるのが当たり前の時代、 約3カ月もの間、頼りにしていた給食がなくなりました。質問10、学校給食の影響での問いには、 栄養の偏り、食費、家事の負担の3つが出ていました。ぜひ皆さん、3カ月ほど1日3食、食べ盛り の小中学生の家庭の食事作りをしてみてください。給食は1食270円ぐらいなので昼食にかける費用もそれでお願いします。多分できないと思います。食についての記述式のアンケートには、経済的負担のことも書かれていました。名前は出しませんが、ある支援団体は、今回のコロナで登録者数が倍に増えた。支援を必要とする人が倍になったそうです。長期休校中の学力対策もですが、食についても、せめて分散登校のときに何かできなかったのかと思います。

以上、長くなりましたが、①今回の長期休校中、PTAなどとも連携されていたと思いますが、子どもたちと保護者や先生の声をこの期間にどう反映させていたのか。②今回のことを振り返り、今後どのような体制を築かれるのかの2点を質問します。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 三宮議員の長期休校に関する振り返りと今後の体制についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、学校の3カ月間の長期休校に関しまして、多くの皆様に大変ご苦労をおかけしたことに対しまして、大変申し訳なく思っております。多くの皆様にご理解とご協力をいただいていることを深く 感謝を申し上げます。

さて、今回の長期休業期間中、町の新型コロナウルス感染症対策本部会議を12回開催し、その都度、子どもたちの学習や生活の様子や、あるいは保護者との連絡などを伺いながら教育委員会からの情報を基に、学校分散登校や、もしくは休業延長等の方向性を検討してまいりました。新型コロナウイルスの恐ろしさから子どもたちの命と健康の安全を第一に協議を重ね、最善の対策を見い出して、ようやく6月1日から学校再開ができるところとなりました。

今回の長期休業の経験を踏まえ、学習能力の保障など学校生活のリズム関係等に今後は新しい生活 様式の定着を目指して、児童生徒の健全育成を考えてまいります。

なお、学校での3密を避ける手立てとして学校近隣の社会施設等も活用することも今後検討してまいりたいと思います。

まずはWi-Fi環境の整備を含め、学校のICT環境の充実を優先的に行い、子どもたちの学校での学びに重きを置きたいと考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** 三宮議員の長期休校に対する振り返りと今後の体制についてのご質問に お答えさせていただきます。

まず、長期に及ぶ臨時休業措置で保護者の皆様方には大変なご負担とご心配をおかけいたしました。 それでも、各学校の教育活動にご理解・ご協力をいただいたことに深く感謝しているところでござい ます。

今回の長期休業期間中には、定例会とは別に臨時の校長会を15回ほど感染防止を行った上で実施し、各学校の状況把握と対策の共通実践を検討してまいりました。特に、先ほどのアンケートでも保護者が一番心配されておられました学習保障につきましては、週1回から2回の登校日を設けながら計画的に学校と家庭の学びの連携ができるよう工夫してきました。確かに、オンライン授業ができな

いことは残念でしたが、それを補うため、大津町では独自に作成した学習の手引きの活用を各学校で推進してまいりました。これは、具体的に少し説明させていただきますと、子どもたちへ学習の仕方を文章で伝えるものです。例えば、国語であれば、「まず、教科書の何ページを開きましょう」、それを「声に出して読んでみましょう」とか、「好きな場面に線を引いて感想をプリントに書いてみましょう」といった教室で先生方が指示をするような学習の手順、あるいは考え方のヒントを具体的に示したものであり、学年や教科に応じたものです。登校日には、それぞれの家庭学習を基に授業を行うとともに、次回の登校日に向けた学習の手引きを説明するなど、家庭と学校の学習をつなぐよう工夫してきたところです。これは休業期間中の取り組み例として県のホームページにも紹介されているところです。

また、学校によっては、担任からの動画配信による授業を工夫された学校もあります。昨年、オンラインのeライブラリーを導入しておられた学校におきましては、これを活用されてもいます。ただ、当初は各学校とも準備の期間も十分取れない中で始まった休業措置でございました。緊急対応的なプリント配付による家庭学習から始まり、同時進行で、ただいま説明しましたような家庭と学校をつなぐ学習のあり方を精一杯工夫、改善してきたところでございます。

先ほどご指摘がありました1年生につきましては、改善した手引き方式につきましても、これはなかなか子どもだけでは読めません。したがいまして、保護者の協力を得るか、例えば、画数の少ないひらがなについて、登校日を利用して一文字から二文字教える。そして、家庭学習ではそれを復習するようにといった方法を取っていると聞いています。それでも学習の仕方が分からないという子どもさんにつきましては、登校日以外にも個別で学校で対応したところも数校ございます。

確かに、議員がおっしゃられるように、休業期間中の学習保障等につきましては、問題点がなかったとは思いません。しかしながら、休業当初から大津町内の小中学校におきましては、継続して学習保障、感染防止、そして子どもたちの受け入れについて検討を重ね、誠実に取り組んできたということはぜひご理解いただきたいと思います。

ご質問がありましたPTAとの連携につきましては、全小中学校においてPTA総会は書面決議となりましたが、学校とPTA役員の皆様との情報連携は可能な限り図られ、大きな問題はなかったと聞いております。感染対策のため、従来のような対面でのやり取りや学校内でのPTA活動は控えられた学校がほとんどですが、学校行事のやり方や子どもたちの預かり等に関しましては、個別の対応を行うなど、保護者の意見が反映されていたと考えております。

また、休業期間中、学校に対しましては、ホームページ等を積極的に利用し、家庭内で自粛生活を お願いする中、学校の情報が少なく心配や不安を募らせておられる保護者に対して、学校からの呼び かけや登校時の子どもたちの様子などをできるだけ校長先生の言葉でメッセージを出していくように 指導してきたところです。

やっと学校も再開しましたので、改めて保護者の皆様のご意見等を受け止めながら、今後の学校運営に生かしていこうと思います。

次に、今後の体制として大きく2点お話いたします。

1点目は、学校再開後の体制についてです。再開後は、感染症対策、学習保障、そして心のケアの 3つの取り組みをバランスよく実践していくことが重要になると考えております。

2点目は、再び休業となったときの体制についてです。今回の反省を生かしながら、学校・家庭・ 地域が連携しながらあらゆる手段で子どもたちの学びを保障することが重要だと思っております。登 校日の設定はもちろんですけれども、次回の休業では、ICTの活用による家庭学習がより充実でき るよう、現在、環境整備に取り組んでいるところです。

なお、今回の影響で収入が激減し、経済的な負担が増えた世帯に対しましては、就学援助事業の追加受付も始めております。

詳細につきましては、担当部長のほうから説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) それでは、三宮議員さんの質問に説明させていただきます。

私からは、主に今後の教育体制についてご説明をいたします。

まず、学校が再開された後の取り組みについて3点説明させていただきます。

1点目は、万全の感染症対策を行います。 3密を避けることが基本となりますけども、児童生徒の発達段階や学校という空間の特徴を考えますと、感染リスクをゼロにすることは難しい状況ではありますが、可能な限りの衛生管理を進めてまいります。特に、子どもは家庭内での感染のリスクが高いことを考えますと、家庭との連携した健康観察や、不安がある場合の連絡体制づくりなど、学校にウイルスを持ち込まない取り組みが大切だと考えます。今後、各学校において、校内保健管理体制を構築させ、学校医や学校薬剤師等と連携した取り組みを行います。

2点目は、最大限の学習保障に取り組みます。具体的には、臨時休業期間中の学習状況を踏まえ、 指導計画や時間割を再構築いたします。全学年の学習内容の定着状況を把握した上で、新年度の学習 について取り扱う内容や順序、時間数等を具体的に組み直すとともに、新しい生活様式に対応できる ように感染対策のための時間を組み込んだ日課表等も作成いたします。これからの取り組み方針につ いては、各学校から児童生徒や保護者に丁寧に説明をさせていただき、三者が連携しながら今後の学 びの充実を図ってまいりたいと思います。

最後に、3点目として、子どもたちの心のケアに取り組みます。これまで経験したことがない長期の休業となり、休業明けの子どもたちには相当な心理的負担が懸念されます。学校再開後、しばらくは一人一人の子どもに対して丁寧な心のケアを行うことが大切だと考えています。複数の教職員できめ細やかな観察を行い、子どもたちへのアンケート等も行いながら、体調面も含めた心の状況を的確に把握することが重要であると思います。特に、ストレス度合いが高く、心のケアが必要と判断された児童生徒については、家庭と連携しながらスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどとの面談等を実施できるようにしていきます。

以上の3点をはじめ、文部科学省から示されている学校再開ガイドライン等を踏まえながら、各学校の状況を考慮した教育活動を進めてまいります。

また、今後、感染拡大の第2波が来る可能性は非常に高いと言われており、今回の経験からICT

を活用した家庭と学校がつながるオンライン等の環境づくりが必要であると考えています。ただ、学校との双方向性の環境整備が今年度中に進めてまいりますけども、今回、町内の各学校に導入しましたオンライン教材、学習支援ソフトは子どもたちの個別学習に活用可能であり、学習評価や支援についても教師のフォローが可能となっています。

1人1台の情報端末の導入や遠隔授業等のモバイルルーターの整備につきましては、国のGIGA スクール構想の事業において、現在精一杯取り組んでいるところです。

また、休業期間中、給食がなかったことによる子どもたちの栄養面・食費・家事の負担などがあったというご意見でございますが、休業期間中の給食については、登校日等に給食の提供ができないかなど検討してまいりましたが、徹底した感染予防対策をしながら登校日を計画・準備するうえで、感染リスクが高い給食は避けたいという学校現場の要望があったこと。また、加えて、給食センターという条件の下で、分散登校での発注の準備期間、食数等の把握が困難である等の課題があり、提供することができなかったという状況でございます。

なお、今回の影響で収入が減少し、経済的な負担が増えた世帯に対しては、就学援助事業の認定基準を満たさない場合でも直近の収入状況で審査するなどの柔軟な対応をさせていただく旨を保護者の方には周知しているところでございます。

今後も学校や関係機関と連携し、感染防止と学習保障並びに心のケアについて万全の措置を講じていきたいと考えております。

〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。

〇1番(三宮美香さん) 再質問です。

最初の町長のお答えの中で、対策会議を12回されてというふうにおっしゃいました。私たちも資料をいただいていましたが、その第8回の記録の中に、意見として、高齢者のグラウンドゴルフについてルールを守る上での利用は高齢者の健康維持に必要ではないか。家の中の体操だけでは難しいとあります。子どもは自粛をしていたんです。高齢者は、ゲートボールが許されていたんですよね。子どもたちが外に出ると、なぜかすぐに学校に地域の方などから通報のような連絡が入っていました。資料には載せていませんが、子どもたちに休校中は自粛生活ができていたと思いますかと聞いてみました。約92%の子どもができていたと思うと答えています。なぜできていたと思うのかには、コロナウイルス感染の怖さを知ったから。不要不急の外出をしなかったから。出かけたいと思っても我慢した。友達と全然遊んでいない。コロナに感染したくない。親が医療関係の仕事に勤めており、迷惑をかけられないからなど、本当に真面目に我慢していたのが伝わる回答でした。残りの約8%の自粛できなかったと答えた子どもの回答に、頭がおかしくなりそうだったから友達と遊んだというものがありました。頭がおかしくなりそうだったから友達と遊んだというものがありました。頭がおかしくなりそうだったから友達と遊んだと子どもたちの姿があります。ただ怖がらせて我慢をさせてきた長期休校、町の対応、懸命に我慢した子どもたちの姿があります。ただ怖がらせて我慢をさせていなかったのか。正しく恐れる方法を考えてどうして教えていただけなけなかったのか。

このことについて、まずどう思われるでしょうか。

次に、PTAとの連携については、情報連携など可能な限り図られていたと答えられましたが、今回、アンケート調査をするに当たり、保護者とのやり取りの中で、こうやって親の意見を伝える場がなかった。聞いていただきありがとうございましたと数名の方に言われました。コロナ対策での相談窓口は給付金などについてはありますが、保護者の不安や意見を聞く場、相談できる場がないと思います。教育委員会はいつでもご相談くださいと扉を開けているつもりでも、保護者には敷居が高く遠い存在です。教育委員会がつくらなくてもPTAに協力してもらい、窓口をつくってもいいと思いますが、どう思われるでしょうか。

それから、第2波がきたとき、今後どういう対応をするかということについてですが、ICTの環境が整うまでは、長期休校の後半で取られた学習の手引きの活用の推進を使っていかれるという理解でよろしいでしょうか。

以上、3点お願いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 三宮議員の第8回目の防災感染対策会議の中で、公共施設の開放というようなことで検討させていただいた内容につきまして、公共施設の昼間の開設と、そすと人数制限と、それから感染予防のためのチェック関係のルールを代表者の人が申請しながら参加者の名簿とか、そういうものを生涯学習課のほうに提出して、担当のほうがその申請に基づいてチェックを現場に行ってチェックをしながら相談をしていただくように指示をしたわけでございます。

高齢者の関係につきまして、本当にグラウンドゴルフを各集落で行われておられます関係で、町周辺のグランドゴルフ関係者については、少人数での開催を許可するということで、グラウンドゴルフ協会につきましての大きな大会につきましては、控えていただくようにお願いをしたわけでございます。そういうことで、高齢者の皆さんの健康維持に努めていければなということでお願いしたわけであるし、また、ほかにもテニスや、あるいは野球関連等もございましたので、その辺の利活用につきましてもしっかりとそういう管理手続きを取らせていただいたというような状況でございます。

議員ご指摘のように、子どもたちについては大変不自由な面をかけておるのは確かでございますけども、今後については、郡部の各小学校関連等については、それなりの施設を開放できるかどうかを今後のやっぱり検討事項になるかと思いますし、また、大津小、あるいは、この街中の3つの小学校と中学校関係の多くの生徒たちの対応についても教育委員会と今後十分相談しながら、どういう形で子どもたちの心のケアができていけるかを十分検討していかなくちゃならないというふうに考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) それでは、三宮議員さんの再質問にご説明させていただきます。

まず最初に、子どもたちを怖がらせて我慢させていなかったということですけども、今回、すべて の児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けさせる指導を各学校で休校 期間中から実施をしております。必要以上に不安にならないよう、しかし、正しく恐れるということ を指導をしてもらっているところです。児童生徒の中には、自分や家族が感染するのではないかとい う不安や恐れを抱いて心理的なストレスを感じている子どももいるのではないかなと考えます。

これからの感染症対策については、今後も指導を重ねながら、児童生徒が感染のリスクを自ら判断して、これを避ける行動をとることができるようになることが重要だと考えております。文部科学省の資料等も活用しながら、子どもたちの発達段階に応じた事業が行われるよう、各学校へ指導をしていきたいと思います。

また、各学校での教育相談や心のアンケート等も充実させて、必要と判断された児童生徒については、スクールカウンセラー等と連携した対応を行うなど、子どもたちの心のケアに努めていきたいと思います。

また、2つ目の保護者の不安や意見を相談できる窓口ができないかというご質問でしたけども、休業期間中、感染防止のためPTA活動も制限をされて、保護者の皆様に大変ご迷惑をおかけしたかと思います。

各学校においても、保護者宛の文書には、「何かあれば遠慮なく学校までご相談ください」という 文言を添えてありますけども、保護者の方の「相談しにくかった」というご意見は真摯に受け止めた いと考えております。

また、もとより学校経営は、保護者の皆様との連携があってこそ充実したものになると思います。 保護者の悩みや困りごとについて、PTA会長をはじめ、役員の皆様から情報を得たり、ともに対応 に当たったりすることで解決ができることも多くあると思います。学校も再開し、PTA役員さん方 との連携した取り組みも始まってまいります。今後、再び休業となった場合にも、保護者が安心して 相談できるような体制づくりをしてまいりたいと考えます。

なお、今回導入させていただきました各学校の「連絡アプリ」には、アンケート機能もございます ので、今回、三宮議員が行われたようなアンケート調査を各学校で行うことも可能となります。保護 者の不安や悩みに寄り添いながら、よりきめ細やかな教育活動を行っていきたいと考えております。

また、第3点目に、第2波の備えについて、学習指導の手引きに添っていくのかということでございますけども、国のほうからも、文部科学省のほうからも学びの保障、総合対策パッケージといったものも基本的な考え方も示されております。それとまた町の学習指導の手引きに添って、第2波、また休校になった場合の学習の保障を進めていきたいと思います。

また、既存の学習支援ソフトもですね、さらにそういった場合に活用できるような取り組みも今後 進めてまいります。

それから、やはりどうしても長期の休業になりますと、登校日等の設定もやはり重要になってまいります。家庭でやること、学校で行うこと、その辺の確認をしてですね、学習保障ができていったらと考えているところです。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。

〇1番(三宮美香さん) 質問は終わりますが、今回のコロナによるステイホームで保護者の皆さんもいろんな情報を持っています。例えば、学習指導要領に環境整備が明記されたので、環境を整えるの

は自治体の義務であるということも十分わかっています。だから、大津町に対する期待はとても大きいんです、まだ。なので、どうぞ保護者をがっかりさせないでほしいということと、子どもたちも自分たちの未来はどう考えられているのか。大津町がどう子どもたちのことを考えているのかも見ています。どうぞ子どもたちが育ち合う機会をなくさないでください。

以上、終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時47分 休憩

 \triangle

午後 1時00分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 山本富二夫君。
- **〇3番(山本富二夫君)** 皆様、こんにちは。3番議員の山本富二夫です。本日、議会も新型コロナウイルス対応の中、傍聴に来ていただきありがとうございます。

通告書を基に、今回は2問質問いたします。1の定住促進補助金制度の創設について。

熊本地震以後、大津町も空き家や空き地対策について取り組んで、また、まちづくり懇談会で各地 区での活発な意見交換など、各地区での取り組みも始まっています。その懇談会に参加して、町中央 部と北部、南部地区の地域差があることを感じたのは私だけではないと思いました。

大津北小学校校区、東小学校校区、南小学校一部地区に過疎化のために人口減少がひどくなってきているのは町長も感じておられると思います。

そこで、近隣市町村での定住促進の事業はないかを探してみたら、隣りの菊陽町と南阿蘇村にその 取り組みがあり、大津町にも適用できるのではないかと感じ、今回の質問をします。

まず、南阿蘇村及び村議と南阿蘇村の過疎地域対策の取り組みはどうしていますかと意見交換をしたら、役場担当者からは、南阿蘇村過疎地域自立促進計画書、こういう立派な計画書があります。で、説明を受けました。南阿蘇村過疎地域自立促進計画書は、平成28年度から平成32年度までの計画書、過疎地域の対策を講じていると説明を受けました。その内容は、1の基本的な条項の4の地域の自立促進の基本方針で、南阿蘇村まち・ひと・しごと創生総合戦略も踏まえ、南阿蘇村が抱える地域課題を解決していくため、各種施策が取り組み、自立した地域づくりを進めていくというのが主題であります。南阿蘇村は、年齢人口をみると昭和35年から平成22年までの50年間で14歳以下の年少人口が6千170名から1千293名へと4千877人の大幅な減少が続いております。また、65歳以上の老齢人口は、1千183人から3千644人と2千488人増加するなど、高齢化が急激に進行しているということです。南阿蘇村には、そのほかにこの移住・定住子育て環境に関する取り組みもされております。その中で、平成30年度改修工事補助13件、770万円、1件当たり約60万円の補助金を空き家バンクを利用する物件に適用されております。定住実績が68世帯、162名、空き地実績が1世帯4名、この移住・定住の利用登録者数は320世帯あります。いろいろ対策はされていますが、若年層の村外転出に歯止めがかかっていないのが南阿蘇の現状です。自立促進

の中で、第9条の集落の整備というところで、集落を単位とするコミュニティについても高齢化をは じめ、若年層の流出、就業構造の変化や生活様式の多様化による集落機能の低下を招き、コミュニティ活動に様々な支障が生じているということです。今後、新たなコミュニティを構築していくために は新しい人材の確保が必要不可欠であると述べられています。この南阿蘇村過疎地域自立促進計画書 の最後のほうに、高齢化及び少子化が追い打ちをかけ、近い将来、地域社会としての機能の維持に支 障を来すということも文章でうたわれておりました。

もう一方で、南阿蘇村村議と話した中で、2019年度南阿蘇村全体での新生児が30名ぐらいということで、それ以前は70名前後の新生児はいたが、30名ぐらいしか生まれなかった。南阿蘇村の存亡に関わる。村は今までこうなることがわかっていたのに手立ても打たず、危機感がないと立腹されていました。南阿蘇村の存亡に関わる若者の流出は早い段階からわかっていた。今からの手だてでは遅しに感したと言われておりました。

我が町の北部地区、南部地区は、状況が南阿蘇とよく似ていると思います。このままの対応、対策 では、ますます若者が住まない地域になるのではないでしょうか。

そこで、実績が上がっている菊陽町の制度を検討してはと、今回、紹介します。

この菊陽町定住促進補助金制度であります。目的は、第1条、この要項は町長が別表に定める地域に定住する子育て世代に対し、住宅の新築購入、もしくはリフォーム等、または購入、転入・転居、もしくは出生児の養育に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、地域内の小学生以下の児童数を確保し、もって、少子化防止、引いては、指定区域の活性化を図ることを目的とするの第1条から第11条まであり、資料1を見ていただきたいと思います。資料1の中で、対象期間はですね、平成30年10月1日から令和6年3月31日までの期間で、より現実に沿った内容の実施で募集要項にてリニューアルされた内容になっております。

対象地域は、菊陽南小学校校区ということで、行政区も書いてありますように、6行政区でなっております。毎年応募があり、令和元年度は19件に定住促進補助金を出したとのことで、毎年応募があり、南小校区の人口は少しずつ増加をしておるとのことです。定員は20名と書いてありますけども、定員をオーバーしたときには、補正予算で対応するという回答をいただきました。

対象者は、次の要件を満たす人ということで、対象区域内から下のほうまで書いてありますけども、 過去にこの補助金を受けた、または交付決定を取り消された人でないということで一応書いてありま す。

次に、補助金額ということで、交付決定から3カ月以内ということと、補助金の内容的には、住宅を新築または購入した人に100万円、中古住宅を購入した人に50万円、リフォームを行った住宅転入者した人にリフォームに要した費用の2分の1以内、限度額50万円、この中で、加算金として小学生以下の扶養親族1人当たり20万円ということでされております。④番は①、②、③以外の対象地区内に転入した人で、小学生以下の扶養家族1人当たり10万円という制度もあります。⑤番目に、対象地区内の人が出産、出生児を養育する人に出生児1人当たり10万円ということがあります。補助金の支給というのは、先ほど言いましたように、交付決定から3年以内と、交付決定から3年

経過したときに残りの補助金を半額ということですね。

申請方法としては、そこに書いてあります、①、②は新築した日、③、④は転入した日、⑤は新生 児の誕生から6カ月以内という書類を出していただきたいということで書いてあります。

私が伺ってみたときにも、このチラシは非常にわかりやすく、南阿蘇村のこちらの計画書とか、子育ての部分に対してもこういう簡単なチラシでつくっていただきたいなと思っております。対象地区の活性化を促進するため、対象区に定住する子育て世帯に対し、住宅の新築、購入、リフォームまたは転入・転居、新生児の養育に対する費用の一部補助の内容であります。

町長、菊陽町は、人口は増加していますが、南小学校校区を対象とした取り組みを平成20年度から将来を見据えて取り組んでおられます。実績も上がっておられます。大津町も北部地区と南部地区にて多くの過疎地が点在します。過疎化対策のためにも菊陽町の定住促進補助金制度を参考に早い段階で菊陽町とは違う、大津町の地域にあった制度を検討していただきたいと思い、町長の見解を聞きます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

大津町においても町中心部の人口が増えているのに対して、町周辺部は人口が減少し、高齢化や少子化が進んでいることは町としても課題として捉えておるところでございます。もちろん4、5年前は子どもが400人以上誕生しておりましたが、今日においては、350台というような状況でございますので、その辺につきましても、町としていろいろと都市マス関係を考えながら人口増を図っていかなくちゃならないなというふうに思っております。

そういう中におきまして、昨年実施しました懇談会においても住民の皆さんより様々なご意見をいただいておりまして、今後のまちづくりにつなげていこうとしているところでございます。

山本議員のご提案にもありましたとおり、菊陽町では、定住促進補助金制度により、過疎化する菊 陽南小学校校区において一定の成果があげられておられます。

大津町においては、北部・南部それぞれの地域の特性や課題も異なりますので、それらを分析しながら、また菊陽をはじめ、他の自治体の事例を参考としながら大津町においてもしっかりした支援を考えていかなくてはならないと思っております。

もちろん、日本全国が人口減少に進んでいる中、町周辺の人口を増やすことは難しいことですが、 今日のコロナウイルス感染症等で生活の変化や5Gの時代の働き方改革などで都会から田舎への自然 環境の暮らしを求める方も増加するものと思います。大津町の自然豊かさと交通利便で安心・安全な 福祉のまちづくりが課題となってまいりますので、しっかりとその辺を考えながらやっていきたいと いうふうに思っております。

内容につきまして、また担当部長よりご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 皆さん、こんにちは。昨年度のまちづくり懇談会におきましては、町周辺 部の住民の皆さんから過疎化、あるいは少子高齢化による地域の衰退に対する不安の声も多くいただ

いておるような現状でございます。町では、懇談会でいただきました意見等を参考にしながら、本年 度からまず乗合タクシーについて北部、南部の全域に導入するなど、町周辺部に住む住民の方の生活 の利便性向上に努めてまいったところです。

また、熊本地震後の調査によりますと、町内にある空き家と思われる物件が約274件ございまして、その中で約半数の150件が北部と南部というようなところに位置しているというところでございます。そういったような空き家をUターン、あるいはIターン、Jターンですね、などの希望者などの定住促進に活用することを目的の一つとした空き家バンク制度の創設なども実施をしてまいったところです。

さらには、県内・県外で行われます移住・定住イベントなどでのPR等も行ってまいりましたけれども、なかなか若い世代の移住・定住にはつながっていないというのが現状でございます。

山本議員よりご提案いただきました、菊陽町の定住促進補助金制度につきましては、地域の活性化のため、菊陽南小学校校区の6地区において対象地区に転入または転居しようとする子育て世帯に対して、住宅の確保、あるいは子育でに要する費用などを助成する制度ですけれども、菊陽町に聞いたところによりますと、平成25年度の制度開始以来、約50件の補助件数があったというふうに聞いております。一定の成果を上げられているというふうには感じておりますけれども、移住・定住の施策の一つとしてですね、非常に参考になりますけれども、先ほど町長が申し上げましたように、地域により抱える問題、あるいは特性が異なるために、他の自治体においてもいろいろと取り組み事例がありますので、大津町にあったものをですね、手法として調査研究をしてまいりたいというふうに思っております。

また、全国的な人口の綱引きの中で I ターンの移住者の獲得というのはなかなかハードルが高い状況ですので、まずは、地元出身の方がUターンで戻ってきやすいような仕組みづくりというものが効果があるのではないかというふうに考えております。まず現状を分析しながら、地元に帰りたいきっかけをつくる一つの誘導策として何が相応しいのか議論を進めてまいりたいというふうに思います。

今後、JR豊肥本線の復旧、それから国道57号、そして国道57号迂回ルートの開通、さらには、中九州横断道路の整備など、町の環境が変わる様子も多く控えておりますので、町内または県内の人口の流れも変わる可能性も十分にありますので、そのような環境の変化も視野に入れながら、今後のまちづくりの方向性と併せて定住促進について検討を進めてまいりたいというふうに思います。

〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。

〇3番(山本富二夫君) 再質問します。

定住促進についての町の考えはわかりました。検討するとかいう部分でありますけれども、こういう検討するのも必要ですけども、ぜひ前に一歩進めていただいて、こういうチラシを作ってみるということは考えておられるでしょうか。定住化促進補助金制度のご案内とかいうのを、町としてはただ考えるだけであるのか。それとも近いうちに作ってこういうチラシを、菊陽町のように案内したいという部分があるのかどうかを尋ねたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。

- ○総務部長(藤本聖二君) 定住促進についてですね、チラシを作ったがいいんじゃないかということですけれども、まず過疎化について今後の見込みがどうなるかというのを踏まえた中で、早めに対策をいろんなことをですね、やっていくべきじゃないかという趣旨のご質問だと思います。そういった観点では、今、町のほうでは、以前から地域づくりの活動支援事業ということでずっと継続してやっていました。昨年につきましてもそれぞれの地域におきましていろんな課題についての発表をしていただきましたので、まずはそういった地元のですね、課題を把握していただきながら、それを皆さんで共有することによってそれぞれの地域課題について考えていくと。そして、先を見据えた中で今何をすべきかということをですね、検討していきたいというふうに思っております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 町の前向きな意見と取りまして第1問の質問を終わらせていただきたいと思います。
- ○議 長(桐原則雄君) 一般質問の途中ですが、時間20分ちょっと経過しましたので、ここで10分ほど休憩をします。1時30分より再開したいと思いますので、休憩をよろしくお願いします。

午後1時20分 休憩

 \triangle

午後1時30分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

山本富二夫君の一般質問を続けます。

山本富二夫君。

○3番(山本富二夫君) 第1問に続き、第2問を質問いたします。

上井手公園まわりの環境整備についてです。水車の町大津町の上井手公園、旧中央公民館跡に水車が昨年完成いたしました。JR肥後大津駅から徒歩で5分以内でもあり、もう少し水車、上井手沿いを活かす環境整備についての取り組みをお聞きします。

大津町上井手は、約400年前加藤清正公が上井手とともにつくった宿場町です。清正公は、上井手沿いに宿場をつくり、また、お寺や神社をつくり、農民や商人の住む大地豊かな大津町の基礎をつくりました。長い歴史をもとに私がみた今の上井手公園を言います。JR大津駅から楽善団地まで新道ができ、非常に車の往来が多くなり、大津町の住民や大津町以外の住民の目にも触れる機会がある水車が目につきます。上井手公園には、駐車場数台分があり、駐車しやすく、トイレもあり、利用者は増えています。水車を見に来た人は、今の時期、水車を回す水が藻や苔が生えて緑色で汚いと感じます。水車を回せば汚い緑色の水が水車の水とともに舞い散り、洋服に付くことさえ考えられます。観光客の皆さんも見に来て、水車の水の汚さに驚かれ、2度と上井手公園の水車は訪れないし、ロコミで広まり、上井手公園のイメージダウンになっていると思うのは私だけでしょうか。上井手公園だけで3つの部が関わっており、水車は経済建設ですかね、神社が福祉、公園が土木、一つの公園管理にばらばら感は否めません。各部ばらばらでは今後も水車の水対策を含めた対応はあまり期待できないと町民の1人として感じます。上井手公園には、隣接して苦竹年禰神社もあります。神社の北側か

ら西嶽団地方面に抜ける石段の道がありますが、今はあまり利用されてはいない状態で、竹は覆いかぶさり、手摺りも壊れている状態です。この裏山の環境整備により、上井手公園を大いに活かすべきだと思います。この裏山を町で借りてか、もしくは購入することで大松山公園、桜やつつじを植栽し、展望所もつくり、町民の憩いの場をつくるタイプの公園化をして、大津町の街並みや観光のための整備を考えてはどうでしょうか。今はいろんな団体が上井手公園沿いの有効活用を検討、利用もされつつあります。昨年は水車のライトアップもされ、雨の中、多くの来場者がありました。上井手沿いの光尊寺は独自で8月のお盆に竹灯籠も灯し、上井手の活性化に貢献をされております。上井手沿いに蛍の舞う光景が、上井手に蛍が舞う環境整備をすれば実現可能です。最初の2、3年は蛍の幼虫を購入し、放流して蛍を舞わせるのも大事ではないでしょうか。上井手沿いの瀬田神社周辺は今でも蛍の舞う地域です。上井手公園近郊でも子どもたちに蛍が舞う姿をぜひとも実現していただきたいものです。

上井手は、世界かんがい施設遺産にも登録されていますが、もっと上井手をアピールすべきだと感じます。見て、遊べる公園、菊陽町の鼻ぐり井手公園は、上井手公園及び上井手を整備するにあたり、近くで参考になる公園だと思います。上井手公園沿いに光尊寺、大願寺などのお寺や神社があります。また、小松屋などの古い民家もあります。その古い民家を借りて喫茶店やイベントに利用する取り組みも検討してほしいものです。例としては、JR大津駅前の古い倉庫や数店の店が現在営業しております。上井手公園をまちづくりに活かすことで水車の価値も上がり、新庁舎やJR大津駅からの遊歩道整備にもつながると思います。鶴口橋から上井手公園沿いの町道をイベント、今現在、中央公園で行われている地蔵祭や今はほそぼそとJR南口にてあめ市が行われておりますが、それも上井手沿いで開催すればもっと増えるのではないでしょうか。そういうイベント会場としての有効利用をするためにも、今の上井手公園沿いの整備が必要だと思いますが、町、商店街一体となって取り組んでみてほしいと感じます。

新型コロナウイルスの影響で政府は国内旅行を奨励すると思います。町の取り組みは今が大事です。 上井手公園と上井手のPRと整備を真剣に考えることが必要不可欠であると考えますが、新庁舎には 新庁舎建設委員会があり、取り組みが一本化されている感じがあります。今後、上井手公園一帯を整 備するにあたり、ぜひとも一体感ある取り組みで進んでいっていただきたいと思います。

そこで、町長に上井手公園の裏山の竹林を買収し、桜とつつじの公園化を、②上井手公園を中心と した上井手に蛍が舞う環境整備を、③上井手公園を中心とした上井手沿いの古い民家の保存と活用を 今後どう活かしていくか、町長の見解を聞きます。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 山本議員の質問に答えたいと思います。

上井手公園関連について、大変素晴らしい提言をいただきありがとございます。大津町におきましても、駅北側については、歴史、文化を活かすということで、議員おっしゃったように、石の文化や神社仏閣等がありますので、そういうものを活かしたまちづくりをということでいろんな団体の皆さんから上井手のイベント関連等についても得られておられますけども、我々についても庁舎の建設、

この周辺から上井手に関する散策道路関係も検討をしておるところでございますので、そういう意味 におきまして、今後、関係者の皆さんと十分上井手を活かすというような形でお願いできればなとい うふうに思っております。もちろん、ご質問の竹林の関連でございますけれど、あそこはイエロー区 域でありまして、上井手の防災上も非常に問題する地域でございますので、よければ私が思っている のは、菅原神社の北側の町営住宅の跡地がございます。急傾斜でございますけども、そこにつつじを 植えるということになると、その西側にある人が土地を寄附するという話も持ちかけていただいてお りますけども、昭和園からそこを通って上井手、そして日吉神社、大松山というその散策を大津町伝 承館をはじめ、この役場新庁舎の環境整備に役立てていければなというような思いをしております。 そういう思い、私の思いですけども、それには関係、駅北の商店街の関係の皆さんや、商工会それぞ れの上井手を守ろう会とかいろんな現地の皆さんたくさんおられますので、そういう人たちの意見を 聞きながらしっかりと取り入れていければなと、もちろん、各課ばらばらでございますけども、もの をつくる都市計画事業関連等については、建設課でやっておりますし、その後の管理とかいろいろは 商工観光のほうでやらせていただいておりますけども、地域住民の意見を聞き、伺いながら政策会議 にかけ、それぞれの補助事業に則って担当のほうで補助申請をして事業に進めていくというような手 順を今組んでおりますので、今後につきまして、蛍が舞うとか、そういうのも地域の皆さんの関係の 皆さんと素晴らしい計画がでければなというふうに思っておりますので、今後、町民の皆さんと一体 となってあの上井手の素晴らしい世界かんがい施設遺産を活用できるようなものになれればなという ふうに思っております。

詳しいことについては、担当関係からご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(村山龍一君)** こんにちは。山本議員の質問の裏山の竹林を買収して 桜とつつじの公園化についてご説明いたします。

上井手公園は、平成26年度に工事を行い、平成27年4月に供用を開始しております。平成29年度には、観光振興のために、商工観光課が直径5mの水車を整備を行っております。この公園は、上井手沿いに整備され、肥後大津駅からも近く、立地条件も良く、歴史的、文化的にも大変重要なものと考えております。

議員ご指摘の水車に苔が生えて緑の水が出ている件ですが、水車は年に数回、職員がブラシや高圧 洗浄機で洗浄を行っております。緑色の水については、循環のため緑の藻が発生し、汚くなっている ようです。カルキを入れてみたりしましたが、効果がみられませんでした。今後は、水を入れ替える 方法などで対応してみたいと考えております。

また、上井手公園は、町の観光振興として歴史の町、宿場の町を散策していただく公園と考えております。

町の北側の地域を歴史、宿場町として活かすことや、つつじの町として昭和園から大松山公園まで 名所を含めて、世界かんがい施設遺産の上井手を活用した観光振興ができる公園と考えております。 裏山の竹林の件ですが、現在のところ買収は行わず、先ほど町長が申し上げたとおり、土砂災害特 別警戒区域であるため、その対策費などの費用の課題があります。公園周辺を含めたところで、新庁 舎周辺、町内と上井手が散策でき、参勤交代の宿場町としてできないかと考えております。 以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長田上克也君。
- **〇経済部長(田上克也君)** 皆さん、こんにちは。山本議員の質問の蛍が舞う環境整備と古民家の保存 と活用について説明いたします。

議員ご指摘のとおり、平成30年8月、大津町の上井手・下井手用水を含む白川流域かんがい用水群が世界かんがい施設遺産に登録をされました。町内外へアピールする好機と捉えまして、昨年度、町総合政策課と総務課まちづくり推進室が中心となり、熊本市・菊陽町・関係する3つの土地改良区と連携し、県事業を活用したテレビドラマの制作、フォーラムの開催、官民連携による「おおづ水ぎわ散歩マップ」やPRポスターの製作を行いました。このマップやポスターは、コロナウイルスの影響により現在活用を自粛しているところでございます。終息後は有効活用ができるものと期待をしているところです。

町中心部の上井手沿いや大津駅周辺は、国の地方創生交付金を活用した活性化事業に取り組んでおり、蛍が舞う環境や古民家の活用は今後の参考になるものと考えております。

蛍が舞う環境整備につきましては、ご承知のとおり、上井手は農業用水路のため、県営かんがい排水事業で整備を行っております。水止め時の生息環境や自然界での成虫となる確率が数%などの課題もありますが、今後、県、おおきく土地改良区、地域づくり団体とも協議をしながら環境整備を調査・研究したいと考えているところでございます。

古民家の保存や活用は、上井手周辺の活性化に寄与するものと考えております。古民家が軒を連ね、 数多くの歴史遺産も見られます。 2年目となります地域おこし協力隊も古民家再生の視点からまちづ くりに取り組むこととしております。

住居地域であることや個人財産などの課題もありますので、実際に散策する方々を受入れていただく地元への説明や意向なども丁寧にお伺いしながら、商店会や関係課、地域づくり団体と一体となった取り組みを展開していきたいと考えているところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 一つだけ質問をします。

土木部長のほうから水車の水を年に数回入れ替えるということを考えているということがありましたけども、数回ではなかなか水の循環しないのであれば、また藻が生えたりすると思うんです。せっかく上井手の水があるんで、上井手の水を取り入れて水車を回す考えは検討されているのかどうかをちょっとお聞きしたいんですけども。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。
- ○土木部長併任工業用水道課長(村山龍一君) 山本議員ご質問の上井手の水を利用して水車に使ったらどうかというご意見ですが、こちらについては、現在のところ、上井手公園の水車については上水道の水を流しているような状況でございます。こちらの状況をまずは今年度はどれぐらいで藻が生え

たり汚くなったりを確認して清掃をやりたいと思いますが、議員ご提案あったとおり、上水道がいいか、上井手がいいかを検討はしたいと思いますが、今のところ上水道のほうを使ってできるならと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 大変だとは思いますけども、水が入れ替わればその分だけ見た目もよくなります。上井手公園をみんなが憩える公園にしていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。午後2時より再開します。

午後1時49分 休憩

 \triangle

午後2時00分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 坂本典光君。
- ○11番(坂本典光君) こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。平成7年には関西淡路大震災が起こり、6千404名の犠牲者を、平成23年3月11日には東日本大震災で1万5千897人の死者と2千533人の行方不明者を出してしまいました。さらに犠牲者は少なかったが、平成28年には震度7の熊本地震が起きました。やっと復旧がなり、復興の最中に起きた新型コロナウイルスの猛威です。パンデミック、オーバーシュート、ロックダウン、ステイホーム、PCR検査、営業自粛、自粛警察など新しい言葉が氾濫しております。直接被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。様々なイベントが中止になる中、地蔵祭も中止になりました。

第1問目は、地蔵祭のあり方についてです。今回、住民の方から地蔵祭に関する投書をいただき、 その意見を基に町長、教育長に意見を問うものです。

平成26年には、私は地蔵祭の活性化という題で一般質問をしていますので、そのパート2として質問したいと思います。平成26年というのは、熊本地震の2年前になります。当時の大津町のホームページには、8月23、24日に大津地蔵祭が開催されました。翔陽高校の書道部のパフォーマンス、ダンスや歌、太鼓等盛り上がりのステージや、悲鳴が聞こえるお化け屋敷、幻想的な竹灯りなどいろいろなイベントに大盛り上がり、天気にも恵まれ、町内外からたくさんの来場者で賑わったと記されております。そういう状況の中で、補助金をもっと増やして催し物を増やすべきではないか。規模をもっと大きくして県下から多くの人が集まる祭りにすべきではないかと質問したわけです。その2年後に熊本地震が県下を襲いました。その年は、祭りはありませんでした。29年、30年、31年は、役場広場から中央公園に場所を移して開催されました。その様子を見ての意見だと思いますが、私宛にはがきが届きました。部長には打ち合わせのときにお見せしました。内容は、子どもの祭りである地蔵祭が近年アルコールばかり販売する大人の祭りになっていますと。昔の祭りになるようお願いします。一時は前町長のときに止んだことがありますということです。地蔵祭が盛り上がることは

いいことだと思いますが、確かに、アルコール販売には少なからず問題もありそうです。今年は、祭りの開催は実行委員会のほうで中止が決定されましたが、来年以降の問題として質問いたします。

①現況、②どのような形が理想と考えるか、③理想に向けて行動する意思はあるか、お尋ねいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 坂本議員の地蔵祭についてのご質問でございますけども、ご承知のように、 大津町には、春のつつじ祭り、秋のからいもフェスティバル、夏の大津地蔵祭と三大祭りがあります。 中でも大津地蔵祭の歴史は古く、数百年にわたり継承されてきた、子どもの無病息災を願う伝統的な 祭りでして、歴史等の詳細については、後ほど教育長から答弁させていただきますが、このような背 景から、ご指摘のとおり、子ども中心の祭りが理想であると考えております。

町民の方の貴重なご意見であることを踏まえて、ご質問の問いについてお答えしたいと思いますが、まずは現状についてですが、実行委員会を中心に、その時代に応じた企画や運営で子どもが楽しめる工夫がなされ、また、近年は念願だった花火も多くの協賛金の賛同をいただき復活しました。残念ながら、今年はコロナウイルスの影響で中止となりましたが、夏休みの思い出となる、子どもを中心とした祭りであると認識しております。

次に、理想とする祭りの形は、先人の努力により受け継がれた「万灯会」など習わし事を含めた、 歴史と伝統を継承するとともに、大人から子どもまで楽しめる総踊りの復活をはじめ、時代に応じた 多彩な催しによる祭りの開催だと考えております。

また、以前にご質問がありましたように、町外から多くの人が集まる祭りの取り組みは、大津町PRの好機と捉えておりまして、アルコールの提供につきましては、過度の提供や暴力行為につながらない節度ある一定程度のものは許容範囲と考えております。

最後に、理想に向けての行動する意思については、理想とする祭りの実現とさらなる発展に向け、 実行委員会と一体となり、多くの方が大津に住んでよかった、見に来てよかったと実感できる祭りの 開催に全力で取り組んでまいりたいというふうにご支援をまたお願いしていきたいというふうに思っ ております。

詳しくは担当部長のほうよりご説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 坂本議員より地蔵祭のあり方についての質問にお答えさせていただきます。

地蔵祭は、江戸時代から大津町に伝わる伝統行事であり、また、夏休み休暇を利用し帰省した人に とっては、ふるさとである大津町を実感できる夏祭りのように感じております。300年余りの歴史 がありますが、飢餓と悪疫、あるいは溺死した子どもたちを弔うために1基の地蔵像を祀る行事が行 われ、それが地蔵祭の始まりだと聞いております。

私の子ども時代は、地区ごとの子ども会、あるいはその世話役の大人によって地区ごとの地蔵を洗い清めたり、地蔵小屋を建てて供え物をして祀ったりと1週間ほどの期間をかけ、子どもを中心とし

た地蔵子守りが行われていました。その総まとめが町全体での地蔵祭であり、大人の総踊り等の様子 を見ながらウキウキしていた記憶が今でもあります。

しかしながら、最近では、以前のような地蔵小屋を建てた活動もできにくくなったとも聞いております。

加えまして、大津町も人口が増え、町外から移り住まれた方も随分多くなってきております。地蔵祭も伝統的な祭りとしての在り様に誰でも参加でき、地域の活性化を図るという町民の祭りとしての要素が加わりながら発展しているのではないでしょうか。

ただ、地蔵祭を今後とも伝統的に継承していくためには、子どもたちが伝統的な側面を知る場や経験する場を用意することも大事だと考えます。

地域学校協働活動が本年度から施行されることになりました。これは、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、地域総括コーディネーターを中心に、多様な地域住民等を結び付けながら、地域における子どもたちの活動を創りながら、地域に愛着を持ち、貢献したいと考える人材を育成することを目的とするものです。

この活動の一環として、地域住民の協力を得ながら、大津町の伝統行事としての地蔵祭を学んだり、 参加したりできれば、歴史のある大津町の祭りとして子どもたちの心により強く残り続けるのではないかと考えます。

詳しくは担当部長より説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長田上克也君。
- ○経済部長(田上克也君) 坂本議員の地蔵祭のあり方の質問について説明いたします。

大津町の三大祭りの一つである大津地蔵祭は、毎年8月23、24日の2日間にわたり開催される 伝統的な祭りで、町内外から多くの来場者で賑わっております。

現状につきましては、議員ご指摘のとおり、時代とともに変化し、熊本地震以降は中央公園をメイン会場として現在に至っており、子どもを中心としたダンスや書道パフォーマンスなどの多彩なステージイベントが展開され、家族みんなで楽しめる、笑顔あふれる祭りとなっております。

大津町の祭りはすべて実行委員会方式で企画されております。それぞれ特色のある内容で開催されています。どの実行委員会も多くの方がボランティアで参加されており、たくさんの子どもたちに喜んでもらいたい思いで懸命に知恵を絞り祭りを創り上げています。地蔵祭は、大津町商工会が事務局を担い、各種団体や事業者で構成する実行委員会が中心となり毎年開催されております。一時衰退した時代もありましたが、多くの方の関わりで現在の盛り上がりにつながっております。今年は、新型コロナウイルスの影響で中止となりましたが、実行委員会では、来年に向けた企画が検討されているところです。

また、実行委員会には、祭りの公共性・公益性の観点から毎年町補助金が支出されております。以前は100万円、平成25年度からは150万円、平成30年度から花火の本格的復活もあり250万円の補助金となっております。事業規模も大きくなり、昨年は700万円を超える予算規模で、このうち約290万円は個人・企業・団体協賛金、また約70万円は企業連絡協議会等の花火協賛金と

なっております。

ご指摘のアルコール提供につきましては、以前、祭りの開催中に暴力行為があり、翌年度の祭りは昼間開催のアルコール無しで1日のみの開催となりましたが、従来の開催を望む声が寄せられ、その翌年から現在の形となっております。アルコールにつきましては、最小限の提供は行うものの、大人が節度を持って祭りを盛り上げながら、注意喚起や警察・PTA等による見回りの徹底で祭りの治安維持に努めるよう関係機関の意思統一が図られているため、その後は同様の行為は発生しておりません。

地蔵祭は、商店街が日ごろのご愛顧に感謝する意味も含んでおり、夏休みの思い出として子どもたちが楽しめる、子どもを中心とした祭りであると考えております。

今後は、町長答弁でありました理想の実現とさらなる進化を目指しまして、実行委員会と十分連携を図り、町内外から多くの方が訪れる活気ある祭りとなるよう取り組みたいと考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) 失礼します。それでは、ご説明させていただきます。

教育長の答弁にありましたとおり、地蔵祭の歴史は古く、大津町史には、鶴口橋際に鎮座の一基の地蔵尊を祀る行事が、現在の地蔵祭の始まりであり、鶴口一帯は別名「監物さんの矢開き場」とも呼ばれ、矢護山鹿狩りを行った細川家米田監物が矢開きを催した場所で、野獣の冥福を祈るため小さな祠を祀っていたが、後に天明の飢きんと悪疫のため死者や堀川に遊泳し溺死した子どもたちの弔いのため地蔵尊を併せて祀ったという、嘉永3年の記録が記されております。地蔵が鎮座されております地域を見てみますと、後継者のいない商店などが多くあり、地蔵子守りをされる子ども会も少なくなってきてはおりますが、多くの子どもたちは、この地蔵祭を楽しみに参加している状況ではないかと思います。

先ほど教育長から話がございました「地域学校協働活動」について、大津町の取り組み状況についてご説明をさせていただきます。

昨年度、教育長を本部長としました大津町地域学校協働本部を設置いたしました。活動の方向性と して4つの柱を立てております。

1点目として、従来と同様の学校への支援。

2点目として、総合的な学習への支援。これは各学校の総合的な学習に対してコーディネーターが必要な活動の場所や内容、講師について、学校への橋渡しなどを行うものです。昨年度の取り組み事例としては、大津南小学校では、地域の文化財を学ぶ活動として、江藤家住宅について学習し、地域住民と協働で一般公開活動を行っております。

3点目として、地域行事等への児童・生徒の参画です。これは、地域行事の計画案等を学校と共有 しながら、その参加を促すものです。

そして4点目として、地域子どもたちの居場所づくり、これは放課後の子どもたちの活動を支援するものです。大津東小学校では、放課後子ども教室として、地域住民の方々を講師に英語や音楽あそびに取り組まれております。

以上4点、地域学校協働活動の活動の方向性を示しましたが、3点目の地域行事への参画として、 江戸時代からの歴史ある地蔵祭を取り入れることが考えられます。地域住民を講師として、地蔵祭の 起源、昔の習わしを子どもたちが学ぶことも可能です。ステージイベントに参加したり、見たりする だけでも子どもたちは大変楽しいと思いますが、そこに地域の方々とふれあいながら、祭りの由来を 学んだり、伝承されてきた風習などに触れたりしながら地蔵祭に参加ができれば子どもたちの郷土愛 もさらに醸成されるのではないかと考えているところです。

〇議 長(桐原則雄君) 坂本典光君。

○11番(坂本典光君) 時代は日々変化します。私が小学生のころの地蔵祭の夜の部は本町中心でした。今は山都町になっていますが、矢部の八朔祭のように造り物が展示されていました。大津町商工会全盛時代だったと思います。大津町の政治を動かしていたのも農協と商工会だったわけです。それから本田技研の工場が進出してから、我が町は第二の夜明けを迎え、花の大津という歌がつくられ、婦人会や企業グループなどを中心に総踊りが行われました。その後、個人商店の減少は祭りの盛り上がる多くの人材を失ってしまいました。今は中央公園中心の夜店になっております。長年町政に携わり、大津町を見てこられた町長の思い、そして、教育の立場で女性の立場で見た教育長の思い、それぞれの思い、今回の投書の方みたいな通常は物言わぬ隠れた方々の意見などいろんな方の言い分に耳を傾けることは大事なことだと思います。

2問目に入ります。

行政が事務ミスを犯さないための対策についてです。

前回、私が行った不適切な事務処理に関する一般質問で、諸々の疑問を投げかけました。つながりがありますので、前回のことを少し述べさせていただきます。一つは、「職員の昇格が年功序列になっている。係長、課長、部長になるには昇格試験が必要ではないか。それなりの経験と知識を持たないと部下の指導ができないのではありませんか」と。これについて藤本総務部長は、「地方公務員法において、職員の昇任は任命権者が職員の受験の成績、人事評価、その他能力の実証に基づいて適正を有する者の中から行われるとされています。大津町におきましては、人事評価やそのほかの能力の実証として、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則などに基づき、新たな人事評価制度により職員一人一人の性格、仕事への理解度、職員の所属年数や勤務経験状況等などを考慮し、上位の職において求められる資質、あるいは能力に照らしながら総合的に判断し、年功序列ではなく、能力本位の適正な選考を実施している」と述べています。町民からみるとどう見えるかわかりませんが、執行部としてはそのような見解のようです。

それから、昇格試験の件ですが、続けて、試験制度については、「実施している自治体もあるようですが、若手職員の早期登用、客観性や公平性の確保、職員の自己啓発の促進など、優れた面が認められる一方、その職員に求められる指導力、判断力や多様な職種、職場に求められる能力を一律に判断できるのか、業務量や業務内容等の食い違いからより不利益が生じないか。通常の業務遂行に支障を及ぼすことがないか。あるいは、能力があっても昇任しなくてもいいと考える職員は受験しないなどの課題もあるようです」と。「実施している自治体の事例等を参考にしながら検討を進めてまいり

ます」と答弁されておりますが、どうも検討はされていないようでございます。

少し大きな民間会社は、上に上がるには、試験があります。日々それに向かって勉強しています。 試験を受けない人はやる気がない人とみなされます。能力があって試験を受けようとしない人まで考える必要はないのではありませんか。学校でも教頭試験、校長試験があるではありませんか。やる気のない人は教頭、校長にはなれませんよ。

次に、会計管理者のことを申し上げました。会計管理者については、私ここで述べたのは個人の問題ではありませんから、今まで会計管理者、優秀な方が来られておりますけど、そうじゃなく、システム上のことを言ってるからご了解ください。

以前は収入役という会計専門の特別職がありました。町長から任命された特別職としてトップダウンで職員を指導できましたが、その後、法律でその職は廃止され、代わりに職員の中から会計管理者を置くことになりました。金銭にまつわる書類はすべて会計管理者の下に集まります。会計管理者が会計の知識に詳しく、法令条例に精通していたら間違いも少なく、指導もできるというものです。コンピュータの普及で計算違いはなくなりました。しかし、特別職の収入役と職員から出る会計管理者では、知識と指導という意味では重みが違います。会計管理者は、役場の行政職の職員です。課長待遇とのことです。本来、専門知識が必要な部署にいきなり任命されてもとても指導などできません。権限を与えられたとしても、よその部署の部長に指示するのも遠慮がちになるでしょう。そこで、特別職である副町長がバックアップすべきではありませんかと当時の田中副町長に話しましたところ、快く納得されたいきさつがあります。こういう大きな問題は、総務部長よりも副町長が答えられたほうがよいと考え、事前にそのようにお願いしていたわけでございます。

さて、平成30年不適切な事務処理等に係る再発防止策が取られましたが、その後、不適切な事務 処理は散発的に行っております。遺憾の言葉を残して前副町長が任期を全うされました。

①防止策に問題があったのでしょうか。②あと半年ほどで新町長が誕生しますが、それまで新副町 長を中心に対策を立てられるのでしょうかお尋ねします。

家入町長が続投されるのであるならば、またこれは話は別ですか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われましたように、平成30年度に判明しました、議会の議決を失念していた事案が不適切な事務処理を受け、再発防止に取り組んできたわけでございますけども、チェック体制の強化や契約事務や地方公務員法などの職員研修を実施し、ミス等の事案の検証やコンプライアンス、懲戒処分等の事例、あるいは組織的要因の課題やリスクなど具体的な取り組みについてまとめた不適切な事務処理に係る再発防止策を策定し、不適切な事務等を起こさない対策を職員一丸となって取り組んできたところでございます。

しかしながら、令和元年度においても、議員ご指摘のとおり、不適切な事務が散見されており、町 政への信頼回復には至っていない状況です。

職員の意識改革や再発防止策を浸透させるためには、今後も継続的にチェック体制の強化や職員研

修を重ね、職務を行う上で職員一人一人が常に意識しながら事項について基本的なことを何度も繰り返し確認を行うことが重要であり、引き続きミスのない事務処理の徹底に努めていきたいと思います。 再三ご迷惑をかけ、町民の皆さんに深くお詫びをしたいと思いますが、今後については、新副町長の下でしっかりと対応をしていければなというふうに思いますので、副町長のほうからご答弁をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 副町長杉水辰則君。
- **〇副町長(杉水辰則君)** 皆さん、こんにちは。坂本議員のご質問にお答えいたします。

行政が事務ミスを犯さないための対策についてのご質問でございますけれども、その前に、職員の 事務ミスが相次いでいますことに関しまして、改めましてお詫びを申し上げます。誠に申し訳ござい ません。

平成30年に判明しました不適切な事務処理を受け、同年8月に不適切な事務処理に係る再発防止 策を策定したところでございます。

この防止策を策定するにあたりましては、不適切な事務処理案件ごとに原因を探るとともに、全部署において業務全般のリスクの洗い出し作業を行っております。また、この作業と同時並行に全職員を対象に法令順守や再発防止に関する研修を実施し、さらに再発防止策に掲げられました事務処理マニュアルや作業スケジュール、業務の進行管理チェック表の作成なども進めてきたところでございます。このようにして策定した再発防止策の中で、議会の議決を失念していた事案については、施工伺い等の書類に議会議決案件か否かを入力する項目を追加し、チェック体制を強化したところでございます。

また、入札、契約事務についても、昨年から財政課主催で職員研修を実施しており、会計事務についても、会計事務の手引きを作成しましたので、職員研修を実施していく予定としております。

また、今回の防止策とは別に、各種団体等の運営のために管理しているお金について、不適切な管理があったことから、平成23年に準公金取扱規定を定め、準公金として職員が管理しているものについては、すべて報告してもらうとともに、通帳と印鑑は2人以上で別々に管理し、その管理状況を毎年度総務課に報告する義務を課するなど、不正なお金の取り扱いができないよう制度化して、現在も継続して取り組んでいるところでございます。

このようにして再発防止策を策定し、職員に対する研修も行っており、再発防止策そのものについては、問題はないと思っていますが、その後も相次いで不適切な事務処理が発生しているところです。では、何が問題かということですが、業務全般のリスクの洗い出し作業を行ってはいますが、リスクはあらゆる場面に潜んでおり、想定外のリスクにより発生するものが数多くございます。

では、想定外のリスクにどのように対処するかということでございますが、日々の業務を行うに当たっては、再発防止策に掲げています想定されるリスク及びリスクを避ける対応策を常に念頭に置きながら、議会からもご指摘があっておりますが、小さなことにも気を配り、緊張感をもって行うことが何よりも大切であると考えております。

私は、副町長に就任した直後から、幹部職員に対し、小事をおろかにすれば大事に至るということ

で、日々の業務を行うに当たっては、凡事徹底を心がけ、職員の指導にあたっていただきたいと訓示 しているところです。

しかしながら、4月から副町長として決裁を行っておりますけれども、誤字、脱字をはじめ、法令の根拠が曖昧なものが数多く目につくことがあり、課長と管理職員のチェック機能がどこまで働いているのか、甚だ遺憾であると感じているところでございます。

職員の意識改革や再発防止策を浸透させるためには、リスクはあらゆる場面に潜んでおり、ヒューマンエラーは必ず起きるということを前提に、先ほど町長が申し上げましたように、チェック体制の強化や職員研修を積み重ね、職務を行う上で職員一人一人が常に意識しなければならない事項について、基本的なことを何度も繰り返し確認することが重要であり、まず管理職員のチェック機能を向上させることが何よりも大切であると感じており、管理職を中心とした研修に力を入れていきたいと考えております。

管理職員の登用についてでございますけども、指導をしっかりとやりながら、町長と相談して人事評価を基にした能力を見極めながら登用していかなければいけないものというふうに考えております。 不適切な事務処理は、行政の信用を失墜させる行為であり、何よりも住民の方へ多大なるご迷惑をおかけすることでありまして、あってはならないものと考えております。

私自身、今一度身を引き締めて、今回、策定しました再発防止策を基本としながらも、必要に応じてその内容を見直し、管理職員の指導・研修を強化し、不適切な事務処理の再発防止に努めていきたいと思いますので、議員の皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。

〇議 長(桐原則雄君) 坂本典光君。

○11番(坂本典光君) 勉強会などをしてその教えてもですね、やはりテストをしてですね、確認する。合格するまである程度のレベルの点数まで達するまでテストをすると。そして初めてあなたはこの講習会なり、勉強会を終えましたと、そういうふうなやり方しないとですね、ただ講師を呼んで行ったと、本当に聞いているかどうかあえてわからんわけですね。そういうのは身に付かないと思いますね。何とかこうテストをやるような方向でやられたがいいのではないかと。

それから、役場はですね、どうもその責任分散システムのように見えます。二度とこのようなことが起きないように対策します。最後は町長が給料の1カ月分減給で幕引きと、今まではこれで済んできたかもしれませんが、町民も忍耐の限界を超したら、住民訴訟に発展し、弁償を求められかねません。給料もらっているから個人のレベルまで責任体制の確立が必要ではありませんか。最近の不適切な事務処理は、担当者個人のミスが多いようです。しかも過去に起こり、前年踏襲で今まで分からなかったことなどです。発見した人を褒めるべきではありませんか。実績があった人、功績があった人は優遇すべきです。当たり前ですが、そういう雰囲気、体制に持っていくべきではないでしょうか。この問題はこれで終わります。

○議 長(桐原則雄君) 一般質問の途中ですが、30分を過ぎておりますので、ここで換気のために しばらく休憩します。2時45分から再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

午後2時36分 休憩

 \wedge

午後2時45分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

坂本典光君の一般質問を続けます。

坂本典光君。

○11番(坂本典光君) 第3問目に入ります。窓口業務の重要性についてでございます。

職員は町民に対するサービス業であることを自覚して、全体の奉仕者というふうなうたわれ方してありますけども、ここをよく自覚して、合理的で懇切丁寧に接するべきであるのはもちろんですが、その窓口業務を行う上において、その担当部署のですね、業務をある程度深く理解していないとその町民の皆さんに対して説明がうまくできないということですね。

①番、窓口業務教育は実施されているかと。それから、これは窓口業務というのは本当はね、だれ でもできるという問題じゃないと思うんですね。やっぱりそれなりのさっきテストと言いましたけど、 あなたは窓口業務をやるだけの知識とあたりを貯め込みましたかと、そういうふうなものをやって、 よし窓口業務OK、やってと、ということですね、実施しているかと。②番、特に新人職員は社会の 価値観に疎いからと、これはやっぱしですね、皆さんも経験されていると思うけども、学校出て、一 生懸命その役場の職員に合格したいということでずっと勉強してきているわけですね。勉強してきて いるということは、その分社会には疎いということですから、そこも考えながら特別にですね、教育 が必要ではありませんかと。言葉だけの教育ではなく、そのいわゆる実地教育というか、先ほど申し ましたように、ただあんたここで受付しなっせとかそういうことじゃなくですね、その資格が、資格 というか、それだけのものを持って窓口業務をしていただきたいと、そういう意味ですね、実地教育 というのは。担当部署の知識を持っているか。町民はどのような要件で窓口を尋ねてこられたか。ど のようなお手伝いができるか。これは社会の経験をされている方は、非常にこのわかる部分ですね、 この方は、困っていらっしゃるんだなと。顔を見ればわかるじゃありませんか。この方は、目が悪い んだなと。眼鏡かけますかと、横に眼鏡をね、その差し出してあげるとか、そして、自分が説明した ことに対して本当に納得して帰えられたかと。こっちの言い分だけですね、言って、それは受け付け られませんとか、それじゃいかんのじゃないかと。相手の立場に立って気を遣うと、そういう窓口業 務ができるようになってほしいと、こういうことです。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 坂本議員の窓口業務についての質問ちゅうか、素晴らしい提案いただきまして、それに沿うように職員の教育関係もしっかりやっていかなくちゃならないというふうに思っております。もちろん、大津町の窓口というのは町民の一番町職員を評価する、また、町の顔として大事なところでございますので、しっかりとその中で新人を交えながら今そういう機会を取っております。もちろん、かえって新人が良い場合もございまして、相手が来られたときに、しっかりと、じっくりとお話を聞きながら接待をやっておるというふうに聞いております。ちょっとわかり過ぎた職員は、それはだめですよという言葉が先に出てくると、相手はますます怒りを感じながら本当に明日も明後

日も役場にお見えになられるという大変なことが起きかねますので、そういう意味におきまして、それだけでは拙いわけでございますので、その辺の指導関係について、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 役場の窓口の業務につきましては、町民の皆さんの一番身近な行政サービスであることから、町民の皆さんの利便性の向上に努めるというのはもちろんですけども、住民課におきましては、住民登録、それから各種の証明、それから手続き等の窓口業務をはじめ、来庁者に手続き等がわかりやすいようにフロアマネージャー等の配置を行いながら、初めての方でも安心して手続きができるようなご案内を行っているところであります。

町民の方と直接接する窓口業務でございますので、親切、それから丁寧にというのはもちろんのこと、適切で素早い対応が求められております。窓口業務における職員研修につきましては、特に接遇研修では、職員全体では、若手職員を対象に外部等からの講師を招くなどして接遇の研修を行っておりますし、また、外部研修あたりにも参加をさせることによった接遇研修あたりも行ったところあります。

これまでも迅速・丁寧にを基本としながら、職員の接遇研修をやってきたところですけれども、最近では、先ほど町長言いましたけども、なかなか行政ニーズが多様化する中で、マニュアルだけでは対応できないというような事案も増えつつございまして、柔軟に対応するためには、いわゆる心の接遇であったり、あるいは人間力というか、そういったものの向上も求められております。今後におきましても、計画的に研修を行いながら接遇研修をさらに充実させるために、課長等を中心とした、先輩から後輩への窓口での業務経験を引き継ぐ、いわゆる職場内研修、OJTですけども、そういったものであったり、あるいは外部からの研修等の派遣、そして実際の窓口業務を想定した、いわゆるロールプレイング的なものを通じて、必要な知識とスキルを身に付ける実地体験型の研修を行い、職員研修の充実を図り、住民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

- ○議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長豊住浩行君。
- **○住民福祉部長(豊住浩行君)** 坂本議員の質問について説明をいたします。

窓口業務につきましては、住民福祉部には、証明書交付や様々な課題を抱えた住民の方が申請や相談に毎日多く来庁されます。窓口においては、親切丁寧な対応と分かりやすい説明を心がけております。特に来庁者の多い住民課におきましては、年間約5万1千件の証明発行や約5千900件の住民異動など多数の受付や処理を行っております。毎日、大勢の町民の方が訪れます。各種届や証明については、様々な事例があり、内容を町民に懇切丁寧にわりやすく説明を行い、坂本議員が言われるとおり、業務に対して精通し、理解しておかなければならないと考えております。そのためには、課、係内の情報共有や担当部署内での研修はもちろんのこと、他市町村との情報交換を行いながら研修等を行う必要があると思います。

また、配属されます新人職員につきましては、習得業務の優先順位をつけ、担当職員が1対1で教育を行っており、同時に窓口での対応の教育も行っているところでございます。今後も積極的な情報

の収集や共有、接遇などの研修を行い、懇切丁寧な窓口対応を行っていきたいと考えているところで ございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 坂本典光君。
- **〇11番(坂本典光君)** 期待しております。終わります。
- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。3時5分より再開します。

午後2時54分 休憩

 \triangle

午後3時05分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。 今日の質問事項の第1点目でありますが、ご承知のとおり、世界中に未曽有の災害とも言います新型コロナウイルス感染症、この蔓延で多くの国民、そして大津町民の皆さんが苦境に立たされております。そういう中で、自らも感染の危険にさらされながら必死に頑張っておられる医療従事者の皆さん方に感謝と敬意を表したいと思います。

また、感染防止のため常に緊張を強いられながら働く皆さん、介護現場や障害者施設の職員、保育所や学童保育など、マンパワーなしではやっていけない、そういう分野で頑張っていただいている人たちが、そういう事業者の皆さんはもちろんでありますが、とりわけ非正規で働かざるを得ないそういう方々が収入が減ったりして困っておられると聞いております。ぜひ手厚い支援を求めたいと思います。

さて、質問の第1点目でありますが、この新型コロナウイルス感染症が蔓延する中にあって、町民の皆さんに対する町独自の支援策に工夫が必要ではないかということで質問をするところでありますが、先ほどからの質問で、熊本地震からちょうど丸4年、5年目に入ったところでありますが、地震被害からようやく立ち直りかけたところに今度の新型コロナウイルスという災害が降りかかってきたわけであります。国から支給をされることになりました一律10万円の特別給付金、町職員の奮闘でいち早く支給手続きが進み、喜ばれておりますが、職員の工夫と努力、これに大いに評価されるべきものだと思います。

大津町でもさらに町独自の支援策が工夫されておりますが、県内自治体では、全町民に対する支援金やあるいは商品券などの上積みなどの支援が工夫が既に実施されているところであります。そういう中、大津町では、熊本地震復興基金創意工夫分が当初約3億円弱大津町に配分をされたわけですけど、この創意工夫分が約1億8千万円まだ使わず残っているところであります。従来、私は、この復興基金は地震の被災者の皆さんの支援、特に住宅が一部損壊判定となった方々に対して支援をするべきだと主張してまいりました。しかし、丸4年を経過した現在、新型コロナウイルスによってこの一部損壊世帯だけではなく、全町民が今苦境に立たされている状況であります。この際、この1億8千万円、国からの特別財源をあわせて全町民に見舞金として、例えば、1人1万円の給付を充てたらど

うかということを提案をしたいと思うわけであります。ちなみに、大津町民3万5千人の方々に1人 1万円を支給するには、3億5千万円の財源があれば可能であります。今こそですね、地震からの復 興とコロナ災害から立ち上がるため、町民を励ますために思い切ってこの基金の活用を求めたいと思 うところであります。

感染症対策の支援策の第2点目は、国民健康保険世帯への税軽減が必要ではないかということです。新型コロナウイルス感染症によって収入が大きく減少した国民健康保険世帯にこの国保税の減免措置、これが国の予算措置が決まりまして、国からの財政措置がされることになったことはご承知のとおりであります。国からの財政支援による税の減免は当然としながらも、町としてもこの際、緊急措置として税の軽減の拡大上乗せが必要ではないかということをお尋ねするところであります。なぜなら、国民健康保険に加入されている人たちは、社会保険や協会けんぽ、こうしたいわゆる社会保険に入れない、勤め先がなかったり、あるいは非正規労働で働からずを得ない、あるいはフリーランスの方々、あるいは農業の方々、こういう方々はそれでなくても非常に高い国民健康保険税に苦しんでおられるからであります。しかも国の減免基準は、収入が、あるいは所得が前年に比べて3割以上減少したと、これが証明されない限り減免は適用されないということになってしまうわけであります。このコロナ騒動が始まって、私は農業をやっておられる親と子、一家4人で農業で頑張っておられる家族経営の農家の方から収入はもちろん激減をしているけど、もともと国民健康保険税は最高額に近くてこれほど重い税金は何とかできんのか、そういうご相談をいただいたところであります。

そこで、一般質問の補助資料としてお配りをしております、高すぎる一家4人で頑張る家族経営の農家の場合の国民健康保険税ということで計算をしてみました。年間所得が一家4人で働いて550万円、主たる働き手は40代の夫婦が跡を継いで、65歳以上の両親が一緒に働いて、つまり大人が4人一生懸命働いて年間所得で550万円、農業所得としては結構高いほう、役場職員で言えば課長クラスの収入になるのかと思いますけど、この4人で働いて年間550万円の所得は決して高い、多い所得だとはとても考えられません。4人で割ったら1人百数十万円しかないわけです。しかし、一家4人で力を合わせて働いて550万円の所得を手に入れる。それに対して、子どもさんが2人いれば年間の国民健康保険税は89万1千440円と計算上なるわけであります。つまり、この一家6人の家族がですね、去年に比べて2割しか所得が減らなかったら減免は全くない、そのまま89万円国保税を支払わなければならないわけであります。

そこでですね、特にこの国民健康保険税の中で子どもさんが2人おられるわけですが、子どもはもちろん働いていません。働いてはいけない、児童法で働かせてはいけないわけですから、子どもさんの国保税の均等割課税だけで6万8千200円が課税をされているわけです。私の言いたいことは、せめてですね、この非常に高い国民健康保険税、しかも家族で力を合わせてやっと頑張っている。本当に一生懸命働いているこういう方々がこれほど高い税金に苦しんでいると。そこに今度のコロナ災害があるわけですから、せめて今年度だけでもこうした子どもさんに対する均等割課税は免除するべきではないか。子どもに対する税金を免除しても千数百万円の財源があれば確か全員分免除ができるはずであります。ちなみに、同じ所得で、いわゆる社会保険のうちの協会けんぽで計算をしますと、

本人の負担は32万4千円、会社の負担とは倍になりますから、合わせても64万円、つまり協会けんぽよりも同じ所得なのに25万円国民健康保険税が高いわけであります。それほど国保税が高いという証拠ではないかと思います。そういう意味で、ぜひ今年度だけでも特別対策の支援を町として工夫するべきではないか、このことを提案し、質問の第1問目を終わります。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 荒木議員の質問にお答えしたいと思います。

熊本地震から丸4年が経過いたしましたが、被災された方々の生活の再建も進み、熊本地震からの 復興は確実に前進しているものと考えていたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓 延により、新たな不安や課題が出てまいりました。

現在、その新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、特別定額給付金や、町内事業所への経済支援など、国や県と連携し、スピード感をもって対応している状況でございます。

しかしながら、国・県の政策もめまぐるしく変動しておりますので、まだまだ状況は大きく変わっていくものと予想しております。

今回、町に交付されます、地方創生臨時交付金などを最大限活用するとともに、町の財政調整基金 を取り崩すなど、引き続きスピード感をもって対応したいと考えております。

一方、熊本地震大津町復興基金につきましては、これまでも様々なご意見をいただいたところですが、今後、さらに復興、復旧を進めるにあたり、新たな課題解決のために、これまでどおりのルールに沿って復興基金を柔軟に活用し、対応したいと考えております。

新型コロナウイルス対策も、熊本地震からの復興も、いずれにしましても、町にとっては喫緊の課題でございますので、それぞれの財源を有効に活用し、迅速に対応したいと思っております。

国保税の税軽減が必要とのご質問でございますけども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が激減された方も多く、また、この影響がいつまで続くか見通せない中、本当に多くの方が不安の中、生活されておられますことに対し、町としましても、国・県とも十分連携をし、しっかりと生活の下支えをしてまいりたいと考えております。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対しては、国民健康保険税においては、全額国の特別調整交付金による税の減免が実施されます。

また、令和2年度課税分では、国保税の軽減対象の拡大も行われており、昨年度と比較して、それ ぞれ軽減判定の所得が引き上げられており、それにより、被保険者の一定の負担軽減が図られている ところです。

さらに、これら国保世帯を含め、町民に対する新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入 等が減少した世帯への対策として、各種経済支援を行っていることから、国保税の世帯に対する税の 軽減ととりわけ均等割について軽減することは考えておりません。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少した住民の方には、まず納税の猶予の特別制度や減免措置もございますので、納税者の方のそれぞれの状況をしっかりと把握し、納税者に寄り添った納税相談にも努めてまいりたいと考えております。

詳細について、担当部長より説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和元年度から早急な支 出が必要な場合については、予備費の充用、あるいは先の3月議会の追加議案などで予算化を行いな がら、適宜対応を行ってまいったところです。

感染状況を踏まえまして、令和2年度に入りましても予備費の充用、あるいは専決処分等を行わせていただきまして、スピード感をもって感染症対策や経済支援などに対応してきたところであります。

先般、国の補正予算によりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1兆円が予算化をされまして、大津町におきましては、約1億700万円が交付されることとなっております。 6月補正におきまして、感染症対策あるいは経済対策等の事業関係として、歳入予算も含めて計上をいたしておるところでございます。

令和2年度の6月補正時点での新型コロナウイルス対策の歳出予算関係は、約3億3千万円で、臨時交付金を除いた町の一般財源等については約2億円ということで財政調整基金を繰り入れております。

先週には、国の補正予算によりまして地方創生の臨時交付金の増額もされる見通しでございます。 有効な財源を効果的に活用しながら、引き続きスピード感をもって対応していくことが最も重要であると考えております。

それと同時に、熊本地震からの早期復興につきましても、優先すべき課題の一つとして認識しておりまして、地震発生から4年が経過しておりますけれども、まだまだ残された課題もございますし、新たな課題への対応も必要になってこようかと思います。

熊本地震の町復興基金については、そのような場合の必要な財源として有効に活用していく予定で ございますので、引き続き、以前お示しをしましたルールに沿って活用しながら、早期復興に努める こととしております。

次に、新型コロナウイルス感染症の支援策として、町独自で子どもの均等割のですね、軽減等の取り組みを単年度でやらないかということだと思います。これらによる財源の不足分を一般の予算等で補てんするということになりますと、国保世帯ではない世帯にもご負担いただくなどの影響が出ることにもなります。

国民健康保険税におきましては、国の特別調整交付金による税の軽減が実施されております。これは、本議会の専決処分事項としても承認をいただいたところであり、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年の当該事業収入等の額が30%以上減少した場合は、前年度の世帯の主たる生計維持者の所得金額により、対象となる保険税額が2割から全額減額されるというものなります。

国保税の軽減対象の拡大も行われておりまして、令和2年度課税分は昨年度と比較しまして5割軽減で5千円、2割軽減で1万円それぞれ軽減判定の所得が引き上げられております。それによりまして、対象となる世帯も増加をしておりまして、据え置かれた7割軽減を含めると2千280世帯が該当し、国保世帯の約60%は軽減措置の対象となり、加入者の負担軽減が図られていると考えている

ところです。

被保険者の人数が多いほど軽減が受けられる所得基準額が高くなることなどを考慮しますと、一定 程度の軽減には繋がっているのではないかと考えております。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少していると思われる農家や個人事業の 飲食店などの国保世帯につきましては、国の持続化給付金事業によります給付等も行っているところ です。

また、緊急経済協力金事業などの関連補助金を含めた対応につきましても、今回の補正予算にも計上しているところでございます。

これら国保世帯を含めまして、町民に対する新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等 が減少した世帯への対策として様々な支援を行っているところでもあります。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少し、一時に納税が困難となっている世帯に対しましては、納税の猶予の特例制度もございます。これは、すべての税で無担保かつ延滞金なしで最長1年間納税を猶予する特例になります。これらの制度につきましても納税相談時にも十分説明を行いながら、きめ細やかな対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。

〇15番(荒木俊彦君) 熊本地震の復興基金の活用ということでありますが、今回のコロナ、この大 変な未曾有の災害があるにも関わらず、今までどおりということで、いわゆる出し惜しみをしててい いのでしょうかということですよね。1億8千万円、残額はあるわけです。今議会の補正予算で、一 部損壊罹災証明発行世帯3千980、約4千世帯のうち、町がこの復興基金からお見舞金を出してい るのは634件ということで、全体の16.2%の方々にしかお見舞金を支出をしておりません。同 じ地震被害自治体であります益城町とか、あるいは南阿蘇村とか調べましたけど、こちらの、例えば 益城町等は、相当な独自の義援金が寄せられてですね、すべての一部損壊世帯あたりに、すべてです よ。全世帯です。一部損壊世帯、全世帯に数万円のお見舞金をその義援金から支出をしているんです。 ところが、大津町は、この634、県と町の対象以外は、町独自としては634件の一部損壊にしか 1万円はありますけど、支援をしていないわけです。使い残したのが1億8千万円、ですから、この 一部損壊世帯に郵便で住宅の修理をしている方は、ぜひまた申請をしてくださいということで案内を 出すらしいですが、これ以上うんとこの予算が足りないほど増えるということは考えられないと思う わけであります。これから梅雨に入って洪水があるかもしれません。それから、台風が来るかもしれ ません、台風で屋根が飛ばされたから、じゃあこの熊本地震の復興基金を使うか、それは使えないわ けです。一体新たな課題、想定する新たな課題というのは何なんですか。ちょっと想定するべきでし ょう。去年から質問しているわけですから。どんな課題があって、幾らぐらいね、必要なのか。この 復興基金をいつまでも出し惜しみをして、結局使わずじまいなんてことになったら、被災された皆さ んに対して本当に失礼なことだと思うんですよ。生きたお金として町民の皆さんのために活用するべ きではないですかということで提案をしているわけであります。今こそ、使う時は、今がこのコロナ で苦しんでおられる全町民、全町民が熊本地震の被災者なんですよ。その被災された全町民に対して、 この復興基金を配付するということは、この基金の目的にも合致するものだと思うわけです。ですから、出し惜しみするこの新たな課題とは一体何なのか、幾らぐらい必要なのか、ちょっと示しをしていただきたいと思います。

それから、国民健康保険については、国の制度の改善によって、確かに低所得者の皆さんの5割、7割軽減の部分の一部改善はございます。しかし、先ほど私が例を示しました、こうした家族経営で父ちゃん、母ちゃん、じいちゃん、ばあちゃん、家族経営で頑張っている方々がですね、この方々が去年に比べて2割しか減ってないと、あるいは1割しか減ってない。2割といってもすごいですよ、550万円の2割減ったら百数十万円所得が減るわけです。でもそういう人たちには何も恩恵がないわけでしょう。この3割以上減ったら、この表でいきますと550万円以下の場合、3割以上減ったら6割国保税の減免をしますという国の制度ですよ。じゃあそれに達しないぎりぎりの方、達しない方々には何の恩恵もないと。しかも80万円、90万円の税金を払わないかんわけですから。所得が100万円減ったというても相当な高額な国民健康保険税になるんですよ。しかも去年の所得に対して国保税は課税されますからね、そういう方たちに対して支援の手は差し伸べることを全く考えていないとしかいいようがないじゃですか。こうした多額の国保税を納め、強いられている、苦しんでおられる方々に対して、何とかしようと、何とか助けてあげようという気はないんですかということをもう一度お尋ねしたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。

○総務部長(藤本聖二君) 2点ございまして、1点目が復興基金関係ですね、復興基金関係につきましては、これは10年間の中でですね、復興基金活用するようにということでなっておりまして、今4年が経過しまして、熊本地震からの復旧・復興という形で取り組んできております。今までは住まいの再建、あるいは被災者への直接な支援等ですね、生活再建支援あたりもやってきておりますし、またこれからもですね、引き続き災害公営あたりもおられますので必要かと思っております。あわせまして、今後の復興に向けてこれからハード的なものを含めてですね、防災安全対策、あるいはいろんな拠点づくり、そして産業の振興をですね、そういったものについて今後熊本地震からの復興という形で財源あたりについてもですね、活用していければというふうに思っているところです。

それと、コロナの件についてですね、そういったことについての財源をということなんですが、コロナ対策につきましては、国のほうで地方創生の臨時交付金あたりも来ておりますので、そういった中でどういったものがですね、生活支援とか、あるいは経済支援ができるのかということで十分協議をしていきたいというふうに思っております。

それともう1点の国民健康保険について、子どもだけの均等割を1年間だけでもやらないかということだと思います。これについては、医療保険関係の制度間の公平性の観点もございますし、本来、3割のところもですね、国の財政措置支援があるということですので、そういったものについては、国のほうで財政措置を含めたですね、制度設計が必要かと思いますので、そういったことにつきましても国のほうに申し入れをしていきたいというふうに思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 国民健康保険税の軽減策については、いわゆる独立採算制だから支援はできないとよくおっしゃいますが、大津町でも過去に法定外の繰り入れをやりました。それまでは絶対できないと言ってたのをやったこともあります。また、県内の自治体では、こうした均等割課税や、あるいは平等割ですか、世帯割、これを軽減、実際軽減をしている自治体もございます。やる気があればできるんです。町民の理解が得られれば、得られないとはとても思えないし、まして、今度のコロナ対策では特別対策です。それをずっと続けろと言っているわけではないんです。本当に苦しんでいる人たちの気持ちを、実態をですね、目を向けて支援を行うべきではありませんかということを言ってるわけです。それを何ですかね、独立採算だからできないというのは、全く理屈にあわない、逃げの答弁だと思います。これは引き続きやります。

それでもう1回聞きますのは、熊本地震の復興基金の使い道ですよ。産業振興などに使うと、この前の議会でも問題にしましたけど、町の公園が被災をしたからこの復興基金を使うと、まあ数百万円だったから私も目をつぶりましたけど、これは復興基金の目的とは全く違う。被災者を支援するんですよ。産業振興とは直接関係はございませんよ。この復興基金の被災者を支援をする。そういうことから産業振興に回すなんてことはあり得ないと思います。ちょっとこれ確認します。新たな課題とはほかにないんですか、具体的なものは。例えば、熊本市内は、いわゆる建物の解体、マンションとかの公費解体ができなかったところに復興基金を充ててるところも確かにございます。これは被災者の支援に、確かに役に立っていると思いますけど、大津町はそういうことは考えられないでしょう。一部もう解体したほうがいいんじゃないかという住宅もございます。そこに例えば、何棟予想して幾らぐらい必要ではないかということであれば、私も答弁納得しますけど、産業振興に必要なんてことはとても納得できません。復興基金の新たな課題というのは、何を考えているのか町長にもう1回お尋ねをします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) いろいろとまだ復興は完全に終わってないというふうな見込みもございまして、ご指摘の大きなものにつきましては、岩戸神社の復興、これはあの地域の皆さんである程度待っておられる状況でございますけれども、あの地域だけでは災害に追われたりいろいろしておられますので、その資金がとても乏しいというような状況でございますので、この災害復興基金において支援をして岩戸神社関係の復旧に充てたいというような思いもしておりますけども、今いろいろとその辺について調査をしておるところでもございます。いろいろとまだ集落関係についてもそういう課題事項もまだ残っておるようでございますので、十分それなりの支援ができるようにやっていければなというふうに考えております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 熊本地震の復興基金も5年目に入ったわけであります。神社の集落の神社復興にも一部充てられているところもありますけど、県の復興基金のメニューの中にも確かあったと思います。町独自でしかできないということではないはずであります。5年目になってですね、そのような答えしかできないというのは、この復興基金のことを真剣に考えていない。被災された皆さんの

本当に大変なところに回していくというそういうことにね、もっと真剣に取り組んでいただきたいと 思います。

もう3回目ですかね、それで、次の質問に移りたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) 一般質問の途中ですが、30分を過ぎましたの、ここで換気のため休憩をします。3時50分より再開します。

午後3時40分 休憩

 \triangle

午後3時50分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

荒木俊彦君の一般質問を続けます。

荒木俊彦君。

O15番(荒木俊彦君) それでは、引き続き、質問を行います。

質問の第2点目は、清正公道の埋め立ての経過と今後についてであります。

皆さんもご承知のとおり、ミルクロードの新小屋の工業団地入口交差点の東側ですかね、いわゆる清正公道、加藤清正、あるいはその後の参勤交代に使われた谷間の道がですね、当時の姿というか、当時の姿と言っていいんですかね、谷間のまんまそのままの状態で残されていたということで、清正公道公園の一角になっております。このいわゆる文化財として言われてきたわけでありますが、熊本地震が起こりまして、ミルクロードが国道の代替道路に指定をされまして、私はやむを得ないことだと思っておりますが、この清正公道が埋蔵文化財包蔵地、私もこの件を以前質問したときに、この埋蔵文化財包蔵地というのをその時初めて知ったわけでありますが、いわゆる文化財保護法によって下手に扱うことはできない。この埋蔵文化財包蔵地が熊本地震の後にいとも簡単に埋め立てられたわけであります。大きな岩石ががんがん埋め立てられまして、後で復元をしようとしてもとても無理なような埋め立てでありました。

そこで、この清正公道の埋め立てが許可をされた経緯、経過の説明を求めたいと思います。 また、今後の活用についてどう考えるかということでお尋ねをします。

この埋め立てについては、地震の翌年の12月定例議会で同僚議員から文化財として保存・復旧などについての質問がなされております。私はそれより以前に、この谷間ががけ崩れを起こし、地元住民から安全対策の要望を聞いて、谷間を埋め立てるのが一番の安全対策であると聞いた覚えがあります。それに対して、町長は、いわゆる埋蔵文化財包蔵地に指定されているため、現状変更するには発掘調査などに多大な予算を町が支出をしなくちゃいかん。だから埋め立ては難しいと聞いた記憶があります。ところが、地震によってミルクロードが国道の代替道路に指定されますと、もう簡単に埋め立てがなされたわけであります。私が納得ができないのは、その当時、近隣住民の安全には金がかかるからだめである。しかし、国が埋め立てをしようとしましたら、簡単に埋め立てが通ってしまう。これは本当に理不尽なことではないかと思ったわけであります。

そういうことで、この清正公道の谷間の埋め立ての経過について、また、今後の活用についてどう

考えるかお尋ねをします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 荒木議員の清正公道についてのご質問でございますけども、大津町においても歴史上大変重要なものであることは十分認識しております。熊本地震により南北の斜面の崩落や亀裂など大変危険な道路となり、放置すれば南側の里道の原型を失う恐れがあり、予断を許さない状況でありましたので、地元や文化保護委員に相談し、やむを得ず埋めることにしたわけでございます。

今後の周辺整備についても、県道北外輪山大津線の交差点は、熊本中核工業団地の入口、または将来、中九州高規格道路の大津の東の入口など、観光、事業等の交差点であり、一方、南の里道は生活道路としての幅員を地元や関係者と協議しながら県・国へお願いしてまいりたいというふうに考えております。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** 荒木議員の質問にお答えいたします。

清正公道は、五里木から六里木までの区間を指し、埋蔵文化財包蔵地となっております。当時、埋め立てした背景としましては、町長より答弁がありましたように、熊本地震の影響により、緊急に道路、里道の安全を確保する必要が生じたことによります。

現地は重要な史跡でありますけれども、町指定の文化財ではなく、町が都市公園として整備・管理 していることもあり、文化財保護委員会からは、緊急事態であり止むを得ないとのご意見をいただき 判断したところでございます。

なお、埋め立て工事は、国土交通省九州地方整備局立野ダム工事事務所の工事の中で行われております。

埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の手続きにつきましては、文化財保護法第94条第1項に基づき、大津町より熊本県文化課へ進達し、熊本県教育長の通知をいただいているところでございます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(村山龍一君)** 失礼します。荒木議員のご質問にお答えいたします。 埋め立ての経緯についてご説明いたします。

清正公道公園は、歴史的にも文化的にも重要な遺産として十分認識しているところでございます。 そして、清正公道公園のほとんどは国有地で、大津町が国有地部分を無償で借り上げて公園として活用しております。

平成28年度に埋め立てました区間は、県道北外輪山大津線、通称ミルクロードと南側の幅員3mほどの里道に挟まれた谷の形状をしていた場所でございます。延長は約200mの区間です。熊本地震により、南北の斜面の崩落や亀裂などがあり予断を許さない危険な状況でした。また、里道も被災し、集落を結ぶこの道路は、歩行者や車の通行にも大変危険な状態となっておりました。

このような状況であり、早急に安全に通行できるようにしなくてはならないため、埋め立てによる 工事を行うこととなりました。

平成28年4月26日に大津町の文化財保護委員会と協議を行い、形状の保全の点からも埋め立て

保護することも止むを得ないとの回答があったため、町から立野ダム工事事務所長へ瀬田地区の工事 用道路の整備工事で発生する土砂での埋め立てを要望し、平成29年3月に埋め立てが完了したと聞いております。また、表層の張芝については、大津町運動公園の多目的広場の残土を使用しております。

議員ご質問の今後の整備につきましては、地元や関係機関と協議を行いながら、その意見等を取り入れて考えていきたいと思っております。また、公園の敷地のほとんどが国の財務局の土地ですので、その後の計画や周辺整備についても、県、町、財務局の許可などをいただきながら頑張ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 正式な手続きをもって埋め立てが許可をされたと、県の許可ですよね。いうことだと思いますが、通常、どうも60日前には届け出を出して、町のほうで受け付けをして、県の教育委員会が最終的に判断をするということらしいですけど、確認をしておきたいのは、町が要望して埋め立てたのか。今の話だと、町が要望している。国がミルクロードを代替道路にして、ここが危ないから埋めさせてくれと要望してきたのか。その書類というのはあるんですよね。どこが要望してあそこを埋め立てたのかを知りたいんです。

それから、南の里道ですね、ここに地震前に下水道管を埋める工事があったんですね。下水道掘ると道路を切り割って埋めますから谷間のほうに崩れて危ないじゃないですかということで、埋めたらどうですかということで確か質問した、やり取りしたことがあると思うんですけど、今、埋め立てが終わってですね、もう5年目になるんですけど、あの里道はほったらかしのままですよね。つまり、国道の代替のためにやられたわけですから、里道のところも地元の人の協力があったわけですから、きちんと整備をするという方針が出てもいいんじゃないかということで質問したわけですね。ですから、何か使い道があるのかと、予定しているのかと、まあ使い道は、やたらとあそこ車止められると地元の人たちも困るでしょうから、だからこそ地元の人たちの意見をよく聞いて、少なくとも道路はですね、きちんと整備してお返し、地元の人にお世話になりましたということで整備をするべきじゃないですかというのが一つですね。

その2点についてお尋ねします。どこが要請したのか、道路の問題。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(村山龍一君)** 荒木議員の質問にご説明いたします。

2つあったかと思います。どこが申請して埋めたかということが一つと、南側の道路については、 下水道を埋められてもう5年経っているが、もうその前になるということで、このまま整備を行わないのかということだったかと思います。

埋め立てについては、先ほど説明にあったとおり、大津町のほうから立野ダムのほうに埋め立ての 要望を出しております。

2番目の南道路についてですが、先ほど町長のほうからも説明があったとおり、周辺道路について

は、ミルクロードについては県にお願いしたり、敷地については、財務局の土地ですので、敷地のほうのご協力をいただききながら南の道路についても整備をやらなければいけないと考えております。 以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 清正公道をですね、埋め立てを町が要望、ぼくは今の今まで国がミルクロードを、あそこ国道代替道路と、大型車があれだけ通ったら国道のそのミルクロードが崩れて危ないということで、国が要請したと思っていたんですよ。したら町が要請したということで、どうも教育委員会のほうでですね、また、町が要請したというのは間違いないのか、確認されたかどうか、ちょっとわかったらお答えください。
- **○議 長(桐原則雄君)** 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) 荒木議員の質問にお答えしたいと思います。

一応、今、土木部長のほうからあったような経緯で一応話のほうを引き継いでおります。書類のほうはちゃんと残っております。

○議 長(桐原則雄君) 以上で一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後4時05分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和2年第2回大津町議会定例会会議録

令和2年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

					令和2年6月16日(火曜日)
出 席 議 員	1 番 三 宮	美 香	2 番	Щ	」部良二 3番山本富二夫
	4 番 金 田	英 樹	5 番	豊	是瀬和久 6番佐藤真二
	7 番 本 田	省 生	8 番	府	牙内隆博 9番源川貞夫
	10 番 大 塚 前	崔一郎	11 番	坂	x 本 典 光 12番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田	和彦	14 番	津	世田桂伸 15番荒木俊彦
	16 番 桐 原	則 雄			
欠 席 議 員					
職務のため出席した事務局職員	局	長 矢	野好	_	
	書	記府	内 淳	貴	
	町	長 家	入	勲	総務部総務課課長補佐 伊 東 正 道 兼 行 政 係 長
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため 出席した者の職氏名	副町	長 杉	水 辰	則	総務部財政課主幹 七 司 鬼 し
	総 務 部	長藤	本 聖	二	総務部財政課主幹 本 司 貴 大 兼 政 係 長 本 司 貴 大
	住民福祉部	5 長 豊	住 浩	行	教 育 長 吉良智恵美
	経済 部	長 田	上 克	也	教 育 部 長 羽 熊 幸 治
	十 木 部	長 ++	11. 益		教育部次長平岡 馨
	土 木 部 併任工業用水道	課長村	山龍		農業委員会事務局長 齊 藤 孝 浩
	総務部総務課選挙管理委員会書	果 長 白 記長 白	石 浩	範	
	総務部財政訓	果長 清	水和	己	
	総務部税務訓	果長 村	上博	文	
	会計管理	者 坂	本 光	成	

議事日程(第3号) 令和2年6月16日(火) 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

〇議 長(桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議 長(桐原則雄君) 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

佐藤真二君。

〇6番(佐藤真二君) おはようございます。佐藤真二が一般質問を行います。

今日は3つ質問を用意しております。まず、第1問目がですね、コロナとの共存、コロナ後の「新しい生活様式」に町はどう取り組むか。コロナウイルスとの共存、あるいは新たな感染症に備え生活様式の見直しが求められている。事業の運営、業務の運営も同様であり、それにはDXへの対応も求められています。DXってちょっと気取ってみましたけれども、意味としてはですね、こちらの通告書のほうにありますように、デジタルトランスフォーメーション、デジタル技術による社会変革という意味でございます。

その中で①から⑤のですね、細かい項目を用意してございますけれども、このうち①と⑤につきましては、昨日と今日のですね、ほかの同僚議員の質問の中にもございますので、大きく②にですね、まとめたところでお話をさせていただきたいと思います。

中身のほうに入っていきます。

まず、現在ですね、私たちが経験をしておりますこの新型コロナの問題は、社会の、世界のあり方を変えると言われております。ワクチンが開発され、行き渡るまでのことだとも言われる人もおりますけれども、どうせまたですね、新しいウイルスというのが出てきて、同じような状態というのは長いスパンでは繰り返されていくということになると思います、そうした中で言われております、マスク、手洗い、ディスタンスという新しい生活様式ですね。これは私たちの個人の日常の生活ばかりではなくて、社会の生活すべてに関わるものであります。そして、当然それは行政にも関わってくるということです。その重要な変化の一つに対応するものがこのデジタルトランスフォーメーション、DXであります。日本は長いことIT技術に優れていたという時代がありましたので、今でもそうではないかと思っている方も多いようですけれども、今回、日本がICTの後進国であるということが突き付けられたわけであります。当然、国のほうもコロナ以前からですね、第4次産業革命、デジタルトランスフォーメーションなどと言って旗を振ってきたんですけれども、今回、くしくもですね、そ

の重要性がこれまでにないほど強く強調されたというような形になっております。

それでは、この項目の中に入っていきますけれども、2番のほうにまとめさせていただきました。 デジタル手続法というものがあります。これ昨日も少し話が出ておりましたので省略しますが、デジ タル手続法といいますのは、手続きという言葉のとおり、サービス提供の窓口の部分であります。こ れは当然に推進すべきことなんですけれども、ただ、このDXはそうしたサービス提供のための業務 基盤の変化、業務基盤の変化ですね、そのものを求めております。一つは、まず職場の文化とか、職 員のリテラシーとかいう、デジタル技術以前の部分の変化です。それをまず求めており、その上で業 務のツールであるとか、ワークフローであるとか、そういったものをどこまでデジタル化できるか。 そして、結果として効率化、合理化をどれだけ図っていくことができるかということです。

一つ具体的な例を言いますと、多分ゴールデンウィークの前ぐらいだったと思いますが、テレビ、 報道番組見ておりましたら、自粛期間中で月曜日の朝に駅に向かっていく会社員の姿がありまして、 その人にインタビューするんですね。「今日はなんですか」ってこうインタビュアの人が聞くと、「今、 自宅で在宅勤務をしているんですけれども、今日はどうしてもハンコをもらわないといけないから会 社に行くんです」というようなことを言ったんですね。おかしな話だなとは思ったんですけども、笑 えない話でもあるなというふうに感じたところです。役場ではですね、職員がですね、グループウェ アというソフトを使っています。商品名申しませんけれども、このグループウェアというのは、住民 サービスの提供に直接かかわるものではありませんけれども、業務の遂行をさせるための重要な基盤 であります。一方でですね、職員の机の上見ますと、いまだにですね、ハンコがいっぱい並んだ決裁 文書というのが乗っているわけですね。グループウェアには電子決裁の機能があるはずなんですけれ ども、ちゃんと使えているのかなと思うところです。わざわざ文書をバインダーに挟んで回覧して決 裁しているんじゃないのかなと、身体に染みついた仕組みなんでしょうけれども、これを電子決裁に 移行するだけでどれだけ効率化して、また、感染リスクを下げることができるかというような考え方 ができるということになります。役場の仕事ぶりを今回コロナ禍の中で、以前に比べればだいぶこう 伺う回数は減ったんですけれども、その中でも見ていきますと、職員の勤務の形態、仕事の仕方を見 ていても民間では当たり前に見られるような工夫というものをですね、なかなか見られるものではあ りませんでした。職場の中に職員と住民が密集しているようなですね、状況があるということも指摘 させていただいたことがあります。そうした中ですね、職場の分散というものを考えられたようで、 場合によっては、このオークスプラザで仕事をする職員も出てくるようなプランも想定されていると いうことなんですけれども、ただ本当にそれで効果があるのかなというふうに思うとこです。先ほど の決裁文書のバインダーがですね、うろうろして回るようだとあまり効果はないんではないのかなと 思います。もちろんですね、個人情報とか、業務のシステムとか考えなければいけないことはたくさ んありますが、これはできないという話ではなくて、どうやるかという問題になってくるのではない かと思います。そうしたふうに、見直しということではなくて、新しい生活の様式、仕事のやり方に 対応するために、この仕事の基盤というものを再構築する必要があるんではないかということです。 これができればですね、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた新しいそのBCPの構築というの

が可能になってくるのではないかと考えます。そこについてどのように取り組むのでしょうかというのがこの②でございます。

それから③ですね、町の施設についても考え方を変える必要があるのではないかということです。 今回は、施設を利用休止とか、制限とかすることで対応しました。その結果として、高齢者の運動不 足、住民活動の停滞などの弊害があるということも聞いております。災害対策であれば、国土強靭化 というようなことが言われて、様々なそのハードの整備というもの行われるわけなんですけれども、 同様にですね、感染症対策のための施設の強靭化というような対策というものが考えられないだろう かということです。それをすることによって、使える、使えないという0か100かという対応では なくて、中間の状態がつくっていけるんではないかと考えるところです。今回、一部の公民館などで 会議室の施錠をリモート化できるようにするという話で予算が計上されております。感染防止の観点 からみると効果が十分とは言えないかもしれませんけれども、ただ考え方の方向性としてはそれでい いのではないかと考えるところです。こうした施設の機能を強化する方法として、トイレであったり、 体育館の換気扇をどうするかとかいうふうなですね、施策についても国のほうはプランを示している ところです。このように、町の施設の感染症対策を強靭化するためにどのような対策、取り組みが考 えられるでしょうかというのが③です。

そして、④が今度は学校の話であります。学校については、ガイドラインが出ているんですけれども、特に大規模校ではですね、ガイドラインを遵守するということはなかなか難しいなと思ったところであります。それに従おうとすれば、学校には大きな負荷をかけることになります。子どもの命と健康を守るという大義を言われれば、学校はその負担を受け止めなければならないということになります。校内の消毒、ディスタンスを保つためのテープを貼ったり、間仕切りをしたり、子どもの心のケアも必要ですし、さらに、休業中の学習の遅れを取り戻すための特別なカリキュラムの対応も大変なはずです。これまでも、これまでというのは、そのコロナ以前ですね、コロナ以前も学校には様々な注文がついて少しずつ負荷が加わってきております。これまでは、学校はそういう負荷の増大に対して、いわゆる知恵と工夫と過重労働で乗り切ってきたんですけれども、しかしもうそれは限界ではないかと思います。

資料の用意してございます。コロナとの共存、コロナ後の「新しい生活様式」とございますが、これの②のところを見ていただけますでしょうか。これ左右で2つの簡単なフローが書いてありますけれども、これ学校での健康観察の流れを粗くフロー化したものでございます。左側のほうがですね、以前の形です。朝起きますと、子どもたちの様子を保護者なりが、「どうね、今日の調子はどうね」というような声掛けでですね、様子をみて、何もなければ登校して、そして朝の会の中で担任による健康観察があって、「どうですか」て、「はい、今日は元気です」というような返事をしてですね、それをとりまとめて保健室のほうに報告をされていくというような流れです。これがこのコロナによってどうなったのか。これ県のガイドラインを参考にしてみると、これだけのプロセスが追加になっております。まず、朝起きますと、「どうね、元気ね」という声掛けではなくて、きちんと検温をしなければいけないということですね。その検温したものを健康観察表に記入をして、名前を書いて子ど

もさんに持たせて、そして、学校に行くとその観察表を提出すると。そして、朝の会の中では、担任 による健康観察が同じようにありますけれども、この健康観察表を忘れた子については、きちんと検 温をまたしなければならないということです。その後の流れは大きく一緒なんですけれども、これだ け手数が増えるということですね。この健康観察表というのをちょっと裏に参考にですね、載せてお ります。これ県のほうで作成してますので、町のほうでは少し違うかもしれませんけれども、おおむ ねこういった内容のものということです。日にちによって検温時間と体温を書いて、体調、様子です ね、それから、同居家族の状況とか書いて、それにサインをして子どもに持たせていくというような やり方です。普通に考えればそうですよねっていうことでいけるかと思うんですけれども、もとのペ ージのフローのほうに戻っていただくと、すみません、私の手元の資料ではカラーになっているんで すけれども、カラーじゃなければ申し訳ありませんが、赤い文字で書いてる部分ですね。この追加に なった部分に対して、横のほうに※を付けている部分があります。ここの部分というのは、言い換え てみれば、機械任せにできるという部分ですね。昨日もありましたけれども、これまで何回も連絡ア プリというものを導入しましたというような説明があっております。これを学校と家庭の双方向の連 絡が可能ということで説明をされているわけですね。そんな便利なものがあるんであれば、その便利 な仕組みを使ってこの健康観察表をやり取りすればいいわけです。しかも、自動というか、それをき ちんと集計されて、報告という形であがってくるわけですから、そのまんま活用できるというような 形になります。何で使わないのかなと、その発想がないからということですよね。さらにですね、学 校では、この連絡票を忘れた子がいる場合には、検温をするということなんですね。私たちも外でや ってますけど、ピピっとこうおでこのほうを測るわけなんですが、ただ子どもの数って本当に何百人 が学校に来ているわけです。それを全員ではないにせよ測っていくというのは手作業で測っていくの は膨大な作業です。ところが、サーモグラフィーカメラというのがありまして、それを使えば先生の 手を煩わせずに全生徒を検温することができるわけです。こういうふうに世の中には便利なものがい っぱいあるわけですね。体育館で集会ができません、全校集会ができません。学校には電子黒板もあ りまして、校内LANもありますので、放送によってですね、すべてではありませんけれども、大体 することはできるわけです。さらに言うと、デジタルの話だけではないんです。なぜその手洗いの後 にハンカチを子どもたちは使うんでしょうか。ペーパータオルを置いたらいいんじゃないか。水道の 蛇口にはみかんのネットの中に石鹸が入ってぶらさがっています。何でポンプ式のハンドソープにし ないんだろうかと。いろんな工夫をすることによって、対応できることがあるわけですね。そういう ふうに知恵と工夫と過重労働ではなくて、便利なものに頼っていいんじゃないかと。そのものに頼る という学校運営のあり方、運営基盤そのものを転換する考え方が必要ではないかと考えるところです。 そういった考えについてご意見を聞かせていただければと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 皆さん、おはようございます。早速、佐藤議員のコロナ後の「新しい生活様式」に町はどう取り組んでいくかというようなことにつきましてのご質問にお答えしたいと思います。 新型コロナ感染症の拡大によって、人々の生活は大きく変わりつつあります。町としましても、今 までもデジタル技術を活用し、行政手続きの利便性の向上や行政運営の簡素化及び行政運営の効率化 を図ってきたところですが、その手続きの数は限られている状況であります。

今回のコロナウイルス感染拡大を受け、今後は行政手続きのオンライン化はもとより、収束の時期が見えない新型コロナウイルス感染禍に対しまして、各種施設で行われている対面式の住民サービスについてもリモート化などを検証していきたいと思っております。

また、職員につきましても、感染拡大防止の観点からもテレワークやサテライトオフィスのような 勤務体制を可能とする仕組みをつくる必要があると考えております。

職員のリテラシーの変革につきましては、職員のスキルアップはもちろん、知識の向上や意識改革につきましては、周りから変えるのではなく、自ら変わるの考え方のもと、過去の習慣や常識から脱却し、自らの血が動き出す政策力が重要になってまいりますので、そういう職場環境を進めてまいりたいというふうに思っております。

詳しくは、また担当部長のほうよりご説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 佐藤議員の学校運営のあり方の見直しについてのご質問にお答えさせていただきます。

佐藤議員がおっしゃるように、コロナウイルスとの共存、あるいは新たな感染症に備えまして学校 におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する衛生マニュアルに基づく新しい生活様式の実践 が求められています。

この中において、各学校においては、学校長を責任者として保健管理体制を構築することとなって おります。学校医、学校薬剤師等と連携した感染防止対策を検討していくことになっていきます。

教育委員会としましても、感染拡大防止に向けて新たな生活様式を確立するため、各学校の対策状況を把握しながら、ただいま議員よりご提案のありました、具体的な点も含めながら、効果的な取り組みの検討及び共有を図るとともに、必要な物品及び衛生環境の整備や指導を行ってまいります。

また、児童生徒の学びの保障につきましては、今回のような臨時休業の期間中も切れ目のない学習環境の提供が可能となるICT環境整備の必要性を痛感したところです。児童生徒の個別学習や共同学習について、遠隔・オンライン学習の環境整備を進める必要があると考えます。今回、GIGAスクール構想が前倒しされました。環境が整えば学校での学習という枠を超えた、「どこでも」「だれとでも」「専門性」に触れながら教育の機会や質の保障を進めることもできるようになると思います。その意味では、学びの面においても新たな転換点を迎えていると考えます。そこに向け、まずはICT環境整備に全力をあげて取り組んでいきたいと考えております。

加えて、教職員の働き方につきましても、ICT活用による効率化や適正化が図られることが期待されます。研修方法等を今後とも工夫・改善しながら教職員のICT活用力を高めたいと考えております。

学校再開にあたり、今後の感染症の第2波、第3波に備え、必要なICT環境整備を進めるとともに、新しい学校生活のあり方を模索してまいります。

詳細につきましては、部長より説明させていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 皆さん、おはようございます。まず、1点目のデジタル手続法への取り組みについてですけれども、行政手続きのオンライン化につきましては、町では住民の行政手続きの利便性の向上や行政運営の簡素化、それから効率化を図るために、よかですか。じゃあおっしゃったところについて答弁をさせていただきたいと思います。

次、2点目のですね、勤務形態の多様化についてのお話ですけれども、これにつきましては、デジタルトランスフォーメーションによるBCPの見直し等についてのお尋ねだと思います。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、町では3月に新型インフルエンザの業務継続計画(BCP)を職員が最大40%欠勤する想定で改訂をし、業務継続計画の見直しを行ったところでございます。

また、感染症の長期化と業務中断のリスクを低減させるために、職員の勤務形態について見直し、 時差出勤、あるいは分散型の勤務、土日勤務ですけれども、それとあわせてテレワークも始めており ます。

時差出勤などの在庁勤務におきましては、業務遂行に支障を来すことは特にありませんでしたけれ ども、非在庁型、いわゆる自宅でのですね、勤務ではセキュリティの問題で庁舎とのネットワークが 閉ざされた状態で業務を行わなければならないというようなことがありました。

そこで、議員提案のDXによる勤務形態の多様化につきましては、今回、このような状況の中ではとても有効な手段であるというふうに考えておりますので、総務省のですね、テレワークマネージャー相談事業を活用いたしまして、アドバイザーの助言を受けることとしておりまして、町にとってどのようなテレワークの勤務形態がいいのかについて検証していく予定としております。

また、あわせまして、第2次補正予算に盛り込まれております新型コロナウイルスの追加対策等については、いわゆるそのVPN、いわゆる仮想専用線ですね、そういった通信セキュリティの高いテレワーク環境の整備についても、今検討をですね、進めているようなところでございます。

それから、3点目の町施設等の設備の見直し等についても一部触れられておりますけれども、これについては、職員が対面で行うことが通常の窓口でしたけれども、先ほど議員のほうからおっしゃいましたように、今回の地方創生の臨時交付金を利用しまして、リモートの入退出管理システムの実証を予定をしております。これによりまして、今後の新たな生活様式として、その辺の実効性、それから費用対効果をですね、実証していきたいというふうに考えているところであります。

それから、最後に行政手続きのオンライン化、それからデジタルトランスフォーメーション等を進めるためには、議員おっしゃいましたように、ICTリテラシーの件になりますけども、これにつきましては、職員間のリテラシーにつきましては、やや個人差があるのは事実でございまして、その中で、一般的にパソコン、あるいはインターネットはもちろん、スマートフォンがある生活環境の中で育ってきたデジタルネイティブと呼ばれる若い世代の人たちのICTリテラシーは高い状況ですので、その習得した知識をいかに仕事に活かしていくかということが重要なことではないかなと思います。

そういった意味も含めまして、ICTの職員研修につきまして、いわゆる習熟度で分けて実施をする こととし、今後必要とされるICT関係のリテラシーの能力向上にも努めてまいりたいというふうに 考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) おはようございます。よろしくお願いします。それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

感染防止対策については、衛生管理マニュアルにおいて学校再開における感染症対策の基本は、1 番目に、感染源を絶つこと、2番目に、感染経路を絶つこと、3番目に、免疫力を上げることとされています。特に、1番目の感染源を絶つことについては、発熱等の風邪の症状がある児童生徒への早期対応が大切であり、家庭と連携した健康観察や検温がとても重要であります。

2番目の感染経路を絶つことにつきましては、飛沫感染や接触感染を絶つための手洗い、咳エチケット、消毒がとても大切でございます。

これらを踏まえ、各学校において、毎朝の検温、教室廊下の換気、手を触れる箇所の消毒、手洗い、トイレの動線、3密を避ける環境整備、日課の工夫等、きめ細やかな感染防止対策を講じているところでございます。教育委員会としましては、非接触型体温計、消毒液、児童生徒への配付用マスクの確保、手洗い場の増設等の支援を行う必要があると考えております。今後の学校再開の中で感染症対策のため必要となる消耗品や設備等への支援について検討を続けていきたいと考えております。

次に、ICT環境整備についてご説明いたします。

大津町では電子黒板の導入を進めており、今回の感染症対策としても有効活用されております。多くの学校で集会活動や儀式的行事の様子を同時配信し、各教室に分散して子どもたちが視聴することにより密集を避けることができました。

また、1人1台「学習者用コンピュータ」の環境整備も進めております。現状においては、小学校において243台の学習者用コンピュータを導入済みですけども、各学校に1クラス分にしか相当せず、学校での学習に活用されている状況でございます。

今回、GIGAスクール構想の前倒しにより、1人1台の学習者用パソコンが導入されます。Wi-Fi環境が整えば、コロナ後は、コンピュータは決して特別なときに使う道具ではなくなります。教育長からもありましたように、個別の文具や思考ツールとしての活用が広がるとともに、習熟度に応じた個別学習、家庭学習の課題配付及び提出を端末上で行うことができます。児童生徒の学び方も大きく変わることが予想され、できるだけ早期の整備に努めてまいりたいと考えています。

最後に、教職員の働き方についてご説明をさせていただきます。

コロナ感染症対応として、教職員の日常業務においてもICTを活用した取り組みが進んでいます。 今後、環境が整うことにより、Web会議や様々な既存のデジタル教材の活用、あるいは個別に作成 した教材等の相互活用等により、効率的な教材の準備が可能になります。成績処理等の効率もさらに 上がると考えられ、教職員の時間外勤務の縮減も期待できます。

現在、大津町においては、ICT活用指導力ステップアップ研修、それから、既に導入済みの「連

絡アプリ」では、各家庭での健康観察の結果などを学校へアプリを通じて連絡をしてもらっているところでございます。また、「学習支援ソフト」に関する教職員向けの研修等を随時行いながら、教職員のICT活用力の向上を図っております。ICT環境の整備の中で、今後求められるICT活用に対応できるよう研修方法等も工夫・改善しながら教職員のICT活用力も高めてまいりたいと考えております。

引き続き、感染症対策に必要な支援、また、児童生徒の学びの保障に必要なICT環境の整備等を 進めながら、各学校における新しい学校生活のあり方を模索してまいりたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) たっぷり時間を使っていただいて、あまりお尋ねしたことと違うことをお答えいただいたようなんですけれども、そういうことは私申してないんですね。言っているのは、基盤の部分を言っているんです。ICTを活用してその学力を保障するとか、そういった話をしているわけではなくて、学校運営という基盤の部分のあり方にもっとものに頼ることによって基盤を整えていくことができるんじゃないかというお話をしているところなんですね。ですから、そのGIGAスクールで1人1台が整うとか、整わないとかは、ほかの質問にありましたので、そこはあえて避けたところだったんですけれども、まあ考え方としてですね、この基盤の部分を何とかするという考え方ですね。ここについてちょっとご理解をいただければなと思うところです。

全体として今お話聞いたところでは、きちんと何ていうかな、課題の把握が整理されていないというふうな印象を受けたところです。その辺はですね、もう一度考えいただいた上で、もう時間もこういう時間でございますので、2つ目の質問とはしませんので、また考えていただければと思います。

今回の質問につきまして、この1番の質問についてはこういうことを考える必要があるんじゃないでしょうかという提案でございますので、1番目についてはここで終わりたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) 一般質問の途中ですけども、30分ほど過ぎましたので、換気のためにここで休憩します。10時40分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

午前10時31分 休憩

 \triangle

午前10時40分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

佐藤真二君の一般質問を続けます。

佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 1問目はですね、提案ということで非常に穏やかな終わりになったわけなんですけれども、2問目はですね、少し強い改善の要望ということで質問をさせていただきたいと思います。

この通告書のですね、最後を見ていただければわかりますように、情報公開はいつできるようになるのかと、やや強めの口調でですね、書かせていただいております。そういう気持ちでございますので、その辺を踏まえたところで答弁をいただければなと思います。

情報公開が全く進んでおりません。以前から情報公開については何回も質問をしまして、推進もお願いしております。最近ではですね、LINEとかフェイスブックとか、からいも君メールとかですね、情報発信については取り組んでおられるようなんですけれども、これはですね、あくまでインフォメーションという意味での情報に過ぎないんです。私がお話しておりますのは、町の政策や施策、その進捗を知ることができる行政の説明責任のためのインテリジェンスな情報の公開ということでございます。

資料のほうをちょっとごらんいただければと思いますが、これ1番ですね、これ去年の6月の答弁なんですが、これちょっと読むと時間かかりますので飛ばしますけれども、やっていく必要があるんじゃないかなと思っておりますということでですね、書いてあるんです。その後なんですけれども、町の計画の中で一番ですね、重要と言われております振興総合計画、この評価委員会というのがございまして、そこがですね、この振興総合計画ですね、これの評価というものをやって、その結果が公開されるようになっているんですけれども、3年間ずっと更新されてなかったんですね。それで、更新されてませんよって、ちゃんと更新してくださいということを先の3月の議会のときに一般質問しようかなと思ったんですが、コロナという状況もありましたので、そのときは遠慮しまして、部長のほうにはぜひやってくださいということで口頭でお願いをしていたところでございます。

ところが、その間ずっと、その後ですね、変化が見られませんで、現在はですね、令和元年度分までは掲載されているという状態です。 2020年5月26日となっております。これ私がこの質問通告を出した翌日ということになります。

29年あたりまではですね、熊本地震の影響もあるだろうということでですね、わからないことはないんですけれども、30年からはどうなるのかということですね。この30年のところを見ますと、何て書いてあるかというと、平成30年度より評価実施年度を事業実施の当年度から翌年度に移行、平成30年度はプレ評価のみ実施というようなことが書いてあります。評価を翌年度にするということは、翌年度にして30年度はプレ評価ということですね。プレ評価で何なんだろうかなて。なぜその評価の内容を公開されてないし、何の説明もされていないんですね。今度は令和元年度のほうを見てみますと、令和元年度には委員による評価を実施しないとなっているんですね。さらに内容を見ていきますと、計画が定めている評価指標と違う指標で評価がされておりまして、振興総合計画の基本計画というのは議会の議決事項で、その評価項目というのも議決された内容なんですね。そこをいつ変えちゃったんだろうかということですね。非常に疑問を感じるわけです。昨年6月の答弁は、内容を実現していないばかりか、いつの間にかルールさえも作り変えられております。閣議決定で法解釈を変えましたみたいなですね、ありますけれども、そういう印象を受けるところであります。これでは説明責任としての情報公開が実現しているとは言えないのではないでしょうか。また、議会も監視機能を果たすことができません。この点について、どのようにご説明されるかをお尋ねしたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 佐藤議員の情報公開のあり方につきまして、今、大変ご指摘を受けておりま

すし、今後についてもそのご指摘につきまして、しっかりと前向きに取り組みをしていくように職員 の指示をしっかりやっていきたいというふうに思っております。

議員おっしゃるように、情報の公開につきましても、日頃から広報誌やホームページなどを利用して町民の皆さんに対しまして様々な情報の提供を求めるとともに、昨今は新型コロナウイルス感染症に関する情報を中心にタイムリーな情報発信に努めているところでございますけども、しかし、議員おっしゃいましたように、十分な情報提供にはまだまだ行き届いていない状況であると認識をしております。

議員ご指摘の振興総合計画等の評価委員会の実施報告が掲載されていなかったことについてですが、 振興総合計画は町の最重要指針であり、その評価内容については、広く公表すべき情報であると認識 はしております。

しかし、このような現状もあり、昨年度から全庁的に見直しを進めてまいりましたが、早急に改善できるよう、職員の意思向上を図るとともに、町が知り得たこと、知ってもらいたいこと、町民の知りたいことなどの情報が一番でございますので、今後、職員の自覚を促すとともに、管理職員によるチェック機能の強化に努めてまいりたいというふうに思っております。

細部につきましては、担当部長よりご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 行政説明責任という観点で、情報公開が進んでいないということでございます。前回の町のホームページのですね、内容についてもご指摘いただいて、その後にいろいろと関係各課の指示をしまして修正はしたところですけども、現実的にはなかなかまだ至っておりませんので、その点については再度ですね、周知をして、最終的な進捗管理も含めてやっていきたいというふうに思っております。

先ほどお問い合わせがありました、振興総合計画のプレ評価の件ですけども、その辺につきまして も、当初、内部評価と外部評価ということでやっておったんですけども、内部評価と外部評価別々に やっていたものを内部評価をしたものをですね、それに対して外部評価からご意見をいただくという ような形に変えております。

今、議員ご指摘のように、そういったやり方を変えたということについてはですね、きちんと議会に対しても説明をすることは必要だったというふうに認識をしておりますし、また、成果集当たりについても、教育委員会につきましては教育部局のほうで事業ごとのをやっておりますけれども、ただ、議員おっしゃっておりますように、振興計画上の設定した指標についてが評価がなされていないというようなご指摘だと思いますので、その辺当たりについては、今、教育委員会のほうでやっております教育での外部評価とあわせて町の振興計画のですね、指標についてもあわせて調整をしていきたいというふうに思っております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- **〇6番(佐藤真二君)** まあ考えられるということだと思いますけど、教育委員会だけじゃないんですね、町長部局のほうもですね、ほかも同じようになっていると。本当はもうちょっと突っ込みたいん

ですけれども、時間もございますので、十分に今回考えていただけるだろうということに期待しまして、これの裏面のほうもよく見ていただいてですね、お考えいただければなと思います。

3問目に移ります。

タイトルは、子どもたちの努力と犠牲にどう報いるかということであります。これは読ませていた だきます。

感染拡大対策のため、子どもたちは大変な努力を強いられ、犠牲を払っている。このことは子どもたちに大きな成長と誇りを与える半面、厳しい喪失感や虚脱感を生んでおり、それはこれからも続くことが予想されます。国は子どもたちに報いるための取り組みのメニューを示しております。町のほうでも何か取り組むことができるんじゃないでしょうかということで、これ質問というよりもですね、ちょっとこれもう呼びかけというようなですね、受け止めをしていただければと思います。

ただその前にですね、前提としてこれだけはちょっとどうしても言っときたいので、説明をしますと、そもそも何で子どもたちは学校を休業してステイホームをしなければならなかったのかというところですね。資料のほうの①のほうを見ていただきたいと思います。

子どもの被害が休校措置のほうが大になるコロナというようなですね、書き方をしておりますけれども、上のほうに書いてありますのが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言であります。 現時点での知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていないと。学校についても、地域や生活圏ごとの状況を踏まえて対応することというようなことが書いてありますね。

それから、その下は、今度は小児科学会のほうです。小児科学会のほうは、端的に言いますと、子どもが家にいること、ステイホームをすることは、むしろコロナより恐ろしいというようなことが書いてあるわけです。具体的な例はですね、下の図のほうにですね、いろんなことが書いてありますけれども、学校の閉鎖の有効性というものは、科学的には立証ができないということになります。

本来ならですね、そこについても議論をしたいとこなんですけれども、そこはちょっと今回は外しまして、今回の質問は、この子どもたちがステイホームでしっかり頑張ったこと。これは昨日もですね、話題になっておりますので繰り返しませんけれども、ただその中で、やはりその大きければ運動会とかですね、いろんな行事など、子どもたちがですね、本来、この時期に経験し、自分の成長を促すような活動というものはする機会が失われているということは忘れてはいけないと思います。

次がもっとうまく対応できるように準備をすることは大変ですけれども、まずは今回頑張った子ど もたちへの感謝の気持ちを伝えなければならないのではないでしょうか。

資料の裏面をごらんください。これ国のほうがですね、文科省のほうが、今後子どもたちに向けて、 もちろんそのいろんな期間を活性化するというような、反対の意味合いもあるんですけれども、子ど もたちの心身の健全な発達のための自然体験活動とかですね、芸術体験の創出とかですね、運動機会 の創出とか、様々なですね、プランを示してきております。

これはこれでですね、国のほうも考えているんだなと思うんですけれども、やはりその国のやることですから、ちょっとこうインパクトが弱いというか、言ってしまえばつまらないなと思うところがあります。例えば、高校野球なんかですね、最近、できる限りのことでやりましょうということでい

ろんな知恵を絞っているようですので、ここはですね、一つ大人の知恵でですね、何か考えられないだろうかと。給食にですね、おいしい牛肉を出しましょうみたいな話もあります。ほかにもですね、例えば、その修学旅行をちょっとレベルアップして費用の差額を負担するとかですね、月に1回ぐらいは給食をレベルアップするとかですね、いろんなことが考えられるんじゃないかと思います。そうしたことをですね、少し取り組むことができないだろうかという呼びかけでございます。いかがお考えでしょうか、お願いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 佐藤議員のコロナ感染症における自粛関係につきまして、本当に子どもたちが頑張って感染予防にご協力、もちろん家庭の保護者の皆さんにつきましても大変にご苦労をおかけしておったその3カ月間について、本当に心より感謝を申し上げたいと思います。

そういう大変自宅の中での過ごし方というのがもう経験ない3カ月というのは大変子どもたちにも 苦痛であったというふうに思っております。しかし、その苦痛さをどう今後活かしていくかというよ うなことをいろいろ考えまして、町としましても、この3カ月間の間、町内の小中学校の臨時休業を 行いました。その子どもたちのこの期間の頑張りを今後の成長のプラスにしてほしいと願っておりま す。その取り組みの一つとして、今回のことを綴った作文をタイムカプセルにしてどうかという考え を教育委員会のほうに提案しているところであります。

今後も教育委員会とも情報を共有しながら、感染症対策と学びの保障に必要となる支援を大津町と しても継続していきたいと考えております。

○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。

指導しております。

〇教育長(吉良智恵美さん) 佐藤議員の子どもたちの努力と犠牲にどう報いるかの質問にお答えさせていただきます。

感染症拡大防止を目的とした臨時休業に対しましは、保護者・地域の皆様のご理解・ご協力をいた だいたことに深く感謝しております。

また、休業が長引く中、子どもたちはその意義を受け止め、本当によく協力し、努力してくれました。ある方が、「孫のほうがよくルールを守って頑張りますもんね」と言われておりました。町民の命を守る上で、やむを得ない措置でありましたが、精一杯頑張ってくれた子どもたちに対し、教育委員会としましても教育活動を創造的に工夫しながら報いていきたいと思っているところでございます。学校が再開した現時点ではですね、生活リズムの乱れ、体力低下など、そのような、また学習面の不安等も懸念しておりますので、その不安解消に向けた取り組みをまずはきめ細やかに進めることを

また、その一方でですね、学校での学びの魅力は、やはり先生や子どもたちとのコミュニケーションであると思っております。したがいまして、感染症対策をしっかりと講じつつも、楽しい学び合いであったり、また学校行事も含めた学校ならではの体験的かつ心に響く活動づくりをしっかりと進めていきたいと思っております。自粛生活で抑え込まれていた子どもたちのやる気と元気をしっかりと高め、今後の学校生活を充実させていきたいと思っているところでございます。

町長より提案がありましたタイムカプセルにつきましては、長期休業中に自分が考えたことや頑張ったことなどを基に、将来の自分へのメッセージづくりとして成人式に掘り起こしてはどうかなと思っております。今後の生き方に対して取り扱う教育としてもしっかりと取り組みたいと思っております。

今回の休業がですね、学びや育ちの子どもたちのマイナスにならないよう精一杯の支援をしていき たいと考えているところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) タイムカプセルのアイデアはですね、とてもいいなと思ったところです。ぜひ 実現させていただければと思いますけれども、それでもですね、やっぱちょっとですね、真面目にと いうか、子どもたちも十分頑張ったわけですから、まあまだ真面目にやろうねというんじゃなくて、 少し遊びの要素と言いますかですね、純粋に楽しめる要素というものを盛り込んで考えていただけれ ばと思います。

以上です。終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時57分 休憩

 \triangle

午前11時05分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) こんにちは。本日は、傍聴の皆様におかれましては、コロナウイルス対策の影響で座席が少なくなっており、大変ご迷惑をおかけしています。また、世界各国で新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

今回は通告書に記載のとおり、2点質問いたします。

それでは、1点目に入ります。新型コロナウイルス感染症拡大によるインバウンド需要の蒸発が本町の経済にもたらすインパクトは想像を絶するのではないでしょうか。三菱UFJリサーチコンサルティングの調べでは、今年4月から9月分までのインバウンド消費の減少額推計は総額2兆4千370億円もあり、日本経済にもたらす波及効果としては、一次産業の減少から他産業への波及、雇用所得の減少、家計消費、支出の減少、生産活動の停滞という2次波及効果まで考えなければならないと指摘しています。

これから企業が危機を乗り切るための支援と収束後の需要喚起策が重要で、今後、政府の第2次補 正予算を踏まえた支援策と観光客を呼び込む地域の魅力を内外に発信し、世界かんがい施設遺産を活 用した観光振興などが重要ではないでしょうか。前年度の6月定例議会において、私の質問に対し、 熊本地震で被災した水路の修復を図り、かんがい機能を復活させるとともに、それに止まらず、観光 振興や子どもの育みにつなげていくようにしたいと、町長や教育長から答弁がありました。これを受けて、新たな水路の復旧工事が行われ、カフェ水車物語の経営者の自助努力等により、藤原式地下水車が復活する見通しとなりました。大変うれしく思っております。

また、県とタイアップした語り部交流会inくまもとが文化ホールで開催され、大津の上井手への関心が高まりつつあるのではないでしょうか。その流れの中で助成金の一部を活用し、官民共同の形を活かしたビジターセンター発上井手散策をさそうおおづ水ぎわ散歩マップがつくられました。これはにっこり会協力店のサービスもある大津来訪者参加型の内容となっています。そして、上井手の重要なポイントとなる鶴口橋の整備も完了した一方で、中央公園へのゾロ像の設置や、8月には4年前熊本地震で不通となったJR豊肥線の大津阿蘇間が全線開通します。大津を阿蘇観光の通過駅とすることなく、本町に滞在し、豊富な歴史的文化遺産を観光してもらうルート整備が勝負の課題ではないでしょうか。

こうした現状を踏まえ、以下の点について質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンド需要の蒸発が顕著に表れている現在、国内から観光客を呼び込む地域の魅力を発信していく必要があります。世界かんがい施設遺産を活用した観光振興や子どもたちの育みを住民と行政との協働によりアイデアを集め、中長期的な計画を立案していく必要があると考察いたしますが、町としての考えをお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- 〇町 長(家入 勲君) 山部議員のご質問にお答えしたいと思います。

コロナウイルス感染症の拡大により、本町でも観光業をはじめ、多くの事業所に影響が出ており、 内需型観光への取り組みが模索されております。

このような中、昨年、上井手周辺の散策マップ等が完成いたしまして、駅北口商店会の協力で来町者をもてなす新しい形のマップで、官民協働でのアイデアを結集し、素晴らしい出来栄えとなっております。

町としては、世界かんがい施設遺産の登録を契機に、大津町の特徴である「水」・「石」・「花」の歴史と風情を活かし、南部の白川水系、北部は矢護川山系の自然と歴史遺産を巡る回遊ルートや、上井手周辺の環境整備を検討しております。

また、中央公園にはゾロ像設置のほか、町内の企業の協力による「からいも君」のモニュメントや 2輪の町をイメージできる遊具の設置も計画中です。

官民が連携し、上井手やゾロ像など、新旧の町の宝を各種団体の活動でさらに磨き上げていただく ことが、真の観光振興につながるものと思っております。

内容につきまして、担当よりご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 山部議員の観光振興や子どもの育みについての質問にお答えいたします。 大津町を東西に横断する上井手と下井手は、平成30年に白川流域かんがい用水群として世界かんがい施設遺産に登録されました。約400年前に築造されたこのかんがい遺産は、約1千800へク

タールの水田を生み出し、人々の暮らしの安定に大きく寄与してまいりました。また、新しく生まれた水田で涵養される地下水資源は、熊本地域の約100万人の生活を支えています。

大津町におきましては、米などの収穫量の増加はもとより、水を動力とする水車の利用による製粉が盛んとなりました。

また、井手をまたぐ石造りのめがね橋など、貴重な文化財も生み出しております。

このように、白川流域かんがい用水群は、歴史・環境・産業など、子どもたちが地域を学ぶ様々な要素を持っており、優れた教育素材の一つと言えます。小学校での社会科や総合的な学習の時間の中で、文化財保護委員、あるいは地域の人材をゲストティーチャーとして招きながら、また、コミュニティ・スクールや地域学校共同活動を通して、子どもたちの探求心と郷土愛の醸成に取り組んでまいります。

○議 長(桐原則雄君) 経済部長田上克也君。

〇経済部長(田上克也君) 皆さん、こんにちは。山部議員の質問についてご説明いたします。

世界かんがい施設遺産の登録を受け、上井手・下井手が脚光を集めることとなりました。伝統ある 水車の復活や語り部交流会inくまもとの開催を通して関心も高まっております。

今後は、JR豊肥本線の復旧や中央公園のゾロ像設置も予定されており、大津駅周辺の賑わいが期待されているところでございます。現在は自粛により、活用を自粛しておりますが、おおづ水ぎわ散歩マップが活用できるようになれば、上井手沿いの散策コースが駅周辺の重要なポイントになるものと考えられます。

インバウンド需要の早急な回復も当面は期待できないことから、当分の間は、1時間圏内の観光を 中心としたマイクロツーリズムという国内旅行に誘客の注目が集まると言われております。今後は、 国が提唱する新しい生活様式を受け、観光形態の変化を注視する必要があると思われます。

このように厳しい現状ではございますが、町振興総合計画の「まちの賑わいと活力の創出」に向け、 自然と田園環境を活かした観光振興や新たなツーリズムを開発し、町内を回遊、または散策できるル ートを現在検討中でございます。

南部は、白川を動線として、岩戸渓谷・岩戸神社、上井手・下井手堰、岡本屋敷、江藤屋敷、椋天神を回遊するもので、北部は、真木・矢護川の清流と山の広葉樹などの自然と史跡を回遊するルートでございます。中心部は、大津駅及び上井手周辺を動線とし、大松山、日吉神社、光尊寺等の神社仏閣、石橋群、水車、ゾロ像・からいも君モニュメントを回遊するものです。

さらに、南阿蘇村の立野ダム、菊陽町の馬場楠堰、鼻ぐり井手、鉄砲小路と、ひいては、合志市の 竹迫城など、隣接市町村との連携を図ることでより効果が高まると思われます。

官民連携では、肥後おおづ観光協会、肥後おおづスポーツ文化コミッション、菊池・山鹿地域自転車ネットワークや上井手の水とともに生きるまちづくりの会などの各種団体との連携が必要だと考えております。

国の地方創生交付金を活用した駅周辺活性化事業は、次年度以降も事業を拡大し継続する計画であ り、官民連携によるアイデアの結集が活性化や人口交流の増加につながります。 そのためには、商店街の町の事業者の方々の活気が必要となりますので、感染症対策と経済対策に 全力で取り組み、経済の再生を図っているところでございます。

まずは、散策マップや水車など、有効活用できる資源がございますので、関係課や各種団体と連携を図り、一体となって進めていきたいと考えております。

〇議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長(羽熊幸治君) それでは、山部議員の質問にご説明申し上げます。

これまで大津町教育委員会では、平成13年に「おおづ - いま・むかしー 」という郷土資料、 それから、平成25年に「わたしたちの大津町」という郷土資料を発行し、各学校に整備をしております。

こういった郷土資料は、私たちが読んでみても非常に興味深いもので、大津町史と並び町の歴史や 文化などを知る上で非常に有益な資料となっております。

現在、各学校において総合的な学習の時間や社会科見学の中で、子どもたちが地域を学習することを大事にしております。史跡カルタをもとに、まずは、自分たちの住む校区での新たな発見や地域の人々との出会いを通して、いろいろな生き方・考え方を知るとともに、地域に対する愛着や地域をより良くしようとする心が育まれると考えています。

世界かんがい遺産である白川流域かんがい用水群も、今日の大津町の礎を築く重要な役割を果たし、 現在もその機能を失わず、豊饒な大地の動脈となっております。優れた地域素材であり、今以上に郷 土資料やフィールドワークを織り交ぜ、子どもたちの郷土愛を深めていきたいと考えています。

また、そのような町の歴史に精通した団体や人材の参画も視野に入れた地域と学校が協働しながら 行う活動づくりもできると考えております。

世界かんがい施設遺産を学ぶことは、子どもたちの地域への誇りともなりますので、今後とも学びの一環に取り入れてまいりたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。

○2番(山部良二君) それでは、再質問いたします。

前向きな答弁をいただいたと思います。確かに、近隣市町村との連携をしたそのマイクロツーリズムですかね、いい政策だとは思います。

それでは、2点ほどお伺いいたします。

振興総合計画の中に文化財の保護と活用とあります。質問に先立ち、文化財保護委員の村下先生にお話を伺ったところ、先ほども言われましたが、400年前につくられたと言われる上井手や仁平系の石工集団が長崎の眼鏡橋の技術を学び、つくられた光尊寺の石橋などの文化遺構や遺産を後世に残し、子どもたちに引き継がなければならない。また、上井手の水を活かし、大津町の産業を大きく発展させた水車の存在も忘れてはならず、さらに、南部に位置する陣内には、大御家人として活躍された江藤家住宅や岡本家住宅があり、西南戦争では、大願寺が薩摩軍の本陣に使われたと言われています。そのときの戦火の跡も至る所に点在していて、見どころ満載の歴史散策ロードとおっしゃっておられます。そんな中、鶴口橋が架け替えられ、シンボルともいえる大柳が伐採されました。これは私

の資料にあります写真の柳が伐採されたということです。世界かんがい施設遺産となった上井手周辺の開発は、慎重に慎重を重ねる必要性があり、一度破壊されてしまえば取り返しのつかないこととなります。先人たちが守り、継承してきた文化財を後世に残すことが観光振興に大きく寄与するのではないでしょうか。もちろん、地域の方々には説明を尽くされたと思いますが、名物の柳が伐採され、大津町の歴史を愛する町民に衝撃を与えました。私が考える解決法としては、本町には、まちづくりを標榜する団体がたくさん存在し、それぞれ活発に活動を展開しています。これらの諸団体を束ね、今後のまちづくりにどう展開し、協議する仕組みづくりが打開策となるのではないでしょうか。そのためには、官民協働のまちづくり協議会の設立が必要ではないでしょうか。それとともに、鶴口橋周辺の散策路としての整備、例えば、江戸時代の手永会所お茶やみくろなど当時の上大津一体のありさまをイメージ、図案化した総合案内板や休憩用の椅子の設置、歴史伝承館や交流センターでの散策者へのおもてなし工夫などが対策として考えられるのではないでしょうか。

2点目は、次世代を担う子どもたちが総合学習で水の学習を進めていることを考えると、例えば、 先ほども申しましたが、おおづ水ぎわ散歩マップ等をその学習へ活用することも考えられると思いま すが、どうお考えでしょうか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長田上克也君。
- **〇経済部長(田上克也君)** 山部議員の質問についてご説明いたします。

まず、柳の木の伐採についてですが、橋の架け替え工事に伴い、やむを得ず伐採を行ったところで ございます。当初、移植についても検討し、地元に相談したところ、伐採してほしいという要望がご ざいましたので、こういった経過もございました。

また、造園業者の方に柳の木を確認してもらいましたが、護岸部に生えていることから、幹が縁石 にめり込み、木の上部が割れていることから移植してもつがらないというようなこともございました。 まちづくりのあり方につきましては、上井手周辺整備につきまして、今後活性化につながるもので ございますので、広く関係者の方と協議を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 教育部長羽熊幸治君。
- ○教育部長(羽熊幸治君) 山部議員の再質問にご説明申し上げます。

おおづ水ぎわ散歩マップという素敵なマップを作成いただいた皆様には深く感謝を申し上げます。 すぐに見せていただきましたが、このマップは非常にコンパクトで扱いやすく、名称、景勝などを掲載した見やすい地図も配置してありますので、上井手を素材とした学習に利用ができると考えております。

また、教職員の新規採用教職員のフィールドワークも計画しておりますが、そこでも活用ができる ものと考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、1点だけお伺いいたします。

上井手沿いの景観や風情のある景色を見守ることを目的とし、柳や桜などの植樹、整備をされるこ

とを願って、桜をめでる会が設立されています。町民の願いをかなえるためにも伐採された2代目名 物柳の跡を継ぐ3代目の柳を植樹するような計画はないでしょうか。その1点、お伺いいたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 経済部長田上克也君。
- ○経済部長(田上克也君) 桜、もしくは柳の植樹ということで、新植といいますか、ご質問だと思いますが、先ほどご説明しましたように、農業用水ということで農業予算を使って改良しております。 移植も含めまして、今後の方向についてはですね、協議をさせていただいて、それが適切であればそういう検討も進めていきたいというふうに思っております。

現時点では、まだ結論が出ていないというところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- **〇2番(山部良二君)** ぜひ前向きな結論を出していただけたらと思います。また、今後も世界かんが い施設遺産利用促進を含めた観光振興や子どもの育みについては、引き続き質問してまいります。
- ○議 長(桐原則雄君) 一般質問の途中ですが、30分近くなりましたので、ここで換気のための休憩をしたいと思います。11時37分から再開します。

午前11時27分 休憩

 \triangle

午前11時37分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

山部良二君の一般質問を続けます。 山部良二君。

〇2番(山部良二君) 今後も世界かんがい施設遺産利用促進を含めた観光振興や子どもの育みについては、引き続き質問してまいります。

それでは、2点目の子どもの生活に関する実態調査についてですが、平成29年の12月定例会で質問いたしました。日本の貧困問題、求められる地域の役割、そのときにお伺いいたしました、大津町の調査結果がようやく出たということでお伺いしたいと思います。

答弁では、町の状況や県で実施された調査結果を踏まえ、今後、子どもの貧困や生活実態に即した効果的な対策を関係部署と共有しながら検討していくということでした。しかし、現在の状況は大きく変わっています。新型コロナウイルス感染症拡大の中、子どもの一斉休校やシフト勤務の削減などで働くことができず、生活困窮する家庭が増えていき、子どもの貧困の急増が懸念されています。今後、すぐには改善することは考えにくく、雇い止めやリストラが増加することが予測されます。

野村総研のコロナショックによる失業者増加と失業率の推計では、ピーク時の失業率は6.9%、そして、隠れ失業者を含む失業率は11.3%とリーマンショックを大きく超える失業率を推計されています。このことを踏まえて、本町の子どもの生活実態調査を見ていきたいと思います。本町では、工業団地整備等をはじめ、様々な企業の集積等を進めた結果、県と比べて貧困線を下回る一層の割合が低く推移しています。これはすばらしいことだと思います。一層の割合が低く、調査において貧困線を下回る一層の割合は、熊本県の15%より低い9.5%です。しかし、ひとり親世帯では、熊本

県の一層の割合43.8%より高い67.7%であり、中でも心が痛みますのは、あなたの世帯では経済的理由で次のような経験をしたことがありますかという問いに、貧困線を下回る世帯では、食費を切り詰めた50%、税金の支払いが滞ったが34.4%、電話代等通信料の支払いが滞ったが21.9%、電気・ガス等が止まったが3.1%、そして経済的な理由で子どもが希望したにも関わらず、お小遣いを渡せなかった、必要な服や靴が買えなかったなどできなかったことがあるが何と68.7%です。特に支援が必要なのは、一層に占める割合の大きいひとり親世帯の方々であり、迅速に支援を行うことが最重要課題ではないでしょうか。熊日新聞の記事で、県社協が熊本地震の際、緊急小口資金の返済が滞っている世帯に対し、新型コロナウイルスの影響で生活苦に陥った家庭向けの新たな特例貸付の条件を厳しく制限しているという記事が出ました。私が懸念したとおりの状況で、当然ですが、生活が苦しいから返済が滞るわけです。新型コロナ特例の申し込みは4月24日時点で2千375件、不受理が247件、そんな中、県社協事務局長は、返済が見通せない貸付けを繰返すだけでは本人の状況は変わらない。自立を目指して住まいや仕事など総合的な相談に乗る支援事業につなげることも重要だと強調したということですが、今、コロナショックで国民が苦しんでいる中、自己責任であり、国民感情を理解していないのではないでしょうか。猛省していただきたいものです。

一方で、大分県社協では、できるだけ排除をしないというのが国の方針、悪質でない限り対象となると話されております。これがこういう緊急事態の対応ではないでしょうか。

令和2年4月に厚労省から緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集が出ており、また、生活保護業務における対応について文書が届いています。この事務連絡を本町の社協の職員及び福祉課の担当者は理解して業務を遂行されていたとは思いたいですが、住民の中にはなかなか知り得ないことがあると思います。自動車の使用や自宅の場合など、生活保護が受けられないという誤解もあるのではないでしょうか。厚労省は、新型コロナ感染拡大を受け、生活保護を申請してきた人々には生活保護の要否判定を直接必要な情報のみ聴取することで、水際作戦と取れるような対応はしてはならない。なおかつ、生活保護の可否の判断に際しては、働けるのに働いていない人であるかどうかに関する判断を保留することができる。また、通勤、営業に必要な自動車については、保有を認める取り扱いをすること等の判断が出ています。これらのことを踏まえ、3点質問いたします。

本町における子どもの貧困の現状と支援は。

コロナショックによる世界大恐慌の再来が予測される中、一人親世帯の貧困率が上昇することが想定されます。これを踏まえ、条件が厳しいと思われる生活保護制度や社会福祉協議会「緊急小口資金」の運用緩和及び制度の積極活用の推進または申込数や不受理数をお伺いいたします。

3点目です。貧困が進めば子どもの虐待が増加を示すデータがあります。貧困線を下回る層では、 歯磨きを1日1回及びほとんどしない子どもが県平均10.3%を大きく上回る19.3%もいます。 この中にネグレクトや虐待のある子どもたちがいる可能性はないでしょうか。現状と対策をお伺いい たします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 山部議員の本町における子どもの貧困の現状と支援及び一人親世帯などへの

貸付や支援などの状況についてのご質問かと思います。

子どもの貧困等には、世帯の経済状況が大きく関わっており、子どもの生活実態調査からみますと、 低所得者の世帯では、生活費や教育費の工面が難しい状況です。特にひとり親世帯は、町内に350 世帯あり、その世帯の厳しい状況が明らかとなりました、

ひとり親世帯では、児童扶養手当などの制度があり、少しでも家計を支える支援がありますが、調査の結果では、「受けたいが申請方法がわからない」という世帯もある状況です。

次に、ひとり親世帯などへの貸付や支援などの状況についてですが、新型コロナウイルス感染症に よる国の制度や支援内容は日々変化しています。

国におきましては、第2次補正予算により、ひとり親世帯に対する給付金が可決され、1世帯当たり最低5万円の給付が決まりました。町におきましても、国の給付金制度を受けても、なお生活が苦しい世帯に対する支援を検討してまいります。

また、社会福祉協議会の緊急小口資金は、町社会福祉協議会が窓口となり、最終的には、熊本県社会福祉協議会が貸し付ける事業ですが、当初は、過去の返済が残っている場合は貸し付けができませんでしたが、現在は緩和されています。

しかしながら、貸し付けを受けられなかった方もおられます。今後、町社会福祉協議会の貸付制度 を拡大して運用できるよう、町社会福祉協議会と協議をしながら、町においても財政面の支援などを 検討してまいります。

また、生活保護制度も制度緩和の内容を知らず、生活が苦しくても相談や申請に至っていない住民 もおられることと思います。緩和された制度を的確に案内できるよう相談を受ける職員の制度理解を 広げていきます。

それぞれの制度関係等については、しっかりと相談コーナーを設けながら、住民の皆さんにしっかり支援をやっていきたいというふうに思っております。

詳しい内容については、担当部長より説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 山部議員の大津町子どもの生活に関する実態調査についての質問にお答 えいたします。

子どもたちが置かれた生活の実態につきましては、町長、またこの後、住民福祉部長からも説明が ありますが、大変厳しい暮らしの状況が伺えるところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、国内の経済にも大きく影響しており、収入が激減する保護者の増加 については、危惧しているところでございます。

保護者の失職は、子どもたちの生活・心の不安に直結する憂慮すべき事柄でございます。

国からは支援策として、就学援助に関し、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯に対する柔軟な対応についてが発出されており、大津町教育委員会におきましても、趣旨に沿った対応をしているところでございます。

また、学校におきましても、子どもたちの置かれた生活状況については、その様子の変化やアンケ

ート調査の複数回の実施など、きめ細かな継続した情報の収集に努めております。

次に、貧困と虐待の関係につきましては、内閣府の報告書においても、貧困は虐待のハイリスク要因であるとされ、虐待と口腔状況との関連を指摘する調査もあると示されております。

貧困線を下回る層において、歯磨きの回数の少ない子どもの割合が県より高く、虐待の可能性がないかというご質問でございますが、本町における虫歯のある子どもの割合は、県と比較しまして、残念ながら全体的に高いこともあり、生活習慣としての歯磨きが身に付いていないということも原因の一因と考えられます。これにつきましては、乳幼児健診や幼稚園、保育園等において保護者に対する指導の強化を図りたいと思っているところでございます。

また、虐待の可能性につきましては、虫歯を治療せず長期間放置されている場合は、これは虐待が 疑われるところでございます。歯科医師、歯科衛生士、学校の養護教諭など関係機関との連携を図り、 虐待の早期発見、そして支援に努めてまいります。

詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長豊住浩行君。
- **○住民福祉部長(豊住浩行君)** 皆さん、こんにちは。説明いたします。

まず、子どもの生活に関する実態調査について、平成29年度に小学校5年生、中学校2年生の児 童生徒及び保護者を対象に熊本県下一斉に実施されました。本調査では、貧困状況を示す一定の所得 額基準である貧困線を算出し、調査を行ったところでございます。

貧困線を下回る世帯について、熊本県15%に対し、大津町は9.5%となっております。熊本県より下回る結果となっております。しかしながら、10世帯に1世帯は貧困状況であるということが伺えます。

また、貧困線を下回る世帯のうち、67.7%が一人親世帯であることも明らかとなりました。 経済的に厳しい家庭の生活上の困りごととしましては、食事や生活用品の購入ができない、子ども の学習費用やお小遣いが捻出できないなどの現状が伺えます。

現在の経済的支援制度として、中学生以下の児童が対象となる児童手当がございます。また、この 児童手当におきましては、新型コロナウイルス感染症対策の支援として、国から児童1人当たり1万 円が追加して給付される制度でございます。

また、一定の生活水準以下の収入となって困窮する世帯には、生活保護の制度があり、一定の生活を国が支援しております。

しかしながら、本調査結果からこのような支援制度を受けたいが申請方法がわからないという回答があり、今後、支援制度のさらなる周知を図ってまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症の支援として、一人親世帯への給付金制度が国の第2次補正予算で可決をされました。先日、予算成立したばかりであり、事務手続き等の詳細は今後国から出されます。周知を図ってまいりたいと思います。

なお、この国の制度で給付金が支給された後も、生活が厳しい状況が続く場合は、町におきまして も、独自の生活支援を検討いたします。特に、ひとり親家庭を含め、収入が少ない子育て世帯への支 援も考えてまいります。

次に、2番目の生活保護制度や資金貸付制度の運用や活用などについてでございますが、生活保護制度では、特に自動車の所有について新型コロナウイルス感染症による一時的な生活保護受給においては、生活保護廃止後も自動車が必要になっている状況も勘案し、緩和されております。現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響による生活保護受給者が増加している状況ではございませんが、しかしながら、生活に困られており、一時的な生活保護受給を希望される方もおられると思いますので、町の相談支援体制も充実を図ってまいります。

次に、資金貸付の制度については、緊急小口資金の貸付制度を、大津町社会福祉協議会が窓口となり、熊本県社会福祉協議会により実施されております。

5月末現在での貸し付け申し込みは67件となっており、貸し付けができなかった不受理件数は4件となっております。国としては、柔軟な貸し付けを求めており、また、実際貸し付けを受けられなかった申請者からの声もあり、現在では、過去の返済が滞っている場合などの一定条件は設けないよう緩和されているところでございます。

今後、貸し付け不可となった申請者に対し、町社会福祉協議会が行う「福祉金庫貸付」で支援ができないか協議をしてまいります。現在の福祉金庫貸付は、2万円以上の貸し付けの場合、保証人が必要であるなどの制約がございますので、特例で制約の緩和ができるよう、町も社会福祉協議会と協議を行い、貸付運用における財政面での支援を検討してまいります。なお、単に貸し付けを実施するのみでなく、相談支援も取り入れながら、生活再建や返済計画などのサポートも一緒に支援を行いたいと考えております。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長(羽熊幸治君) それでは、教育委員会関連の支援についてご説明をさせていただきます。 大津町としましては、先月開催した教育委員会議で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯に対する対応として、柔軟な就学援助の実施を決定したところです。

具体的な内容としましては、通常は前年の所得に応じて就学援助を行うところですけども、今回、 新型コロナウイルス感染症により家計が困窮し、学校納付金などの支払いが困難な場合に、申請の直 近3カ月の収入にて、生活扶助基準と比較するというもので、既に保護者に対しては周知を行ってい るところです。

また、今回、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少した方への支援として、奨学資金の貸付基準の緩和と返還期限の延長の申請、相談窓口の設置なども行っております。

児童生徒の家計の把握は、学校においては非常に難しい部分がありますが、子どもの様子の変化などに気を配り、必要に応じた面談、あるいは家庭訪問等を通し、心身の状態の把握に努め、その情報を共有し、必要に応じて福祉部門や関係機関と連携するなどのアウトリーチ型の支援を努めてまいります。

次に、貧困と虐待の関連ですが、歯についても貧困との関連が指摘されており、特に虐待された子

どもの口の中の特徴として、虫歯の数や未処置の歯の数などが、そうでない子どもに比べて多いという調査報告があります。

先ほど教育長が申し上げましたとおり、平成30年度の熊本県の調査において、本町の虫歯のある子どもの割合は県より高かったものの、治療した歯の割合は、年齢層にもよりますけども、比較的高く、中学生においては86%から90%となっております。今後も乳幼児健診や学校での歯科検診時に治療の促しをしっかり実施していきたいと思います。

また、大津町における令和元年度の家庭での養育を含めた児童虐待等に関する相談件数は、合計で209件です。相談経路は、学校が53件、児童相談所45件、警察署25件、保健師20件、幼稚園・保育所が16件などとなっております。

相談経路では学校が一番多いことからもわかるように、学校や幼稚園・保育所などは、家庭と並ぶ子どもたちの生活の場所であり、その変化に気づくことができ、保護者とも密接な関わりをもっております。子どもたちを日常的に見守っている学校や幼稚園・保育所、そして児童福祉、保健・医療、警察等様々な機関と連携しながら児童虐待の予防や早期発見、支援に取り組んでまいりたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。

○2番(山部良二君) それでは、緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答の中にこうあります。 新型コロナウイルス感染症状況を踏まえれば、その影響を受け、収入が減少等に一時的、または生活 再建までの間に必要な生活費が必要な方に対し、必要な方に迅速に貸し付けることが一層重要になっ ているという基本的認識に立ち、対応していただきたいとあります。

今、聞いたところでは、申込件数が67件で、不受理数が4件、この4件の方に対する対応ですね、 それと、その前に、相談件数はもっと大きかったと思います。その町民の方々にですね、その後の状況、他の給付金とか補助金とかの案内をされたと思いますが、その方々にその後どのようなリーチを したかということを1点と。

それともう1点は、厚労省の生活保護業務における対応についての中で、保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害されると疑われるような行為は、現に慎むべきということがあります。その点、福祉課では、胸を張ってそのようなことはないと言えますか、その点の答えについてお伺いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長(豊住浩行君) 山部議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、相談件数はですね、社協のほうで154件ほど相談を受けておりまして、 実際、申し込まれたのが67件、そのうち却下されたのが4件でございます。

質問がございました、貸付資金について不受理になった方に対する対応はどうしているのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、貸し付けにつきましては、町の社協が窓口ですけれども、最終的には県の社協のほうで可否の判断を行っておられます。これまで貸し付け不可となった人に対しましては、県の社協からですね、相談支援の制度案内をされているところでご

ざいます。しかしながら、制度緩和の情報を貸付不可となった人に別途案内することはできておりません。そのような人に対しましてはですね、町の社会福祉協議会より貸付不可となった申請者に対しまして、その後の相談支援や制度緩和の案内などをですね、実際しているところでございます。

また、生活保護の申請権が侵害されているのではないかというような質問でございましたけれども、 福祉課におきましてもですね、生活保護につきまして相談などがあった場合はですね、生活全般のこ とや、現在の収入状況などをお聞きしまして、早急に県の菊池福祉事務所につなぎまして、生活保護 の申請を行っているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) それでは、新型ウイルス感染症の第2波、第3波が予測される中、町民の貧困が一気に進む可能性が高いのではないかと思っております。そんなときの最後のセーフティネットが緊急小口資金であり、生活保護ではないでしょうか。福祉課は絶対に水際作戦をしないという強い意志が大切で、社会福祉協議会の職員の皆様は、償還能力を厳密に審査することではなく、柔軟な貸し付けを行う必要があります。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時03分 休憩

 \triangle

午後1時00分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 通告書にしたがいまして質問を行います。

今回は1点だけ質問をあげております。役場の機能の充実と向上についてという質問事項であげております。今回の質問の要旨は、デジタル時代に対応する行政の体制整備に不可欠なものとは何であるかというものに焦点を当てて質問をしたいと思います。

時代に沿って町長が施政方針におきまして、RPA、ロボットを使ったオートメーションでありますけれども、取り組み、役場機能の効率化をあげられました。私は、このデジタル時代の対応というのはもちろん不可欠ではありますが、その手前に人事体制をきちんと揃えなければ絵に描いた餅になるのではないかという危惧がそのとき生まれました。

RPAは、単純ではありますが、人間が行えば時間がかかることの効率化と理解しますが、人員削減にはつながらないし、一つの軌道に乗せた仕事しかできず、今の時代においては周り道になりかねない代物だと思います。この要旨に書いております、いまだ人工知能を使うまでには至ってはおりませんが、次を見据えた取り組みでないと逆に単純システムに振り回される可能性も考えられると思うからであります。

最近、目につくようになりました、RPAですが、大きく分ければ3段階ほどに分かれるとしてお

ります。その業務内容にあわせた、また、その任に当たる人にあわせた使いやすいデジタル事務機器と理解しておりますが、デメリットも多々考えられると思っております。今回の議会におきましても、ICT推進やデジタル時代への対応が多々質問されておりますが、大規模災害や今回のコロナウイルスの状況を冷静に分析しますれば、物流は停止し、電気がなくなり、食料が不足し、BCPどころか、各位が死を意識しながらの生活、そんなことを考えたくはありませんが、もう既に想定内になってきております。

しかし、我々は悲観的に考えるだけではいけません。前に進まなければならないと思っております。 今現在から未来へ向けて、RPA使ったなら行政業務のミスを防げるということがまず前提になる。 そして、また逆に、そのことによって機能が充実する。そしてまた、行政の生産性が上がる、そして、 経費削減にもつながる、そういったものが取り組むのならば求められると、そういうふうに思ってお ります。行政のミスということを考えますれば、昨日の質問のことが新聞に今朝載っておりました。 大津町民の方々に誠に申し訳ない気持ちでいっぱいになりましたが、我々議員に対して、全員協議会 で説明され、質疑応答をしてきたことを繰り返し指摘され、新聞沙汰にされ、大津町民に恥をかかせ てしまいました。反省しきりであります。また、その記事の中でも、副町長の答弁は、適確ではあり ました。ですが、すべて答えられたわけではなくて、監査機能が機能していない側面、そういったも のは述べられませんでした。今現在の体制は、代表監査委員は役場の先輩でありますね。そしてまた、 片や議員選出監査委員ということで、なかなかこの点については申し上げにくかったのではないかな と思います。会計監査、行政監査が機能していないとは言いにくいですよね。要するに、いかなる時 代においても、職員の資質を向上させることが重要でありまして、その資質向上には、専門知識を持 ったプロフェッショナルが不可欠と私は考えます。勉強会や講習ではなかなかそういったプログラム 思考の習得は難しいと思います。そういったプログラム思考ができる人を、規範となる人、そういっ た人材が必要であります。デジタル時代への対応としての有識者の登用と、その以前の基礎、基本と なる地方自治法、条例、そして振興総合計画、こういったものの理解を徹底させ、職員各位の能力を 高めることが役場機能の充実と向上につながると思います。

以上、説明をいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 永田議員の役場機能の充実と向上についての課題事項等についてのご質問でございますけども、大津町では、人口の増加や地方分権改革による権限委譲で、職員の業務は飛躍的に増加しており、増え続ける行政需要に、限られた財源、職員数で対応していくためには、業務の効率化・ICTの活用が必要不可欠であります。

近年、ICT関係は飛躍的な発展を遂げており、次から次へと急激な変化をとげています。昨今では、業務の効率化を進めるうえでAIやRPAは欠かせないツールになると考えています。

議員ご指摘のとおり、RPAは定型的な入力作業などにしか効果を発揮しませんが、定型的な業務をミスなく素早く処理するには非常に有効なツールの一つですが、議員の提案、指摘されておりますように、今後十分検討して進めていかなければならないというふうに思っております。

そこで、本年度は、OCRあるいはRPAの実証実験をトライアル的に行い、費用対効果等を十分に分析し、今後の方向性を検討してまいります。

また、ICT部門の内製化のために将来のAI活用を見据えてシステムエンジニアを採用しないかとのご意見もございますけども、大手企業等が行っておるICT部門の内製化は個人情報保護の観点からも魅力的でありますが、大津町の自治体規模でどの程度の内製化が可能か、また、職員としてSEを採用することが有益なものであるか、ほかの自治体の例などを参考に急速に発展するAIなどの技術情報に注視しながらスマート自治体に向けた調査・研究を行っていきたいと思います。

詳細につきましては、担当部長よりご説明をさせていただきます。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。

○総務部長(藤本聖二君) ご質問にお答えをいたします。

町長が先ほど答弁を申し上げましたように、業務の効率化を図るために今年度はOCR・RPAの 実証の実験を行うこととしております。RPAの効果につきましては、先進事例等を拝見してみます と、定型業務の効率化というものに非常に役立っているように聞いております。ただ、初期導入経費 等がかかるという費用面からの効果ということでは、まだまだ実証段階の自治体も多くですね、検討 をされている自治体も多いようです。

RPAの導入につきましては、業務の効率化が大きな目的ではありますけども、RPA導入を通して業務の棚卸しや標準化を研究し、RPA導入業務以外についても導入業務を検討するにあたり、同じように業務の棚卸しを行うことで、業務処理のマニュアル化、それから正確な事務引き継ぎも期待できるものというふうに考えております。

本年度のOCR、それからRPAの実証実験では、効果が期待できる2、3の業務を実証する予定にしておりまして、現在、対象業務となりますのは人事関係、それから税、介護、国保などでどんなことができるかを考えながら、職員対象にシナリオと呼ばれますシステム上の指示書の作成に関する研修等を考えております。実証実験の前にはプロジェクトチームを立ち上げながら、検討会で十分協議をし、業務の選定、あるいは進捗状況の確認を行っていきたいというふうに考えております。

また、こちらが重要になってきますけれども、実証実験後には、検討会で費用対効果、あるいは課題の検証等を行いながら次年度以降についての検討を進めていきたいというふうに思っております。

ICT関連については、議員ご指摘のとおり、専門知識を持った人材が不可欠となっておりますけども、高度な専門知識を持った職員がいないというのが今の現状でございます。昨今のICT関連は、驚異的な発展を遂げておりまして、RPAやAIをはじめ5Gやビッグデータ関係も今後の事務処理に大きな影響を及ぼしてくるものと考えております。

今後は、SE専門職員の配置、それから、他の自治体との共同処理、そして民間からの専門家の派遣等をですね、検討が必要になってくるものというふうに考えております。

ICT関連は驚異的な発展を遂げておる中で、情報収集やほかの自治体の先進事例等もですね、十分研究をしながら、コストを常に意識し、内製と外製をバランスよく使い分けながらその時代にあった最善の人事体制を整えていきたいというふうに考えております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

予想していた答えではありますが、この専門知識を持った方の登用というのは、非常に勇気がいる ことだろうなと思います。しかし、このことについては、もうかなり前から私は指摘しておりました。 今回のコロナ関連のことにおいても、即座にもう簡易的なプログラムをですね、もう外注するのでは なくて、内製化してどんどんつくって、いろんなことができるんだけどなというのを非常に考えてい ました。実際ですね、プロジェクトチームをつくって、そういったものが本当にRPAは取り組むべ きものなのかどうかということを検討するときにですよ、そのときに、その方々というのは、もちろ んここにおられる方でしょうが、プログラムを持った方がいないと話にならないんです、もうその時 点で。ですから、学校当たりでもですよ、プログラム教育とか言ってますけど、はっきり言って、そ れって教える人が能力がない人は教えることできないんですよね。ですから、おそらくこれってつま づくと僕は思っています。教えることができない人がただ単に勉強会や講習を受けましたあたりでは ですね、教えることはまずできないです。プログラムのは全く別個なんです。ですから、このRPA の危機感というのは、一つの部局においてその機器を使っていただく、些細なプログラムを組まれて 提携業務をやったとします。しかし、それっていうのは、ただ単に便利になっただけなんですよ。私 が指摘したいのは、実際、最近引っ越しをしまして、住所を変更しました。住所を変更して住民課に 行きました。その次に税務課に飛ばされました。そして税務課に行った後は、今度は、福祉課に行き ました。何カ所も回されました。ワンストップどころじゃないですよ。ですから、それこそ国の縦割 りと一緒ですよ。もう分かれてしまっているところに、またそこだけの機器を入れていくんですね。 ということは、つながりがなくなります。要するに、データの使い方が下手なんですよ。そこのデー タの取り扱い、ビッグデータ化して今からの先の予想をよりよくしていくものにしていかなくてはな らない。それにはデータをですね、どういうふうに分析して、そして、町民のために発揮できるかと いうことが必要なんです。このときに、公務員試験を受けてきただけ、また、自分の趣味でパソコン は得意なんだぜというレベルではだめだということですよ。この積み上げ方といいますか、この全体 の見方というものはですね、実際、例えば、自分が私的な仕事において、自分の業務のプログラムを 頼みますよね。そしたら、もう幾つもの、一つのデータをですね、幾つもの決算書類なり、今後の予 測資料なりに幾つも利用しながら説得力のあるものに作り上げていって、今後の業績に寄与するとい う形を取るんです。ですから、そのSEとか、プログラマーと言われる人ですね、システムエンジニ アとか、そういった方々の、そういった考え方というものが広くこの職員に浸透することが大切なん です。そうすることによって、ここは効率が悪かったよねって、こういったことを引き付けて、そし て、これとこれのデータを引き付けることによって、次なる新しい答えが出てくるよねっていうよう なことをですね、もうこの職員がそれぞれに話し合うぐらいにならないと、ですから、これは私が予 測していた時代がとうとう来てしまったなという感じで、もう既に遅いんです、私から言うなら。で すから、公的機関ですので、ヘッドハンティングというのはもう本当適切な言葉ではないかもしれま せんが、やはりそういった専門職というのは非常に必要になってくると思っております。そしてまた、

学校においてのですね、そういったプログラム教育とか開始されましたならば、そのときに、素人が 素人に教えるような形というのは一番避けなければならない。これはですね、私は山登りが趣味です から、いろんなところに自然に行きます。素人が素人に教えたときが一番事故が起こるんですよ。間 違ったことを習得するんです。ですから、これ非常に危険がはらんでいるということです。ですから、 本来ならばですよ、多くの企業のプログラムをこうつくってきた人たち、叱られて叱られてこぎゃん と使えんぞって言われながらつくった人たちがたくさん実はいるんですよ。そういった方々に来ても らう。そして、それを任にあたってもらう。これは任期をまず、例えば、2年、3年与えてもいいと 思うんですよ。そして、その人が使えないならば、すみませんて、うちの役場の業務にあってないね って、ということで、そういった形をとりながら、有能な人材を拾っていく。そういった形はとても 私は必要だと考えております。ですから、今のままでは、この役場の機能というのは、さっき言った ように、幾つも飛ばされるという状態が、私は、実際議員としてもう20年以上やっていますけれど も、開いた口がふさがらなかったんですよ。まだこんなことやっているのという感じだったです。接 してみなければわかりません。かなり遅れています。これにその堅物ですよね、ある意味このRPA という機械、プログラムというのは。これは非常に危険です。そういうふうに感じるから質問すると ころです。ですから、もっと効率的に、合理的になる業務がまだ既成概念化、そういったものでふさ がれているというのが今の役場の業務ではないかなと考えますので、この点について再度質問いたし ます。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。

○総務部長(藤本聖二君) 再質疑にお答えいたします。

まず、データをしっかり分析する力が必要じゃないかということで、そのためには、いかに職員の 資質向上をしていくかというようなお話をされたかと思います。例えば、RPAを例にとりますと、 基本的に単純なミスが防げるということで、それでRPAをして、業務の効率化、あるいは生産性を 上げるということで非常に効果が上がると思います。ただ、そのRPAに作業させるというのは、あ くまでも人が指示書を書くわけですから、ということは、いかに良い指示書をつくりあげるかという ことになるかと思います。そういった点では、いかに良い指示書をつくりあげる職員を育てるかということでは、やはり外部的なですね、専門の方を入れることによって、そういった方たちの知識も含めて、職員全体のボトムアップにつながるのではないかというふうには認識しております。そういう 中で、いろんなその職員とあわせまして、その専門職の雇用形態については、近隣では包括連携で結んでですね、民間とやれていることもありますし、いろんなやり方等があると思います。あるいは、 任期付きということもあるでしょうし、国の制度当たりでも情報アドバイザーとかそういった形での ご助言いただくようなこともありますので、人的な派遣等についてはですね、いろんなものについて 検討を進めてまいりたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 今、担当部長のほうからお話がありましたけども、1、2年前にですね、県の市町村課長の本庁の方からみえてる課長から菊池郡の、菊陽、大津の幹部職員の研修を行いまして、

そのときに、いろいろと説明を受けたわけで、講話を受けて、その中で職員たちが本当にこれからこういう時代になるということをある程度自覚されまして、我々も職員のそういう気持ちをどう活かしていくかということで、そのとき、宇城と荒尾が県下でも一番進んでおるというような状況でございましたけども、菊池2市2町で首長さんと話し合いをする中で、菊池市の客人として、ソフトバンクからお見えになられておられます。その人が今菊池市におられますので、菊池郡市の広域の中でですね、そういう専門の職員を置きながら、まずは各自治体のその議員おっしゃるような、ビッグデータがうまく同じように処理できるようなことを研究しながら、職員をそういう形で雇用して、各自治体で今後活かしていければなというようなことで、今お話をしておるところでございますので、今後につきましても、菊池市の市長とも十分リーダーを取っていただくようにお願いしながら、次の時代の対応をしっかりと捉えていければなというふうに推進をしていきたいというふうに思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

私の今回の質問は、役場機能の充実と向上についてであります。

今、デジタル時代のことで取り組むべきこと、そのためには、事前に人材が必要なんだということ を申し上げました。それっていうものは、町長もそれ感じていると、わかっているけれどもどこから 入っていいかわからない。ところが、下手にRPAとか、何かのソフトの使いなさいとかやりよった らですね、逆になるんです。ですから、順番というものは、間違ったならば効果が表れませんので、 そこのところは重々考えながら取り組んでいっていただきたいと思います。それとまた、その役場機 能の充実と向上と言ったときにですね、その人材育成という観点から、今既存の職員の人たちの能力 も伸ばさなければならないということです。実際、先ほどチェック機能や監査機能のことを言いまし た。実際、私が監査委員をしたときにですね、行政監査もできるようになりました。会計監査のもう お金だけじゃなくなったんですね。ですから、それを思い返してみますと、そのときのその監査付き の職員というものがここに3人もおって、もう頼もしい限りです。そのときに、部長も2人おられま すんで、この方々は、私の考え方というものをよくわかっております。全く角度が違うところから飛 んできますんで、ですから、多くの指摘書類の中には、目を白黒する人たちが多かったです。しかし ながら、それっていうものは改善の余地がずっとあるんだよっていうふうな形で育ててきたつもりで す。議員も監査委員として推されたときには、その辞令というのは町長からいただくんですね。その ときは町長側の人間ですから、きちんと育ててきたつもりです。ですから、ここに3人もおられるの で非常にうれしいです。してまた、かつ優秀です。ですから、私は、この人を育てるためにはですね、 やっぱり規範となる人がいるんですよね。それがデジタル時代にはそういったプログラマーとか要り ますと言いました。それと、私は、公務員にやっぱり大切なのは、地方自治法と条例の徹底した勉強 をさせることですよ。もうこのですね、デジタル時代のデメリットというのが、我が委員会でもこの パッドの中にもう条例が入ってしまいましたので、実際、条例をこう調べるのは簡単にはなりました よ。しかしながら、あの厚いこう冊子を2冊どんと置いてですね、やりよったころとは重みが違うん ですよね。ですから、今の職員の方々は条例の頭がですね、あまりないと思うんです。議員の方々は

各位勉強されますので知りません。条例に則って、かつそれがきちんと振興総合計画に即した答えが 返ってくるような職員じゃないと、そういったこう自負がまだ足りなくなってきているのかなと思う わけです。役場技能の充実とはですね、町民が逐一ですね、こうせろ、ああせろなんか言いませんよ。 はっきり言ってきちんとやるのは大前提ですから。それっていうのは法治国家の中で、地方自治法を きちんと守りながら、町の条例を理解して、そして町民の方々各位にきちんとした対応を誠意をもっ て行うということです。ですから、デジタル時代の危うさというものは、これを断ち切るものでもあ るんです。ズームで会議をしましょうとか、ズームの飲み方とか、何か言ってますよね。それって人 と人のつながりがなくなるんです。この点については、もう最近よくいろんな形で、学者当たりも指 摘しております。ですから、町民の方と職員のつながり、こういったものを非常に大切にしていかな いと、表と裏が世の中ありますので、そういった心づかいが町民の方は喜ばれるんです。これは老い も若きに対してもです。ですから、その大前提がまず自分がそういったものの知識は、きちんと職員 になられたならば勉強していただかないと。ここの徹底が大切だと思います。ですから、デジタル時 代のこのミスをしがちな状況になっているのはですね、これはもうなぜか知らん最近の人たちは画面 を信じてしまうということです。賢く使うのはいいんですよ、インターネットとかを。この画面に出 てくるものがすべてこう正解と思ってしまうんです。これ非常に危ないです。ですから、町ができる ことと言うのは、町民はそんなこう枝葉末節までは言いません。きちんとできるのが大前提だからで す。ですから、この時代をきちんとたくましく生き伸びながらもそういった基礎・基本というものを 徹底させる。それがもちろん上司である、ですね、もちろん最終的には町長、そういった形にならな ければいけないと思いますので、ここは念を押しておきたいので、再度答弁を求めます。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。

- ○総務部長(藤本聖二君) デジタル化がどんどん加速化する中で、デジタルだけではできないアナログという世界もあるんで、いわゆる心のつながりとかですね、そういう窓口対応も大事だというようなお話だと思います。当然、デジタル化についてはですね、波に乗り遅れないような形でどんどん先を見据えながら、何ができるかをデジタル化をやっていく中でRPAもやっていく。それを使うのは人間ですので、それをどうやっていくかというのが、一方では、アナログ化である例規集当たりをしっかり見据えてですね、地方自治の方針に基づきながらやっていくということで、そういった面では、デジタル、アナログ両方大事にしながらですね、行政をやっていく必要があるのかなとは思っております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 今の若い職員につきましては、コンピュータ関係等については、小さいときから慣れておりますので、まあそういう意味において、議員のご指摘のようなことでしっかりと指導をやっていければきっとすばらしい町民とのコミュニケーションが図っていけるように、今後ともしっかりと職員育成に努めていきたいというふう思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。
- **〇議 長(桐原則雄君)** しばらく休憩します。1時45分から開会したいと思います。

午後1時32分 休憩

 \wedge

午後1時45分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。
 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 皆様、こんにちは。お許しをいただきましたので、通告にしたがい、議席番号 4番、金田英樹が一般質問を行います。

本日は、通告書に記載の2点、情報発信及びICTを活用した業務の効率化について伺います。

さて、新型コロナウイルスの流行によって、住民生活に大きな影響が出ております。国内の感染者数は、一時期に比べれば減少していますが、一部の地域では再び増加傾向にあり、特に気温が低下する時期にかけての再流行も危惧されています。こうした危惧もある中で、必要な情報をより確実に伝えることは、行政の重要な使命です。また、各種手続きのオンライン化などのICTを活用したサービスは、いわゆる密を防ぐことにもつながります。さらに、人口減少や高齢化が深刻化し、財源が大幅に減少した際にも自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続けるために、より低い予算、より低い負担で住民満足の高い高品質な業務を行える自治体を目指すという発想は、これからの行政運営において不可欠です。業務の効率化とサービスの向上は決して対立するものではなく、見据えるべきは少子高齢化が加速する厳しい時代においても、よりよい町であるための前提としてのあり方です。以上を踏まえ、1点目、情報発信と周知のあり方に関する質問をいたします。

先ほども述べたとおり、必要な情報を迅速に、かつ適切なタイミングで発信することは、平時には住民サービスの向上、有事には住民の安全・安心に直結し、さらに、職員業務の削減にもつながります。また、例えば、健康診断の受診勧奨やボランティアの呼び掛けなどは、訴求力のある表現で発信することで、より多くの住民の方々の行動を喚起することができ、結果、よりよいまちづくりへとつながります。一方で、本町を俯瞰すると、ホームページやLINE、その他各種書類、チラシなど情報発信のあり方を再度見つめ直す必要があると感じております。

以上を踏まえ、通告書に記載の3項目を中心に町長の考えを伺います。

1点目は、本年3月から新たに導入したLINEの運用です。こちらは、お手元に参考資料も配付しております。LINE自体は、より幅広い層に情報を届けるツールの拡充という意味では優れた取り組みだと思っております。しかし、現在の運用は、ホームページ上のコロナに関する更新情報のリンクが機械的にまとめて通知されるだけとなっております。

一方で、県内でも、宇城市においては、添付の資料にあるとおり、精査した情報を見やすい形式で発信しています。そうした事例も参考にしながら、本町における運用は見直しの必要があると考えております。具体的には、こちらの参考資料にありますとおり、大津町の場合には、文字とリンクだけが掲載されていまして、かつ、12時と6時に、そのときの更新情報多いときには、3件も4件も連続受信するという形になっています。一方で、宇城市の場合には、こちら有料プランでありますので、単純な見せ方の比較はできないんですけども、この出している情報の種類として見たときにも、地域

の手で子どもたちを感染症から守るというものが最初にあったりだとか、次のページに、通知カードに関して、3項目見やすいように並べてあったりだとか。あるいは、左下のところで、宇城市のグルメをおうちで食べようという紹介があったりだとか、右下には、新型コロナウイルスの関連情報のまとめがあって、さらにその上には、住民と相互のやり取りができるアンケートですね。こちら、例えば、ほかにもコロナの自粛生活で家庭でどういう過ごし方をしていますかという、そういった双方向の情報のやり取りというのもやっているようでございます。こういったものを、ぜひ参考にできればと思っています。

続きまして、2点目は、不備や問い合わせを減らす書面づくりです。具体的には、各種書類のひな型・案内説明文書などがありますが、正確な情報をわかりやすく速やかに伝えることで、未然に、住民からの問い合わせや記入書類などの不備の発生を防ぐことにつながり、住民と職員双方の手間や業務量を減らすことができます。

例えば、最近の事例では、特別定額給付10万円の申請の件がありました。こちら報道でもよくありましたけども、誤って希望しないという欄にチェックしてしまうというミスや、免許証などの本人確認書類の同封漏れが目立つという話がありました。ただ、こうしたケースにおいて、前者では、書類の希望しないというチェック項目をそもそもなくすだとか、あるいは、希望しない場合には、チェックではなく、辞退と実筆で明記する形にする。後者の同封資料に関しては、できる限り大きく分かりやすい表記にするだとか、返信封筒に記載や同封物の最終チェック欄を印字するという工夫をしており、実際に、不備の大幅な削減につながっているという報道もありました。

一方で、この不備の発生と解消を住民サイドから見ると、書類がわかりにくいがために何度も記入 や返送をさせられ、さらに、口座への入金も後ろ倒しになるというデメリット、サービスの低下につ ながります。銀行や保険会社など、役所と同様に日々大量の処理を処理する民間企業では、ごく当た り前の業務改善ですが、本町においても、こうした観点から徹底的に既存書類及び新規書類作成、ル ールの見直しを行うことで住民サービスの向上と業務効率化を実現できる事例は少なくないと考えて います。

3点目は、行動につながる訴求力のある書面づくりです。わかりやすいように、一例として、本町の健康診査のお知らせを例に挙げます。例えば、30代向けには、このように文字と金額等を記入した書類が複数枚同封されています。また、40代のものに関しては、もう少し訴求力がありまして、文字は多いですけども、こういったカラーのポイント等も同封されているような状況でございます。そして、お手元に配付しておりますが、先ほどお見せしたLINEの書類の裏側ですね、こちらが民間企業などの資料も参考に私が作成したものなんですけども、もちろん、主観というものはありますけども、どちらのほうが住民の方がぱっと手に取って実際に受診を考えると思っていただけるでしょうか。

また、郵便返送だけではなく、このようにQRコードを付けて、ここでオンライン上の最小の手間で申し込める工夫などをすることで、またより多くの人が実際に行動につながるんじゃないかと考えています。こういったことをたまたまこの健康診査のお知らせをしましたけども、そのほかにも各種

町の講演会だとか、そのほかの勧奨書類だとか、そういったものにもこういった視点でいうものが必要ではないかという提案でございます。こうした書類一つをとっても、単に情報を発するだけではなく、いかに多くの人の行動につなげるかを考える必要があります。この点は民間のマーケティングや広報、宣伝手法も非常に参考になると考えております。

以上、町の答弁を求めます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 金田議員の情報発信と周知のあり方についてお答えしたいと思います。

もう議員おっしゃるように、町の情報については、かなり遅れておるということは認識しております。今、議員のご提案されましたことにつきましては、今後しっかりと研修を重ねていきたいという ふうに思っております。

情報発信のツールとしまして、これまでの町の広報誌をはじめ、ホームページ、メール、さらには今年の3月からLINEよる提供も始めたところですが、情報提供のあり方につきましては、議員もおっしゃっておりますように、住民に求められている情報を正確に、そして迅速に、また、タイムリーに伝えることであると私も強く認識しております。

目まぐるしい変化する情報社会の中で、その時代に沿った方法ということも大事なことであり、多くの情報伝達の手段を確保しながら、その中からそれぞれの住民のスタイルにあったものを選んでいただくことも重要であると考えております。

今回、新たに導入しましたLINEにつきましても、その運用の仕方について、さらなる研究・検 討を進めてまいりたいと考えております。

また、周知についてでございますが、いかに住民の方にわかりやすく伝えるか、また、それをごらんになった住民の方の行動に結びつくような魅力あるものにするためには、住民の視点に立った、体系的な体制づくりが必要であると考えております。しっかりと取り組んでいきたいと思っており、今後、職員の研修にも努めさせていただきたいと思っております。

細部については、部長のほうからご説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 住民の皆さんへの情報の手段として、町の広報誌をはじめ、様々な方法で今情報の提供を行っておりますけれども、まず1点目のですね、LINEの運用についてですけれども、議員先ほどおっしゃいましたように、現在1日2回を目途に定時に情報発信をしておりまして、一度にまとめて情報がくるですとか、あるいはもう少し見やすい工夫をというようなご意見もですね、多くいただいておるような状況でございます。その中で、運用の仕方につきましては、先ほどご案内いただきました宇城市当たりが先進的にやっておりますので、そういった取り組みについてもですね、学習を深めてまいりたいというふうに思っております。

次に、不備や照会を減らす書面づくりについてですけれども、住民、それから行政、双方の業務の 軽減にもちろんつながることから、業務改善につきましては、役場の中に今業務改善についての協議 を行うための事務改善委員会等がございますので、そういった会議等の中でですね、それぞれ関係各 課における今の課題であったりするものをですね、プロジェクトチーム当たりを組みながら具体的な 検討を行い、改善に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

3番目の行動につながる訴求力のある書面づくりについてですけども、各種書類やチラシを住民の皆さんに配布しておりますけども、それをしっかりと手に取って見ていただく、あるいは、このイベントに参加してみようかなと思っていただくことが大事だと思っております。確かに表現などについてはですね、よりインパクトあるものにすることがやっぱり大事じゃないかなというふうにも思っています。

まず、住民の方に何を知ってもらいたいのか、また、どのような行動に結びつけてもらいたいのかなどをしっかり捉え、相手の心に響くような内容にするためには、今まで以上にそれぞれの職員の知恵と工夫、そして、意識の改革が必要ではないかというふうに思っております。

そのためにも、関係各課におきましても、業務改善に向けた協議などを行いながら、また、民間的 発想を取り入れたよりよいものを作り上げていきたいというふうに思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 再度質問いたします。

この情報発信だとか、システムのあり方に関しては、同僚議員からも質問等ありまして、かつ再三 指摘しているけどもなかなか、特にホームページも変わらないということもありました。私も今の答 弁を聞いて感じたことが、なかなか前から指摘させていただいていることが、もちろんその変えない 理由があるのかもしれないですけども、変えないほうがいい理由ですね、もう言い方を変えると。た だそこの説明がないだとか、あるいは、スケジュール感もわからないだとか、ただ具体的な仕組みと いうのが見えないんですよ。こういうふうにやっていきますとはおっしゃるんですけど、あるいは、 この事務会での連絡会ですか、そういったところで議論しますと、ただもう少し具体的な仕組みに落 とさないと物事は変わらないと思いますし、そのスケジュール感も示していかないと先延ばしになる だけで、例えば、まずこの①のLINEの運用に関しては、私おそらく4月の時点でもこれが厳しく て、かつ住民の方からもちょっと落胆の声が聞こえているというのはお伝えしたと思います。その時 点で宇城市のほうも紹介させていただいたんですけども、それからこの間までどういった具体的な検 討を進めてこられて、今現在どういった方針になっているのかというところを伺いたいと思います。

②に関しても、こちらもですね、確か私も1年目ぐらいのころからお伝えしているんですね、この書類を見やすくして不備を減らすというのは。ここに関しても、今も役所の書類なかなか見にくいところがあって、今回挙げた事例でいうと、役所によっては、もちろん発送が遅かったからこそのところもあるんですけども、ほかのミスを見て変えたというとこですね。最初から書類を見たときに、ああこの書類の形式だとおそらく住民の方がこういう誤解をして、こういう不備が発生して、あるいはこういう照会が相次ぐだろうというのが、書類を見たときにやっぱり思い浮かばないといけないと思うんですよ。それは現場職員さんのレベルもそうですし、あるいは、その幹部職員の方もそうですし、そういった視点を育てる、プラスそれを仕組み化する、そういった具体的な取り組みが必要ではないかと思っています。

この③に関しても、これはもう一つは意識ですよね、③の訴求力のあるものをつくる。また、こういった書類って基本的にはもう型があるんですよね。この文字を大きくするだとか、どこに何を配置するだとか、どういった情報を載せるだとか、そういったものはその型さえ使うようなひな型の帳票フォーマットみたいなものフォルダに入れとくだとか、いろんな取り組み方ができるんですよ。これも実はもうマイクロソフトのオフィスでつくっただけのもので、いろんな不備はこの中にもあるかもしれないですけども、そういった意識づけと仕組みづくりというのも必要ではないかと思っています。以上、3点について再度質問いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。

○総務部長(藤本聖二君) 今の3点ご質問があったかと思います。具体的な取り組みと今後のスケジュールはどういうふうに進めて行くかということのお尋ねだと思います。

まずLINEにつきましてはですね、今、定時にやっているものについてがありますけども、いろんなご意見いただいておりますので、特に宇城市の例が結構先進的な取り組みしていますので、まずそちらのほうを学習させていただいて進めていきたいと思います。そして、当然予算化が伴い、要するに、お金をかけずにすぐできるものについてはですね、ぜひ早めに取り組んでいくということで考えております。

それから、2番目の書類についてはですね、やはり書類を見たときに、常々からやっぱり住民視点で意識をしていないとなかなか気づかない部分があると思いますので、今一度、自分自身のですね、業務の中で関係するものについて改善できるものがないかという視点でですね、再度その辺はやっていくべきじゃないかなと思います。

それから、3番目についても同じ、レイアウトについてもですね、こういったのを今学習とか、あるいは研修当たりを積んでいくことと、あとはフォーマット的なレイアウトをつくるということも必要なことだと思います。

全体的に申し上げますと、今の情報管理という形ではきちんと整っているんですけども、情報政策ということ、いわゆる情報をどう発信していくのかとか、情報をどう伝えていくのかと、そういう情報政策のもんについてがですね、まだまだうまくまわっていないところがありますので、そういった組織のあり方についてもですね、全体的な組織のあり方として検討をする中で、今申し上げた3点ですね、その辺をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 再度質問いたします。

あのですね、お伝えしたいのが、すみません、またちょっと抽象的に聞こえてしまったんですけども、例えばですね、この①のLINEの運用ってあるじゃないですか。また、今後、宇城市も参考に検討を進めさせていただきますというお話だったんですけども、それおそらく4月にも私伺っているんですよ。いろんな業務とかまで早々いかないかもしれないんですけど、思うにですね、こういったLINEの運用の仕方って、基本的には決めの問題だと思うんですよ。何かの情報をもっと収集しないといけないだとか、何かの結果を待たないといけないだとか、そういったものだったら先に延ばす

理由になるんですけども、こういった決め事の問題であれば、一度しっかりと議論する場所を設けて、その中で結論を出していくというものをどんどん進めていけばいいだけの話で、それを一刻も早くやることがこの業務の改善だとか、サービスの改善につながるんじゃないかと思っています。これもう役場のここLINEだけじゃなくって、感じているところでございますので、その点について伺いたいと思います。見解というか、簡略で。

それと、2番目に関してなんですけど、不備や照会を減らす書面づくりというところも、職員さんの意識というのはその通りだと思うんですよ。ただ、やはり職員さんはお忙しいの十分わかっておりまして、こういった見直しとか、改善だとかって、職員個人の意識に任せてもなかなか進んでいかないんですよね。この業務改善、効率化というのは、やはり何かを変えるので、一時的には業務がものすごく膨らんでしまうんですよね。ただ、その後が楽になると。ですので、例えば、こういった書類見直しを行うのであれば、業務の一環としてしっかり定めて、その上でプロジェクトを回していかないと、なかなか具体的には進捗していかないと思っています。それがおそらくなかなか役所の書類が変わっていない理由でもあると思っています。

3番目に関しても、こちらどちらかというと担当課というよりかは、情報化、おっしゃるとおり、 総務が担うのかわからないですけども、そういったところが範を示して、見本をつくって、こういっ た形で発信したがいいですよという関わり方をできるような業務量の調整とかをやっていっていただ きたいと思っているんですけども、以上、3点について質問いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) まず、全庁的なですね、取り組みの中で方向性を示して、その中で個々がどういうふうに取り組んでいくかということが大事じゃないかなというふうに思っています。そういった意味では、LINEについてもですね、なかなか現実的には確かに進んでいないようには見えておりますけども、今できるだけやれることはどんどんやっている状態ですので、それから予算化が必要なものについては予算化をお願いしますけど、現時点では、今できる範囲の中でしっかりと努力をしているというような状況でございます。

それとあわせまして、全体的には、先ほど申し上げましたけれども、情報についてが、情報管理という考え方のみならず、やはり情報政策としてどういうふうに情報をお伝えして皆さん方にお知らせをしていくか、PRをしていくか、訴えていくかということが大事だと思いますので、そういった組織のあり方についてしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

- **〇4番(金田英樹君)** もう一つすみません、書類とかの改善はプロジェクトとしてまわさないと厳しいんじゃやないか、業務のほうにはめ込んでやらないと厳しんじゃないかということ。
- ○総務部長(藤本聖二君) すみません、1点漏れていました。業務の具体的な改善等についてはですね、当然、担当のほうでいろんなプロジェクトチームを組みながら改善策をやっていって、そして、それを政策会議とかいろいろありますので、その中で議論をしていくということで考えております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- **〇4番(金田英樹君)** このLINEに関しては、同僚議員からも提案あったところでありますけど、

ものすごいスピーディに取り入れていただいて、その点は非常に感謝もしておりますけども、ぜひそれをもっと生きた形で使えるようにより一層取り組んでいただければと思います。

また、そのスケジュールをしっかりつくって、お尻を決める、それなかなかほかの業務では厳しいんですけど、やはりお尻を決めてスケジュールリング落とし込んでいかない限り、なかなかほかの業務が多忙なら進んでいかないので、そういったところだとか、あるいは人と人がしっかり回るように気持ちだとか、研修とかじゃなくって、仕組みとして落とし込んでいくというところをもう少し具体化していっていただきたいと感じているところです。

○議 長(桐原則雄君) 一般質問の途中ですが、まだ30分まではいってませんけども、時間が来ておりますので、ここで換気のために休憩をしたいと思います。2時17分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午後2時07分 休憩

 \triangle

午後2時17分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

金田英樹君の一般質問を続けます。

金田英樹君。

○4番(金田英樹君) それでは、続きまして2点目のスマート自治体とウィズコロナを見据えた行政 事務のあり方の質問に移ります。

ICTの発展や人口減少が進む中、「スマート自治体」という言葉が一つの重要なキーワードになっています。このスマート自治体という言葉は、様々な意味合いで使われていますが、ここで述べるスマート自治体とは、ICT技術を活用した業務効率化や各種事務手続きのオンライン化、キャッシュレス化などによる住民サービスの向上を考えていただければと思います。

冒頭でも述べたとおり、ICTや先進技術の導入と有効活用は少子高齢化を迎える中での時代の要請でもあると考えております。

以上を踏まえ、通告書に記載の3項目を中心に町長の考えを伺います。

1点目は、職員のICTスキルとリテラシーの底上げです。ここは同僚議員からも関連した質問がありましたけども、これから様々な技術も生まれ多くの情報が溢れる中では、現場の最前線で職務にあたる職員一人一人のICTスキルとリテラシーの向上が不可欠です。様々な技術を見て、これは自分の仕事に応用できないか。情報漏えいやコンプラ面で問題はないか。そんな日々の思考が改善には不可欠です。

また、もう少し身近な例としては、例えば、今では全員が使っているパソコンでも、事務処理においても特定の関数やショートカットなどを知り、活用できるかどうかで能率は大幅に変わります。

こうした面からスキルとリテラシー向上の底上げは非常に重要です。

2点目は、CIO (最高情報責任者) の任用についてです。

自治体におけるCIOとは、役所内部において人員配置を含めたICT情報化戦略及び様々な業務

マネジメントに関する責任と権限を有する存在のことです。本町では、これまで副町長がいわばまあ 充て職的に任命されているという認識ですが、確たるCIOの必要性の理由としては、現在のICT 戦略は、まず最低限のシステム的な考え方の理解が必要である点。また、業務効率化だけではなく、 住民サービス向上の視点が併せて必要である点。また、全体業務プロセスも併せて考える必要がある 点。また、多くの場面で組織、横断的な対応が必要である点。さらに、そうした取り組みの特性上、 業務内容への強いコミットメントと指示、統括権限が必要である点があげられます。

今後の本町のICT関連の動きを成功させるための最重要ポイントは、予算付けでも、情報システムの設計仕様自体でも、現場の職員さんでもなく、まずは全体をマネジメントするCIOがきちんと機能するかどうかということにあると考えています。実際に、先ほど名前のあがった宇城市だとか、荒尾市だとか、そういったところも一定の知識等を持った方がいると伺っています。

3点目は、デジタルネイティブである若手を中心とした職員提案制度やタスクチームの創設についてです。

先ほど述べたCIOは、トップダウン思考の取り組みですが、こちらは現場、ボトムアップの視点です。現場、特に世代としてはもっともICTやSNS、先進技術に近い若手を中心に業務改善及び住民サービス向上策を出せる仕組みを創設してはどうでしょうか。複利的な話ですが、こうした取り組みには職員の主体性や改善意識の向上も期待できると考えています。

以上、町の答弁を求めます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** スマート自治体とウィズコロナを見据えた行政事務のあり方についてお答え したいと思います。

国内におきましても、緊急事態宣言が解除され、今後、しばらくはコロナと共存していかなければならない状況であり、新しい生活スタイルが求められております。

そのような中に、今後の行政事務のあり方を考えてみますと、今までの至上の位置付けであった対面式だけの方法でなく、ICTの急速な発展を踏まえ、今回のコロナ感染予防対策を機に、各種事務手続き等の方法についてもさらに改善していく必要があると考えております。

AIやRPAの活用による業務の効率化や事務手続きのオンライン化をさらに進め、住民の利便性の向上にも努めてまいります。

また、職員のICTのスキル向上にもしっかりと取り組み、底上げを図っていきたいと考えております。

そのためには、スマート自治体としてのテクノロジー化で解決していく大津町の旗振りの役として、 議員提案のCIO(最高情報責任者)の任用も有効であるかと考えておりますが、わが町にとってど のような組織体制が望ましいかについては、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

議員の提案の若手を中心とした職員提案制についてですが、今の若手職員の協調性と柔軟な発想は とても大事でありまして、若手職員をはじめ、すべての職員が様々な提案ができる職員提案制度についても進め、風通しのよい職場環境づくりに努めてまいりたいと思います。 細部については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) コロナ感染対策を行いながら、少しずつ平常時に戻していくうえで、ウィズコロナとしての取り組みは、非常に今後重要になるというふうに考えております。

そんな中で、スマート自治体の推進としてAI、あるいはRPAなどを活用しながら行政サービスの向上、それから業務の効率化を図っていくことが求められております。

今年度の当初予算におきましても、AI、RPAの取り組みとして関係課と協議を行いながらトライアル的な作業を予定しておりますし、また、行政のオンライン事務、それからキャッシュレス化につきましても、今、関係課において協議を進めているところです。

いずれにしましても、それらを進めるにあたっては、いわゆる職員のICTについてのスキルアップが必要であり、ICTに関する職員研修等をはじめ、民間事業者等をですね、講師に迎えるなどして学習会当たりも実施して、底上げを図っているところであります。

次に、CIO(最高情報責任者)の任用についてのご質問ですけれども、現在、町で策定しております大津町の情報セキュリティポリシーにおきましては、CIO(最高情報責任者)を副町長、ネットワーク管理者を担当課長といった組織体制で運用しておりますが、これは情報セキュリティについての組織体制ということになりますけども、情報政策としての最高責任者について、当然必要なものであるというふうに考えております。どのような体制が望ましいのか、庁内で十分議論を深めながら、早期に体制づくりをしてまいりたいというふうに考えております。

また、若手職員を中心としました職員提案制度につきましてですけれども、デジタル社会で培った 新たな発想ができる若手の意見を述べることができる機会を設けることは、非常に有意義なことであ ると思っております。職員提案制度とあわせまして、これからテーマを設けての作業部会での勉強会 など、職員の資質向上に向けた取り組みにつきましても積極的に取り組み、スマート自治体の推進を 図ってまいりたいと考えております。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 再度質問いたします。

この①のICTスキルとリテラシーに関しては、おっしゃるとおり、研修だとかそういったことも必要だと思っております。また、ちょっと切り口が少し異なるんですけども、同僚議員からもあったとおり、このRPAだとか、システムを使うのってあくまでもツールでしかないと思っています。そういった意味では、もしかしたらRPAよりも先にPCスキルだとか、そういったところからやったほうがよっぽど効率化、あるいは正確なものにつながるのではないかと思っていますが、そこの例えば、関数だとか、ショートカットだとか、本当に基本的なことなんですけども、そういったところを育成するだとか、あるいは上司が指導して教えてあげるだとか、そういった取り組みはできているのかというところを、ちょっと現場レベルの視点で、そのスキルの格差も含めてですね、伺いたいと思います。

2つ目のCIOに関してなんですけども、こちらおっしゃるとおり、やり方はいろいろあると思っ

ています。新しく人を連れて来るの、確かに、本当に良い人を引っ張ってこようと思ったら1千万円とかかるかもしれないですけども、そうするのか、中の方がある程度勉強して、副町長なり、総務部長なりを兼ねるというやり方もあると思います。ただ、いずれにしても、こちらまあもうやっていくというお話なんですけども、ある程度システムのことがわかって、現業のこともわかって、調整ができてコミットしてやっていける方がいないとうまくいかないですし、局所的な改善にしかつながらなくなるのではないかと思っています。

例えば、この前の定額給付であった話が、入口はオンラインだけども、中間と出口を考えてなかったから、中間は職員さんがアナログでチェックして、出口もアナログでやっていくというふうな話もありましたけども、そういった業務全体の設計だとか、そういったことをできる人、早期に決めていただきたいと思っています。もう少しいうと、RPAの試験導入する前にそういった体制等を整えるのが本当は一番いいのかなと、やりながら微調整加えていくと、そういったふうにしていただきたいなと思いました。なので、そこの検討スケジュールですね、大雑把でいいので、答えられる範囲でお答えいただければと思います。

3番目の若手を中心とした職員提案なんですけども、やはり職員さんと話しますと、大津に関わらずですね、いろんなアイデア等は持っているけどもなかなか上司に伝えられないだとか、伝えてもかなえられないという話も伺います。ですので、そういった人も、本当は自分から進んでそれでも何をとやっていける人がいるといいのかもしれないですけども、そうではなく、こっちから働きかけて、そういったアイデアを出して、それを拾い上げていくという仕組みも大事だと思っています。

例えば、実際に、熊本地震のときも、私も職員さん、若手さんと現場にいましたけども、なかなか 拠点と避難所の連絡がつかないだとか、避難所同士の連絡がつかないというときに、若手の方はLINEグループとかを使って独自にやりとりしたという話とかもありますので、そういったことを有効 であれば全体で取り入れるだとか、そういった仕組みというのが必要じゃないかと思っています。

すみません、なかなか答えにくい質問もあるかもしれないんですけども、以上、3点になります。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。

○総務部長(藤本聖二君) 3点ご質問があったかと思います。

まず最初に1点目ですけども、当然、RPA当たりもあるんだけど、まずはそのPCのスキルについてどうかということで、職員の中でも確かにPCのスキルとってみても、それぞれ習熟度が違うというのは確かなことです。それをやはり本来であればですね、日々の仕事の中でちょっと困ったとき、これはこうしたらちょっと関数を入れたらとか、あるいはここをちょっと工夫したら簡単にできるよとか、そういう日々の業務の中でですね、教えていくというのが理想だと思います。ただすべてそれでできているかというのは、なかなかそこまで行き届いてないとこもありますので、まずは職員の習熟度に応じて、それぞれの段階に応じてですね、そういったPCのスキル当たりの研修はまた積極的にやっていきたいと思います。

それと2点目につきましては、CIOの話ですけれども、まず、セキュリティについてはできていますけども、今後、その情報責任者としてどうしてやるか。その必要性は十分認識をしております。

まず、その現状分析といいますか、今どういう状況なのか。今後、そのそういった組織をつくってど ういうふうに展開して、具体的にどうやっていくのかと、そういうあたりも含めた中で、早急に検討 は進めていきたいと思います。

おっしゃいますように、今回、RPAのトライアル当たりもやりますので、その辺のときに仕組みづくりも必要ですので、その辺とあわせてですね、できればなというふうに思っておるところです。

それと3点目は、若手の職員の意見をいかに多く拾っていくかというところの視点だと思いますけども、まずは、その若手の職員が気軽な気持ちでいろんな提案をできるような仕組みづくりをすることが大事だと思っています。現在、職員提案制度というのもありますけれども、それのみならず、例えば、同じ職場の中でですね、上司がみて、このアイデアいいよねと思うとき、それ出してみたらとか、何かそういうですね、環境の中でそういった提案制度ができるような、今は職員提案制度もありますし、あるいはテーマごとのプロジェクトの会議をやって、そして政策会議をやったりとかですね、いろんなことを議論する場がありますので、気軽に提案できるようなですね、仕組みづくりを作り上げていきたいと思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) お答えいただきましたが、幾つかちょっと指摘させていただきたいところで、職員の研修の話、ほかの議員の一般質問への答弁にもありましたけども、このパソコンに関して言いますと、一つは、その職員が個々の研修受けるのはそうなのかもしれないんですけども、育成の責任をだれが持つかというとこも大事だと思うんですよ。結局、それを担当課の課長が持つのか、あるいは部長が持つのか、直属上司が持つのか、あるいは、どこかの情報担当課が持つのか。そういったある程度指標も定めながら実際伸びたか、伸びてないかというところを見ていくような仕組みに視点がないと、ふわっとした形で終わっていくのではないかと思っています。

また、ここはななかなか上に人材がいないと難しいんですけども、やはりここのパソコンスキル、いかに効率よく仕事をやっていくか、正確にやっていくかのところなんですけども、研修だけでやってもやはり厳しいんですよね。現業をやりながら、例えば、横の上司なり、課長なりがこうやるともっと早いよとか、もっと正確だよとか、そういうことをやっていくと、場合によっては、本当にその職員が2時間でやっている話が、実は20分、30分でできるという話もよくよくあるんですね。特に若手職員だったらですね。そういったところからテコ入れをできるような仕組みというか、機能するものを生み出していただきたいなと思っています。

また、③の職員提案制度に関してなんですけども、こちらも私が1年目か2年目のときに指摘して、まあそういう制度ありますよというお話だったんですけども、こちらは逆に仕組みはあるけども、それが機能してないというところで、実際、それにどれくらいの職員さんが毎年提案しているかというと、そのときも多いときで1件、2件、ないときは0件だとか、それは機能していると言えないですし、結局は言い出せない、共有できていない、効率化サービス向上進んでないということになるので、そういった具体的な仕組みをまずつくって、機能するような形でちゃんと管理していく、そういったことを進めていっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長藤本聖二君。
- ○総務部長(藤本聖二君) 3点ご質問あったかと思います。

まず、職員の育成についての責任ということで、当然、上司としてですね、きちんと管理をしていくことが大事なことだと思います。今、うちのほうでも人事評価制度等取り入れておりますので、当然そこには上司のいろんな部下がやることに対する責任も出てきますので、そういう中で取り組みをですね、進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目につきましては、PCのスキルの話もありましたが、やはりおっしゃいますように、本来、日々の仕事の中でちょっとした空き時間の中にですね、そこでちょっと教えていくということが確かに大事なことだと思っています。そういう意味では、仕事に余裕をもって、余裕もってそういうやり方をすることも必要じゃないかなと思いますので、そういう仕事の余裕の中でそういうスキルであったりとか、工夫であったりとか、そういったものを上司が部下に教えていくというような仕組みづくりというか、そういう環境づくりは全庁的に必要だというふうには思っております。

それと3点目の職員提案につきましては、おっしゃいますように、職員提案制度がなかなか出てこない、近年もあんまり出てこないというのは、その職員提案制度、今の制度のあり方が本当にそれでいいのかというのは、我々もきちんとそこは検証しないといけないと思いますので、そして、どうしたら若手職員が言いやすいような環境になって、それがどうしたら取り上げていけれるような仕組みになるのかというのを今一度考えたいというふうに思っております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 職員さん方は頑張ってられるのはわかるんですけども、特にこの業務効率化というのは、さっき述べたとおり、少子高齢化等進んできて、住民の要望も多様化していて、かつ職員は人件費を減らす流れも一部であって、そうした中で、いかに既存の業務をより低い負担でやっていくか。さらに、業務の品質を上げる方もものすごく大事な視点だと思っています。ですので、この仕組み化だとかというところをしっかりとリーダーシップをもって町長なり、部長なりで、結局述べたとおり、こういったことって一時的には業務は膨らんでしまうので、現場からの反発等も大きくなりがちなんですよね。だからこそ、しっかりとCIOなり、あるいはその業務化部門の責任者なりが責任と権限を持ってやっていく必要があると思ってますので、今後のより一層の住民サービスの向上と業務効率化を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。
- ○議 長(桐原則雄君) これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

以上です。

午後2時37分 散会

本 会 議

委員長報告

令 和 2 年

第2回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 2 年 6 月 10 日

閉 会 令和 2 年 6 月 17 日

大 津 町 議 会

大

令和2年第2回大津町議会定例会会議録

令和2年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

					令和2年6月17日(水曜日)	
	1 番 三 宮	美香	2 番	: Ц	部 良 二 3 番 山 本 富 二 🥫	夫 夫
出席議員	4 番 金 田	英 樹	5 番	豊	:瀨和久 6番佐藤真	_
	7番本田	省 生	8 番	府	- 内隆博 9番源川貞ラ	 夫
	10 番 大塚 i	龍 一 郎	11 番	坂	本 典 光 12番 手 嶋 靖 🏗	全
	13 番 永 田	和彦	14 番	津	田 桂 伸 15番 荒 木 俊 層	参
	16 番 桐 原	則 雄				
欠 席 議 員						
職務のため	局	長 矢	野 好	_		
出席した事務局職員	書	記府	内 淳	貴		
	町	長家	入	勲	総務部総務課課長補佐 伊 東 正 i 兼 行 政 係 長 伊 東 正 i	首
地方自治法第	副町	長 杉	水 辰	則	総務部財政課主幹 土 司 卑	١.
121条第1 項の規定によ	総 務 部	長藤	本 聖	$\vec{-}$	総務部財政課主幹 本 司 貴 ラ兼 政 係 長 本 司 貴 ラ	大
り説明のため出席した者の	住民福祉音	『長 豊	住 浩	行	教 育 長 吉 良 智 恵 氵	矣
職氏名	経済 部	長 田	上 克	也	教育 部長 羽熊 幸 洋	台
	土 木 部 併任工業用水道	長 村	山龍	_	教 育 部 次 長 平 岡 - 草	拏
	併任工業用水道	課長 11	₩ BE		農業委員会事務局長 齊 藤 孝 洋	告
	総務部総務言選挙管理委員会書	课 長 記長 白	石 浩	範		
	総務部財政記	課 長 清	水和	己		
	総務部税務	课 長 村	上博	文		
	会 計 管 理 兼 会 計 課	者 長 坂	本 光	成		

会議に付した事件

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 同意第 2号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
同意第 2号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第 3号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 4号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 5号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 6号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 7号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 8号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 9号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第10号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第11号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第12号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第13号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第14号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程(第4号) 令和2年6月17日(水) 午前10時 開議

日程第	1	諸般の報	告				
日程第	2	各常任委	員会の	審査報告について	質疑、	討論、	表決
日程第	3	委員会の	閉会中	1の継続調査申出書について			議決
日程第	4	令和2年	度議員	派遣について			議決
日程第	5	諮問第	1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見	を求め	ること	について
日程第	6	諮問第	2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見	を求め	ること	について
日程第	7	諮問第	3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見	を求め	ること	について
				一括上程、提案理由の説明、質疑、討	論、表	決	
日程第	8	同意第	2号	大津町固定資産評価審査委員会委員の	選任に	つき同	意を求め
				ることについて			
				上程、提案理由の説明、質疑、討論、	表決		
日程第	9	同意第	3号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	えめるこ	とについ
				7			
日程第1	0	同意第	4号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	えめるこ	とについ
				7			
日程第1	1	同意第	5号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	えめるこ	とについ
				7			
日程第1	2	同意第	6号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	えめるこ	とについ
				7			
日程第1	3	同意第	7号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	さめるこ	とについ
				7			
日程第1	4	同意第	8号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	さめるこ	とについ
				7			
日程第1	5	同意第	9号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	えめるこ	とについ
				7			
日程第1	6	同意第1	0号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	えめるこ	とについ
				7			
日程第1	7	同意第1	1号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	えめるこ	とについ
				7			
日程第1	8	同意第1	2号	大津町農業委員会委員の任命につき同	意を求	きめるこ	とについ
				7			

て

日程第19 同意第13号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第20 同意第14号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ て

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前10時00分 開議

○議 長(桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議 長(桐原則雄君) 日程第1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第2 各常任委員会の審査報告について

○議 長(桐原則雄君) 日程第2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長(永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に、令和2年6月10日に おきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第53号関連の1件であります。

当委員会は、6月11日、審議の前に、商業観光課及び農政課所管事業の2カ所の現地調査を行い、 その後、役場分庁舎3階のミーティングルームにおいて、執行部より付託議案の説明を求めながら審 議を行いました。

商業観光課所管事業の現地調査は、新型コロナウイルス感染症対策費関係であり、そのため、大津 町商工会におきまして、松永会長にもご出席いただき、県内及び町内の状況につきまして、情報収集 並びに意見交換を行いました。

まず、県内の状況でありますが、昨年5月と比べて売り上げが半分以下となったのは、飲食店が8割、宿泊業は全部と厳しい状況にも関わらず、事業活動面の対策については、約4分の1の事業所が何も行っていないということでありまして、商工会としては、このような事業所に対し、各種支援制度の周知や活用について積極的に協力していきたいとのことでありました。

また、町内の状況については、4月に行ったアンケート調査を基に報告がありまして、売り上げの

減少は飲食店が非常に厳しいということ。大津町商工会としても多くの相談を受けており、今後も商 工会の会員でよかったと言われるようなきめ細やかな支援をしていきたいとの報告がありました。

意見交換におきましては、雇用調整助成金申請の煩雑さ解消への取り組みや、新しい生活様式に対応するための事業支援など、様々な意見が出され、今後もお互いに知恵を絞って取り組んでいきたいとありました。

それでは、審議の経過につきまして、お手元に配付の審議記録のとおりでありますが、以下、課題 と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

議案第53号関連、令和2年度大津町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

経済部農政課におきましては、委員より、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業で建設予定の 豚舎などの排水については地下浸透なのか、それとも河川に放流するのかという問いに対し、執行部 より、護川土地改良区の排水路がありますので事務所からの排水や雨水などはそちらに放流される予 定であります。豚舎からの糞尿の排水については、おが屑を発酵床にする独自のシステムを利用して 処理されますので排水はありません、と答弁がありました。

また、委員より、利子補給について、利用実績はあるか。認定審査は厳しいのかとの問いに、執行部より、国のセーフティネットと県の分がありますが、農協に確認したところ、国の分は12件相談があっており、そのうち10件申請があっております。県の分につきましては1件相談があっている状況であります。国の分については、2件申請できなかったそうなので、審査が厳しいと思われます。その2件については、県分に変更して出される可能性があります、と答弁がありました。

また、委員より、畜産クラスター事業において、協議会にする意図は何かとの問いに、執行部より、 畜産クラスター事業で養豚業は今回が初めてですが、構成要件として畜産業を含め2名以上であれば 協議会をつくることができます。その業種を将来どのようにするかの計画を立てることが重要で、各 経営体が将来に向かっての計画を実践するために協議会を設立することを意図するとしています。

菊池地域でいえばJAが菊池地域の畜産計画を立てており、その計画の中で、参加されている経営体に機械導入や施設の改修を進めていかれています、と答弁がありました。

また、委員より、担い手づくり支援交付金については、ポイントは具体的にどのようなことか。また、地区ポイントは全体の何割をしめているのかとの問いに、執行部より、助成対象者の取り組みとして、付加価値の拡大、経営面積の拡大、経営管理の高度化、輸出の取り組み、農業者育成などがポイントとして算定されます。町の取り組みとして地域ポイントがあり、主に農地を集約することで得ることができます。満点が47点になりますので、そのうち地区ポイントは農地集積などで4点分になり、約1割程度の配分になります。今回は、人・農地プラン関係で2点で地区ポイントで付与されております、と答弁がありました。

また、委員より、農業用ドローンはこれからの農業で不可欠になると思われるが、防除以外の使用 に関しての情報はないのかとの問いに、執行部より、今回の事業では防除用で導入しておりますが、 田植や苗床を作らず、直播きで行ったり、センサーで感知して肥料不足や重点的に種まきする箇所を 探すなどの技術が開発されております。また、ドローン1台で80haを補うとされており、作業の 効率化も図られるとのことであります。町独自で他市町村に先駆けて、無人トラクター、自動田植機、 自動草刈機の実証展示も実施しておりますので、ドローンに限らず様々な技術が開発されていますの で、情報収集をしっかりと行いたいと思います、と答弁がありました。

また、委員より、補助金で機械導入しているもので使用期間はどれぐらいかとの問いに、執行部より、農業用機械の減価償却は5年から7年になっていますが、補助金の効果をはかる適化法では8年となっております、と答弁がありました。

経済部商業観光課におきましては、委員より、新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援金の対象要件は、前年同月比だけではないのではないかとの問いに、執行部より、基本は、前年同月比の減少率を見ますが、創業1年未満の方は、特例として創業開始月から対象月の前月までの月平均事業収入と比較してみます。概要については、わかりやすく周知したいと思います、と答弁がありました。

また、委員より、この支援金の対象見込件数200件の根拠は何かとの問いに、執行部より、平成28年の経済センサスで大津町の商工業者数が全体で約1千件あります。その中で30%から50%未満の減少率が見込まれる事業者がどれぐらいあるのか調査するに当たり、セーフティネット4号という融資制度において町が減少率を認定している全体の件数から見ると50%以上が35%、30%から50%未満が20%、30%未満が45%でしたので、その率から算出しております、と答弁がありました。

また、委員より、支援金の申請期限と周知方法はどうなっているのかとの問いに、執行部より、申請開始は、予算成立後、早急に要綱を定めまして受付を始め、期限につきましては、国の持続化給付金や県の事業継続支援金が令和3年1月15日までとなっていますので、町は、2月末までを予定しております。周知の方法は、ホームページやLINE、回覧等と県の事業継続支援金の対象者の情報をいただき、該当者にはご案内をする予定であります、と答弁がありました。

土木部建設課においては、さしたる質疑はありませんでした。

土木部都市計画課におきましては、委員より、災害公営住宅の立石第二団地のエレベーターホールのガラスの設置工事については、設計の段階で考えていなかったのかとの問いに、執行部より、この住宅は熊本県が設計していますが、その方針として、エレベーターホールや廊下は屋外として造られております。しかし、現状として雨が降り込む状況がありますので、入居住民からの要望がありましたので、今回、予算をお願いいたしました、と答弁がありました。

また、執行部より、ほかの自治体の災害公営住宅も見に行きましたが、同じように屋外にエレベーターや廊下が設置されていました。今回、特にエレベーターを待っているときに濡れるということで、風通しも考えて工事を行いたいと思います、と答弁がありました。

委員の意見といたしまして、後付けで元々の設計ではないので、十分安全性は確保できるよう配慮 していただきたい。エレベーターを待つ間の雨をしのぐためであれば、全面をふさがなくても3分の 1や4分の1でいいのではないか。補助金を使用している建物をすぐに改修するのは好ましくないの ではないが、要望が上がっているのであれば、地元と十分に協議を行い、風通しや展望、メンテナン スや建物のデザインを阻害しないことも考えて設置していただきたい。強風に耐える強度や長期間使 ってもらえるよう耐久性には配慮してほしい、と意見がありました。

議案第53号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しま した。

続きまして、日程第3 その他の所管事項としまして、肥後おおづ観光協会の運営状況報告について、経済部商業観光課よりの報告並びに質疑を行いました。

報告の要旨は次のとおりであります。

令和2年4月から5月の実績及び6月の予定、令和2年7月から令和3年3月の事業、また運営について、新しい法人化へ向けて観光関連4団体、観光協会、商工会、明日観、コミッションとの協議が大きく前進しております。今年度から町もオブザーバーとして参加し、はじめました。地域おこし協力隊の業務との連携では、新たな取り組みとして農泊事業の立ち上げなどの検討も進めています、と説明がありました。

委員より、ビジタセンターを活用して、8月8日のJRの全線開通に伴う大津駅でのイベントは考えているのかとの問いに、執行部より、今年度、JRの開通や57号線の開通、ゾロ像の設置を盛り上げるための予算を総務課のまちづくり推進室で総括して行っております。今後、関係団体、関係各課等を集めて会議を行う予定でございます。商業観光課としても何らかの策を考えていきたいと思います、と答弁があっております。

また、委員より、テイクアウト情報をフェイスブックで個別に照会していたが途中でストップしているようだが、何か問題でもあったのかとの問いに、執行部より、当初は、観光協会のホームページ仕様の関係でメニュー等を掲載しづらく、お店だけを掲載しており、その補填策としてフェイスブックで1店舗ずつ紹介しておりましたが、途中からホームページをリニューアルして写真やメニューも掲載できるようになったため、それ以降はホームページを見ていただくようにしております、と答弁がありました。

また、委員より、グルメマップは、町でデザインしたものなのか。掲載されているお店は会員だけなのか。町から公費も入っている一方、会員の方は会費を払っているため、線引きは難しいと思うが、会員と非会員の整理はどうしているのかとの問いに、執行部より、町で作った概要版のパンフレットの詳しい内容のものを今回、観光協会に作っていただきました。会員と非会員の住み分けは、観光協会で何かをするときは会員の利益につながるように、もしくはそうすることで会員増を図るため、会員の方を中心にさせていただいております。ただ、テイクアウト情報などは、新型コロナの状況もありますので、今後の会員獲得や町全体を盛り上げる意味で会員問わず掲載しております、と答弁がありました。

意見としまして、町の発展のためにもビジターセンターを拠点に、町外に向けて発信していく必要があるのではないか。ゾロ像が来るまでに、駅南口から中央公園までにWi-Fiを設置するなど宣伝効果があるものを整備し、多くの方に集まってもらいリピーターになってもらうことで町も活性化するだろう。レンタルバイクもビジターセンターに設置することで利用者も増えると考えられる、と意見があっております。

以上、説明申し上げました。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の説明を終わらせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 文教厚生常任委員会委員長佐藤真二君。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤真二君) おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に、 令和2年6月10日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第51、議案第53号関連、議案第54号の3件です。 当委員会は、6月11日、審議の前に、学校教育課所管事業の2カ所の現地調査を行い、その後、 仮庁舎2階大会議室で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第51号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてです。

委員より、マイナンバーの証明のために、マイナンバーカードまたは通知カードの写しを添付するようになっていたが、今回、通知カードが廃止され、通知カードの添付ができなくなるということは、今後は番号だけを知らせればよいのかとの問いに、執行部より、通知カードは廃止になったが、記載事項の氏名・住所・性別の情報について変更がなければ今までどおり通知カードを使用することが可能で、引越しをした場合、マイナンバーを証明するものとしては、マイナンバーカードもしくはマイナンバーが記載された住民票の写しのどちらかが必要になる、との説明でした。また、今回の通知カードの廃止は、国がデジタル化を推進するため、マイナンバーカードを普及させようという考えである、とのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第51号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号関連、令和2年度大津町一般会計補正予算(第3号)についてです。

住民福祉部福祉課関係では、多機関の協働による包括的支援体制構築事業委託について、相談を受ける分野の範囲が、高齢者、障がい者、生活困窮者、就労などの分野で複合的な課題であることを確認し、児童分野にもDVや要保護児童の相談窓口があるので、それぞれの相談窓口の分野や役割を一度整理し、効果的な相談を受ける方法を考えていただきたい、との意見がありました。

また、この事業の委託に係る1名増員について、社会福祉士等の資格を有する人、人材が見つかるのかとの懸念に、委託事業と調整を行っている、とのことでした。

熊本地震関連では、一部損壊への支援については、申請期限が延長されたため、申請漏れがないように個別に通知して申請を促すこととする。また、仮設住宅の撤去と災害公営住宅の入居者支援については、建設型仮設住宅に入居されている3件が7月ごろに再建される見通しであることから、解体についても入居者の再建ができ次第進めていく。災害公営住宅の入居者支援は、新型コロナウイルスの影響で訪問活動やサロン活動ができなかったが、今後はサロン活動も再開し、戸別の訪問支援も進めていく、とのことでした。

次に、住民福祉部介護保険課関係では、高齢者福祉施設等新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金について、対象箇所40カ所が事前アンケートをベースに見込んだものであること。補助金の内容は3つ、感染予防対策のための資材確保、面会制限に対するストレス軽減ということで、例えば、タブレットを活用してオンラインによる面会ができるようにすることを想定したもの。それから、介護職員の負担軽減として、雇止め等によって離職された人を清掃や介護アシスタントとして雇用した場合に対する補助をするもの、の3点の説明でした。

それに対し、委員より、アンケートの取り方に曖昧さがあると思われる。原則1回限りの交付金なので、事業者への交付漏れがないように配分などもしっかり考えてやっていただきたい、との意見がありました。

続きまして、住民福祉部健康保険課関係です。

子育で・健診センターの新型コロナウイルス感染症の影響で不安を抱えている妊産婦に対する電話での支援業務につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により3月から5月までの3カ月間、乳幼児健診が中止や延期されたため、受診できなかった保護者を中心にということと、外出自粛の影響により予定していた里帰り出産ができず。不安を抱えている妊婦など、必要に応じて地区担当の保健師や母子保健推進員などが定期的に連絡をしているもの、との説明がありました。

その中の必要に応じてという部分について、さらに質疑があり、乳幼児健診が中止となった方、保護者全員に電話で発育・発達状況の確認をしていること。不安を訴えられたり、相談があった方など、支援の必要があると認められる方に対して定期的に連絡し、フォローを行っていること。また、妊婦についても、産婦人科から支援の依頼があった場合や、悩みや不安がある方など、個人の状況に応じて定期的にフォローしていくという形を取っている、とのことでした。

電話で確認できることと、電話だけでは難しいところがあるとの指摘には、今後、検診等で実際に お会いする機会を確保していく予定なので、見過ごしがないように確認していきたい、とのことでし た。

また、テレビ電話などの活用も提案されました。

次に、新型コロナウイルス対策の交付金で備蓄するマスク等について、障がいがある方に配慮したマスクは調達が可能であれば、今回の予算で購入したいと考えている。マスクについては2カ月程度で納品できる見込みで、消毒液は納品時期について明確な回答をもらっていない。また、保管場所については、楽善防災倉庫や矢護川コミュニティセンターを候補として検討している、との説明でした。このほか、町の独自施策として、インフルエンザ予防接種の助成を拡大し、予防接種を促すことでインフルエンザと秋・冬に起こるかもしれない新型コロナ感染の波が重なることを切り分けることができるのではないかとの提案があり、インフルエンザ予防接種の助成拡大は、地域の医療崩壊を防ぐ目的もあり、町単独ではなく、菊池郡市での取り組みがより効果的と期待できると考えられるので、3市町と協議しながら検討していく、とのことでした。

次に、教育部になります。

学校教育課関連では、大津中学校受水槽改修設計業務委託について、まず、現地で受水槽の耐用年

数は20年だが、現在40年が経過している、との説明がありました。

質疑として、今回、学校から要望があったのかとの問いに、要望は昨年あったこと。見積りを取ったが、高額であり、また、現在の水道法に準じるため、まずは設計業務を行う、とのことでした。

関連しまして、これまで定期的な点検は行っておらず、学校から要望があるものを精査するという流れでしたが、今後は学校ごとに担当職員を割り振り、四半期ごとの点検を学校と一緒にできればと考えている、との方針が示されました。

また、設計業務の委託費について、参考見積りから予定価格までの流れを確認し、設計に関しては、 都市計画課などに必ず依頼をしてほしい、との意見があり、また、入札の手順について、財政課を通 じて、県内にある設備関係のコンサルタント5社以上に入札の依頼を行うこと。電子入札によること を確認しました。

次に、火災のありました、大津東小学校体育倉庫の再築事業についてです。発災の状況と原因については、令和2年5月22日の未明、大津東小学校のグラウンド西側体育倉庫から火の手が上がり、明け方に消防署などによる消火活動により消し止められたが全焼した。前日の夕方、隣接する畑の所有者が畑の管理のため、畔や法面の草を刈った後に燃やした際に、周辺に燃え広がったため、地元消防団員が学校にあった家庭用ホースで消火にあたった。同日、これは火災の当日ですが、実施された警察、消防などによる現場検証では、その残り火が出火原因として考えられる、ということでした。

火災保険については、現在、保険の手続きをしているということで、消失した2棟のうち、昭和4 5年建築のコンクリートブロック造りについては保険に加入していた。鉄骨造のもう1棟は、地元有 志による寄附で建てられたため、保険に加入していなかった。倉庫の中のテントや体育用備品も保険 に加入していない。今後、購入した備品については財政課と協議し、収容動産に関する保険に加入す る方向で進めたい、とのことでした。

なお、保険の金額は約450万円とのことでした。

再築の経費について、委員より、設計費、建築費について積算の根拠等の説明を受けましたが、金額が大きいことから、意見として、この金額で再築した場合に、あまりにも高いため町民に対しての説明ができない。予算額は社会通念と比べて高額であることから都市計画課と念入りな打ち合わせを行い、精査をし、減額できるように努力をお願いしたい、との意見があり、執行部より、再度精査して見直す、とのことでした。

続きまして、GIGAスクール関係のタブレットパソコンの導入について、まず、調達可能なのか との問いに、タブレットパソコンについては、県の共同調達が予定されており、現在、示されている スケジュールでは年末から年度内にかけての納品予定となっている。校内ネットワーク環境整備とあ わせて年度内の事業完了に向けて進めている、とのことでした。

また、活用のための支援員の配置等についても説明がありました。

学校での新型コロナウイルス対策の経費について、学校手洗い場の水洗をレバー式にすること。フェイスシールドの導入状況、基礎疾患がある児童生徒の登校状況等についてのやりとりがありました。 全体的な意見として、端末整備や環境整備については、本来やるべき整備と新型コロナウイルス対 策のためにさらに追加して整備することをきちんと整理する必要がある。今後を見通した上での計画 的な整備をお願いしたい、とのことでした。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、3月の臨時休校に伴う臨時交付金対象の補償金があるが、4月、5月の休校に伴うものはないのかとの問いに、納入業者に損失がないことを確認している、とのことでした。

また、本会議で質疑がありました、給食の物資とフードバンクの件について確認をいたしました。 子育て支援課関係では、学校休業期間中、ステイホームのストレスから児童虐待やDVのリスクが 高まったと言われていますが、プラスアルファの対応をしたのかとの問いに、学校訪問等をし、要対 協関係の子どもたちの確認を学校と共有した。特に登校日に学校に来ない子については、保護者に連 絡を取るなど対応をした、との説明がありました、

これについて、特別な状況下では特別な対応が必要ではないか、との意見が交わされました。

陣内幼稚園の白蟻駆除については、3社以上の相見積もりによる予算化であることと、被害の発見 の経緯について確認をしました。

生涯学習課公民館関係では、会議室等の鍵をリモートで管理する施策について、取り組みとしては良いが、利用料約100万円が毎年の経費となると費用対効果が疑問である。今回はモデル的な導入と考えて、他の施設を含め、将来的な計画を示していくやり方でお願いしたいとの意見があり、今回は、公民館と限られた施設で実験的にデジタル化を目指して、将来的には社会体育施設等にも反映させていきたい。先進自治体では業務の無人化、予約から料金収納までを目指している構想もあるようですので、先進自治体からも学び、町でも取り組んでいきたい、とのことでした。

生涯学習課図書館関係です。電子図書システムについて、利用料の年間300万円程度を毎年負担することについて意見が交わされ、単純に紙の図書の購入費を減らして電子書籍に回すことでバランスを取るかも含めて検討する必要があるが、将来的には電子書籍を増やし、充実させる方向で進めていきたい、とのことでした。

それに対し、年間300万円をシステムの基盤に使うのであれば、コンテンツを増やしていかないと1冊当たりのプラットホーム料を考えた場合に割高になる。シビアに考えてほしい、との意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第53号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてです。

委員より、予備費の13万円の考え方だが、差額が出てくるのはわかるが、一般会計から繰り入れ し、そのまま予備費に計上されていくのは違和感がある。例えば、一般会計からの繰り入れを同額に するなど、別の方法はないのかとの問いに、執行部より、実際に繰り入れした分は、最終的に決算時 に精算をし、不用額を一般会計に返還するので、そのまま予備費に積み上げることはないとの答弁で、 討論はなく、採決の結果、議案第54号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決し ました。 当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議 長(桐原則雄君) 新型コロナ関係で、失礼しました。ちょっと休憩をします。45分からスタートしたいと思いますので、よろしくお願いします。

午前10時35分 休憩

 \triangle

午前10時45分 再開

O議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長(荒木俊彦君) ただいまから、令和2年6月10日に総務常任委員会に付託されま した案件につきまして、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第52号、議案第53号関連の2件であります。

当委員会は、審議に先立って6月11日午前中に総務課及び財政課所管事業の3カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ2階ふれあいホールにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

お手元の報告記録に沿って報告をしたいと思います。

まず、議案第52号、公有財産の処分についてであります。

本件につきましては、6月11日に所管課より説明を受けましたが、法的な面から確認をする事項がありましたので、翌日に再度委員会を招集すること、その際、参考人として町顧問弁護士の藤本猪智郎様を招致することとし、翌6月12日金曜日午後1時から開催した委員会において、藤本弁護士にご出席いただき、ご意見を伺いました。

さらに審議を深める必要があると判断したため、再度6月16日火曜日午後4時から藤本弁護士に も参考人として出席を願い、委員会を開催し、会期中計3回の委員会において審議を行いました。

まず、6月11日の審議経過の概要です。委員より、今回の土地については、なぜ光進建設が造成を行い、売却先が光進商事となるのか。執行部より、本来であれば、町の事業で造成を行うべきでしたが、福祉事業の補助金をうけるため時間面を優先し光進建設が造成を行いました。ただし、今回造成費として売却額から控除した額は、町で積算を行った額となっています。また、顧問弁護士にも経緯を説明し、造成費を控除することは法的に問題はないとの回答を得ています。売却先については、光進会に売却を行いたい旨の協議を行いましたが、建設業の光進建設、社会福祉法人の光進会、不動産業務等を行われている光進商事が光進グループとして一体となり事業展開を行われており、今回は経営上の判断で、不動産部門の光進商事が購入されたい、とのことでした。

委員より、今回の土地を光進商事が購入した場合、光進商事は無償で光進会に貸し付けを行うのか。 執行部より、無償で貸し付けを30年間、無償賃借契約の確認を行っています、との答弁でした。

意見として、顧問弁護士に相談されたとのことだったので、本議案に対して参考人として招致し、

意見を聞きたい、との意見があり、法的な見解を確認するため、町顧問弁護士の藤本氏を参考人として招致することと決定しました。

6月12日は、前日の審議経過を踏まえ、参考人である藤本弁護士の見解を伺いました。経過の概要は次のとおりです。

委員より、5年前の不動産鑑定に基づき、売却金額を決定することは法的に問題ないか。参考人から、双方の同意があれば、法的に問題はないと考える。

委員より、本件に際し、造成費を控除することは法的に問題ないかとの質疑に、参考人より、売買金額について、契約当事者間での協議により決まるものであり、今回の場合、造成を行った分の工事費を売却の際に控除することに関しては、法的問題はありません、との答弁でした。

委員より、造成を行ったのは光進建設であり、造成費を控除するのであれば、売却先は、光進建設にすべきではないか。参考人より、光進グループの関係性がはっきり分からないため、明確なことは言えません、との答弁でした。

以上、参考人より見解をいただきましたが、再度6月16日に委員会を招集し、弁護士にも出席を いただきました。

委員より、社会福祉法人への売却ということで、10%、1割控除されているが、その根拠となる 条例はどうかとの質疑に、執行部より、条例に基づく値引きではなく、社会福祉事業、公募事業に応募されていること、8千㎡以上の土地という3つの条件を満たした場合のみ10%控除している経緯が根拠です、との答弁でした。

委員より、造成費を控除することは、法的に問題ないか。参考人より、売買金額については、双方が同意をしていれば自由であり、地方自治法第237条第2項に記載のとおり、公有財産の処分は条例または議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして譲渡することはできないと定められています。逆に言えば、議会の議決を経れば、控除することも可能となります。また、仮に控除せずに売買を行えば、造成費に対する町の債務が発生し、光進会は町に造成費を請求することが可能となります。また、借主が造成などを行い、土地の価値を上げた場合は、その価値を上げるため支出した額または増加額を貸主に求めることができる有益償還請求権が認められています、との答弁でした。

委員より、10%控除することに法的問題はないかとの質疑に、参考人より、10%控除することは、法的問題ではなく政策的問題だと考えます。適正な対価かどうかということであれば、10%控除することについて議決を経れば問題はないと考えております、との答弁でした。

委員より、仮に造成費を控除せず売買契約を行った後、町が造成費を支払わなかったらどうなるか。 参考人より、借主が土地を造成したということは、価値が上がったと判断でき、町が支払わなかった 場合は、法的に問題がありますし、訴訟を起こされる可能性があります、との答弁でした。

委員より、今後、住民監査請求があった場合、町はその請求に堪えられるのか。また、説明できる 根拠は揃っているのかとの質疑に、参考人より、行政裁量の逸脱が争点になってきます。裁判になっ た場合、最終的には裁判所が判断することですが、裁量権の逸脱はないものと考えております。執行 部より、説明できる根拠については、全部揃っており説明できるものと考えています、との答弁でし た。

委員より、光進会グループの関係性はどうなっているかとの質疑に、執行部より、親族経営のそれ ぞれの会社です、との答弁でした。

委員より、公有財産の処分について、否決された場合、今後どのようになるかとの質疑に、執行部より、5年前から経営安定のため売買を希望され、交渉を続けてきましたので、9月末で契約が切れる賃貸借については、延長を考えておりません。売買ができない場合は、土地の一体的利用もできなくなり、社会福祉事業の運営に支障をきたすと考えております。地域に根ざした事業を行ってこられ、町の福祉政策にとっても痛手となります。また、雇用の面や入居者についても心配されます、との答弁でした。

委員より、町が光進商事に売却後、光進商事が光進会に売却することは可能かとの質疑に、参考人より、売却は可能であり、法的に問題はありません。ただし、売却後も用途の制限は継承する必要があると契約書に記載されています。

以上、討論はありませんでした。採決の結果、議案第52号については、全員賛成で原案のとおり 可決すべきものと決しました。

なお、委員会で審議したときの参考資料は、お手元に配付をしております。

次に、議案第53号関連、令和2年度大津町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

総務部総務課関係で、委員より、瀬田駅の修繕に関し、熊本地震によりJR豊肥線の運行が止まったことで、瀬田駅周辺の人口が減少したのではないかとの質疑に、執行部より、鉄道の影響で人口が減少していることはありません、との答弁でした。

委員より、瀬田駅の屋根修繕が予算化されているが、風雨が強いことを踏まえて修繕をすべきではないかとの質疑に、執行部より、これまでゴムで止める施工でしたが、今回はシーリング施工により、風に強い施工を予定しています、との答弁でした。

委員より、新型コロナウイルス感染症による雇止めを受けた方を会計年度任用職員として雇用する とのことだが、何カ月分の予算なのか。執行部より、2名分で来年3月までの雇用分の予算で、地方 創生臨時交付金のメニューになるので活用したい、との答弁でした。

委員より、マスクの備蓄計画はどうなっているかとの質疑に、執行部より、実施計画に基づき、総 務課では災害対応でマスクを3万枚備蓄予定です。あわせてアルコール消毒液も備蓄を予定していま す。その他感染症対策として、福祉部門では、今回の地方創生臨時交付金を活用し、消毒液や防護服 の備蓄を予定しています。

議長より、これから梅雨に入る。避難所で気を遣うところも出てくる。避難所運営をどう考えているかとの質疑に、執行部より、自然災害による避難所運営は全国的に課題となっています。6月4日に先進的な取り組みをしている益城町を視察し、課題も確認し、翌5日に、消防、警察、区長、防災士による防災関係者会議を開催し、避難所運営については、県から指針が出ており、広報6月号でも周知している。避難所は分散型を考えており、ハザードマップで安全性を確認し、自宅が安全であれば自宅避難、レッドゾーンであれば避難所といった具合で、全戸配布により避難所についての周知を

しています。避難所の感染予防について、福祉部門で準備を進めています。受付時の消毒や検温を行い、熱がある場合は場所を分けての避難を想定しています。また、パーテーションを購入しての対応を予定しています。災害時は、通常4カ所の避難所を開催していますが、南部・中部・北部各1カ所ずつ増やして7カ所とすることも検討しています。感染症の第2波、第3波も想定しながら、今後とも予備費利用や補正予算をお願いしながら準備を進めたいと考えています、との答弁でした。

委員より、大津町に配布された地方創生臨時交付金は、全国平均よりも多いのか少ないのかとの質疑に、執行部より、県内では65億2千万円、総額で自治体数で割ると1.4億円になります。菊陽町は8千万円、菊池市は2億1千万円で、人口や財政力、感染状況により配分されています。ただ、人口が多く、財政力も高い関係市町の首長で、県や国に対し、人口増への自治体への配慮を要望したところです、との答弁でした。

委員より、コロナ対策の財源として、基金繰入をしているが、自主財源が減少することも心配している。基金は今どのくらいあるかとの質疑に、執行部より、財政調整基金は16億5千500万円、 感染症対策優先として、後年度でもよい事業は後回しし、一方、優位な財源がある場合は前倒しでも 実施することとしています、との答弁でした。

その他、総務部総合政策課、財政課関係では、特に質疑はありませんでした。

討論はなく、採決の結果、議案第53号関係について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

これで、総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長(桐原則雄君) 以上で、各常任委員会の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 議案第52号の公有財産の処分について質疑を行います。

かなりですね、突っ込んで審査をされたようですけれども、ちょっとこの分についてはどうだった かというところでお尋ねしたいと思いますけれども、まず、この件につきましては、全協でも、その 前の段階でも説明をいただいていたんですけれども、その中のですね、どこにもですね、この株式会 社、買主となる株式会社の名前が出てきてなかったんですよ。議案集の中にようやくその名前が出て、 ただそれまでは説明を受けておりましたので、議案集の所までは見てなかったんですね。そのことを 知らないままにずっときてたというところがありまして、そういったそのやり方というのが意図的に されたのかなというところについて確認をされたのかなというところですね、1つお尋ねしたいと思 います。

それから、説明の中では、光進グループとして一体となり事業展開を行われておりということで説明がなされているんですけれども、そもそもここをこの株式会社、この株式会社が取得する、購入するメリットがあるのかということですね。いくらグループの中であっても、利益がなければお互いの間の取り引きというのはやっぱり成立しないわけです。そもそもこの金額というのはぎりぎりの金額

だということで言われておりますので、それを取り引きするのにどこのその利益をつくる余地があるんだろうかなというところ非常に疑問に思うわけです。さらに、それが無償貸与ということであれば、例えば、固定資産税とか若干の減免はあるのかもしれませんけれども、株式会社が保有する土地ですので、固定資産税がゼロになるということは多分ないんだろうと思います。そうしたことについてどういうふうに対応されるんだろうなというとこで、そこについての確認はされたのかなというところが質疑です。

それから、社会福祉法人への対応が目的であれば1割の減額ということで、根拠のほうはなくて、 あくまで政策的な判断だということの説明だったと思います。そうしたときですね、この売買の交渉 というのを株式会社のほうとしたのか、それとも社会福祉法人のほうとこれまでしてきたのか、この どっちなのかというのは結構意味があると思うんですよ。そこについての確認がどうだったのかを確 認したいと思います。

それから、これはここまでは多分ちょっとお話多分されてないとは思いますけど、念のためちょっとお尋ねしますと、社会福祉法人が事業活動を行うにあたっては、その土地の所有者でいうのは、まず社会福祉法人自身であるか、あるいは、国や地方自治体が貸与したものか、貸与を受けたものであるという社会福祉法人の土地の所有の制限の、これ決まりごとがあります。一部民間の、いや、それ以外のか、それ以外の人が持っている土地を貸与を受けて事業を行う場合についての緩和要件はあるのはあるんですけれども、それは必ず都市部で、その土地を入手することが困難である場合に限られるという決まり事がございます。この場合、町としてはこの株式会社に売っても、社会福祉法人に売ってもどちらでも構わないわけですから、特に困難性というものはないと思われます。その辺について、どのような説明があったのかということについて確認をしたいと思います。お願いします。

○議 長(桐原則雄君) 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長(荒木俊彦君) お答えをいたします。

全協等の説明の中では、売却先の名前が光進商事だということが明らかにされていなかったということは、私も実際議案が出てきて、あれ、光進会じゃないのかという疑問はございました。そこで、審議の中で、最大の焦点が、なぜ光進会が売却相手ではないのかという疑問が委員からも出されまして、執行部側は、できれば光進会に買ってほしいと思ったけど、相手側が、いや、光進商事に売ってほしいと、最後それをのまざるを得なかったという執行部側はそういう答弁をしておりました。

それから、今度のこの特別養護老人ホーム等の社会福祉施設がある土地を、いわゆる不動産会社の 光進商事が買う、なぜメリットがある、なぜそうなるのか、何かメリットがあるのかという質疑だっ たと思うんですけど、社会福祉法人に対して、民間の会社なり個人が土地を無償で提供する場合は、 固定資産税がゼロになると、どうもそういうことだという答弁がありました。それ固定資産税はゼロ になりますけど、特にその光進商事(株)が何らかのメリットがあるのではないかということで質疑 も出ましたけど、特に大きなメリットがあるということは答えはありませんでした。

それから、造成費を値引いた後、さらに10%減額をするということについて、町はその一体どこと交渉したんだと。執行部の説明では、社会福祉法人であるから、社会福祉の事業をやっているから

10%、上物ですよ、社会福祉法の施設が上で経営をやっているから10%を減額するんだ。ここでもやはり本来であれば社会福祉法人の光進会が一番ベターであるけど、再三交渉したと。光進会にですね。しかし、光進会では、光進商事に売ってくれということで、交渉の中では町としては光進商事に売るしか、相手の希望がそうなっているからそれを光進商事株式会社を売却先として飲まざるを得ないというような答弁がございました。

それから、4点目の社会福祉法人は、法的になるだけ自分とこの自前の用地を持つようそういう指導があるそうですが、私もそこまでは調べておりませんが、売買契約の中で、今後30年間は無償で社会福祉法人の経営ができるように対応すると、そういう約束事がなされているから、それをクリアしたんだろうなということが想定されます。

以上で、答弁を終わります。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 議案第52号について質疑を行います。

いろいろ今質疑が出てですね、段々こうわかってくる部分があって、やっぱり深くこういったもの は我々も知るべきだと思いますが、福祉事業の補助金を受けるために時間面を優先したとここに記録 されているものを今見てますけれども、時間面を優先する。もう5年前からですね、交渉は行ってき たという話があって、しかも刻一刻と世の中は変わるのに、5年前の単価を使ったとか、そういった 形が出てきておりますので、時間の余裕はもう十分あって、説明責任を果たすですね、理由はあった と思います。それがなぜできなかったのかということをよくよくこう仮定として考えてみてもですね、 ここには国・県の関与があったんではないかなと。そういったことも考えられると思うんですよ。そ の国・県の指導のもと、例えば、そのグループ会社であるから一体としてこっちは理解することがで きて、社会福祉法人としてのそういった営業を認めるていうようなですね、この売却やいろんな形が 1つのグループをそういうふうな形を認めてあげるからとかですね、何かどうもここは議会のほうに 説明がなかったんで、ちょっと疑うしかないんですけれども、それと国・県の関与ですね、について のそういった意見がなかったのかということと、5年前からの交渉でこの5年前の単価ですね、とい うことと、どうせならば、その造成とかしないまま売ったほうが何もなかったのではないかなと、そ の現況のままの売却ですね、造成をする前という形で進めたほうがよほどスムーズにいったのではな いかなということも考えられますので、ここは途中でいろんなものをかませてきたんで複雑になって おりますので、そういった質疑応答はなかったのか質問いたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務常任委員長荒木俊彦君。
- ○総務常任委員長(荒木俊彦君) お答えいたします。

5年前、大津町と社会福祉法人の光進会に対して、町と貸付契約をしたわけですけど、特別養護老人ホーム等を建設するために、国・県の補助金が当然求められると思うんですけど、その補助の申請の受付ですね、次の年の3月までに目処を立てないかんというような制限があった関係で造成をしないまま町が光進会と賃貸借の契約を結んだと。その際、同和対策事業でつくったガラスのハウスとか

は光進建設が解体撤去、構築物は解体撤去したので、その分の約1千500万円でしたかね、それは 賃貸借契約ですね、ここから差し引いて賃料を決めてきたという経過だったということです。

それから、なぜ再鑑定しないのかということで、委員会の中でも売却するのであれば現在の鑑定をするべきでは、不動産鑑定が必要ではないかという質疑がだいぶ出ましたが、鑑定料が数十万円かかるのと、この何ですかね、8千685万円という5年前の不動産鑑定の価格は、10月に賃貸借契約を5年前結びました。その後、老人ホームの建設に入るわけですけど、建設の前に敷地を造成しなくちゃいかんと、その造成をした後に町が不動産鑑定を行ったと。確か11月24日付で町に対して、町がその不動産鑑定の鑑定額を受け取ったのがこのいわゆる造成をした後ですね、価値が上がった後の鑑定価格が8千685万円であるという答弁でありました。ですから、造成が終わった後の、価値が上がった鑑定価格ですので、現在においてもそう大きく上がったり下がったりはしていないだろうということで、委員のほうからもある程度納得は得られたんではないかと思います。

それから、国や県からの関与があったのではないかということですけど、これは全く質疑の中でだれも、委員の中からも意見もありませんで、私のほうでも国・県の関与については意見、質問は出されておりません。

それから、お断りしておきますけど、5年前の10月に賃貸借契約を結んで、その後造成にかかったわけですけど、この造成費用は普通であれば光進会に請求するはずですよね、添付資料にも書いてたと思うんですけど、町が聞き取りを行った結果、造成費用はですね、光進会は払っていないと。この添付資料の真ん中あたりに書いてあります。造成費は、いわゆる建物の建った社会福祉法人の光進会は、造成費については請求されていない。だから、払ってもいないということです。光進建設にも聞いたら、造成費についてどこにも請求はしておりませんと。普通、こんなこと普通は考えられないという意見がありましたけど、町の聞き取りでは、造成費はいわゆる光進建設がサービスで行ったとしか考えられないと。これが論点いろいろ問題になったところであります。

また質問がありましたらお願いします。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 総務常任委員会の報告に対して質疑いたします。

私も先ほどから議論になっている公有財産処分についてなんですけども、説明の中で、今回、町としても光進商事ではなく光進会のほうに売却したいけども、いろんな粘り強い交渉を重ねたけども、結果として相手もあることなので光進商事になったという説明だったんですけども、そこでちょっと知りたいのがですね、報告書の4ページの最後のところなんですけども、町としてもその賃貸借期限の期限があるので急いだ部分もあるんでしょうけども、この否決された場合、今後どのようになるかというところに関して、町の福祉政策にとって痛手となりますとありますけども、ここの具体的にこれが、この機会通せないことによって、町民に対する負担というか、デメリットというか、そういったとこについてもう少し詳しく議論していればご説明いただきたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 総務常任委員長荒木俊彦君。

- ○総務常任委員長(荒木俊彦君) 報告書の4ページの真ん中あたりですね。公有財産の処分について 否決された場合、今後どのようになるのかというこの質問のときには、いわゆるあそこ光進会は社会 福祉法人として老人ホームが3つと保育園ですね、を経営しておりますので、それはその何ですかね、経営が行き詰って経営を潰れたりとかするんではなかろうかという何か危惧があるということでこう いう質問が出されたと記憶しております。町側ではですね、町としては賃貸借を改めてこう結び直す という延長は考えていないと。だから売買が成立しないと社会福祉事業が困難を来すであろうという ような答弁があったわけです。このあと、これに書いてありませんけど、社会福祉法人としてこのような脅かしのようなことを、売買、売ってくれんならもう事業を止めるとか、そういう脅かしのよう なことは絶対あってはならないということを私のほうで指摘したのは事実であります。答弁の中では、そういう強行な何ていうかな、売買が成立すると、社会福祉法人の経営に何らかの影響があるのでは ないかという趣旨での答弁であったと記憶をしております。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。11時30分から再開します。

午前11時22分 休憩

Δ

午前11時30分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 これから討論を行います。討論ありませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 議案第52号、公有財産の処分についてでありますが、反対の立場から討論をいたします。

総務常任委員会で審議されまして、深く審議されておるのはわかりました。そしてまた、弁護士を呼んでいろんな話を聞かれておりますので、しかし、弁護士も危惧するところがあるということで、やはり行政裁量の逸脱ですね。これは非常に問題でありまして、町民の主権を守るために我々は公正な選挙で議会制民主主義を守りながらこういった会議を開いているわけです。しかも町民の財産の処分の問題であります。こういったもののきちんとした手続きをですね、行って、町民がすべからく納得していただく審議でなければならないのが大前提であります。町民の主権をないがしろにしてはいけない。我々はきちんとした代弁をしなければならない。しかも5年前からきちんとした話し合いの場はもたれているわけであります。ですから、業者と行政手続きというものはきちんとした線引きがあるのが当たり前で、この点については線引きをきちんとしながら説明をして、そして公有財産の処分についてというものをですね、行政手続きとしての裁量権の逸脱というのは、非常に問題でありま

して、これをやられたならば、議会の尊厳は保てないということですよ。我々議員が無意味になって しまうということです。ですから、この点をきちんと確立させておかないと民主主義の崩壊になると 思います。ですから、我々が議会として無力であってはならない。町民の代弁をきちんとしなければ ならない。町民を裏切ってはならない。そういうふうに考えます。ですから、この件については、毅 然として反対の立場を申し上げます。

反対で否決された場合、いろんな形が書いてあります。しかし、我々は町民の福祉の増大を願っているのは皆さん一緒でありますから、この少子高齢化の中で対処しなければならない事例ではあります。ですから、町の立場として考えることと、町民が望むこと、そういったものをきちんと明確に、皆様がわかりやすく納得させるということを書いていることについては、納得してはいけないと思います。ですから、この点については、町民の主権を守るために私は反対の表明するものであります。 議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。 佐藤真二君。
- **〇6番(佐藤真二君)** 反対を重ねることになりますが、そこは申し訳ございません。私も議案第52 号について、反対の立場から討論させていただきたいと思います。

確かにですね、あそこの福祉村というのは、町の福祉の向上に大変に貢献していただいていると、 そのことはしっかりと理解しなければいけないと思います。ただし、その中でやはり行われる町の財 産の処分でございますので、これはやはり適正に扱わなければならないというふうに考えるものです。

これまで社会福祉法人への土地等の売却については、10%の減額をするというようなことがですね、なされてきました。それはですね、確かにそのとおりなんですけれども、ただこれは本当に特殊なことなんだということをまず認識しなければいけないと思います。本来、弁護士さんの言葉にありますように、公有財産の処分というのは適正な対価で行われることが原則です。それを減額することができる要件というのが、町の条例の中でも定められております。今回はこれには該当しませんので、あくまで裁量権、政策的な問題でございます。ということであれば、ここはやはり議会がしっかりと議論をしなければいけないということです。つまり、条例の根拠はないということですね。

今回、私が問題になっているのは、確かに社会福祉法人であれば10%程度減額ということもですね、それはそれで納得できないものではないなと、これまでの判断ではそのように考えてきました。今回もついさっき、この審議記録を見るまでは、この土地というのは、まず商事会社のほうに売却されて、その後、社会福祉法人に売却されるものだと思っていたんですね。ところが、これが貸与だということがわかったわけです。そうすると全く事情が変わってきまして、先ほど申しましたように、本来、社会福祉法人は社会福祉事業を営むその必要な財産を自己で保有するか、または国、地方自治体の貸与を受けたものでなければならないと、これが大原則です。それの中で、一部緩和要件があるのが都市部において、その土地を取得することが著しく困難である場合に特別養護老人ホームとかですね、幾つかのその事業、事業というか、施設の種類によって決まりはありますけれども、その中には、さらに地域密着型の養護老人ホームというのは含まれていないんです。ということは、これは社

会福祉法人が国、地方自治体以外のものから土地を借りて社会福祉事業を営むことはできないという ことを言ってるわけですね。この要件を満たさない以上、この今説明されたような取り引きというの はまず成り立たないということが前提になります。

あと細かいことを言いますとですね、私、この売却の価格とかはですね、あまり問題にはしておりません。この1割引くということが本当にいいのかということをですね、議論すべきだと考えております。どうしても光進商事ということ、先ほどの要件が、要件緩和をクリアして光進商事でもいいよっていうことになったら、その場合は、じゃあその代わり1割はなしよねっというのがですね、本来の考え方ではないかなと思います。

なお、今回こういう問題が出てきたのは、ほかの自治体ではしっかりと定められております普通財産の売払いの事務処理要領というものが大津町にはございません。これがきちんとあればですね、こんなことにはならなかったんではないかなということも指摘して、あわせて指摘しておきたいと思います。

以上です。

- **○議 長(桐原則雄君)** ほかに討論ありませんか。 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 私は、所管の委員長ですので、普通であれば賛成討論に立つところでありますが、今回の議案については、反対の立場から討論を行います。

今度の議案の提案に際して、法的に問題はあるのかないのかと、そもそもですね、この8千600 万円の鑑定価格の土地が約半額以下ですかね、4千231万円まで引き下げられて売却予定、これに 法的瑕疵はないのかということで弁護士さんをお呼びしたんですけど、法的には問題ないと、その首 長の裁量権が優先されるということのようでありました。その根拠が地方自治法の237条の第2項 ということですね。要するに、自治法では、適正な対価によらず、要するに、大幅に値引きをして、 普通地方公共団体が財産の譲渡をもし行うとすると、普通地方公共団体に多大な損失が生ずるおそれ や、特定のものの利益のために財政の運営が歪められるおそれがある。そのために、この自治法では、 要するに、非常に時価で安い価格で財産を処分しようとする場合は、最終的に住民の代表である議会 の議決を経なければならないと、法律上ではなっているんです。要するに、議会がチェック機関とな って、ここに歯止めがかけられるようになっていることは、弁護士さんの話からも私は理解をしたわ けであります。ですから、私はその継続して、また賃貸借契約は今年の9月までありますので、9月 議会でもまだ間に合うと、だから継続審議にしようということで、ではどうかということで諮ったん ですけど、最終的には採決に至ったということであります。賛成された委員の皆さんの気持ちもわか らないではありませんが、社会福祉法人ともあろうものが売買が成立せんと営業を止めてしまうぞと いうような、そういう脅かしのようなですね、やりとりにですね、町民の大切な財産を守らなくては いけない。役場がそういう、もしそういう脅かしがあったとしたらば、絶対屈してはならないと思う わけであります。そういう意味で、くどいようですけど、町民の代表としての議会の判断に最後は委 ねられるということをぜひ肝に銘じて採決に臨みたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議 長(桐原則雄君) ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第51号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は 起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定すること に賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、公有財産の処分についてを採決します。この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願い ます。

[起立多数]

○議 長(桐原則雄君) 起立多数です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、令和2年度大津町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。この 採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決 定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第53号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

〇議 長(桐原則雄君) 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。 お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の 継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和2年度議員派遣について

○議 長(桐原則雄君) 日程第4、令和2年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、令和2年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに、決定しました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時43分 休憩

 \triangle

午後1時00分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第5、諮問第1号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」から日程第7、諮問第3号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までの3件を一括して議題とします。

お諮りします。

諮問第1号から諮問第3号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を 省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、 委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案を申し上げます前に、本日、議案 の議決につきまして、大変お礼を申し上げたいと思います。

議決いただきました案件等についてもしっかりと議員の皆さんのご指導とご助言をいただきながら しっかりと頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げておきます。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案集と説明資料の1ページから3ページになりますけども、まず、諮問第1号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございますが、委員の津留武芳様が、令和2年9月30日をもって任期満了となられますので、再度、津留武芳様を人権擁護委員の候補者として推薦したいと思うものでございます。

津留武芳様は、平成23年10月1日から人権擁護委員として人権尊重の意識を高めるための活動を熱心に努めておられます。また、長年、教職員として人権教育に携わってこられ、校長としても教職員全体への人権の重要性を働きかけてこられました。現在3期目をされており、引き続き、人権擁護委員として活動が期待できると考えております。

次に、諮問第2号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございますが、委員の江原よね子様が、令和2年9月30日をもって任期満了となられますので、再度、江原よね子様を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと思うものでございます。

江原よね子様は、平成29年10月1日から人権擁護委員として人権尊重の意識を高めるための活動を熱心に努めています。また、長年、大津町役場に勤務され、児童館、若草児童学園、人権推進課などを経て退職されました。引き続き、人権擁護委員として活動が期待されると考えます。

次に、諮問第3号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございますが、委員の大北ムツ子様が、令和2年9月30日をもって任期満了となられますので、後任として、 緒方郁子様を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと思うものでございます。

緒方郁子様は、優れた見識があり、広く社会の実情にも通じ、人権擁護について理解があります。 また、長年、教職員として人権教育に携わってこられ、退職後もNPO法人で障害児の支援員として 活動されておられます。これまでの経験を活かし、活発な人権擁護委員として活動が期待できると考 えています。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の議決を 求めるものでございます。

以上、提案の理由を説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長(桐原則雄君) これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。諮問第1号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任とする ことに決定されました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。諮問第2号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任とする ことに決定されました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。諮問第3号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 (桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに決定されました。

日程第8 同意第2号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

O議 長(桐原則雄君) 日程第8、同意第2号、「大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行い たいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 提案いたしました人事案件につきまして、適任と認めていただき、誠にありがとうございました。

続きまして、同意第2号、「大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求めることについて」でございますが、現審査委員会委員の二田水久雄様が、令和2年6月20日をもって任期満了となられますので、再度、二田水久雄様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思うものでございます。

二田水久雄様は、税理士として固定資産の評価について、学識経験をもたれ、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願い 申し上げます。

○議 長(桐原則雄君) 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第2号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]

〇議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

日程第9 同意第3号から日程第19 同意第13号まで一括上程、提案理由の説明、 質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第9、同意第3号、「大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第19、同意第13号、「大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの11件を一括して議題とします。

お諮りします。

同意第3号から同意第13号までの11件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付 託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、同意第3号から同意第13号までの11 件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 提案いたしました人事案件につきまして、ご同意いただきまして誠にありが とうございます。

続きまして、同意第3号から第13号までの、「大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

議案集、あるいは説明資料は5ページから15ページに至っております。

大津町農業委員会の委員が、令和2年7月19日をもって満了となることから、新たに大津町農業 委員の委員を任命いたしたいと思うものでございます。

農業委員定数は12名となっております。公募状況は、推薦11名、応募1名で、委員定数と同数 の推薦・応募となっております。

まず、同意第3号の木村茂樹様は、大字引水在住で、元県立高校事務長等の経験を活かし、中立・ 公平な視点から本町農業の発展に寄与するべく、現農業委員としての経験を活かし、応募をされたも のでございます。

次に、同意第4号の藤本雅夫様は、大津町在住で、上大津区からの推薦となっております。農業委員会会長を歴任され、現農地利用最適化推進委員でもあることから、農地行政に精通されております。同意第5号の山隈百合様は、大津町下町の在住で、下町区の農業者女性部の代表として活躍しておられることから、農業者の女性代表として推薦されております。

同意第6号の樋口陽一様は、陣内在住で、鍛冶区からの推薦となっております。高校で学んだ農業の知識を生かし、地域農業の中心的な存在として活躍され、現「ネットワーク大津株式会社」の取締役等、率先してリーダーシップを発揮されております。

同意第7号の立石光秋様は、錦野在住で錦野区からの推薦となっております。農協の現甘藷部会員 として甘藷の栽培を積極的に展開され、地域の中心的な農業者として活躍されておられます。

同意第8号の吉良登美雄様は、真木在住で、真木地区からの推薦となっております。現農業委員会の会長として農業行政に精通されており、「もやいネット真城」の代表取締役の要職にもあり、地域営農のリーダーとして活躍されておられます。

同意第9号の豊岡敏則様は、杉水在住で、小林区からの推薦となっております。樹芸木の育成等を 大規模に展開され、地域の中心的な農業者として活躍されておられます。

同意第10号の高見茂子様は、引水在住で、引水地区からの推薦となっております。親子で長年に わたりメロン栽培に従事し、元メロン組合女性部役員、元JA菊池婦人部役員等も歴任されるなど。 幅広い分野で活躍しておられることから、農業者の女性代表として推薦されております。

同意第11号の大村信一郎様は、矢護川在住で、上中区からの推薦となっております。親子で肉用 牛の肥育に携わり、早くから法人化による大規模経営を展開されており、地域の中心的な農業者とし て活躍されております。 同意第12号の大田黒裕樹様は、吹田在住で、吹田区からの推薦となっております。親子で大規模な農業経営を展開され、町認定農業者協議会の副会長としてご活躍されております。

同意第13号の西本隆行様は、新在住で、新区からの推薦となっております。親子で大規模な酪農 経営に従事し、区長として地区活動の発展に大きく貢献されております。

以上11名については、令和2年3月26日、大津町農業委員会会長、同職務代理者、大津町役場 経済部長、同農政課長、農業委員会事務局長で構成する「大津町農業委員会委員候補者評価委員会」 において候補者としての評価を行っております。

農業委員会等に関する法律第9条第1項に規定する農業者・団体への推薦依頼及び公募要件は適正に実施されており、同法第8条第4項の委員欠格要件には該当せず、同条第5項の認定農業者数要件については、後で説明させていただく1名を含めた12名中9名が認定農業者であることから、過半数を超えております。

また、同条第6項の利害関係を有しない中立者も1名含まれ、同条第7項の年齢・性別等偏りが生じない配慮規定についても、後で説明させていただく1名を含めた女性委員が3名であることから、すべての法律要件を満たし、候補者としても適任である旨の報告が提出されております。

大津町農業委員会の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、 議会の同意を求めるものであります。

なお、同時期に推薦・応募を実施いたしました「大津町農地利用最適化推進委員」につきましては、 農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づき、新農業委員会会長が委嘱することになっており ます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、同意を賜りますようよろしくお願い申 し上げます。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、同意第3号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。 次に、同意第4号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]

- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。 次に、同意第5号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。 次に、同意第6号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。 次に、同意第7号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第7号は同意することに決定しました。 次に、同意第8号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第8号は同意することに決定しました。 次に、同意第9号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。 次に、同意第10号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第10号は同意することに決定しました。 次に、同意第11号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第11号は同意することに決定しました。 次に、同意第12号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 「起立全員」
- O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第12号は同意することに決定しました。 次に、同意第13号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

日程第20 同意第14号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第20、同意第14号、「大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

なお、本議案は、地方自治法第117条の規定によって、津田桂伸君の退場を求めます。 退場をお願いします。

〔津田桂伸君 退場〕

○議 長(桐原則雄君) お諮りします。

同意第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、同意第14号は、委員会付託を省略する ことに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 提案いたしました人事案件につきまして、ご同意いただき、誠にありがとう ございます。

続きまして、同意第14号の「大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の 提案理由の説明を申し上げます。

同意第14号の津田恵美様は、大字杉水在住で、上の原区からの推薦となっております。酪農に従事され、上の原区の農業者女性部の代表として活躍しておられることから、農業者の女性代表として推薦されております。

大津町農業委員会の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、 議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願いします。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第14号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この 採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第14号は同意することに決定しました。 津田桂伸君の入場を許します。

〔津田桂伸君 入場〕

〇議 長(桐原則雄君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。

令和2年第2回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。 令和2年6月17日

大津町議会議長 桐 原 則 雄

大津町議会議員 本田省生

大津町議会議員 府内隆博